科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
核燃料物質輸送対策室
放射線安全課
運輸省運輸政策局技術安全課
警察庁保安部保安課
監修

核燃料・ラジオアイソトープ……

放射性物質等の輸送法令集

—昭和62年版—

日本原子力産業会議

日本原子力産業会議資料室
受入
1987. 4. 17
No. 23092
1

科学技術庁原子力安全局核燃料規制課
核燃料物質輸送対策室
放射線安全課 監修
運輸省運輸政策局技術安全課
警察庁保安部保安課

放射性物質等の輸送法令集

（昭和62年版）

I　核燃料物質等の運搬

○陸上輸送—工場又は事業所の内，外
○海上輸送
○航空輸送

II　放射性同位元素等の運搬

○陸上輸送—工場又は事業所の内，外
○海上輸送
○航空輸送

III　関連法令及び定義等

○薬事法（抄）
○放射性医薬品製造
○原子力基本法等

日本原子力産業会議

はじめに

わが国の原子力開発利用は、三十年を経た今日、原子力発電をはじめ、医療、工業、農業利用の分野に広く普及してきました。これら原子力開発利用が増大するにつれ、核燃料及びラジオ・アイソトープ（ＲＩ）等の放射性物質の輸送量の増加と広域化に対応した安全輸送体制の確立が望まれておりますが、昭和六十一年五月の原子炉等規制法等の大幅改正、同六十二年三月の各省庁局長通達等により、輸送の安全規制が一層充実強化されてまいりました。

当会議では、この機会に、運輸省運輸政策局技術安全課、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課核燃料物質輸送対策室、同局放射線安全課、警察庁保安部保安課の編集協力と監修を経て、放射性物質の輸送の安全規制に関する法律、規制、告示、各省庁局長通達、内規集、技術規準等を網羅した本書を発行し、輸送の実務に携わる方々のみならず広く関係者の便宜に供することとなりました。

わが国の放射性物質等の輸送に関しては、今後とも毎年増大することが見込まれるものであり、放射性物質の輸送が円滑かつ安全に行われる上で、本書が一助となれば幸甚であります。

昭和六十二年三月

日本原子力産業会議

放射性物質等の輸送法令集

もくじ

I　核燃料物質等の運搬関係法令……一
図　核燃料物質等の運搬に関する基本体系……三
A　陸上輸送関係法令……四
Aの一　工場又は事業所内の運搬関係……四
図　核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系……四
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）……五
○核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）……八
○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）……一〇
○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）……一三
○核燃料物質の使用等に関する規則（抄）……一四
○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示……一六
・別記（第六条関係）事業所内運搬標識……一九
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）……二〇
○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示……二三
・別記（第六条関係）事業所内運搬標識……二四
○実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）……二五
○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示……二七
・別記様式（第六条関係）事業所内運搬標識……二九

Aの二　工場又は事業所外の運搬関係……三〇
図　核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系……三〇
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）――〔科学技術庁関係〕……三一
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）……三八
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則……四二
・別記様式第一（第十六条関係）車両運搬確認申請書……五二
・別記様式第二（第十六条関係）簡易運搬確認申請書……五四
・別記様式第三（第二十条関係）原子炉等規制法第六八条第二項の規定による身分証明書……五九
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示……六〇
・別表第一（第二条関係）
・別表第二（第二条関係）
・別表第三（第二条関係）
・別表第四（第二条関係）
・別表第五（第二条関係）
・別表第六（第二条関係）
・別表第七（第二十一条関係）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……六一～八二
・別記第一（第二条関係）特別形核燃料物質等に係る試験……八三
・別記第二（第五条、第十三条関係）A型輸送物に係る一般の試験条件……八三
・別記第三（第六条関係）BM型輸送物に係る一般の試験条件……八四
・別記第四（第七条、第十四条関係）BM型輸送物に係る特別の試験条件……八四
・別記第五（第九条関係）BU型輸送物に係る一般の試験条件……八四
・別記第六（第十条関係）BU型輸送物に係る特別の試験条件……八五
・別記第七（第十九条関係）第一類白標識……八六

もくじ

・別記第八（第十九条関係）第二類黄標識……八七
・別記第九（第十九条関係）第三類黄標識……八八
・別記第十（第十九条関係）三葉マーク……八九
○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（原子力安全局長通達）……九〇
・別記第一
・別記第二
・別記第三
・別記第四
・別記第五
・別記第六
・別記第七
・別記第八
・別記第九
・別記第十
規則第十六条第一項第一号～第六号の説明書の記載事項……九四～九六
・別記第十一
・別記第十二
・別記第十三
・別記第十四
・別記第十五
・別記第十六
・別記第十七
・別記第十八
・別記第十九
規則第十七条の二第一項第一号～第四号の説明書の記載事項……九六～九七
輸送容器検査立会申請書……九八
容器承認書記載事項変更届……九九
承認容器廃止届……一〇〇
承認容器登録票（記載例）……一〇一
核燃料輸送物設計承認申請書……一〇三
核燃料輸送物設計変更承認申請書……一〇四
核燃料輸送物設計承認更新申請書……一〇五
特別形核燃料物質等設計承認申請書……一〇六
核燃料輸送物設計承認英文証明願……一〇七

・別記第二十　核燃料輸送物確認届……一〇八
・別記第二十一　輸送容器届……一一〇
・別記第二十二　輸送容器使用廃止届……一一一
・別記第二十三　核燃料輸送物設計届……一一二
・別記第二十四　核燃料輸送物設計変更届……一一四
・別記第二十五　特別形核燃料物質等設計届……一一五
・別表　輸送容器検査要項……一一六
○核燃料物質等輸送物設計承認申請書記載要綱（原子力安全局核燃料規制課内規集）……一一九
イ章　輸送物の説明……一二四
ロ章　輸送物の安全解析……一二四
表―一　総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価……一三六
ハ章　輸送容器の製作……一三九
ニ章　輸送物の取扱い方法及び保守条件……一四一
ホ章　安全設計、安全輸送に関する特記事項……一四三
ヘ章　申請書書式……一四三
・指定検査機関等に関する規則（抄）……一四五
・指定運搬物確認機関を指定した件……一五〇
○核燃料物質等車両運搬規則（運輸省関係）……一五一
・第一号様式（第九条、第十八条関係）第一類白標識……一六〇
・第二号様式（第九条、第十八条関係）第二類黄標識……一六一
・第三号様式（第九条、第十八条、第十九条関係）第三類黄標識……一六二
・第四号様式（第九条関係）三葉マーク……一六三

もくじ

・第五号様式　（第九条、第十八条関係）コンテナ標識……一六四
・第六号様式　（第十二条関係）車両標識……一六五
○核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令……一六六
・別記様式（第十八条関係）立入検査を行う職員の身分証明書……一七一
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則……一七二
○原子炉等規制法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令……一七四
○核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定等について（運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達―その一）……一七五
○「放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正等について（運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達―その二）……一七六
○核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達―その三）……一七九
・別添一　核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領……一八一
・別表第一　運搬計画書等記載事項等……一八五
・別表第二　指定申請書の記載事項等……一八九
・別表第三　申請先……一九〇
・第一号様式（確認申請書）……一九一
・第二号様式（指定申請書）……一九二
・第三号様式（承認申請書）……一九三
○「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令の制定等について（運輸省大臣官房国有鉄道再建総括審議官・貨物流通局長通達―その四）……一九四
・別添　核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第三条の積載方法承認の申

請等の実施細目……一九六
●別表第一　申請書の記載事項等……一九六
●別表第二　添付書類の記載要領等……一九八
●別表第三　申請先……一九八
●別記様式（承認申請書）……一九九
○自動車運送事業等運輸規則（抄）……二〇〇
○道路運送車両の保安基準（抄）……二〇一
○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令　〔警察庁関係〕……二〇三
図　報告書徴収関係……二〇七
図　運搬証明書の交付……二〇八
図　運搬証明書の返納……二〇八
図　運搬証明書の書換え手続……二〇九
図　再交付手続……二〇九
○第一、運搬届出書の記載要領（警察庁保安部保安課）……二一〇
●運搬届出書の記載例……二一三
●運搬経路及び運行時刻（例）……二一八
●核燃料物質等積載車両及び運転者（例）……二一九
●積載車両外観図（例）……二二一
●携行資器材の名称及び個数……二二二
●運搬要領（例）……二二三
●車列編成図（例）……二二四
●警察機関への連絡要領（例）……二二五
●応急措置要領（例）……二二五

もくじ

・非常時の連絡体制（例）……二二六
○第二、書換え申請書の記載要領（同）……二二七
○第三、再交付申請書の記載要領（同）……二二八
表　核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表（警察庁保安部保安課）……二二九
B
海上輸送関係法令……二三一
図　核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系……二三一
○船舶安全法（抄）……二三二
○危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）……二三三
・別表第四（第百三十条関係）手数料の額……二五七
・第五号様式（第九十一条の二十一関係）放射性物質等運送届……二五八
・第六号様式（第九十一条の二十一関係）放射性物質等運送変更届……二五八
○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示……二五九
・別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験……二六四
・別記第二（第六条、第十三条、第十四条関係）A型輸送物に係る条件……二六四
・別記第三（第七条関係）BM型輸送物に係る条件……二六五
・別記第四（第八条、第十三条、第十四条関係）BM型輸送物に係る条件……二六五
・別記第五（第十条関係）BU型輸送物に係る条件……二六六
・別記第六（第十一条関係）BU型輸送物に係る条件……二六六
・第一号様式（第十五条関係）第一類白標札、第二類黄標札、第三類黄標札……二六七
・第二号様式（第十六条関係）三葉マーク……二六九
・第三号様式（第十七条関係）コンテナ標識……二六九
○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（抄）……二七〇
・別表第十四（第十五条関係）危険物相互の隔離表……二七一

・別表第十六（第十六条関係）コンテナ相互の積載関係表……二七二
○危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認並びに放射性輸送物の運送の安全の確認について（運輸省海上技術安全局長通達）……二七三
・別記一　放射性輸送物設計承認申請書……二七七
・別記二　放射性輸送物設計変更承認申請書……二七九
・別記三　放射性輸送物設計承認英文証明願……二八〇
・別記四　放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認申請書……二八一
・別記五　放射性物質輸送容器承認票（記載例）……二八二
・別記六　放射性物質輸送容器の使用廃止届……二八三
・別記七　放射性輸送物安全確認申請書……二八四
・別記八　放射性輸送物運送計画書安全確認申請書……二八六
○放射性物質等の船舶運送に伴う管区海上保安本部の長に対する放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁行政指導文書―その一）……二八九
・別紙一　管区海上保安本部における担当課一覧……二九〇
・別紙二　運送船舶の行う連絡要領……二九一
○危険物船舶運送及び貯蔵規則第九十一条の二十一の規定に基づく放射性物質等運送届の提出等について（海上保安庁行政指導文書―その二）……二九二
・別添様式（規則第九十一条の二十一関係）放射性物質等運送指示書……二九八
・参考資料一（規則第九十一条の二十一関係）運送届の提出を要する放射性輸送物……二九九
・参考資料二（規則第九十一条の二十一関係）運送形態別の適用状況表……三〇〇
○港則法（抄）……三〇三
○港則法施行令（抄）……三〇四
○港則法施行規則（抄）……三〇六

もくじ

もくじ

○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（抄）……三〇六
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）……三〇七
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則……三〇七
○原子炉等規制法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令……三〇七

C　航空輸送関係法令……三〇八

図　核燃料物質等の航空機輸送関係法令と体系……三〇八
○航空法（抄）……三〇九
○航空法施行規則（抄）……三一〇
○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示……三一二
・別表第一（第三条、第四条関係）
・別表第二（第三条、第四条関係）
・別表第三（第三条、第四条関係）
・別表第四（第三条、第四条関係）
・別表第五（第三条、第四条関係）
・別表第六（第三条、第四条関係）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……三一五～三三六
・別記第一（第四条関係　特別形放射性物質等に係る試験……三三七
・別記第二（第六条、第十条関係）A型輸送物に係る条件……三三七
・別記第三（第六条関係）BM型輸送物に係る条件……三三八
・別記第四（第六条、第十条関係）BM型輸送物に係る条件……三三八
・別記第五（第六条関係）BU型輸送物に係る条件……三三八
・別記第六（第六条関係）BU型輸送物に係る条件……三三九
・第一号様式（第二十三条、第二十四条関係）第一類白標識……三四〇
・第二号様式（第二十三条、第二十四条関係）第二類黄標識……三四一

・第三号様式（第二十三条、第二十四条、第二十七条関係）第三類黄標識 …… 三四二
・第四号様式（第二十三条関係）三葉マーク …… 三四三
・第五号様式（第二十三条、第二十四条関係）コンテナ標識 …… 三四四
○放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について（運輸省航空局長通達 ― その一） …… 三四五
・別紙　核分裂性輸送物発送時検査要領 …… 三五二
・様式第一（規則第一九四条第二項関係）放射性輸送物確認申請書 …… 三五三
・様式第二（告示第十二条関係）放射性輸送物輸送者指定申請書 …… 三五四
・様式第三（規則第一九四条第二項関係）放射性輸送物輸送確認申請書 …… 三五五
・様式第四　輸送計画書 …… 三五六
・別記第一　放射性輸送物確認申請書記載要領 …… 三五八
・別記第二　放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領 …… 三五九
・別記第三　輸送計画書記載要領 …… 三六〇
○放射性輸送物輸送確認申請書に添付する「輸送計画書」の記載事項等について
（運輸省航空局通達 ― その二） …… 三六二
・別添一　「取扱方法等を記載した書類」の記載事項 …… 三六八
・別添二　放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置 …… 三六九
○放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について
（運輸省航空局通達 ― その三） …… 三七二
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄） …… 三八〇
○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規制 …… 三八〇
○原子炉等規制法に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令 …… 三八〇

Ⅱ　放射性同位元素等の運搬関係法令 …… 三八一
図　放射性同位元素等の運搬に関する基本体系 …… 三八三

もくじ

もくじ

図　放射性同位元素等の輸送に関する規制法令……三八四
A　陸上輸送関係法令……三八五
Aの一　工場又は事業所内の運搬関係……三八五
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……三八五
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）……八八八
・様式第二十二（第四十一条関係）放射線検査官身分証明書……三九一
○放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所における
運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示……三九二
・別記（第六条関係）事業所内運搬車両標識……三九四
Aの二　工場又は事業所外の運搬関係……三九五
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……三九五
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）……四〇二
・確認を受けようとする者の納付すべき手数料の額……四〇二
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）……四〇三
・様式第二十二（第四十一条関係）放射線検査官身分証明書……四〇九
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）……四一〇
・別表第五（第十六条関係）一ミリレムに相当する粒子フルエンス……四一〇
○放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の工場又は事業所の外における
運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示……四一一
・別表第一（第三条関係）
・別表第二（第三条関係）
・別表第三（第三条関係）
・別表第四（第三条関係）
放射線を放出する同位元素の数量等を定める件……四一六～四二六

・別表第五（第三条関係）
・別表第六（第三条関係）
・別表第七（第二十一条関係）一ミリレムに相当する粒子フルエンス …… 四二七
・別記第一（第三条関係）特別形放射性同位元素等に係る試験 …… 四二八
・別記第二（第六条関係）A型輸送物に係る条件 …… 四二八
・別記第三（第七条関係）BM型輸送物に係る条件 …… 四二九
・別記第四（第八条関係）BM型輸送物に係る条件 …… 四二九
・別記第五（第十条関係）BU型輸送物に係る条件 …… 四二九
・別記第六（第十一条関係）BU型輸送物に係る条件 …… 四三〇
・別記第七（第十六条関係）第一類白標識 …… 四三一
・別記第八（第十六条関係）第二類黄標識 …… 四三二
・別記第九（第十六条関係）第三類黄標識 …… 四三三
・別記第十（第十六条関係）三葉マーク …… 四三四
○指定機構確認機関等に関する規則（抄） …… 四三五
・別記様式第三（第二十三条関係）運搬物確認結果報告書 …… 四四二
・別記様式第六（第四十二条関係）立入検査職員身分証明書 …… 四四三
○指定運搬物確認機関を指定した件 …… 四四四
○放射性同位元素等車両運搬規則 …… 四四五
・第一号様式（第八条、第十七条関係）第一類白標識 …… 四五四
・第二号様式（第八条、第十七条関係）第二類黄標識 …… 四五五
・第三号様式（第八条、第十七条、第十八条関係）第三類黄標識 …… 四五六
・第四号様式（第八条関係）三葉マーク …… 四五七
・第五号様式（第八条、第十七条関係）コンテナ標識 …… 四五八

もくじ

・第六号様式（第十一条関係）車両標識……四五九
○放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令……四六〇
・別記様式（第十八条関係）立入検査を行う職員の身分証明書……四六五
○放射性同位元素等車両運搬規則等の制定等について
（運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達―その一）……四六六
○「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正等について（運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達―その二）……四六九
○放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達―その三）……四七一
・別表第一　運搬計画等記載事項等……四七五
・別表第二　申請書本文・積載方法等……四七九
・別表第三　車両に関する説明・承認容器等……四八〇
・別表第四　申請先……四八〇
・第一号様式　放射性輸送物運搬確認申請書……四八一
・第二号様式　特別措置運搬承認申請書……四八二
・第三号様式　積載方法承認申請書……四八三
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則……四八四
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令……四八六
○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令〔警察庁関係〕……四八七
・別記様式第一（第二条関係）　公安委員会宛放射性同位元素等運搬届出書……四八九
・別記様式第二（第二条関係）　公安委員会宛放射性同位元素等運搬変更届出書……四九〇
・別記様式第三（第三条関係）　放射性同位元素等運搬指示書……四九〇
表　放射性同位元素等の運搬に関する法令の概要（警察庁保安部公害課）……四九一

図　放射性同位元素等の運搬の届出等に関する作業図（警察庁保安部公害課）……四九二
・別記様式第一（第二条関係）　放射性同位元素等運搬届出書の記載例（公安委員会）……四九三
・別記様式第二（第三条関係）　放射性同位元素等運搬指示書例（公安委員会）……四九四
B　海上輸送関係法令……四九五
図　放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系……四九五
○船舶安全法（抄）……四九六
○危険物船舶運送規則（抄）……四九六
○危険物船舶運送告示……四九六
○運輸省海上技術安全局長通達……四九六
○海上保安庁行政指導文書（その一）……四九六
○海上保安庁行政指導文書（その二）……四九六
○港則法（抄）……四九六
○港則法施行規則（抄）……四九六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……四九六
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）……四九六
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（抄）……四九六
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（抄）……四九六
C　航空輸送関係法令……四九七
図　放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系……四九七
○航空法（抄）……四九八
○航空法施行規則（抄）……四九八
○放射性物質等航空輸送告示……四九八
○運輸省航空局長通達……四九八

もくじ

もくじ

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……四九八
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）……四九八
○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（抄）……四九八
○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令……四九八
Ⅲ　関係法令及び定義等……四九九
○薬事法（抄）……五〇一
○放射性医薬品製造規則（抄）……五〇二
○郵便法（抄）……五〇四
○昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性、その他の危険性のある物）（抄）……五〇五
○昭和五十年郵政省告示第八百四十九号（放射性物質を包有する書状をあてることができる国等）……五〇六
○原子力基本法（抄）……五〇八
○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）……五一〇
○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（抄）……五一一
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）……五一二
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）……五一三
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）……五一四
○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）……五一五

I

核燃料物質等の運搬関係法令

図　核燃料物質等の運搬に関する基本体系

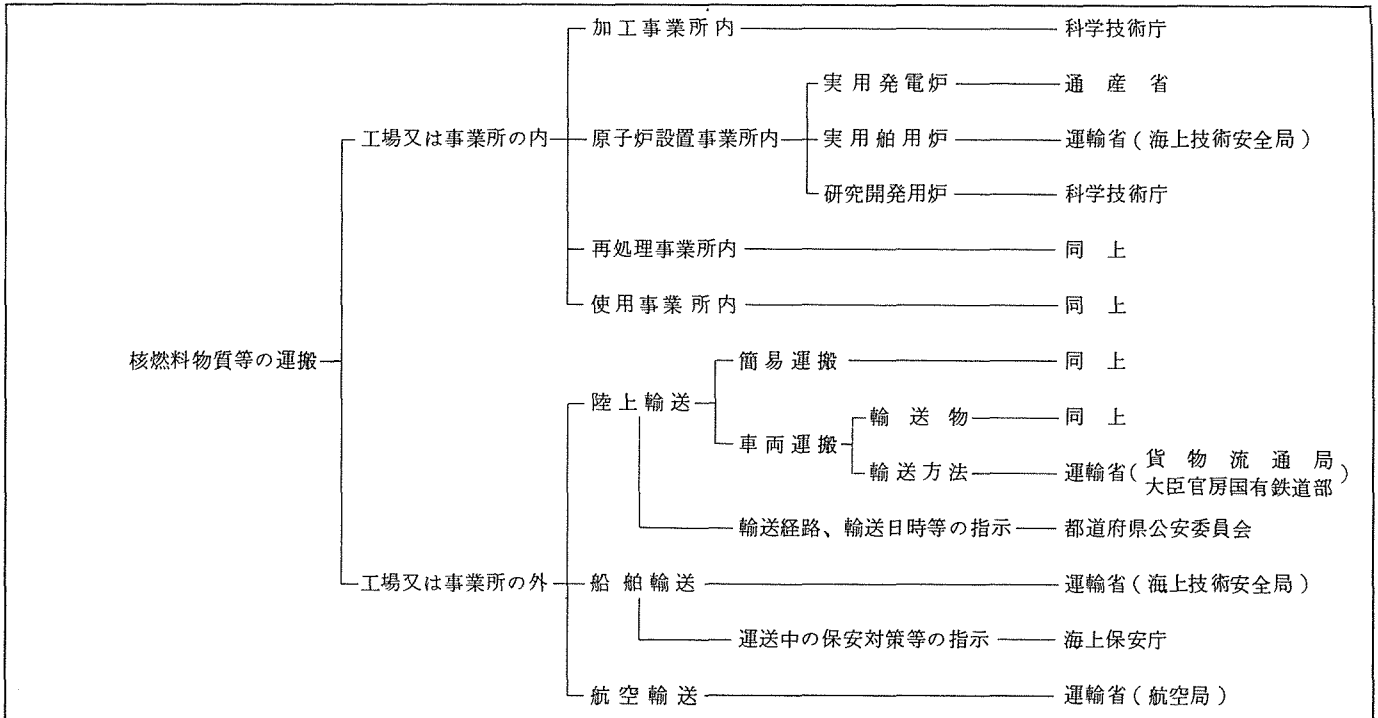

（注）　危険時の措置については、工場又は事業所内の輸送にあつては、事業所の区分に応じ各主務大臣が、工場又は事業所外の輸送にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣が、それぞれ応急措置を定めるとともに、必要な措置命令を発することとなつている。

図　核燃料物質等の事業所内運搬関係法令と体系

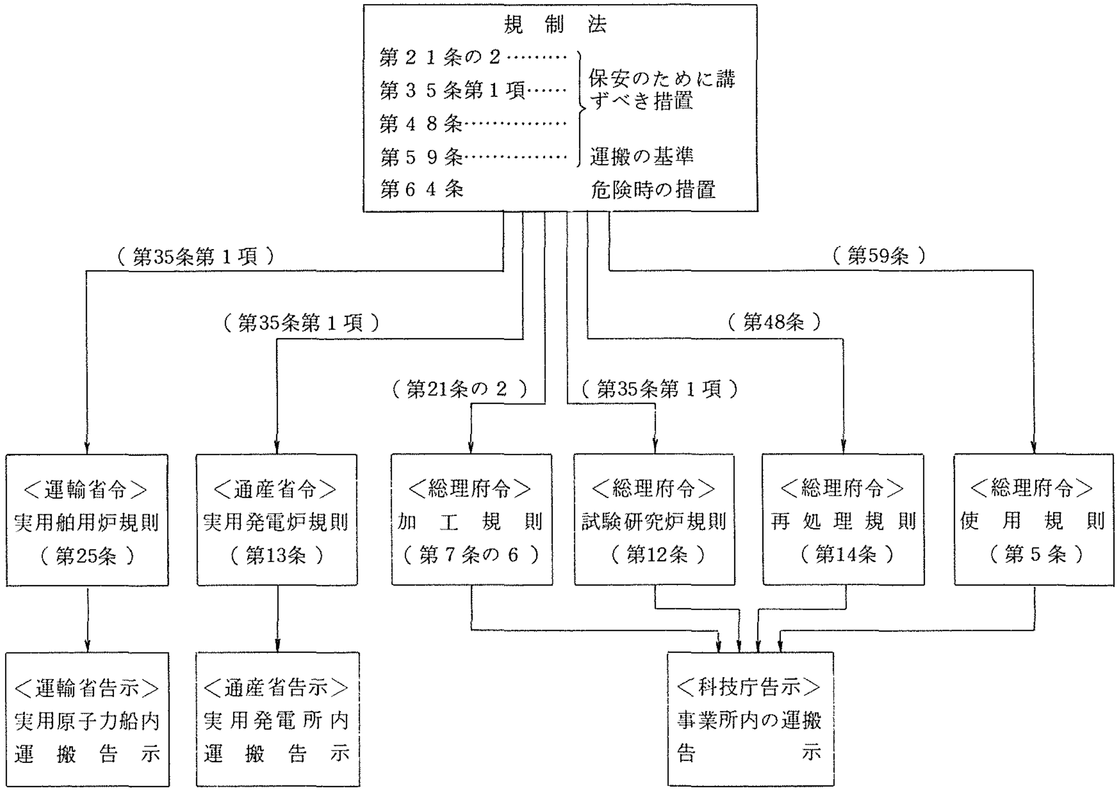

(注)　第64条の危険時の措置については各省府令に各々定められている。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十六号〕

最終改正　昭和六十一年五月二十七日法律第七三号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行なうことを目的とする。

（保安のために講ずべき措置）

第二十一条の二　加工事業者は、次の事項について、総理府令(1)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　加工施設の保全

二　加工設備の操作

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（加工施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第二十一条の三　内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令(1)の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(1)　加工規則第七条の六

（保安のために講ずべき措置）

第三十五条　原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、主務省令(1)（外国原子力船運航者にあつては、運輸省令(2)）で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　原子炉施設の保全

二　原子炉の運転

三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄（運搬及び廃棄にあつては、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次項において同じ。）において行われる運搬又は廃棄に限る。次条第一項において同じ。）

2　（略）

（施設の使用の停止等）

第三十六条　主務大臣（外国原子力船運航者については、運輸大臣）は、原子炉施設の性能が第二十九条第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は原子炉施設の保全、原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく主務省令(1)の規定に違反していると認めるときは、原子炉設置者又は外国原子力船運航者に対し、原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

2　（略）

(1)　実用発電用炉規則第十三条
　実用船用炉規則第二十五条
　試験研究用炉規則第十二条
(2)　実用船用炉規則第二十五条

（保安のために講ずべき措置）

第四十八条　再処理事業者は、次の事項について、総理府令(1)で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一　再処理施設の保全
二　再処理設備の操作
三　使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物の運搬（再処理施設を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。次条において同じ。）、貯蔵又は廃棄

（施設の使用の停止等）

第四十九条　内閣総理大臣は、再処理施設の保全若しくは再処理設備の操作又は使用済燃料、使用済燃料から分離された物若しくはこれらによつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令(1)の規定に違反していると認めるときは、再処理事業者に対し、再処理施設の停止、改造、修理又は移転、再処理設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

(1)　再処理規則第十四条

（運搬の基準）

第五十九条　使用者は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬（使用施設等を設置した工場又は事業所内の運搬に限る。）について、総理府令(1)で定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならない。

(1)　使用規則第五条

第七十九条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　（略）
二　（略）
三　第十一条の二第二項、第二十一条の三、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十九条、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二

第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

○核燃料物質の加工の事業に関する規則（抄）

〔昭和四十一年七月十九日〕
〔総理府令第三十七号〕

最終改正　昭和五三年一二月六日総理府令第四九号

（工場又は事業所内の運搬）

第七条の六　法第二十一条の二の規定により、加工事業者は、加工施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度(1)を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他長官の定める障害防止のための措置(2)を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置(3)を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率(4)がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条の二第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物(5)と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する

車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識(6)を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第七条の三第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認(7)を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率(8)を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　加工事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核料物質等を加工施設を設置した工場又は事業所内において運搬ることができる。

(1)　核燃料物質等事業所内運搬告示第二条第一項
(2)　同　第二条第二項
(3)　同　第三条
(4)　同　第四条
(5)　同　第五条
(6)　同　第六条
(7)　同　第七条
(8)　同　第八条

○試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和三十二年十二月九日総理府令第八十三号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日総理府令第五〇号

（適用範囲）

第一条　この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第三号及び第四号に掲げる原子炉について適用する。

（略）

（工場又は事業所内の運搬）

第十二条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度[1]を超えないものに限る。）であって放射性物質の飛散又は漏えい防止その他長官の定める障害防止のための措置[2]を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によって汚染された物であって大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置[3]を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあっては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率[4]がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七条二第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物[5]と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識[6]を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第八条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認[7]を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率[8]がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　原子炉設置者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を原子炉施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(1)　(2)　(3)　(4)　(5)　(6)　(7)　(8)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（抄）

○使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

〔昭和四十六年三月二十七日総理府令第十号〕

最終改正　昭和五三年十二月二八日総理府令第五二号

（工場又は事業所内の運搬）

第十四条　法第四十八条の規定により、再処理事業者は、再処理施設を設置した工場又は事業所内の核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を採らなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度(1)を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置(2)を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置(3)を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率(4)を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第九条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物(5)と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ(6)及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第十条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認(7)を受けた措置を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートル(8)の距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　再処理事業者は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等を再処理施設を設置した工場又は事業所内において運搬することができる。

(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)

「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

使用済燃料の再処理の事業に関する規則（抄）

○核燃料物質の使用等に関する規則（抄）

〔昭和三十二年十二月九日総理府令第八十四号〕

最終改正　昭和五三年一二月二八日総理府令第五三号

（工場又は事業所内の運搬の技術上の基準）

第五条　法第五十九条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する運搬の技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が長官の定める限度を(1)超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める障害防止のための措置を(2)講じたものを運搬する場合。

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた障害防止のための措置を(3)講じて運搬する場合。

三　前項の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの(4)距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第三条第四号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と(5)混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させるとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に長官の定める標識(6)を取り付けること。

十一　従事者の集積線量及び被ばく放射線量がそれぞれ第三条第六号イの許容集積線量及び許容被ばく線量を超えないようにすること。

十二　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第三条第六号ハの許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置(7)を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートル(8)の距離における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準（以下この項において「事業所外運搬基準」という。）に従つて保安のために必要な措置を講じて運搬する場合の法第五十九条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬の技術上の基準は、第一項の規定にかかわらず、事業所外運搬基準とする。

(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)「加工規則」の場合に同じ（本書八ページ参照）

○核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日　科学技術庁告示第十号〕

核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第七条の六、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第十四条及び核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第五条の規定に基づき、並びにこれらの規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、昭和五十四年一月四日から適用する。

核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示（昭和五十二年科学技術庁告示第九号）は、廃止する。

核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、核燃料物質の加工の事業に関する規則（以下「加工規則」という。）第七条の六、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験研究炉規則」という。）第十二条、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（以下「再処理規則」という。）第十四条及び核燃料物質の使用等に関する規則（以下「使用規則」という。）第五条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条　加工規則第七条の六第一項第二号イ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA_2値の一万分の一とする。

2　加工規則第七条の六第一項第二号イ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号イ、再処理規則第十四条第一項第二号イ及び使用規則第五条第一項第二号イの長官の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　加工規則第七条の六第一項第二号ロ、試験研究炉規則第十二条第一項第二号ロ、再処理規則第十四条第一項第二号ロ及び使用規則第五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬する日時及び経路

四　運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条　加工規則第七条の六第一項第四号、試験研究炉規則第十二条第一項第四号、再処理規則第十四条第一項第四号及び使用規則第五条第一項第四号の長官の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

二　運搬物の表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時

四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

六　コンテナの表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　加工規則第七条の六第一項第六号、試験研究炉規則第十二条第一項第六号、再処理規則第十四条第一項第六号及び使用規則第五条第一項第六号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条　加工規則第七条の六第一項第十号、試験研究炉規則第十二核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示

条第一項第十号、再処理規則第十四条第一項第十号及び使用規則第五条第一項第十号の長官の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条　加工規則第七条の六第二項、試験研究炉規則第十二条第二項、再処理規則第十四条第二項及び使用規則第五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人であつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に使用する容器の種類及び仕様

六　運搬に使用する運搬機器の仕様

七　運搬の日時及び経路

八　運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

九　前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第八条　加工規則第七条の六第二項ただし書、試験研究炉規則第十二条第二項ただし書及び使用規則第五条第二項ただし書の長官の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートルの距離における放射線量率については十ミリレム毎時

別記（第６条関係）

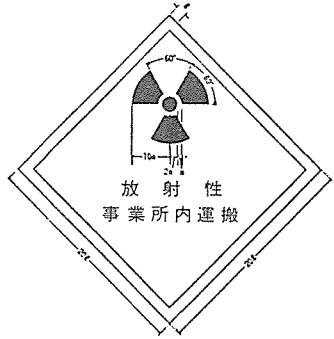

注　１　l は、0.5センチメートル以上とする。

２　ｎは、0.2センチメートル以上とする。

３　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

４　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

５　「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和五十三年十二月二十八日通商産業省令第七十七号〕

（工場又は事業所において行われる運搬）

第十三条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が通商産業大臣の定める限度(1)を超えないものに限る。）であつて、放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他通商産業大臣の定める障害防止のための措置(2)を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを通商産業大臣の承認を受けた障害防止のための措置(3)を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生じるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率(4)がそれぞれ通商産業大臣の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第八条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に通商産業大臣の定める危険物(5)と混載しないこと。

七　運搬経路においては、標識を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の

立入りを制限し、かつ、必要な箇所に見張人を配置すること。

八　車両に積載して運搬する場合は、徐行するとともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に通商産業大臣の定める標識(6)を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第九条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、通商産業大臣の承認を受けた措置(7)を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ通商産業大臣の定める放射線量率(8)を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域内において行われる運搬については、適用しない。

4　第一項の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じて工場又は事業所において行われる運搬については、適用しない。

(1)　実用発電所内運搬告示第二条第一項

(2)　同　第二条第二項

(3)　同　第三条

(4)　同　第四条

(5)　同　第五条

(6)　同　第六条

(7)　同　第七条

(8)　同　第八条

○工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日　通商産業省告示第六百六十六号〕

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第十三条の規定に基づき、及び同規定を実施するため、工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように制定する。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「規則」という。）第十三条において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条　規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年十二月科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA_2値の一万分の一とする。

2　規則第十三条第一項第二号イの通商産業大臣の定める障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　コンクリートその他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又は漏えいを防止すること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　規則第十三条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬の日時及び経路

四　運搬に当たって講ずる障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条　規則第十三条第一項第四号の通商産業大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

二　運搬物の表面から一メートルの距離における放射線量率につ

いては、十ミリレム毎時

三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時

四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

六　コンテナの表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　規則第十三条第一項第六号の通商産業大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのあるもの

（標識）

第六条　規則第十三条第一項第十号の通商産業大臣の定める標識は、別記のものとする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条　規則第十三条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に使用する容器の種類及び仕様

六　運搬に使用する運搬機器の仕様

七　運搬の日時及び経路

八　運搬に従事する者の被ばく管理のために講ずる措置

九　前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第八条　規則第十三条第二項の通商産業大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

附　則

この告示は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の施行の日から施行する。

別　記（第6条関係）

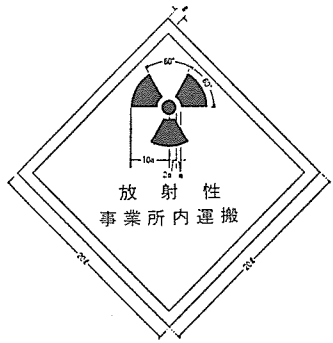

注　1　ℓは、2ミリメートル以上とする。

2　nは、0.5センチメートル以上とする。

3　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

4　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

5　「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字で代えることができる。

○実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（抄）

〔昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第七十号〕

（原子力船等内の運搬）

第二十五条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者等は、原子力船等において行われる核燃料物質等の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

二　核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

イ　核燃料物質によつて汚染された物（その放射能濃度が運輸大臣の定める限度(1)を超えないものに限る。）であつて放射性物質の飛散又は漏えいの防止その他の運輸大臣の定める放射線障害防止のための措置(2)を講じたものを運搬する場合

ロ　核燃料物質によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを運輸大臣の承認を受けた放射線障害防止のための措置(3)を講じて運搬する場合

三　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該容器に外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるものであること。

ロ　容易かつ安全に取り扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等が生ずるおそれがないものであること。

四　核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートルの距離における放射線量率(4)がそれぞれ運輸大臣の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第二十条第一号ロの許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

五　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

六　核燃料物質等は、同一の運搬機器に運輸大臣の定める危険物(5)と混載しないこと。

七　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。

八　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を徐行させる

とともに、運搬行程が長い場合にあつては、保安のため他の車両を伴走させること。

九　核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。

十　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両の適当な箇所に運輸大臣の定める標識[6]を取り付けること。

十一　従事者以外の者であつて核燃料物質等の運搬に従事するものの被ばく放射線量が第二十一条第一項第三号の許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項の場合において、特別の理由により同項第三号及び第四号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、運輸大臣の承認を受けた措置[7]を講ずることをもつて、これらに代えることができる。ただし、当該運搬物の表面及び表面から二メートルの距離における放射線量率がそれぞれ運輸大臣の定める放射線量率[8]を超えるときは、この限りでない。

3　第一項第二号から第四号まで及び第七号から第十号までの規定は、管理区域において行われる運搬については、適用しない。

4　原子炉設置者等は、核燃料物質等の運搬に関し、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条から第十四条まで及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第三条から第十九条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、原子力船等において、当該核燃料物質等の運搬を行うことができる。

(1)　実用原子力船内運搬告示第二条第一項
(2)　同　第二条第二項
(3)　同　第三条
(4)　同　第四条
(5)　同　第五条
(6)　同　第六条
(7)　同　第七条
(8)　同　第八条

○核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日
運輸省告示第六百七十七号〕

実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二十五条の規定に基づき、及びこれを実施するため、核燃料物質等の原子力船等における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示を次のように定め、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から適用する。

核燃料物質等の原子力船における運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等）

第二条　規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める限度は、一グラム当たり核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十三年科学技術庁告示第十一号）第二条第一号に定めるA_2値の一万分の一とする。

2　規則第二十五条第一項第二号イの運輸大臣の定める放射線障害防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　通常の運搬状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　規則第二十五条第一項第二号ロの規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によって行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬する日時及び経路

四　運搬に当たって講ずる放射線障害防止のための措置

（運搬物及び運搬機器に係る放射線量率）

第四条　規則第二十五条第一項第四号の運輸大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム

毎時

二　運搬物の表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時

四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

六　コンテナの表面から一メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　規則第二十五条第一項第六号の運輸大臣の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条　規則第二十五条第一項第十号の運輸大臣の定める標識の様式は、別記様式に定めるところによらなければならない。

（特別措置に係る承認の申請書）

第七条　規則第二十五条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬物の表面並びに表面から一メートルの距離及び二メートルの距離における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に使用する容器の種類及び仕様

六　運搬に使用する運搬機器の仕様

七　運搬の日時及び経路

八　運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置

九　前号に掲げるもののほか放射線管理のために講ずる措置

十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第八条　規則第二十五条第二項ただし書の運輸大臣の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートルの距離における放射線量率については、十ミリレム毎時

別記様式（第６条関係）

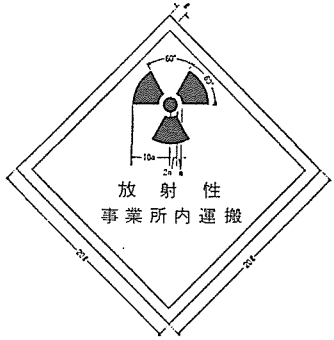

注　1　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

2　nは、0.2センチメートル以上とする。

3　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

4　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

5　「事業所内運搬」の文字は、「周辺監視区域内運搬」の文字でかえることができる。

図　核燃料物質等の事業所外運搬関係法令と体系

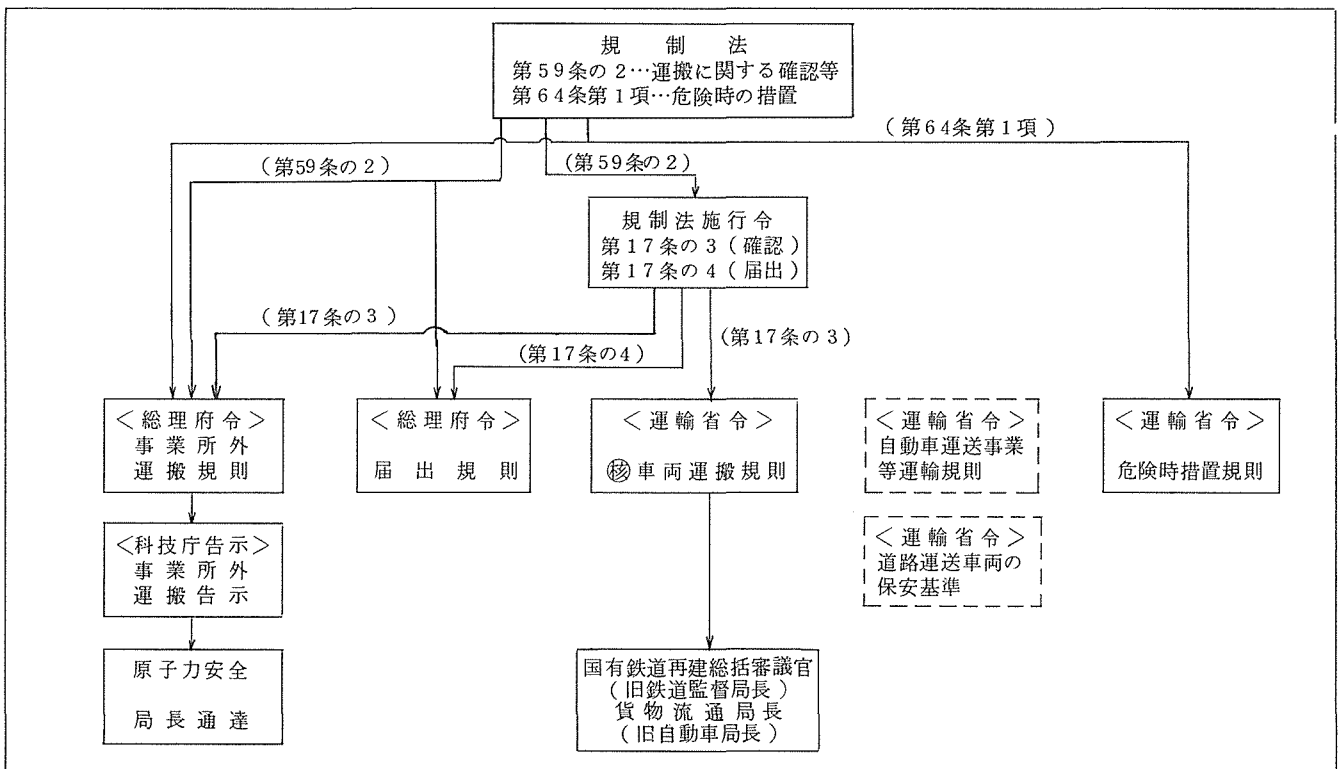

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日
法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工及び再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物資の使用に関して必要な規制を行なうことを目的とする。

（運搬に関する確認等）

第五十九条の二　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下この条において「使用者等」という。）は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従って保全のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3　使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けることができる。この場合において、内閣総理大臣の承認を受けた容器（第六十一条の四十二において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4　第一項の場合において、内閣総理大臣又は運輸大臣は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

5　第一項に規定する場合において、核燃料物質又は核燃料物質に

よつて汚染された物による災害を防止して公共の安全を図るため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、総理府令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会に届け出て、届出を証明する文書（以下「運搬証明書」という。）の交付を受けなければならない。

6　都道府県公安委員会は、前項の届出があつた場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7　都道府県公安委員会は、前項の指示をしたときは、その指示の内容を運搬証明書に記載しなければならない。

8　第一項に規定する場合において、運搬証明書の交付を受けたときは、使用者等は、当該運搬証明書を携帯し、かつ、当該運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しなければならない。

9　運搬証明書の記載事項に変更を生じたときは、使用者等は、遅滞なく交付を受けた都道府県公安委員会に届け出て、その書換えを受けなければならない。

10　運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取されたときは、使用者等はその事由を付して交付を受けた都道府県公安委員会にその再交付を文書で申請しなければならない。

11　警察官は、自動車又は軽車両により運搬される核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらの物を運搬する者に対し、運搬証明書の提示を求め、若しくは、総理府令で定めるところにより、運搬証明書に記載された内容に従つて運搬しているかどうかについて検査し、又はこれらの物による災害を防止するため、第五項、第六項及び第八項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

12　前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定運搬物確認機関の指定等）

第六十一条の四十二　内閣総理大臣は、総理府令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬物確認機関」という。）に、承認容器による運搬物に係る第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。以下「承認容器による運搬物に係る確認」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　前項の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

3　第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十一条の四十までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に

係る確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十二第一項」と、「主務省令」とあるのは「総理府令」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十二第一項」と読み替えるものとする。

（指定運搬方法確認機関の指定等）

第六十一条の四十三　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬方法確認機関」という。）に、第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて運輸省令で定めるもの（以下「運搬方法確認」という。）を行わせることができる。

2　前項の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3　第六十一条の二十五第二項及び第六十一条の二十六から第六十一条の四十までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「検査」とあるのは「運搬方法確認」と、「第六十一条の二十四」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と、「主務省令」とあるのは「運輸省令」と、「検査員」とあるのは「運搬方法確認員」と、第六十一条の二十五第二項中「前条」とあるのは「第六十一条の四十三第一項」と読み替えるものとする。

（事故届）

第六十三条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（第六十六条第一項に規定する者を含む。次条第一項において同じ。）並びにこれらの者から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質について盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を警察官又は海上保安官に届け出なければならない。

（危険時の措置）

第六十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下この条において「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬又は保管を委託された者は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉に関し、地震、火災その他の災害が起つたことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　（省　略）

3　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第一項の場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次の各号に掲げる事業者等の区

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

分に応じ、製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の使用の停止、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の所在場所の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は原子炉による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一　（省　略）

二　加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者並びに事業者等から核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の保管又は運搬を委託された者　内閣総理大臣（事業所外運搬に係る場合にあつては、内閣総理大臣又は運輸大臣）

三～四（省　略）

（指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置）

第六十六条　第十条若しくは第四十六条の七の規定により指定を取り消された製錬事業者若しくは再処理事業者、第二十条、第三十三条、第五十一条の十四、第五十六条若しくは第六十一条の六の規定により許可を取り消された加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、廃棄事業者、使用者若しくは国際規制物資使用者又は前条第一項、第三項若しくは第四項の規定により届出をしなければならない者（核原料物質使用者及び核原料物質使用者に係る前条第四項の者を除く。）は、主務省令で定めるところにより、核燃料物質を譲り渡し、核燃料物質による汚染を除去し、若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を廃棄し、又は国際規制物資（核燃料物質を除く。）を譲り渡す等の措置を講じなければならない。

2　第五十八条及び第五十八条の二の規定は、前項に規定する者が核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を廃棄する場合に、第五十九条から第六十条までの規定は、同項に規定する者及びこれらの者から運搬又は保管を委託された者が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物を運搬し、又は核燃料物質を保管する場合に準用する。

（報告徴収）

第六十七条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（都道府県公安委員会にあつては、第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資を使用している者に対し、第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者及び国際規制物資を使用している者については、内閣総理大臣とし、第五十九条の二第五項に規定する届出をした者については、都道府県公安委員会とする。）に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

2　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検査機関、指定廃棄確認機関、指定

運搬物確認機関又は指定運搬方法確認機関（以下「指定検査機関等」という。）に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、政令で定めるところにより、その業務に関し報告をさせることができる。

一　第六十一条の二十四第一号及び第四号から第七号までに掲げる検査に係る指定検査機関、指定廃棄確認機関並びに指定運搬物確認機関　内閣総理大臣

二　第六十一条の二十四第二号に掲げる検査に係る指定検査機関　通商産業大臣

三　第六十一条の二十四第三号に掲げる検査に係る指定検査機関及び指定運搬方法確認機関　運輸大臣

（立入検査等）

第六十八条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第六十四条第三項各号に掲げる事業者等の区分（第六十一条の二の二第一項第二号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第五項に規定する者については、第六十四条第三項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第五十九条の二第六項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者、第六十一条の三第一項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第五項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第二十八条の二第一項の規定、運輸大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第十六条の四第一項、第二十八条の二第一項、第四十六条の二第一項、第五十一条の九第一項若しくは第五十五条の三第一項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　第二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（手数料の納付）

第七十五条　次の各号の一に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

六　第五十一条の六、第五十八条の二（第六十一条の二の二第二項から第五項まで及び第六十六条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認又は第五十九条の二第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者

九　第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の交付を受けようとする者

十　第五十九条の二第九項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者

十一　第五十九条の二第十項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の再交付を受けようとする者

2　前項の手数料は、指定検査機関が行う検査を受けようとする者の納めるものについては当該指定検査機関の、指定廃棄確認機関が行う廃棄確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定廃棄確認機関の、指定運搬物確認機関が行う承認容器による運搬物に係る確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定運搬物確認機関の、指定運搬方法確認機関が行う運搬方法確認を受けようとする者の納めるものについては当該指定運搬方法確認機関の、第五十九条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の交付を受けようとする者、第五十九条の二第九項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者又は第五十九条の二第十項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の再交付を受けようとする者の納めるものについては国庫の収入とする。

（国に対する適用）

第七十六条　この法律の規定は、前条の規定（指定検査機関が行う検査又は指定廃棄確認機関、指定運搬物確認機関若しくは指定運搬方法確認機関が行う確認に係るものを除く。）及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。

第七十九条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

三　第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十一条の三、第三十六条第一項若しくは第二項、第四十九条、第五十一条の十七（第六十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

五の三　第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認を受けず、又は第五十九

条の二第五項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物を運搬した者

五の四　第五十九条の二第八項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一の二　第五十九条の二第十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、検査を拒み、若しくは妨げ、又は第五十九条の二第十一項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わなかつた者

第八十条の三　次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第六十一条の三十六（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで検査の業務、廃棄確認の業務、承認容器による運搬物に係る確認の業務又は運搬方法確認の業務の全部を廃止したとき。

二　第六十一条の三十八第一項（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

三　第六十一条の三十八第二項（第六十一条の四十一第三項、第六十一条の四十二第三項及び第六十一条の四十三第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつたとき。

四　第六十七条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五　第六十八条の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十二年十一月二十一日
政令第三百二十四号〕

最終改正　昭和六十一年十一月二十六日政令第三四七号

（運搬に関する確認を要する場合）

第十七条の三　法第五十九条の二第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げるものに該当する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を運搬する場合とする。

一　放射線障害防止のための措置が特に必要な核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物であって、総理府令(1)（運輸大臣の確認を要する場合にあっては、運輸省令(2)。次号において同じ。）で定めるもの

二　臨界防止のための措置が特に必要な核燃料物質であって、総理府令(3)で定めるもの

(1)　事業所外運搬規則第十五条第一項

(2)　（核）車両運搬規則第二十条第一項

(3)　事業所外運搬規則第十五条第二項

（核）車両運搬規則第二十条第二項

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条の四　前条の規定は、法第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合について準用する。

（報告）

第二十二条　法第六十七条の規定により内閣総理大臣及び通商産業大臣が製錬事業者に対し報告をさせることができる事項は、次に掲げる事項とする。

一　核燃料物質の在庫及びその増減の状況

二　放射線管理の状況

三　製錬施設に関し人の障害が発生した事故（人の障害が発生するおそれのある事故を含む。以下この条において同じ。）の状況

四　製錬施設の故障（生産に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況

2　法第六十七条の規定により内閣総理大臣が製錬事業者等に対し報告をさせることができる事項は、前項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

製錬事業者	一　製錬施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核

	燃料物質等」という。）の廃棄又は運搬の状況 二　製錬施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況
加工事業者、再処理事業者及び使用者	一　核燃料物質の在庫及びその増減の状況 二　放射線管理の状況 三　加工施設、再処理施設又は使用施設等（使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設をいう。以下同じ。）に関し人の障害が発生した事故の状況 四　加工施設、再処理施設又は使用施設等の故障（生産、再処理又は核燃料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五　加工施設、再処理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況
実用発電用原子炉等設置者（法第二十三条第一項第一号又は第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者をいう。）	一　原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次号において同じ。）の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 二　原子炉施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況
試験研究用原子炉等設置者（法第二十三条第一項第三号又は第四号に規定する原子炉に係る原子炉設置者をいう。以下この条において同じ。）	一　核燃料物質の在庫及びその増減の状況 二　燃料としてそう入された核燃料物質の量及びその取出量 三　核燃料物質の燃焼度 四　原子炉の運転時間及び熱出力 五　放射線管理の状況 六　原子炉施設に関し人の障害が発生した事故の状況 七　原子炉施設（原子力船にあつては、当該施設以外の施設を含む。）の故障（原子炉の運転又は船舶の航行に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 八　原子力船の位置の状況 九　原子炉施設を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。次号において同じ。）の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬の状況 十　原子炉施設を設置した工場又は事業所

	の外において行われる核燃料物質等の廃棄又は運搬に関し人の障害が発生した事故の状況	
核原料物質使用者	一　核原料物質の在庫及びその増減の状況 二　放射線管理の状況 三　核原料物質の使用施設に関し人の障害が発生した事故の状況 四　核原料物質の使用施設の故障（核原料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 五　核原料物質の使用施設を設置した工場又は事業所の外において行われる核原料物質又は核原料物質によって汚染された物の廃棄又は運搬の状況	
国際規制物資使用者（第十九条に定める放射能濃度等の限度を超える核原料物質である国際規制物資を使用する者に限る。）	一　放射線管理の状況 二　国際規制物資の使用施設に関し人の障害が発生した事故の状況 三　国際規制物資の使用施設の故障（核原料物質の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）の状況 四　国際規制物資の使用施設を設置した工場又は事業所の外において行われる国際規制物資である核原料物質又は国際規制物資である核原料物質によって汚染された物の廃棄又は運搬の状況	

5　法第六十七条の規定により運輸大臣が製錬事業者等に対し報告をさせることができる事項は、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者（法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者を除く。）、再処理事業者及び使用者については製錬施設、加工施設、原子炉施設、再処理施設又は使用施設等を設置した工場又は事業所（原子力船を含む。）の外において行われる核燃料物質等の運搬（以下この項及び次項において「事業所外運搬」という。）の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とし、法第二十三条第一項第二号に規定する原子炉に係る原子炉設置者については第二項の表試験研究用原子炉等設置者の項第一号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とし、外国原子力船運航者については同表試験研究用原子炉等設置者の項第四号から第八号までに掲げる事項並びに事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。

6　法第六十七条の規定により都道府県公安委員会が法第五十九条の二第四項に規定する届出をした製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者に対し報告をさせることができる事項は、事業所外運搬の状況及び事業所外運搬に関し人の障害が発生した事故の状況とする。

（手数料）

第二十五条　法第七十五条第一項の規定により納付すべき手数料（次項に規定する溶接検査に係るものを除く。）の額は、別表第一のとおりとする。

別表第一（第二十五条関係）

番号	手数料を納付すべき者	金額
三十九	内閣総理大臣又は指定運搬物確認機関の行う法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者	
	イ　承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第十七条の三第一号に規定するものに限る。）を運搬しようとする者	四十六万円
	ロ　承認容器以外の容器の使用により核燃料物質等（第十七条の三第一号に規定するものを除く。）を運搬しようとする者	十三万円
	ハ　承認容器の使用により核燃料物質等（第十七条の三第一号に規定するものに限る。）を運搬しようとする者	十四万円
	ニ　承認容器の使用により核燃料物質等（第十七条の三第一号に規定するものを除く。）を運搬しようとする者	三万千円
四十	運輸大臣又は指定運搬方法確認機関の行う法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認を受けようとする者	
四十一	法第五十九条の二第三項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の承認を受けようとする者	
	イ　核燃料物質等（第十七条の三第一号に規定するものに限る。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者	三十二万円
	ロ　核燃料物質等（第十七条の三第一号に規定するものを除く。）の運搬に使用する容器について承認を受けようとする者	十万円
四十二	法第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の交付を受けようとする者	九千円
四十三	法第五十九条の二第九項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の書換えを受けようとする者	三千円
四十四	法第五十九条の二第十項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の運搬証明書の再交付を受けようとする者	千四百円

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日総理府令第五十七号〕

最終改正　昭和六十二年一月二十六日総理府令第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに第六十四条第一項並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則を次のように定める。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

（定義）

第一条　この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　車両運搬　工場又は事業所の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。

二　簡易運搬　工場又は事業所の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。

三　核燃料輸送物　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）が容器に収納されているものをいう。

四　専用積載　鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

五　従事者　核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府・通商産業省令第一号）第一条第五号、核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）第一条第五号、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）第一条の二第八号、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）第一条第二項第八号、実用舶用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年運輸省令第七十号）第二条第二項第八号、使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）第一条第六号又は核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第一条第五号に規定する従事者をいう。

六　集積線量　人がその時までに被ばく（診療を受けるための被ばく及び皮ふ又は手、前ぱく、足若しくは足関節のみに対する被ばくを除く。）した放射線（百万電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線を含み、自然放射線を除く。以下同じ。）の放射線量をいう。

七　被ばく放射線量　一定期間において人の被ばく（診療を受けるための被ばくを除く。）する放射線の放射線量をいう。

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の総理府令で定める技術上の基準（車両運搬により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十三条までに定めるものとする。

（核燃料輸送物としての核燃料物質等の運搬）

第三条　核燃料物質等は、次に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める種類の核燃料輸送物として運搬しなければならない。

一　危険性が極めて少ない核燃料物質等として科学技術庁長官（以下「長官」という。）の定めるもの　L型輸送物

二　長官の定める量を超えない量の放射能を有する核燃料物質等（前号に掲げるものを除く。）　A型輸送物

三　前号の長官の定める量を超える量の放射能を有する核燃料物質等（第一号に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

2　前項に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物は、それぞれ次条から第七条までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第二条

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

(2)　同

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第四条　L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

二　容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

三　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等の生じるおそれがないこと。

四　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

五　表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

六　表面の放射性物質の密度が長官の定める密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第四条

（A型輸送物に係る技術上の基準）

第五条　A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一号から第四号まで及び第六号に定める基準

二　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

三　核燃料物質等の使用等に必要な書類その他の物品（核燃料輸

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納されていないこと。

四　長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　放射性物質の漏えいがないこと。

ロ　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第五条

（BM型輸送物に係る技術上の基準）

第六条　BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　前条第一号から第三号までに定める基準

二　長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第四号ロの要件

ロ　放射性物質の一時間当たりの漏えい量が長官の定める量(2)を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において五十度（専用積載として運搬する核燃料輸送物にあっては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける核燃料輸送物にあっては、当該近接防止枠の表面）において八十二度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性物質の密度が許容表面密度を超えないこと。

三　長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件(3)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における放射線量率が千ミリレム毎時を超えないこと。

ロ　放射性物質の一週間当たりの漏えい量が長官の定める量(4)を超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第六条

(2)　同　第八条第1項

(3)　同　第七条

(4)　同　第八条第2項

（BU型輸送物に係る技術上の基準）

第七条　BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　第五条第一号から第三号までに定める基準

二　長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三　長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件(2)の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第三号イの要件

ロ　放射性物質の一週間当たりの漏えい量が長官の定める量(3)を超えないこと。

四　フイルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は核燃料物質等の冷却が行われる構造であること。

五　最高使用圧力（核燃料輸送物について排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に当該核燃料輸送物内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七キログラム毎平方センチメートルを超えないこと。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第九条

(2)　同　第十条

(3)　同　第十一条

（核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術上の基準）

第八条　核分裂性物質（ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの一又は二以上を含む核燃料物質（長官の定めるもの(1)を除く。）をいう。）を第三条の規定により核燃料輸送物として運搬する場合には、当該核分裂性物質に係る核燃料輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）は、輸送中において臨界に達しないものであるほか、次条から第十一条までに定める第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準のいずれかに適合するものでなければならない。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十二条

（第一種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第九条　第一種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件(2)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十三条

(2)　同　第十四条

（第二種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第十条　第二種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第一号の試験条件の下に置いたものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（一個所に集合積載する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。以下同じ。）の五倍に相当する個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第二号の試験条件の下に置いたものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

（第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第十一条　第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件(2)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十三条

(2)　同　第十四条

（第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準）

第十二条　第三種核分裂性輸送物としての技術上の基準は、当該核分裂性輸送物が次のいずれの場合にも臨界に達しないものであることとする。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件(1)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件(2)の下に置いたものを任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十三条

(2)　同　第十四条

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて第九条第一号の試験条件の下に置いたものを特定の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数並べた集合積載とし、当該集合積載を二組近接させることとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて第九条第二号の試験条件の下に置いたものを任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数積載することとした場合

（核燃料輸送物としないで運搬できる核燃料物質によつて汚染された物の運搬）

第十二条　次に掲げる核燃料物質によつて汚染された物は、第三条の規定にかかわらず、同条第一項各号に定める核燃料輸送物としないで運搬することができる。

一　核燃料物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第十四条第五号において「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性物質の密度が許容表面密度を超えないこと。

ニ　内部の放射性物質の密度が許容表面密度の百倍を超えないこと。

ホ　表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　核燃料物質等を運搬した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　核燃料物質によつて汚染された物（空容器を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　当該核燃料物質によつて汚染された物に含まれる放射性物質の放射能濃度が長官の定める値(1)を超えないこと。

ハ　専用積載で運搬すること。

ニ　通常の運搬状態において、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ホ　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性物質の密度が許容表面密度を超えないこと。

ト　雨水等が容易に浸透しないように措置されていること。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十五条

（特別措置による運搬）

第十三条　第三条又は前条の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の長官の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の放射線量率は、表面において千ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十四条　法第五十九条の二第一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の総理府令で定める技術上の基準（簡易運搬に係るものに限る。）は、第三条から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第三条、第十二条又は前条の規定により運搬される核燃料物質等（以下「運搬物」という。）を積載し、又は収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における放射線量率がそれぞれ二百ミリレム毎時及び十ミリレム毎時を超えないようにすること。

二　運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。

三　運搬物は、同一の運搬機器に長官の定める危険物と混載しないこと。(1)

四　二以上の運搬物（その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えるもの及び第十条又は第十一条の基準に適合する核分裂性輸送物に限る。以下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害防止及び臨界防止のため、長官の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。(2)

五　運搬物（第三条第一項第一号のL型輸送物及び空容器を除く。以下この号において同じ。）を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ　当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ　人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六　第三条第一項第三号のBM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　法第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状若しくは法第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状を有する者又はこれらと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち会わせることにより、核燃料物質等の放射線管理、核燃料物質等の運搬に従事する者の被ばく管理その他核燃料物質等の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ　交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七　運搬物には、長官の定めるところにより(3)、標識の取付け又は表示をすること。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則

八　従事者の集積線量及び被ばく放射線量がそれぞれ長官の定める許容集積線量及び許容被ばく線量を超えないようにすること。

九　従事者以外のものであつて核燃料物質等の簡易運搬に従事するものの被ばく放射線量が長官の定める許容被ばく線量を超えないようにすること。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第十七条

(2)　同　第十八条

(3)　同　第十九条

(4)　同　第二十条、第二十一条

(5)　同　第二十二条

（確認を要する核燃料物質等）

第十五条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（次項において「令」という。）第十七条の三第一号の総理府令で定める核燃料物質等は、第三条第一項第三号に規定する核燃料物質等（第十三条の規定により運搬されるものを除く。）とする。

2　令第十七条の三第二号の総理府令で定める核燃料物質は、第八条の核分裂性物質とする。

（運搬に関する確認の申請）

第十六条　法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定により、運搬に関する確認（指定運搬物確認機関が行うものを除く。）を受けようとする者は、別記様式第一（簡易運搬に係る確認を受けようとする場合にあつては、別記様式第二）による確認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなければならない。

一　運搬する核燃料物質等に関する説明書

二　前号の核燃料物質等を収納する容器（以下「輸送容器」という。）の構造、材質及び製作の方法（以下「輸送容器の設計」という。）並びに当該核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

三　輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四　輸送容器が第二号の輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

五　核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書

六　簡易運搬にあつては、核燃料輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2　前項第二号及び第三号に掲げる書類については、法第五十九条の二第三項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。第十七条の二及び第十七条の三において同じ。）に規定する承認を受けた輸送容器を使用して核燃料物質等を運搬する場合にあつては、当該書類の提出を省略することができる。

3　第一項の確認申請書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

4　指定運搬物確認機関が行う法第五十九条の二第二項に規定する確認を受けようとする者は、当該指定運搬物確認機関が長官の承認を受けて定めるところにより、申請書を当該指定運搬物確認機

関に提出しなければならない。

（運搬確認証の交付）

第十七条　長官又は指定運搬物確認機関は、法第五十九条の二第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第十七条の二　法第五十九条の二第三項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、別記様式第三による容器承認申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、長官に提出しなければならない。

一　当該輸送容器で運搬することを予定する核燃料物質等に関する説明書

二　当該輸送容器の設計及び前号の核燃料物質等を当該輸送容器に収納した場合の核燃料輸送物の安全性に関する説明書

三　当該輸送容器が前号の輸送容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四　当該輸送容器が第二号の輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

2　前項第二号に掲げる書類については、長官の定めるところにより、当該書類の提出を省略することができる。

（容器承認書の交付）

第十七条の三　長官は、法第五十九条の二第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　輸送容器の名称

三　輸送容器の外形寸法及び重量

四　核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類

五　収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量

六　承認容器登録番号

七　承認容器として使用する期間

（承認容器として使用する期間の更新）

第十七条の四　前条の規定により容器承認書の交付を受けた者は、当該輸送容器が当該輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示して、承認容器として使用する期間の更新を受けることができる。

2　前項の更新を受けようとする者は、別記様式第四による承認容器使用期間更新申請書に、当該輸送容器が当該輸送容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書を添えて、長官に提出しなければならない。

3　第一項の更新を受けた者は、遅滞なく容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

（容器承認書の変更の届出等）

第十七条の五　第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、同条第一号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、その届出の

際に当該容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

2　第十七条の三の規定により容器承認書の交付を受けた者は、承認を受けた輸送容器の全部又は一部の使用を廃止したときは、廃止の日から三十日以内に、その旨を長官に届け出るとともに、承認を受けた輸送容器の全部の使用を廃止した場合にあつては、その届出の際に当該容器承認書を返却し、一部の使用を廃止した場合にあつては、その届出の際に当該容器承認書を提出し、その書換えを受けなければならない。

（危険時の措置）

第十八条　法第六十四条第一項の規定により、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運行者、再処理事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬の委託を受けた者は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関し、次の各号に掲げる応急の措置を講じなければならない。

一　核燃料輸送物に火災が起こり、又は核燃料輸送物に延焼するおそれのある火災が起こつた場合は、火災の消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防吏員に通報すること。

二　核燃料輸送物を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわを張り、標識等を設け、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三　放射線障害の発生を防止するため必要がある場合には、運搬に従事する者及び付近にいる者に避難するよう警告すること。

四　核燃料物質による汚染が生じた場合には、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、第十四条第八号の規定にかかわらず、男子の従事者をその被ばくする放射線量が長官の定める許容被ばく線量(1)を超えない範囲内において緊急作業に従事させることができる。

(1)　昭和五三年科学技術庁告示第十一号第二四条

（報告の徴収）

第十九条　事業者等は、核燃料物質等の運搬において、次の各号の一に該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に長官に報告しなければならない。

一　核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　核燃料物質等が異常に漏えいしたとき。

三　前二号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（身分を示す証明書）

第二十条　法第六十八条第三項の身分を示す証明書は、別記様式第五によるものとする。

附　則

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

（別記）
様式第1（第16条関係）

車両運搬確認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第16条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。

使用者等の区分（注1）			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注2）			
運搬の目的（注3）			
運搬予定時期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注4）		
	核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類		
	核燃料輸送物の総重量（注5）		
	収納する核燃料物質等	重量（注6）	
		放射能の量（注7）	
	輸送容器（注8）	外形寸法（注9）	
		重量（注10）	
	核分裂性輸送物の場合	輸送制限個数	
		配列方法（注11）	
	専用積載又は混載の別		

注1　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。

2　次のイからハにより記載すること。

イ　種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ　性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ハ　量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

3　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

4　核燃料輸送物の通称を記載すること。

5　トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

6　注5の例により記載すること。

7　総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位で記載すること。

8　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

9　センチメートル、又はメートル単位で記載すること。

10　注5の例により記載すること。

11　任意の配列方法又は特定の配列方法の別を記載し、特定の配列方法の場合には、当該運搬する核分裂性輸送物相互間の距離を明記した配列方法についての説明図を添付すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第2（第16条関係）

簡易運搬確認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官　殿

住　所

氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第16条第1項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

使用者等の区分（注1）			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注2）			
運搬の目的（注3）			
運搬予定時期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注4）		
	核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類		
	核燃料輸送物の総重量（注5）		
	収納する核燃料物質等	重量（注6）	
		放射能の量（注7）	
	輸送容器（注8）	外形寸法（注9）	
		重量（注10）	
	核分裂性輸送物の場合	輸送制限個数	
		配列方法（注11）	
運搬方法に関する説明	使用する運搬機器の種類（注12）		
	運搬機器への積付け方法（注13）		
	携行する書面及び携行器具等		

注 1　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者若しくは再処理事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。

2　次のイからハにより記載すること。

イ　種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ　性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ハ　量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

3　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

4　核燃料輸送物の通称を記載すること。

5　トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

6　注5の例により記載すること。

7　総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位で記載すること。

8　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

9　センチメートル、又はメートル単位で記載すること。

10　注5の例により記載すること。

11　任意の配列方法又は特定の配列方法の別を記載し、特定の配列方法の場合には、当該運搬する核分裂性輸送物相互間の距離を明記した配列方法についての説明図を添付すること。

12　自転車、台車等具体的に記載すること。

13　積付け後の状態を示す説明書を添付すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第3（第17条の2 関係）

容器承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官　殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第3項及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の2第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　輸送容器の名称
2　輸送容器の外形寸法及び重量（注1 ）
3　核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類
4　収納する核燃料物質等の種類、性状、重量及び放射能の量（注2 ）
5　承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等
6　承認容器として使用することを予定している期間

注1　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

2　次のイからニにより記載すること。

イ　種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ　性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ハ　重量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

ニ　放射能の量については総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位で記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第4 （第17条の4 関係）

承認容器使用期間更新申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官　殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）㊞

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第17条の4第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1　承認容器登録番号
2　延長前の使用期間
3　更新後に承認容器として使用することを予定している期間
4　更新の理由

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第５（第20条関係）

（表　　面）

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第３項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

写

押　出

スタンプ

真

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

科学技術庁長官　印

備　考　　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

（裏　面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　内閣総理大臣、通商産業大臣、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる事業者等の区分（第61条の2の2第1項第2号に該当する場合における製錬事業者並びに核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者及び同条第5項に規定する者については、第64条第3項各号の当該区分にかかわらず、内閣総理大臣とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条の2第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者、核原料物質使用者又は国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号の一に該当する場合における当該各号に規定する者若しくは同条第5項に規定する者の事務所又は工場若しくは事業所（船舶に設置する原子炉に係る場合にあつては、その船舶）に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律（通商産業大臣にあつては実用発電用原子炉及びその附属施設に係る第28条の2第1項の規定、運輸大臣にあつては実用舶用原子炉及びその附属施設に係る同項の規定）の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　前2項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条　次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

六　第68条第1項、第2項又は第5項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

〔昭和五十三年十二月二十八日／科学技術庁告示第十一号〕

最終改正　昭和六十二年一月二十九日

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）の規定に基づき、及び同規則を実施するため、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示を次のように定め、同規則の施行の日から適用する。

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（L型輸送物として運搬できる核燃料物質等）

第二条　規則第三条第一項第一号の危険性が極めて少ない核燃料物質等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当する核燃料物質等とする。ただし、爆発性又は自然発火性の核燃料物質等並びに第一号に掲げる核燃料物質等であつてウラン二三五及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のうち、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるものを除く。

一　核燃料物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

核燃料物質等の区分	放射能の量
固体	
容易に散逸しない固体状の核燃料物質等又はカプセルに密封された核燃料物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形核燃料物質等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である核燃料物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の千分の一

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬の技術基準を定める告示

	超えないものであること。	
特別形核燃料物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の千分の一	A_2値の一万分の一
特別形核燃料物質等又は特別形核燃料物質等以外のもの		
液体 特別形核燃料物質等	A_1値の千分の一	A_2値の一万分の一
気体 特別形核燃料物質等以外のもの	A_2値の千分の一	

	A_1値	A_2値
特別形核燃料物質等		
特別形核燃料物質等以外のもの		

（許容表面密度）

第四条　規則第四条第六号の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

アルファ線を放出する放射性物質	十万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	一万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル

（A型輸送物に係る一般の試験条件）

第五条　規則第五条第四号の長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第二に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る一般の試験条件）

第六条　規則第六条第二号の長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る特別の試験条件）

第七条　規則第六条第三号の長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る漏えい量）

第八条　規則第六条第二号ロの長官の定める量は、A_2値の百万分の

二　天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、その表面が容易に腐食しない金属等で被覆されているもの

（A型輸送物として運搬できる核燃料物質等の放射能の量の限度）

第三条　規則第三条第一項第二号の長官の定める量は、次の表の上欄に掲げる核燃料物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

一とする。

2　規則第六条第三号ロの長官の定める量は、A_2値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一万キュリーとする。

3　漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、前二項のA_2値は、非圧縮状態におけるものとする。

（BU型輸送物に係る一般の試験条件）

第九条　規則第七条第二号の長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る特別の試験条件）

第十条　規則第七条第三号の長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る漏えい量）

第十一条　規則第七条第三号ロの長官の定める量は、A_2値の千分の一とする。

2　第八条第三項の規定は、前項の量について準用する。

（核分裂性物質とならない核燃料物質）

第十二条　規則第八条の長官の定める核燃料物質は、次の各号の一に該当するものとする。

一　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九若しくはプルトニウム二四一の量又はこれらの物質の量の合計が十五グラムを超えない核燃料物質

二　天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

（核分裂性輸送物に係る一般の試験条件）

第十三条　規則第九条第一号の長官の定める核分裂性輸送物に係る一般の試験条件は、別記第二第一号に定める条件とする。

（核分裂性輸送物に係る特別の試験条件）

第十四条　規則第九条第二号の長官の定める核分裂性輸送物に係る特別の試験条件は、別記第四第一号から第三号までに定める条件とする。

（核燃料輸送物としないで運搬できる核燃料物質によつて汚染された物の放射能濃度）

第十五条　規則第十二条第二号ロの長官の定める値は、一グラム当たりA_2値の一万分の一とする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第十六条　規則第十三条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する核燃料物質等の種類、数量及び性状

三　運搬する物の表面並びに表面から一メートル離れた位置及び二メートル離れた位置における放射線量率

四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由

五　運搬に当たつて講ずる障害防止のための措置

（危険物）

第十七条　規則第十四条第三号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該核燃料物質等の安全な運搬を損なう恐れのある物

（運搬物の個数の制限）

第十八条　規則第十四条第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数（運搬物の表面から一メートル離れた位置における放射線量率をミリレム毎時単位で表した値の最大値をいう。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得られた値のうち、いずれか大なるものをいう。以下同じ。）を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

（標識又は表示）

第十九条　規則第十四条第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一　次表の上欄に掲げる核燃料輸送物には、それぞれ同表の中欄に掲げる標識又は表示を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付け、又は行うこと。

	「放射性」の文字の表示	核燃料輸送物の表面
一　L型輸送物	第一類白標識（別記第七に掲げるもの）	核燃料輸送物の表面の二箇所
二　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）又は第一種核分裂性輸送物であつて、その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第二類黄標識（別記第八に掲げるもの）	核燃料輸送物の表面の二箇所
三　次に掲げる核燃料輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物又は第一種核分裂性輸送物であつて、その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、その輸送指数が一を超えないもの		

ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、その表面の放射線量率が五十ミリレム毎時以下であり、かつ、その輸送指数が一を超えないもの		
四　前三号に掲げる核燃料輸送物以外の核燃料輸送物	第三類黄標　核燃料輸送物の表面の九に掲げる二箇所	式（別記第

二　次のイからハまでに掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからハまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

イ　総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物　総重量

ロ　A型輸送物　「A型」の文字

ハ　BM型輸送物及びBU型輸送物　「B型」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（別記第十に掲げるもの）を明確に表示すること。

（従事者に係る許容集積線量）

第二十条　規則第十四条第八号の長官の定める許容集積線量は、次の式によつて算出される数値（単位レム）とする。

D＝5（N－18）

この式において、Dは許容集積線量を、Nは年令の数を表わすものとする。

2　放射線による事故によつて二十五レム未満の被ばくを受け、又は緊急作業に従事することによつて被ばくした結果、その集積線量が前項の式によつて算出される数値を超えた場合には、その被ばくした日からその超過した被ばく放射線量を二レムで除して得た数の年数を経過するまでの期間に限り、前項の式によつて算出される数値にその超過した被ばく放射線量を加えた数値をもつて許容集積線量とする。

3　従事者の過去の被ばくが明らかでない場合は、その明らかでない期間については、一年間につき五レムの割合で被ばくしたものとみなして集積線量を算出するものとする。

（従事者に係る許容被ばく線量）

第二十一条　規則第十四条第八号の長官の定める許容被ばく線量は、三月間につき三レムとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　皮ふのみに対する被ばくの場合　三月間につき八レム

二　手、前ばく、足又は足関節のみに対する被ばくの場合　三月間につき二十レム

三　女子（妊娠可能年令でない女子、妊娠不能と診断された女子及び次号に規定する者を除く。）の腹部に対する被ばくの場合　三月間につき一・三レム

四　妊娠中である女子の腹部に対する被ばくの場合　妊娠と診断されたときから出産までの間につき一レム

2　前項の従事者の被ばくする放射線が中性子線である場合には、別表第七の左の欄に掲げる中性子エネルギーの強さに応じてそれぞれの右の欄に掲げる粒子フルエンスが一ミリレムの放射線量に相当するものとして計算することができる。

（従事者以外の者に係る許容被ばく線量）

第二十二条　規則第十四条第九号の長官の定める許容被ばく線量は、一年間につき一・五レムとする。ただし、皮ふのみに対する被ばくについては、三レムとする。

（容器承認の申請に係る提出書類の省略）

第二十三条　規則第十七条の二第二項の規定により、輸送容器について承認を受けようとする者は、核燃料輸送物の設計（輸送容器の設計及び当該輸送容器に収納する核燃料物質等の仕様をいう。）について長官の承認を受けたときは、同条第一項第二号に掲げる書類の提出を省略することができる。

（緊急作業に係る許容被ばく線量）

第二十四条　規則第十八条第二項の長官の定める許容被ばく線量は、十二レムとする。

別表第１（第２条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
1	^{3}H（気体状のもの、放射線発光塗料であるもの、固体に吸収された形状のもの、トリチウム水であるもの）	1,000	1,000
1	^{3}H（その他のもの）	20	20
4	^{7}Be	300	300
6	^{14}C	1,000	100
9	^{18}F	20	20
11	^{22}Na	8	8
11	^{24}Na	5	5
12	^{28}Mg	6	6
14	^{31}Si	100	100
15	^{32}P	30	30
16	^{35}S	1,000	300
17	^{36}Cl	300	30
17	^{38}Cl	10	10
18	^{37}Ar	1,000	1,000
18	^{41}Ar	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）1	20 1
19	^{42}K	10	10
20	^{45}Ca	1,000	40
20	^{47}Ca	20	20
21	^{46}Sc	8	8
21	^{47}Sc	200	200
21	^{48}Sc	5	5
23	^{48}V	6	6

	第一欄	第二欄	第三欄
24	^{51}Cr	600	600
25	^{52}Mn	5	5
25	^{54}Mn	20	20
25	^{56}Mn	5	5
26	^{52}Fe	6	6
26	^{55}Fe	1,000	1,000
26	^{59}Fe	10	10
27	^{56}Co	5	5
27	^{57}Co	90	90
27	^{58m}Co	1,000	1,000
27	^{58}Co	20	20
27	^{60}Co	7	7
28	^{59}Ni	1,000	900
28	^{63}Ni	1,000	100
28	^{65}Ni	10	10
29	^{64}Cu	80	80
30	^{65}Zn	30	30
30	^{69m}Zn	40	40
30	^{69}Zn	300	300
31	^{72}Ga	7	7
32	^{71}Ge	1.000	1,000
33	^{73}As	1.000	400
33	^{74}As	20	20
33	^{76}As	10	10
33	^{77}As	300	300
34	^{75}Se	40	40
35	^{82}Br	6	6
36	^{85m}Kr	（非圧縮状態） 100 （圧縮状態） 3	100 3
36	^{85}Kr	（非圧縮状態）1,000 （圧縮状態） 5	1,000 5
36	^{87}Kr	（非圧縮状態） 20 （圧縮状態）6×10^{-1}	20 6×10^{-1}
37	^{86}Rb	30	30

	第一欄	第二欄	第三欄
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
38	^{85m}Sr	80	80
38	^{85}Sr	30	30
38	^{87m}Sr	50	50
38	^{89}Sr	100	40
38	^{90}Sr	10	4×10^{-1}
38	^{91}Sr	10	10
38	^{92}Sr	10	10
39	^{90}Y	10	10
39	^{91m}Y	30	30
39	^{91}Y	30	30
39	^{92}Y	10	10
39	^{93}Y	10	10
40	^{93}Zr	1,000	200
40	^{95}Zr	20	20
40	^{97}Zr	20	20
41	^{93m}Nb	1,000	200
41	^{95}Nb	20	20
41	^{97}Nb	20	20
42	^{99}Mo	100	100
43	^{96m}Tc	1,000	1,000
43	^{96}Tc	6	6
43	^{97m}Tc	1.000	200
43	^{97}Tc	1,000	400
43	^{99m}Tc	100	100
43	^{99}Tc	1,000	80
44	^{97}Ru	80	80
44	^{103}Ru	30	30
44	^{105}Ru	20	20
44	^{106}Ru	10	7
45	^{103m}Rh	1,000	1,000
45	^{105}Rh	200	200
46	^{103}Pd	1,000	700

	第一欄	第二欄	第三欄
46	^{109}Pb	100	100
47	^{105}Ag	40	40
47	^{110m}Ag	7	7
47	^{111}Ag	100	100
48	^{109}Cd	1,000	70
48	^{115m}Cd	30	30
48	^{115}Cd	80	80
49	^{113m}In	60	60
49	^{114m}In	30	20
49	^{115m}In	100	100
50	^{113}Sn	60	60
50	^{125}Sn	10	10
51	^{122}Sb	30	30
51	^{124}Sb	5	5
51	^{125}Sb	40	30
52	^{125m}Te	1,000	100
52	^{127m}Te	300	40
52	^{127}Te	300	300
52	^{129m}Te	30	30
52	^{129}Te	100	100
52	^{131m}Te	10	10
52	^{132}Te	7	7
53	^{125}I	1,000	70
53	^{126}I	40	10
53	^{129}I	1,000	2
53	^{131}I	40	10
53	^{132}I	7	7
53	^{133}I	30	30
53	^{134}I	8	8
53	^{135}I	10	10
54	^{131m}Xe	（非圧縮状態） 100 （圧縮状態） 10	100 10
54	^{133}Xe	（非圧縮状態） 1,000 （圧縮状態） 5	1,000 5

	第一欄	第二欄	第三欄
54	^{135}Xe	（非圧縮状態） 70 （圧縮状態） 2	70 2
55	^{131}Cs	1,000	1,000
55	^{134m}Cs	1,000	1,000
55	^{134}Cs	10	10
55	^{135}Cs	1,000	100
55	^{136}Cs	7	7
55	^{137}Cs	30	20
56	^{131}Ba	40	40
56	^{133}Ba	40	10
56	^{140}Ba	20	20
57	^{140}La	30	30
58	^{139}Ce	100	100
58	^{141}Ce	300	200
58	^{143}Ce	60	60
58	^{144}Ce	10	7
59	^{142}Pr	10	10
59	^{143}Pr	300	200
60	^{147}Nd	100	100
60	^{149}Nd	30	30
61	^{147}Pm	1,000	80
61	^{149}Pm	100	100
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	1,000	90
62	^{153}Sm	300	300
63	^{152m}Eu（物理的半減期が9.2時間のもの）	30	30
63	^{152}Eu（物理的半減期が13年のもの）	20	20
63	^{154}Eu	10	5
63	^{155}Eu	400	90
64	^{153}Gd	200	100

	第一欄	第二欄	第三欄
64	^{159}Gd	300	300
65	^{160}Tb	20	20
66	^{165}Dy	100	100
66	^{166}Dy	1,000	200
67	^{166}Ho	30	30
68	^{169}Er	1,000	300
68	^{171}Er	50	50
69	^{170}Tm	300	40
69	^{171}Tm	1,000	100
70	^{175}Yb	400	400
71	^{177}Lu	300	300
72	^{181}Hf	30	30
73	^{182}Ta	20	20
74	^{181}W	200	100
74	^{185}W	1,000	100
74	^{187}W	40	40
75	^{186}Re	100	100
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	10	10
76	^{185}Os	20	20
76	^{191m}Os	200	200
76	^{191}Os	600	400
76	^{193}Os	100	100
77	^{190}Ir	10	10
77	^{192}Ir	20	20
77	^{194}Ir	10	10
78	^{191}Pt	100	100
78	^{193}Pt	200	200
78	^{197m}Pt	300	300
78	^{197}Pt	300	300
79	^{193}Au	200	200
79	^{196}Au	30	30
79	^{198}Au	40	40

	第一欄	第二欄	第三欄
79	^{199}Au	200	200
80	^{197m}Hg	200	200
80	^{197}Hg	200	200
80	^{203}Hg	80	80
81	^{200}Tl	20	20
81	^{201}Tl	200	200
81	^{202}Tl	40	40
81	^{204}Tl	300	30
82	^{210}Pb	100	2×10^{-1}
82	^{212}Pb	6	5
83	^{206}Bi	5	5
83	^{207}Bi	10	10
83	^{210}Bi	100	4
83	^{212}Bi	6	6
84	^{210}Po	200	2×10^{-1}
85	^{211}At	200	7
86	^{222}Rn	10	2
88	^{223}Ra	50	2×10^{-1}
88	^{224}Ra	6	5×10^{-1}
88	^{226}Ra	10	5×10^{-2}
88	^{228}Ra	10	5×10^{-2}
89	^{227}Ac	1,000	3×10^{-3}
89	^{228}Ac	10	4
90	^{227}Th	200	2×10^{-1}
90	^{228}Th	6	8×10^{-3}
90	^{230}Th	3	3×10^{-3}
90	^{231}Th	1,000	1,000
90	^{232}Th	制限なし	制限なし
90	^{234}Th	10	10
90	Th（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
91	^{230}Pa	20	8×10^{-1}
91	^{231}Pa	2	2×10^{-3}

	第一欄	第二欄	第三欄
91	^{233}Pa	100	100
92	^{230}U	100	1×10^{-1}
92	^{232}U	30	3×10^{-2}
92	^{233}U	100	1×10^{-1}
92	^{234}U	100	1×10^{-1}
92	^{235}U	100	2×10^{-1}
92	^{236}U	200	2×10^{-1}
92	^{238}U	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%未満のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%以上のもの）	100	1×10^{-1}
92	U（天然の混合比に達しないもの）	制限なし	制限なし
93	^{237}Np	5	5×10^{-3}
93	^{239}Np	200	200
94	^{238}Pu	3	3×10^{-3}
94	^{239}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{240}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{241}Pu	1,000	1×10^{-1}
94	^{242}Pu	3	3×10^{-3}
95	^{241}Am	8	8×10^{-3}
95	^{243}Am	8	8×10^{-3}
96	^{242}Cm	200	2×10^{-1}
96	^{243}Cm	9	9×10^{-3}

	第一欄	第二欄	第三欄
96	^{244}Cm	10	1×10^{-2}
96	^{245}Cm	6	6×10^{-3}
96	^{246}Cm	6	6×10^{-3}
97	^{249}Bk	1,000	1
98	^{249}Cf	2	2×10^{-3}
98	^{250}Cf	7	7×10^{-3}
98	^{252}Cf	2	9×10^{-3}

別表第2（第2条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第1に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値）単位 Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値） 単位 Ci
1. 放出する放射線が一種類の場合（2に該当する場合を除く。）		
イ アルファ線を放出する放射性物質の場合		
(1) 半減期が千日未満である場合	1,000（原子番号が82以上のものである場合は、2）	3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(2) 半減期が千日以上百万年以下である場合	50（原子番号が82以上のものである場合は、2）	5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(3) 半減期が百万年を超える場合	1,000	3
ロ ベータ線を放出する放射性物質の場合		半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
(1) 最大エネルギーが0.5MeV未満である場合	1,000	
(2) 最大エネルギーが0.5MeV以上1MeV未満である場合	300	
(3) 最大エネルギーが1MeV以上1.5MeV未満である場合	100	
(4) 最大エネルギーが1.5MeV以上2MeV未満である場合	30	

(5) 最大エネルギーが2MeV以上である場合	10	
ハ ガンマ線を放出する放射性物質の場合	$\frac{9}{\Gamma}$（1,000を超えるものにあつては、1,000）	$\frac{9}{\Gamma}$とロの第三欄に掲げる数量のうちいずれか小さいもの
ニ エックス線を放出する放射性物質の場合	1,000（原子番号が56以上のものである場合は、200）	半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
2. 放出する放射線が一種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であって、その半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3. 放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

4. 放出する放射線が二種類以上あり、当該放射性物質の半減期が娘核種の半減期よりも長く、かつ娘核種の半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考　Γは、当該放射性物質が1キュリーの場合において、当該放射性物質から1メートル離れた位置における最大放射線量率をレントゲン毎時で表した値を示す。

別表第3（第2条関係）

種類が一種類であり、かつ、種類が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値）単位　Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値）単位　Ci
原子番号82以上の放射性物質が含まれていない場合	10	4×10^{-1}
原子番号82以上の放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}

別表第4（第2条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部が明らかでない放射性物質の場合又は種類の一部が明らかであって種類別の数量の全部が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値） 単位 Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値）　単位 Ci
1. アルファ線を放出する放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}
2. アルファ線を放出する放射性物質が含まれていない場合（3に該当する場合を除く。）	2	4×10^{-1}
3. 核分裂生成物である場合（1に該当する場合を除く。）	10	4×10^{-1}

別表第5（第2条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第6に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量　単位 Ci
放射性物質の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}+\frac{y}{Y}=1$
放射性物質の種類及び種類別の数量の全部が明らかである場合	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_n は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数量（キユリー）を、X_1，X_2，…，X_n はそれぞれ x_1，x_2，…，x_n に係る各放射性物質に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）を、y は種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量（キユリー）を、Y は、y に係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）のうち最小のものを、y に係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつては y に係る放射性物質に対する別表第3に掲げる数量（キユリー）を示す。

別表第6（第2条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形核燃料物質等である場合の数量（A_1値）単位 Ci	特別形核燃料物質等以外の核燃料物質等である場合の数量（A_2値）単位 Ci
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の半減期が十日を超えず、かつ、親核種の半減期よりも短い場合	親核種に対する別表第1又は別表第2の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第1又は別表第2の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その半減期が十日を超え、又は親核種の半減期よりも長いものがある場合	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_nの数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_nの数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_nはその原子核の崩壊連鎖の系列に属する各放射性物質の数量（キユリー）をX_1，X_2，…，X_nはそれぞれx_1，x_2，…，x_nに係る各放射性物質に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）を示す。

別表第7（第21条関係）

1ミリレムに相当する粒子フルエンス

中性子エネルギー	粒子フルエンス（n／cm^2）
0.025eV	936,000
0.1eV	864,000
1eV	792,000
10eV	828,000
100eV	864,000
1KeV	972,000
10KeV	1,008,000
100KeV	172,800
500KeV	50,400
1MeV	30,600
2MeV	25,200
3MeV	25,200
5MeV	24,480
10MeV	24,480
20MeV	23,400
50MeV	21,960
100MeV	20,160
200MeV	18,360
500MeV	12,960
1,000MeV	7,920
2,000MeV	5,760
3,000MeV	5,040

備考　該当値がないときは、内そう法によつて計算する。

別記第一（第二条関係）　特別形核燃料物質等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする核燃料物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八百度の空気中に十分間置くこと。

五　浸漬試験

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬の技術基準を定める告示

イ　固体状の核燃料物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された核燃料物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三十度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第五条、第十三条関係）A型輸送物に係る一般の試験条件

一　条件

イ　五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五千キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラムを超え一万キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラムを超え一万五千キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラムを

超えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2)　その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に〇・一三キログラム毎平方センチメートルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(3)　重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該核燃料輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二　液体状又は気体状の核燃料物質等に係る追加条件

イ　液体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該核燃料輸送物に係る容器に収納することができる核燃料物質等の量の二倍以上の量の核燃料物質等を吸収することができる吸収材を備えている核燃料輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納することができる核燃料物質等をすべて吸収することとした場合においても表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないものは、この限りでない。

(1)　九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2)　前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ　気体状の核燃料物質等が収納されている核燃料輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第六条関係）　BM型輸送物に係る一般の試験条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第七条、第十四条関係）　BM型輸送物に係る特別の試験条件

一　第二号の条件の下で核燃料輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ　九メートルの高さから落下させること。

ロ　垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二　温度八百度の環境に三十分間置くこと。

三　深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四　野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

備考　第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五（第九条関係）　BU型輸送物に係る一般の試験条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第十条関係）　BU型輸送物に係る特別の試験条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第７（第１９条関係）第一類白標識

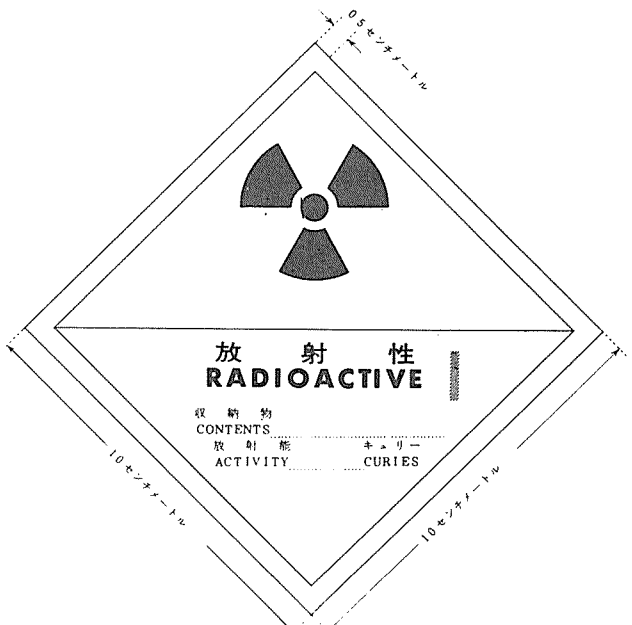

注１　三葉マークは、別記第１０のとおりとする。

２　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称及び放射能を記入すること。

３　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

４　色彩は、次表によること。

部　分	色　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

別記第８（第１９条関係）第二類黄標識

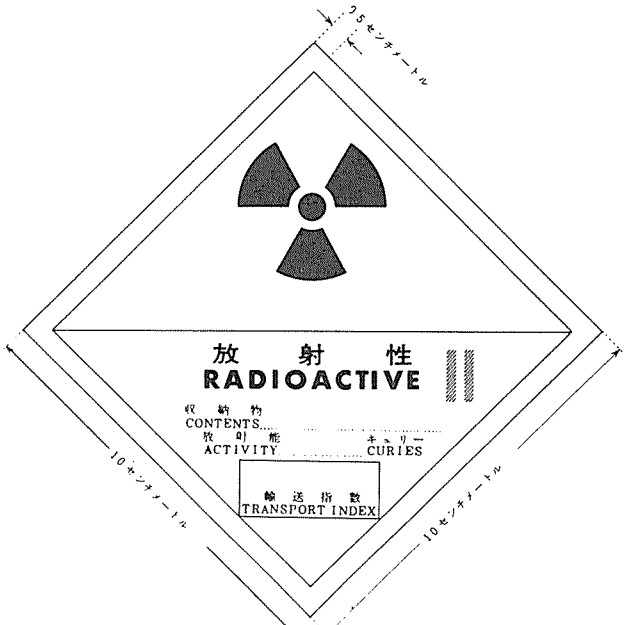

注１　三葉マークは、別記第10のとおりとする。

２　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

３　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

４　色彩は、次表によること。

部　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

別記第9（第19条関係）第三類黄標識

注1　三葉マークは、別記第10のとおりとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によること。

部　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

別記第10（第19条関係）三葉マーク

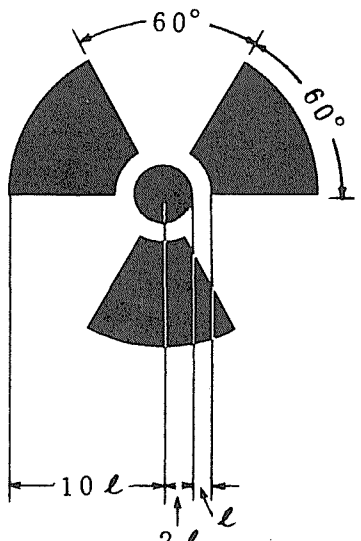

注1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

2　色彩は、黒とする。

○原子力安全局長通達

６２安局第２０号
昭和６２年２月１０日

殿

科学技術庁原子力安全局長

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に
関する科学技術庁長官の確認等について（通達）

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年総理府令第５７号。以下「規則」という。）第１６条、第１７条の２、第１７条の４及び第１７条の５並びに核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和５３年科学技術庁告示第１１号。以下「告示」という。）第２３条の規定の実施細目等について、下記のとおり定めたので通知します。

なお、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する科学技術庁長官の確認等について（通達）」（昭和５４年２月２２日付け５４安局第５５号。以下「旧通達」という。）は、本日をもつて廃止します。

記

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「法」という。）第５９条の２第２項（法第６６条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の運搬に関する長官の確認の申請

(1) 法第５９条の２の規定は、使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び廃棄事業者並びにこれらの者から運搬を委託された者のうち、運搬に関しすべての保安の責任を負うことになっている者が、規則に定める技術上の基準に従つて保安のために必要な措置を講じなければならないという主旨であるので、同条第２項に規定する確認の申請は上記責任を有するものでなければ行えないことに留意すること。

(2) 規則第１６条第１項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第１から別記第６までによるものとする。

(3) 規則第１６条第２項の規定により、同条第１項第２号及び第３号に掲げる書類の提出の省略をしようとする者は、規則第１７条の３の規定に基づき長官の交付した容器承認書の写しを同条第１項に規定する確認申請書に添付すること。

2. 法第５９条の２第３項（法第６６条第２項において準用する場合を含む。以下同じ。）の容器承認の申請等

(1) 規則第１７条の２第１項各号に掲げる書類の記載事項は、別記第７から別記第１０までによるものとする。

なお、同項第３号の説明書については、別表の検査要領により、承認を受けようとする輸送容器の検査を実施し、その結果を添付すること。

(2) 容器承認を受けようとする者は、輸送容器が輸送容器の設計に従つて製作されていることを示すために、別記第１１の様式の申請書により、輸送容器の検査の立会いを申請することができる。

(3) 規則第１７条の２第２項の規定により、同条第１項第２号に掲げる書類の提出を省略しようとする者は、長官の交付した核燃料輸送物設計承認書の写しを同条第１項に規定する容器承認申請書に添付すること。

(4) 規則第１７条の５各項の届出は、別記第１２から別記第１３までによるものとする。

3. 容器承認に伴う措置

(1) 容器承認を受けた者は、運搬の前に、別記第１４の様式による承認容器登録票をそれぞれの輸送容器に取り付けること。

(2) 容器承認を受けた者は、容器承認申請書添付書類（又は核燃料輸送物設計承認申請書添付書類）に記載した方法により、１年に１回以上（年間の使用回数が１０回を越えるものにあつては、使用回数１０回ごとに１回以上）、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持すること。輸送容器の定期検査の記録は、製作時検査の記録と併せて、当該輸送容器を承認容器として使用する期間中、これを保存すること。

4. 核燃料輸送物の設計の承認の申請

(1) 告示第２３条の核燃料輸送物の設計についての長官の承認を受けようとする者は、別記第１５の様式による申請書を提出すること。

(2) (1)の承認を受けた核燃料輸送物の設計の一部を変更しようとする者は、別記第１６の様式による申請書を提出すること。

(3) (1)の承認の有効期間を更新しようとする者は、有効期間が満了する日の一月前までに別記第１７の様式による申請書を提出すること。

5. 昭和６２年１月２９日付け科学技術庁告示第１号による改正前の告示（以下「旧告示という。）に基づく核燃料輸送物設計承認書及び輸送容器承認書について

(1) 旧告示第２３条及び旧通達に基づく輸送容器承認書（以下「旧輸送容器承認書」

という。）は、法第５９条の２第３項の規定に基づく容器承認書としての効力を有するものではない。ただし、法第５９条の２第３項の規定に基づく容器承認書の申請に際して、旧輸送容器承認書は、その有効期間内において、規則第１７条の２第１項第３号の説明書に代えることができる。

なお、旧輸送容器承認書は、有効期間の満了に伴う更新は行えないので、念のため申し添える。

(2) 旧告示第２３条及び旧通達に基づく核燃料輸送物設計承認書については、現行の告示第２３条に基づくものとして引き続き有効であり、その有効期間については、4.(3)により更新を行うことができる。

6. 特別形核燃料物質等の設計の承認

告示第２条第１号に定めるA_2値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をＡ型輸送物（核分裂性輸送物であるものを除く。）として運搬しようとする場合は、あらかじめ、別記第１８の様式による申請書により、当該特別形核燃料物質等の設計が告示第２条第１号に定める特別形核燃料物質等の基準に適合することについて、原子力安全局長の承認を受けること。

7. ＩＡＥＡの輸送基準に適合することの証明

告示第２３条に掲げる長官の設計の承認を受けた核燃料輸送物の国際輸送にあつては、当該核燃料輸送物の設計がＩＡＥＡの輸送基準に適合することについて、別記第１９の様式による願いにより、原子力安全局長の証明書の交付を願い出ることができる。

8. 法第５９条の２第１項に規定する運搬を伴わない運搬に係る核燃料輸送物（以下この項において輸送物という。）の運搬の届出等

輸送物については、その運搬等について、下記の(1)～(4)までの規定により、科学技術庁原子力安全局核燃料規制課長あて届出ること。

(1) 輸送物の運搬の届出

法第５９条の２第１項に規定する運搬を伴わない運搬を行おうとする者は、別記第２０の様式により届け出ること。

(2) 輸送容器の届出

(イ) 運輸省の輸送容器及びその使用方法に関する承認を受けた者は、別表の要領による当該輸送容器の検査の結果を添付して、別記第２１の様式により届け出ること。

(ロ) 運輸省に輸送容器の使用廃止届をした場合は、速やかに、別記第２２の様式により届け出ること。

(3) 輸送物の設計の届出

(イ) 運輸省の輸送物設計承認を受けた者は、別記第２３の様式により届け出ること。

(ロ) (イ)の届出を提出した輸送物の設計の一部を変更した者は、別記第２４の様式により届け出ること。

(4) 特別形核燃料物質等の設計の届出

「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示」（昭和５２年１１月１７日、運輸省告示第５８５号）に定めるA_2値を超える放射能を有する特別形核燃料物質等をA型輸送物（核分裂性輸送物であるものを除く。）として運搬しようとする場合は、あらかじめ、別記第２５の様式による特別形核燃料物質等設計届を提出すること。

○別記第1

規則第16条第1項第1号の説明書の記載事項
1. 収納する核燃料物質等の仕様（注1）
2. 仕様の決定方法（注2）
3. 設計仕様との比較（注3）

注1　輸送容器ごとに記載すること。

2　燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出した仕様の計算方法について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

3　容器承認書を受けている場合、承認容器に収納することを認められた核燃料物質等の設計仕様と収納する核燃料物質等の仕様との比較について記載すること。

○別記第2

規則第16条第1項第2号の説明書の記載事項
1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

○別記第3

規則第１６条第１項第３号の説明書の記載事項
輸送容器の製作時の検査に関する説明（注）

注　別表の検査要領による検査結果を添付すること。

○別記第4

規則第１６条第１項第４号の説明書の記載事項
輸送容器の性能維持に関する説明（注）

注　輸送容器の完成後運搬の確認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

○別記第5

規則第１６条第１項第５号の説明書の記載事項
1. 核燃料輸送物の発送前検査に関する説明（注） 2. 発送前検査を行う予定時期 3. 発送前検査を行う場所

注　発送前に行う検査の具体的方法及び合格基準を記載すること。

○別記第6

規則第１６条第１項第６号の説明書の記載事項

1. 運搬機器及び積載方法
   (1) 運搬機器の概要
   (2) 積載方法及び固縛方法
   (3) 運搬機器の放射線量率
   (4) 運搬物の個数
   (5) 運搬物の輸送指数及びその合計値

2. 運搬実施体制
   (1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家
   (2) 放射線管理要領
   (3) 運 搬 要 領
   (4) 応急措置要領

3. 規則第１４条各号に掲げる基準に適合することについての説明

○別記第7

規則第１７条の２第１項第１号の記載事項

1. 収納する核燃料物質等の仕様

2. 仕様の決定方法（注）

注　燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出しようとする仕様の計算方法等について記載すること。実測による場合は、測定方法について記載すること。

○別記第８

規則第１７条の２第１項第２号の説明書の記載事項
1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

○別記第９

規則第１７条の２第１項第３号の説明書の記載事項
輸送容器の製作時の検査に関する説明（注）

注　別表の検査要領による検査結果を添付すること。

○別記第１０

規則第１７条の２第１項第４号の説明書の記載事項
輸送容器の性能維持に関する説明（注）

注　輸送容器の完成後から容器承認申請時まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

○別記第11

輸送容器検査立会申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

輸送容器検査の立会いを受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器の製造番号等（注）
3. 製作工程表
4. 検査の立会いを受けようとする事項、期日及び場所

注　承認を受けようとする容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等を記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第１２

容器承認書記載事項変更届

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第１７条の５第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更前
2. 変更後
3. 変更の理由

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第１３

承認容器廃止届

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第１７条の５第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 廃止しようとする輸送容器の承認容器登録番号
3. 廃止の理由

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第１４

承認容器登録票

承認容器登録票（記載例）
Registration Label of Packaging

承認容器登録者 Name of Registrant	
輸送容器の名称 Name of Packaging	TXCELLOX-300
承認容器登録番号 Serial Number of Packaging	S 123 B 200
設計承認番号 Competent Authority Identification Marks	J/200/B(M)F(Rev.)( )
承認容器として使用する期間 This Registration Shall be Valid	昭和62年9月16日から昭和65年9月15日まで From Sep. 16. 1987 to Sep. 15. 1990
承認した日 Date of Approval	昭和62年9月16日 Sep. 16. 1987
承認を与えた者 Approved by	科学技術庁長官 Minister of State for Science and Technology

10cm以上

10cm以上

備考１　目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。

2. 承認容器登録票は、本邦内においてのみ運搬されるものにあつては英語の部分を削ることができる。

○別記第15

核燃料輸送物設計承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類
3. 核燃料輸送物に関する説明
   (1) 輸送容器の材料の種類
   (2) 核燃料輸送物の総重量
   (3) 外形寸法
   (4) 外　　観
   (5) 収納する核燃料物質等の設計仕様
      イ 種　　類
      ロ 重　　量
      ハ 放射能の量（主要な核種ごとの値及び合計値）
      ニ 性　　状
      ホ 濃 縮 度
      ヘ 燃 焼 度
      ト 発 熱 量
      チ 冷却日数
      リ そ の 他
4. 輸送制限個数及び配列方法
5. 臨界計算における水密性に関する事項
6. BM型輸送物にあつては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明

7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

（別紙記載事項）

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第16

核燃料輸送物設計変更承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物について設計変更の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 核燃料輸送物の名称
3. 変更内容
4. 変更理由

（別紙記載事項）（注）

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

注　別紙記載事項は変更に係る部分について記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

○別記第17

核燃料輸送物設計承認更新申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁長官

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核燃料輸送物の設計承認の更新を受けたく、下記のとおり申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 設計承認番号
3. 更新の理由

備考　1　本申請書には、既に交付を受けている核燃料輸送物設計承認書の写しを添付すること。

2　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第18

特別形核燃料物質等設計承認申請書

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の特別形核燃料物質等について設計の承認を受けたく、別紙のとおり申請します。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
   (1) 重　　量
   (2) 外形寸法
   (3) 外　　観
   (4) 核燃料物質等の設計仕様

（別紙記載事項）
特別形核燃料物質等の設計が告示第2条第1号の技術基準に適合することについての説明

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○別記第１９

核燃料輸送物設計承認英文証明願

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物の設計が「ＩＡＥＡ放射性物質安全輸送規則（１９７３年版）」の技術基準に適合していることについて英文により証明していただきたく、別添により申請します。

記

1. 核燃料輸送物の名称

2. 設計承認番号

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第20

核燃料輸送物確認届

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長

殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

核燃料輸送物について、別紙の書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

使用者等の区分（注1）			
運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び量（注2）			
運搬の目的（注3）			
運搬予定時期			
核燃料輸送物に関する説明	核燃料輸送物の名称（注4）		
	核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類		
	核燃料輸送物の総重量（注5）		
	収納する核燃料物質等	重量（注6）	
		放射能の量（注7）	
	（注8）輸送容器	外形寸法（注9）	
		重量（注10）	
	核分裂性輸送物の場合	輸送制限個数	
		配列方法（注11）	
	専用積載又は混載の別		

（別紙書類）

1. 運搬する核燃料物質等に関する説明書（注１２）
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認証の写し
3. 核燃料輸送物の発送前の点検に関する説明書（注１３）

注１　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。

２　次のイからハにより記載すること。

イ　種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、金属ウラン、ウラン化合物及び新燃料集合体にあつては濃縮度を、使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ　性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ハ　量についてはトン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

３　当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

４　核燃料輸送物の通称を記載すること。

５　トン、キログラム又はグラム単位で記載すること。

６　注５の例により記載すること。

７　総量及び主要な核種ごとの量をキュリー単位で記載すること。

８　輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

９　センチメートル、又はメートル単位で記載すること。

10　注５の例により記載すること。

11　任意の配列方法又は特定の配列方法の別を記載し、特定の配列方法の場合には、当該運搬する核分裂性輸送物相互間の距離を明記した配列方法についての説明図を添付すること。

12　記載事項は、別記第１によること。

13　記載事項は、別記第５によること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第21

輸　送　容　器　届

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の輸送容器について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号（注１）
3. 核燃料輸送物の設計承認番号

（別紙記載事項）

1. 輸送容器の製作時検査結果に関する説明（注２）
2. 輸送容器の性能維持に関する説明（注３）

注１　承認を受けた容器の製造番号その他の当該容器と他の容器を区別するための番号等を併記すること。

２　別表の検査要領による検査結果を添付すること。

３　輸送容器の完成後から輸送容器の届出まで、当該輸送容器が健全に保守されていることを示す事項を記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第22

輸送容器使用廃止届

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

輸送容器の使用を廃止したことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1. 輸送容器の名称
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号
3. 廃止の理由

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第２３

核燃料輸送物設計届

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物の設計について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 核燃料輸送物の名称
2. 核燃料輸送物の種類及び核分裂性輸送物にあつては、その種類
3. 核燃料輸送物に関する説明
   (1) 輸送容器の材料の種類
   (2) 核燃料輸送物の総重量
   (3) 外形寸法
   (4) 外　　観
   (5) 収納する核燃料物質等の設計仕様
      イ 種　　類
      ロ 重　　量
      ハ 放射能の量（主要な核種ごとの値及び合計値）
      ニ 性　　状
      ホ 濃縮度
      ヘ 燃焼度
      ト 発熱量
      チ 冷却日数
      リ その他
4. 輸送制限個数及び配列方法
5. 臨界計算における水密性に関する事項
6. ＢＭ型輸送物にあつては、ＢＵ型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明

7. 核燃料輸送物の取扱い及び保守に関する事項

（別紙記載事項）

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第２４

核燃料輸送物設計変更届

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の核燃料輸送物の設計変更について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 核燃料輸送物の名称
3. 変更内容
4. 変更理由

（別紙記載事項）（注）

1. 核燃料輸送物の説明
2. 核燃料輸送物の安全解析
3. 輸送容器の製作方法
4. 核燃料輸送物の取扱い方法及び保守の方法
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項

注　別紙記載事項は変更に係る部分について記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○別記第25

特別形核燃料物質等設計届

番　　号
年　月　日

科学技術庁原子力安全局
核燃料規制課長
殿

住　所
氏　名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

下記の特別形核燃料物質等の設計について、別紙のとおり届け出ます。

記

1. 特別形核燃料物質等の名称
2. 特別形核燃料物質等に関する説明
   (1) 重　　量
   (2) 外形寸法
   (3) 外　　観
   (4) 核燃料物質等の設計仕様

（別紙記載事項）
特別形核燃料物質等の設計が船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）第4条第1号の技術基準に適合することについての説明

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

○別表　輸送容器検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外観検査	BM, BU, AF	容器の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状等に異常のないこと。
材料検査	BM, BU	容器に用いられた材料について、ミルシート等により照合するか又は引張試験等により降伏応力、引張強度等の材料特性を検査する。	設計承認申請書（以下「申請書」という。）に記載された設計条件を満足していること。
寸法検査	BM, BU	主要寸法を計測器を用いて検査する。	申請書に記載された図示公差内にあること。
溶接検査	BM, BU	1）外観　2）開先寸法　3）液体浸透探傷試験　4）放射線透過試験等により溶接の健全性を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足していること。
吊上げ荷重検査	BM, BU	トラニオンに油圧等により荷重を付加し、異常の有無を検査する。	吊上げ荷重の2倍の荷重に耐えること。
重量検査	BM, BU	完成容器の重量又は各部分の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
未臨界検査	BM, BU, AF	バスケット等の寸法及び外観を検査し、中性子吸収材を使用している場合はその含有量、分布等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
しゃへい寸法検査	BM, BU, AF	γ線、中性子線しゃへい用に用いられる部分の寸法を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
作動確認検査	BM, BU, AF	弁及び非常用安全装置等が装備された容器にあつては、当該装置が正常に作動するか否かを検査する。	申請書に記載された設計条件を満足すること。
取扱検査	BM, BU, AF	バスケット、蓋板等の脱着、取出し、吊上げ等の取扱いについて異常の有無を検査する。	申請書に記載された取扱いを行っても異常のないこと。
耐圧検査	BM, BU	気圧又は水圧を加え、容器の変形の有無等を検査する。	異常な変形、ひび、割れ等がないこと。
気密漏洩検査	BM, BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験又は真空試験等により漏洩率を検査する。	漏洩率が申請書に記載された値以下であること。

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
伝熱検査	BM, BU	収納燃料の崩壊熱に相当する電熱ヒーター等の熱源を容器内に装填し、容器各部の最高温度、温度分布を検査する。	外気条件を補正したのち、申請書に記載された温度以下であること。
しゃへい性能検査	BM, BU	容器内に ^{60}Co 等の線源を装填し、しゃへい性能を検査する。	(1) しゃへい上の欠陥部分が存在しないこと。 (2) その他申請書に記載された条件を満足すること。

注　BM，BU：BM型輸送物及びBU型輸送物に係る輸送容器を示す。
　　AF：核分裂性物質を封入するA型核分裂性輸送物に係る輸送容器を示す。

核燃料物質等輸送物設計承認申請書
記　載　要　綱

核燃料物質等輸送物設計承認申請書記載要綱（改訂第２版）について

1. 本要綱については、初版が昭和51年２月、改訂第１版が昭和53年12月、当課より発行されているが、今般その後の審査の経験等を勘案し、新たに内容を見直すとともに、昭和54年初頭より「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき新しい運搬規制が実施されるので、改訂第２版を発行することとした。
2. 本要綱は、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示」（昭和53年科学技術庁告示第11号）第23条の科学技術庁長官の核燃料輸送物の設計承認申請書の記載事項及び記載内容であるとともに、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」（昭和53年総理府令第57号）第16条第１項第２号の説明書の記載にあたって参考とすることができる。
3. 申請書又は説明書の記載にあたって、基準は上記府令・告示によるが、その他「放射性物質等の輸送に関する安全基準」（昭和50年1月原子力委員会決定）及び「ＩＡＥＡ放射性物質安全輸送規則（1973年版）」も参考とされたい。

科学技術庁原子力安全局　核燃料規制課核燃料物質輸送対策室

目　　次

A.6　特別の試験条件
（事故時試験条件）…… 127
A.6.1　強度試験・落下試験Ⅰ
（9m落下時）
(a)　解　析
(b)　原型試験
(c)　モデル試験
A.6.1.1　垂直落下
A.6.1.2　水平落下
A.6.1.3　コーナー落下
A.6.1.4　傾斜落下
A.6.1.5　結果の要約と検討　…128
A.6.2　強度試験・落下試験Ⅱ
（1m落下時）
A.6.2.1　結果の要約と検討
A.6.3　熱的試験
A.6.3.1　圧力及び温度の要約
A.6.3.2　熱膨脹
A.6.3.3　許容応力の比較
A.6.4　浸　漬
A.6.5　破損の要約
A.7　特別形
A.7.1　概　要……129
A.7.2　衝　撃
A.7.3　打　撃
A.7.4　加　熱
A.7.5　曲　げ
A.7.6　浸　漬
A.7.7　要　約
A.8　放射性収納物
A.9　付属書類

B.　熱解析……129

イ章　輸送物の説明…… 124
A.　目的及び条件
B.　輸送物の種類
C.　輸送容器
D.　輸送容器の収納物

ロ章　輸送物の安全解析…… 124
A.　構造解析…… 124
A.1　構造設計
A.1.1　概　要
A.1.2　設計基準
A.2　重量及び重心…… 125
A.3　材料の機械的性質
A.4　輸送物の基準
A.4.1　化学的及び電気的反応
A.4.2　密封装置
A.4.3　吊上装置
A.4.4　締め付け装置
A.5　一般の試験条件 …… 126
（通常時試験条件）
A.5.1　熱的試験
A.5.1.1　圧力及び温度の要約
A.5.1.2　熱膨脹
A.5.1.3　応力計算
A.5.1.4　許容応力の比較
A.5.1.5　低温強度
A.5.2　圧　力
A.5.3　振　動
A.5.4　水噴霧
A.5.5　自由落下
A.5.5.1　コーナー落下
A.5.6　貫　通
A.5.7　圧　縮…… 127

C.1.3 密封装置パッキング及び溶接部…… 132
C.1.4 ふ た
C.2 一般の試験条件（通常時試験条件）…… 133
C.2.1 放射性物質の漏洩
C.2.2 密封装置の加圧
C.2.3 冷却材汚染
C.2.4 冷却材損失
C.3 特別の試験条件（事故時試験条件）
C.3.1 核分裂生成ガス
C.3.2 放射性物質の漏洩
C.4 付属書類

D. しゃへい解析…… 133
D.1 検討と結果
D.2 線源仕様…… 134
D.2.1 γ線源
D.2.2 中性子源
D.3 モデル仕様
D.3.1 解析モデル
D.3.2 しゃへい解析モデル各領域の個数密度
D.4 しゃへい評価
D.5 付属書類

E. 臨界解析…… 135
E.1 検討と結果
E.2 燃料装荷
E.3 モデル仕様
E.3.1 解析モデル
E.3.2 臨界解析モデル各領域の個数密度
E.4 臨界評価…… 135

B.1 概 要…… 129
B.2 材料の熱的性質
B.3 構成要素の仕様…… 130
B.4 一般の試験条件（通常時試験条件）
B.4.1 熱解析モデル
B.4.1.1 解析モデル
B.4.1.2 試験モデル
B.4.2 最高温度
B.4.3 最低温度
B.4.4 最大内圧
B.4.5 最大熱応力
B.4.6 一般の試験条件（通常時試験条件）下における輸送物性能の総合的な評価…… 131
B.5 特別の試験条件（事故時試験条件）
B.5.1 熱解析モデル
B.5.1.1 解析モデル
B.5.1.2 試験モデル
B.5.2 輸送物の評価条件
B.5.3 輸送物温度
B.5.4 最大内圧
B.5.5 最大熱応力…… 132
B.5.6 特別の試験条件（事故時試験条件）下における輸送物の性能の総合的評価…… 132
B.6 付属書類

C. 密封解析…… 132
C.1 密封装置
C.1.1 密封装置
C.1.2 密封容器の貫通部…… 132

説明…… 138
A.3.4 溶接欠陥の修理
A.3.5 溶接後の熱処理
A.3.6 特殊溶接
A.3.7 溶接の品質保証計画その他…… 138
A.4 しゃへい体の製作法
A.4.1 鉛しゃへい材の鋳込み
A.4.2 ウランしゃへい材の製作法…… 139
A.4.3 その他のしゃへい材料の製作法
A.5 弁、バルブ等付属機器の製作法
A.6 組立等その他の製作法

B. 試験、検査方法等…… 139
B.1 材料検査
B.2 寸法検査
B.3 溶接検査
B.4 外観検査
B.5 耐圧検査
B.6 気密漏洩検査
B.7 しゃへい性能検査…… 139
B.8 しゃへい寸法検査
B.9 伝熱検査
B.10 吊上荷重検査
B.11 重量検査
B.12 未臨界検査
B.13 作動確認検査
B.14 取扱検査…… 140

C 容器の製作スケジュール…… 140

D 品質管理…… 140
E.4.1 計算、試験方法…… 135
E.4.2 燃料装荷量の評価
E.4.3 計算結果
E.4.4 中性子吸収材等
E.4.5 輸送物への水の浸入等… 136
E.5 臨界試験
E.5.1 ベンチマーク試験
E.5.2 ベンチマーク試験の詳細…… 136
E.5.3 ベンチマーク試験の結果…… 136
E.6 付属書類

F 総理府令及び科学技術庁告示に対する適合性の評価…… 136

ハ章 輸送容器の製作…… 137
A 輸送容器の製作法 …… 137
A.1 概 要
A.2 材料の説明
A.2.1 板材料
A.2.2 管材類
A.2.3 鍛造品、ボルト、ナット類 …… 137
A.2.4 溶接用電極、棒、線類
A.2.5 特殊材料
A.2.6 ミルシート
A.2.7 材料の欠陥部の修理
A.2.8 材料の切断
A.2.9 材料の成型…… 138
A.3 溶 接
A.3.1 溶接方法及び材料
A.3.2 溶接機の管理及び作業員資格…… 138
A.3.3 溶接の主要事項に関する

B.5　しゃへい検査
B.6　未臨界検査……142
B.7　熱検査……143
B.8　その他

ホ章　安全設計、安全輸送に関する特記事項……143

ヘ章　申請書書式……143
A　寸　法……143
B　部　数……143
C　頁　……143
D　図　面……143
E　写　真……143
F　印　刷……143
G　改　訂……143
H　製　本……143
I　表　……143
J　その他……143

表－1　総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価……136

D.1　組　織
D.2　品質保証計画……140
D.3　設計管理……140
D.4　指示及びその方法
D.5　文書管理……141
D.6　材料、機器、役務調達
D.7　材料、部品及び機器の確認に関する管理
D.8　特殊工程の管理
D.9　検査管理
D.10　測定機器、試験機器の管理……141
D.11　取扱い、保管
D.12　検査及び製造の進捗状況の管理
D.13　是正管理
D.14　品質管理記録
D.15　品質管理監査

ニ章　輸送物の取扱い方法及び保守条件……141
A　輸送物取扱い方法……141
A.1　装荷方法
A.2　取出し方法……142
A.3　空容器の準備
A.4　付属書類
A.5　輸送容器完成時検査
A.6　輸送物発送前検査

B.　保守条件……142
B.1　外観及び耐圧検査
B.2　気密漏洩検査
B.3　補助系の保守
B.4　密封容器の弁、ガスケット等の保守

項	目	内　　容
(イ)	輸送物の説明	
(イ)－A	目的及び条件	輸送物の使用目的、輸送容器の型名、核分裂性物質の場合はその種別、及び輸送指数等の総括的事項について記述する。
(イ)－B	輸送物の種類	A型、BM型、BU型の別及び核分裂性輸送物にあっては、その区分を記述する。
(イ)－C	輸送容器	総重量、構造材料、中性子吸収材、減速材、主要部分の寸法及び構造、容器、弁、試料採取口、熱除去の方法、冷却材の量及び種類、内部及び外部の突出物、吊り上げ用具及び締め付け装置、しゃへい材及びその構造、圧力逃がし弁、密封装置等の輸送物の解析に必要な基本設計について外形図、断面図、材料表、溶接法等を用いて説明する。複雑な輸送物の場合には、輸送物のすべての弁、接続部、配管、孔、パッキング、密封境界等の線図を添付し構造及び使用法について説明を行う。
(イ)－D	輸送容器の収納物	主要な核種の放射性物質の量（放射性強度）、物理的形状、化学的性質、材料密度、減速比、核的安全の評価に必要な形状、最大崩壊熱量、密封容器最大圧力、他の装荷制限及び全体の放射能強度等について説明を行う。
(ロ)	輸送物の安全解析	
(ロ)－A	構造解析	
A.1	構造設計	
A.1.1	概　要	密封容器、機械的衝撃の吸収装置（緩衝体）、ふた、バスケット及び弁等の輸送物の安全な取扱いに必要な基本的構造及びシステムについて記述し、これらを図示した上、構造設計等について説明を行う。
A.1.2	設計基準	設計基準として用いられる負荷（荷重等）の組合せ、最大許容応力、（降伏応力又は引張強さの100分率として記述する。）、容器各部の種々の条件における応力及び歪、衝撃に用いら

項	目	内　　容
		れる基準、材料性質、設計限界並びに負荷及び応力の組合せ方法等に用いられる計算コードの概要及び基準を記述する。
A.2	重量及び重心	輸送容器及び収納物の総重量、各構成機器の重量の一覧及び輸送物等の重心について記述する。
A.3	材料の機械的性質	構造評価に用いられる主要部の材料の通常輸送条件および高温下における機械的性質（降伏点、引張強さ、弾性率、最大歪、密度及び熱膨張率等）、緩衝体の圧縮応力 — 歪の曲線、並びに材料の性質の決定方法（試験条件、測定方法等）を記述する。
A.4	輸送物の基準	
A.4.1	化学的及び電気的反応	輸送容器内及び輸送内容と収納物の間での化学的、電気的及びその他の類似の反応について説明を行う。接触する異種材料の一覧を記載する。 接触による危険な反応を防止するために講じられた特別な対策とその効果について説明を行う。
A.4.2	密封装置	通常の輸送時には開放されてはならない輸送物の部分（ふた及び弁等）が誤操作等により開かれないように講じられた措置について説明を行う。
A.4.3	吊上用具	輸送物の吊り上げ用具（トラニオン等）及びその付属品の解析又は試験について説明を行う。またそれらの位置及び構造を示す図面を添付する。それらの設計基準として降伏応力（下部降伏点）を用いる。輸送物表面における吊り上げ用具の位置について説明を行う。
A.4.4	締め付け装置	輸送物の締め付けに係る全装置の解析又は試験について説明を行う。それらの位置及び構造を示す図面を添付する。設計基準として降伏応力を用いる。輸送物表面における締め付け装置

項目		内容
		について説明を行う。
A.5	一般の試験条件（通常時試験条件）	本節では輸送物が基準によるものであることを記述する。試験方法は府令及び告示に定めるところによる。
A.5.1	熱的試験	熱的試験の評価はB.4参照。
A.5.1.1	圧力及び温度の要約	A.5.1.2～A.5.1.4に要求される計算を行うため用いられる全圧力、全温度を要約して記述する。
A.5.1.2	熱膨脹	定常状態に至るまでの熱膨脹の結果から円周及び軸方向の変形並びに応力を計算により説明する。
A.5.1.3	応力計算	温度勾配、圧力及び荷重による応力を計算により算定説明する。形状及び寸法を示す線図並びに計算による説明、並びに熱負荷の繰返し（他の負荷も共存するとして評価を行う。）による疲労及び変形の解析を記述する。
A.5.1.4	許容応力の比較	応力の組合せ、A.1.2での設計基準と応力の比較を行う。
A.5.1.5	低温強度	外気温を仮定した場合（BU型においては－40℃）について説明を行う。この場合、材料性質及び液体の凍結について考慮する。 輸送物の重要部の温度及び取扱いによる影響について説明を行う。
A.5.2	圧　力	輸送物の外気圧による影響について説明を行う。
A.5.3	振　動	通常時の振動の輸送物に対する影響について説明を行う。
A.5.4	水噴霧	水の吹きつけ試験の輸送物に対する影響について説明を行う。
A.5.5	自由落下	自由落下試験の輸送物に対する影響について説明を行う。落下試験台の材質、構造、仕上げ等について詳細に説明する。本試験は水の吹きつけに引き続き行う。
A.5.5.1	コーナー落下	A.5.5の試験の上更にコーナー落下の影響に

項目		内容
		ついて説明を行う。
A.5.6	貫　通	貫通試験の輸送物に対する影響について説明を行う。
A.5.7	圧　縮	輸送物の圧縮に対する影響について説明する。設計基準として降伏応力を用いる。
A.6	特別の試験条件（事故時試験条件）	本節では輸送物が基準によるものであることを述べる。試験の方法は府令及び告示に定めるところによる。
A.6.1	強度試験・落下試験Ⅰ（9m落下時）	解析、原型試験及び（または）モデル試験等について説明を行う。落下試験台の材質、構造、仕上げ等について詳細な説明を行う。
(a)	解　析	結果を証明する計算、落下エネルギーの消滅、衝撃時の局部変形及び衝撃力、機器、強度部材に対する応力及び歪に対する輸送物の対応性、温度勾配、熱膨脹並びに圧力及びその他の負荷の組合せの衝撃による応力等について説明を行う。
(b)	原型試験	方法、手順、落下試験台衝撃時の輸送物落下方向を記述する。内容物の代替物について説明を行う。衝撃による内部及び外部の破損を説明する。この試験によって破損した輸送物の写真を添付する。
(c)	モデル試験	寸法及び材料を示した詳細な図面を添付する。モデルと原型について違いを量的に比較し、それについて説明を行う。縮尺率、相似則、衝撃速度、落下エネルギー、最高衝撃加速度、（$\bar{g}$値）、最大変形量等について説明する。
A.6.1.1	垂直落下	垂直落下の輸送物に対する影響について述べる。
A.6.1.2	水平落下	側面落下の　〃
A.6.1.3	コーナー落下	コーナー落下の　〃 （落下点が重心を通る直線上を通るものに限る。）
A.6.1.4	傾斜落下	試験又は上記A.6.1.1～A.6.1.3の結果により評価を行う。長尺の輸送物の場合は転倒によ

項目		内容
		る二次衝撃について説明すること。
A.6.1.5	結果の要約と検討	各落下試験後の輸送物の状態について説明を行う。各方向での破損を要約して記述し、最大破損の状態と最大破損をうける条件について評価する。
A.6.2	強度試験・落下試験II（1m落下時）	落下試験の輸送物に対する影響（局部、全体）について説明を行う。落下試験台の材質、構造、仕上げ等について詳細な説明を行う。特に密封に必要な弁等の装置については詳細に説明を行う。試験条件はA.6.1に述べられる。
A.6.2.1	結果の要約と検討	各落下試験後の輸送物の状態について説明を行う。各方向での破損を要約して記述し、最大破損の状態と最大破損をうける条件について評価する。
A.6.3	熱的試験	熱的試験は落下試験に続いて行う。
A.6.3.1	圧力及び温度の要約	A.6.3.2、A.6.3を要約して記述する。
A.6.3.2	熱膨脹	熱膨脹による円周及び軸の方向の変形並びに応力、最大応力並びに火災による温度勾配、膨脹差、圧力並びにその他の機械的負荷による応力等を定常状態及び非定常状態について計算によって説明する。寸法・形状を示した図面及び応力計算の結果を示した図面を添付する。
A.6.3.3	許容応力の比較	A.1.2の設計基準による応力と計算による応力との比較及び妥当な応力の組合せについて説明を行う。
A.6.4	浸漬	輸送物が基準で定められた水頭下または基準で定められた外圧をうけても内容物の損失がないことを試験又は解析により示して、それについて説明を行う。
A.6.5	破損の要約	事故等試験後の輸送物の安全性について説明を行う。特に安全装置及び機器の破損について明記する。
A.7	特別形	輸送物が基準における特別形によるものであることを記述する。試験の方法等は基準に定め

項目		内容
		るところによる。
A.7.1	概　要	化学的性質及び物理的形状等について記述し、製作の寸法、材料並びに製作方法を詳細な図面を添付して説明する。
A.7.2	衝　撃	衝撃試験の条件により試験を行い、結果を解析すること。
A.7.3	打　撃	打撃試験　〃
A.7.4	加　熱	加熱試験　〃
A.7.5	曲　げ	曲げ試験　〃
A.7.6	浸　漬	浸漬試験　〃
A.7.7	要　約	上記の解析の結果を要約する。
A.8.	放射性収納物	放射性収納物の構造設計について記述する。必要に応じ燃料棒解析又は模擬試験（ペレット、ガスの密封に係る構造）について記述する。解析は被覆管の厚さ、内径及び外径、支持体間スパン長、燃料の密度変化、スプリングの体積変化、半径方向のギャップ、内部圧力、燃料及び被覆管の機械的及び照射効果並びに積み込み時の被覆管の機械的性質等のパラメーターを用いて行う。通常時試験条件下では被覆管が降伏応力をこえない負荷に耐え得ることを説明する。事故時試験条件下における被覆管の塑性及び弾性解析を行う。クリープラプチャー及び疲労試験についても考慮する。
A.9	付属書類	仮定、解析方法、試験結果、写真、計算プログラムの概要並びにその入力及び出力、参考文献の一覧、その他の記録等について記述する。
(ロ)－B	熱解析	
B.1	概　要	輸送物の熱設計及びその取扱いの方法について説明を行う。補助冷却システム及び膨脹タンク等の取扱方法を記述する。 熱解析及び試験の結果の要約並びに最大崩壊熱について説明を行う。
B.2	材料の熱的性質	材料の熱的性質の一覧について記述する。

項	目	内　　容
B.3	構成要素の仕様	弁、安全弁の最大使用圧力及び最高使用温度並びに熱絶縁及び塗装等の仕様について説明を行う。
B.4	一般の試験条件（通常時試験条件）	輸送物が府令及び告示に示す通常時試験条件下において、府令及び告示に示す技術基準を満足することについて説明を行う。
B.4.1	熱解析モデル	
B.4.1.1	解析モデル	熱解析モデル、ガスケット、弁、燃料、集合体及びモデル全体について説明を行う。実物とモデルの違いを説明し、解析にあたって妥当なモデルであることを説明する。
B.4.1.2	試験モデル	試験の項目及び方法、試験結果及び熱的環境について記述する。 ガスケット及び弁等の密封装置の温度記録もあわせて記載する。
B.4.2	最高温度	収納物、密封装置、しゃへい材、ガスケットを含む通常時試験条件下の最高温度、温度分布等を記述する。
B.4.3	最低温度	通常時試験条件下で、輸送物の最低温度について記述する。本評価において輸送される収納物の最低崩壊熱量を考慮する。 ガスケット及びバルブ等の主要機器の温度を記述する。 もし、安全のため、崩壊熱量が必要な場合は、その崩壊熱量を記述する。
B.4.4	最大内圧	通常時試験条件で最大の内圧、又は最大崩壊熱量との関係を記述する。 これらの条件での内圧を記述する。本評価においては、相変化、気体の発生、化学的分解、液体の膨脹、圧縮の効果を考慮する。輸送中に燃料棒の破損が生じる可能性のある場合にはそれによる圧力の上昇を考慮する。
B.4.5	最大熱応力	通常時試験条件下の最大熱応力と、その条件を記述する。温度分布の一覧もあわせて記載す

項目		内容
		る。
B.4.6	一般の試験条件（通常時試験条件）下における輸送物性能の総合的な評価	熱的解析又は試験結果に基づいて、通常時試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。本評価においては、最高から最低に至る環境温度、崩壊熱量の範囲を考慮する。それらの結果を容器の許容条件と比較して記述する。 評価の結果を要約して記述する。
B.5	特別の試験条件（事故時試験条件）	輸送物が府令及び告示に示す事故時試験条件下において府令及び告示に示す技術基準を満足することについて説明を行う。
B.5.1	熱解析モデル	
B.5.1.1	解析モデル	熱解析のモデルを詳細に記述する。 実物とモデルの違いを説明し、解析にあたって妥当なモデルであることを説明する。
B.5.1.2	試験モデル	試験項目及び方法、試験結果及び熱的環境について記述する。 ガスケット及び弁等の密封装置の温度記録もあわせて記載する。
B.5.2	輸送物の評価条件	強度試験により生ずる輸送物の主要な破損について記述する。これによる輸送物の熱的性能に対する影響を評価する。本評価においては熱的観点から輸送物が最大破損を受ける条件を考慮する。
B.5.3	輸送物温度	熱的解析又は試験における温度変化を記述する。収納物、中性子吸収材、ガスケット、弁及び鉛のしゃへい材等の輸送物の安全評価に重要な部分の温度を記述する。温度変化の計算は、温度が最高値に達し、低下し始めるまでの温度を明示する。
B.5.4	最大内圧	耐火試験中及び冷却中での最大内圧を記述する。（輸送中の燃料棒の破損による圧力の増加を考慮する。） 圧力計算の詳細を記述する。あわせて液体の

項	目	内　　容
		量、温度、及び体積を記載する。もし化学反応又は相変化が起る可能性のある場合においては、その反応の機構、反応物及び生成物についても記述する。本評価においては燃料棒の破損による内圧の増加を考慮する。実際の試験条件がキャビティ内に最大の内圧を発生させる条件を適正に模擬できるならば、内圧の計算を行う必要はないが、ただし模擬の方法は試験の項目とキャビティ内の流体、構成機器、内部の形状及び環境との間の関係がそれぞれ説明できること。
B.5.5	最大熱応力	耐火試験及びその後の冷却中における温度変化を記述する。 最高温度に対応する最大熱応力を記述する。
B.5.6	特別の試験条件（事故時試験条件）下における輸送物の性能の総合的評価	熱解析または試験結果に基づいて、事故時試験条件下における輸送物の性能を補助冷却系を含めて評価する。その結果と輸送物構成機器の許容温度、圧力を比較する。熱的解析又は試験結果に基づいて輸送物の破損を評価する。この評価においては構造の破損、密封装置の破損、しゃへい能力の低下も考慮する。
B.6	付属書類	仮定、解析方法、試験結果、写真、計算プログラムの概要並びにその入力及び出力、参考文献の一覧、その他の記録等について記述する。
(ロ)－C	密封解析	通常時試験条件下及び事故時試験条件下等における輸送容器の密封性について説明を行う。
C.1	密封装置	
C.1.1	密封装置	密封装置の設計仕様の概要を記述する。
C.1.2.	密封装置の貫通部	密封装置の貫通部及びその機能的仕様をすべて記述する。
C.1.3	密封装置パッキング及び溶接部	密封装置に影響を及ぼすパッキング及び溶接部並びにこれらの密封性について温度、圧力等を考慮の上記述する。
C.1.4	ふ　た	密封容器に用いられるふたについて記述する。通常時試験条件下及び事故時試験条件下におい

項目		内容
		て、密封性を維持するのに必要な構造を記述する。
C.2	一般の試験条件（通常時試験条件）	通常時試験条件下における密封装置の性能について説明を行うために、(ロ)－A、(ロ)－Bにおいて解析又は試験された結果を要約して記述する。
C.2.1	放射性物質の漏洩	密封装置等から放射性物質の漏洩が基準値以下であることを説明する。
C.2.2	密封装置の加圧	密封装置内で発生する可能性のあるすべての気体の混合物を記述する。これらが輸送物の密封性を損わないことを説明する。
C.2.3	冷却材汚染	放射性物質による冷却材の汚染について評価する。
C.2.4	冷却材損失	冷却材の損失がないことを示す。 密封装置から直接大気へ気体を放出するベント（通気孔）がないことを示す。
C.3	特別の試験条件（事故時試験条件）	事故時試験条件下における密封性を説明するために、(ロ)－A、(ロ)－Bで解析又は試験された結果を要約して記述する。
C.3.1	核分裂生成ガス	事故時試験条件下において、密封装置から放出される可能性のある核分裂生成ガスの最大量を記述する。
C.3.2	放射性物質の漏洩	密封装置等から放射性物質の漏洩が基準値以下であることを説明する。
C.4	付属書類	補足資料及び解析等を記述する。
(ロ)－D	しゃへい解析	しゃへい設計について説明を行い、通常時条件下及び事故時試験条件下におけるしゃへい解析結果について述べる。
D.1	検討と結果	輸送容器の重要なしゃへい設計の特性及びしゃへい評価の解析結果を各試験条件ごとに整理して表で記述する。燃料の燃焼度、出力密度、冷却日数等についても記述する。実測による放射線量率を記載する場合は、測定条件についても記述する。

項	目	内　　容
D.2	線源仕様	しゃへい解析で使用される収納物のγ線源、中性子源について説明を行う。
D.2.1	γ線源	収納物に含まれる放射性物質について主な核種ごとの放射能の量及び放射能の合計値を述べ、γ線源強度をエネルギーの関数（エネルギースペクトル）として表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について詳細に記述する。照射履歴に関する説明を行う。
D.2.2	中性子源	中性子を発生する反応について述べ、中性子のエネルギースペクトルを表にする。エネルギースペクトルを求めるために用いた手法、条件について詳細に記述する。照射履歴に関する説明を行う。中性子実効増倍係数の計算方法、条件についても説明する。
D.3	モデル仕様	
D.3.1	解析モデル	通常状態及び各試験後の輸送物について、実物と解析モデルの違いを比較し、（モデル図を添付する。）、モデルが妥当であることを説明する。各試験条件のモデルの差異を記述する。モデルに含まれない空孔及び不規則な形状について説明を行い、これらの影響について評価を行う。
D.3.2	しゃへい解析モデル各領域の個数密度	各解析モデルについて、領域ごとにしゃへい材の密度、個数密度及び領域の体積比を表に示す。解析する場合の温度を考慮する。
D.4	しゃへい評価	通常状態及び各試験後の輸送物について、各解析モデルごとにγ線量率及び中性子線量率を評価するために用いられた手法、条件（計算コード、エネルギー群数等）について詳細に記述する。線量変換係数等のデータは表にして説明すると共に出典を明らかにする。評価にあたって考慮している余裕率について整理して説明する。
D.5	付属書類	補足資料、計算コードの説明、参考文献等に

項目		内容
		ついて記述する。
(ロ)－E	臨界解析	
E.1	検討と結果	輸送容器の重要な臨界安全上の設計の特性及び臨界解析結果を各試験条件ごとに整理して記述する。
E.2	燃料装荷	臨界解析に用いる燃料の最大装荷量及び燃焼度、構造、中性子毒物の有無等の仕様について記述する。最大装荷量を算出する際、実効増倍係数を明記すること。
E.3	モデル仕様	
E.3.1	解析モデル	通常状態及び各試験後の輸送物について、実物と解析モデルの違いを比較し（モデル図を添付する。）、モデルが妥当であることを説明する。各試験条件のモデルの差異を記述する。
E.3.2	臨界解析モデル各領域の個数密度	各解析モデルについて、領域ごとに材料の密度、個数密度及び領域の体積比を表に示す。解析する場合の温度を考慮する。
E.4	臨界評価	
E.4.1	計算、試験方法	通常状態及び各試験条件後の輸送物について、実効増倍係数の計算に用いられた方法、条件（完全水没か否か等）を記述する。計算コードの概要と選択基準、中性子断面積と選択基準を記述する。 未臨界を決定するために試験が行われた場合は、それについて記述する。 中性子毒物の存在及び分布を確認するための試験について記述する。
E.4.2	燃料装荷量の評価	通常状態及び各試験後の輸送物について、単一又は複数個の配列状態でそれぞれについて最大反応度を検討し適切な燃料装荷量を評価する。
E.4.3	計算結果	通常状態及び各試験後の輸送物について、単一又は複数個の配列状態での未臨界性を表又はグラフで示す。
E.4.4	中性子吸収材等	中性子吸収材又は中性子減速材の効力がそう

項	目	内 容
		失しない措置が施されていることを説明する。
E.4.5	輸送物への水の浸入等	輸送物への水の浸入、輸送物の配列変化、接近、水（雪）中の浸漬、温度変化等の核的安全に与える影響について記述する。
E.5	臨界試験	必要に応じ臨界試験（ベンチマーク試験）について記述する。
E.5.1	ベンチマーク試験	E.4.1で用いた計算方法及び中性子断面積を用いて解析するベンチマーク試験の概要を記述する。
E.5.2	ベンチマーク試験の詳細	当該試験対象について入力核データ及び幾何学的入力データについて表又は図を用いて記述する。
E.5.3	ベンチマーク試験の結果	ベンチマーク試験の結果に基づいて、計算の偏差について説明を行う。
E.6	付属書類	仮定、解析方法、試験結果、写真、計算プログラムの概要並びに入力及び出力、参考文献の一覧、その他の記録等について記述する。
(ロ)－F	総理府令及び科学技術庁告示に対する適合性の評価	輸送物の設計が府令及び告示に定める技術基準に合致していることを確認するため、各条文ごとに表（表－1参照）を作成する。また、該当しない場合については「該当なし」と明記すること。

表－1　総理府令及び科学技術庁告示に定める技術基準への適合性の評価

総理府令の項目	科学技術庁告示の項目	説 明	申請書記載対応項目
第7条の6第1項第1号	第9条及び第10条第1項第1号及び第2号	輸送中の予想されているいかなる条件下においても臨界に達することのないよう以下の条件下で梱包を行なう。	
		1. 臨界安全上は輸送容器内への水の浸水を許しても問題はない。	(ロ)－E.4.5 (ロ)－E.4.3
⋮	⋮	⋮	⋮

項目		内容
(ハ)	輸送容器の製作	(ロ)章で記載された設計条件通り製作されることを説明する。
(ハ)－A	輸送容器の製作法	
A.1	概　要	製作方法について全体のフローシートにより概括的に記述し、製作内容を分解した上、それぞれの内容について製作工程、手順を説明し、次項以下に述べられる内容について詳細に記述する。
A.2	材料の説明	
A.2.1	板材料	適用規格（ＪＩＳ、ASTM等）について述べ、かつ材料に要求される強度腐蝕性等について記述し、材料が使用状態を十分満足するものであること、材料が溶接、曲げ、穴あけ等の製作法に対しても特性を失うことなく加工可能であることを説明する。
A.2.2	管材類	同　上
A.2.3	鍛造品、ボルト、ナット類	適用規格（ＪＩＳ、ASTM等）について述べ、かつ材料に要求される強度腐蝕性等について記述して、材料が使用状態に十分満足するものであることを説明する。
A.2.4	溶接用電極、棒、線類	適用規格（ＪＩＳ、ASTM等）について記述し、かつ、材料に要求される強度、腐蝕性等について記述して、材料が使用状態に十分満足するものであることを、かつ母材との溶接性が良好であることを説明する。
A.2.5	特殊材料	鉛およびその合金、ウランおよびその合金等のしゃへい材料、カドミニウム、ボロンおよびそれらの合金の臨界制御材料、各種複合材料等その他の特殊材料について説明する。
A.2.6	ミルシート	材料のミルシートの記載内容等について説明する。
A.2.7	材料の欠陥部の修理	規格等で規定される範囲内での小欠陥の修理およびその基準について説明する。
A.2.8	材料の切断	酸素アセチレン、アーク、酸水素等による材

項	目	内　　容
		料切断方法および切断部の処置方法について記述する。
A.2.9	材料の成型	プレス等材料成型に関する各種方法について説明する。
A.3	溶　接	
A.3.1	溶接方法および材料	不銹鋼－不銹鋼、不銹鋼－軟鋼、軟鋼－軟鋼等の各種材料の組合せにおける溶接法を分類の上、それらの溶接法、溶接材料について説明する。
A.3.2	溶接機の管理および作業員資格	適用規格および資格等を引用の上、溶接機の管理および作業員の資格を説明する。
A.3.3	溶接の主要事項に関する説明	a）最高許容温度、b）開先等の主要寸法、形状、c）溶接表面の洗浄、d）溶接後の溶接位置の許容範囲、e）溶接部の仕上げ（事後）等の溶接の主要事項について説明する。
A.3.4	溶接欠陥の修理	クラック、ピンホール、溶け込み不良等の溶接欠陥に関して許容される修理方法について記述する。
A.3.5	溶接後の熱処理	溶接後の熱処理について記述する。
A.3.6	特殊溶接	特殊溶接（圧接、ろう付け等）の方法を記述し、実績等を引用の上その妥当性を説明する。
A.3.7	溶接の品質保証計画その他	溶接の品質保証計画について適用規格等を引用の上説明する外、溶接に関する特記事項があれば記述する。
A.4	しゃへい体の製作法	
A.4.1	鉛しゃへい材の鋳込み	鉛しゃへい体の製作法について図等を用いて詳細に記載する。1）全体の概括的製作工程図、2）鉛（またはその合金）の純度（または組成）、3）予備メッキ材の組成または純度、4）加熱方法、5）冷却方法、6）鋳込方法および速度、7）鋳込作業の順序、8）予備メッキ材又は予備洗浄、9）予備加熱および冷却の制御方法、10）温度制御および測定、11）鋳込みーベントの結合。

項	目	内　　容
A.4.2	ウランしゃへい材の製作法	ウランしゃへい材の鋳造法、溶接法、組立法等の製作方法について詳細に説明する。
A.4.3	その他のしゃへい材料の製作法	鉛、ウラン以外のしゃへい材（ポリエチレン、コンクリート等）の製作方法について記述する。
A.5	弁、バルブ等付属機器の製作法	弁、バルブ、ゲージ、その他の容器に付属して取付けられる機器の製作法について記述する。
A.6	組立等その他の製作法	ボルト締め、組立ておよび材料の削り出し、研磨、仕上げ等の一般的製作法その他主要な製作法について記述する。
(ハ)－B	試験、検査方法等	製作中および製作完了時を明示の上、容器の試験検査項目、方法、判定基準について記述する。
B.1	材料検査	材料に関する検査について記述する。
B.2	寸法検査	寸法に関する検査について記述する。
B.3	溶接検査	外観、開先寸法、液体浸透探傷検査、放射線透過試験等について記述する。
B.4	外観検査	外観検査について記述する。
B.5	耐圧検査	耐圧検査について記述する。
B.6	気密漏洩検査	密封装置及びしゃへいタンク等の付属装置を含めた漏洩検査について記述する。
B.7	しゃへい性能検査	ガンマ線、中性子線に関するしゃへい検査について記述する。
B.8	しゃへい寸法検査	ガンマ線、中性子線しゃへいに用いられる部分の寸法検査について記述する。
B.9	伝熱検査	容器各部の温度分布を確認する検査について記述する。
B.10	吊上荷重検査	トラニオン等に荷重を付加し異常の有無を確認する検査について記述する。
B.11	重量検査	輸送容器の総重量を確認する検査について記述する。
B.12	未臨界検査	中性子吸収材について、中性子毒物の含有量、分布等に関する検査及び臨界安全上の必要な寸法検査について記述する。
B.13	作動確認検査	弁、非常用安全装置等について、当該装置が

項	目	内　　容
		正常に作動するか否かを確認する検査について記述する。
B.14	取扱検査	収納物を装荷し輸送物を作製する場合を模擬した輸送容器の取扱に関する検査について記述する。
(ハ)－C	容器の製作スケジュール	容器の製作工程を部材単位等の製作内容により各工程に分解の上、各工程（含む試験、検査項目）を時間軸（大略、月単位）に従い作図する。この際、製作、試験、検査する場所についても付記すること。
(ハ)－D	品質管理	(ハ)－A、B、C各項に記載された輸送容器の製作に関する品質管理方法を具体的に記述する。
D.1	組　織	品質保証計画遂行に係る申請者及び関係者（請負業者、エイジェント・コンサルタント）等の組織について責任体制を明らかにした図を用いて記述する。
D.2	品質保証計画	品質保証計画の実施要領に関して、次の項目について記述する（カッコ内、主眼点を示す。） 1）機器の機能障害または故障（重要性） 2）設計と製作の関連（持続性） 3）プロセスと装置に対する管理と監視（必要性） 4）検査と試験によって実証される機能的適用度合 5）基準の程度、品質履歴及び標準化の程度 6）その他品質を保証するために必要な事項
D.3	設計管理	安全解析書に記述された品質に係る項目が発注仕様書、図面などに正しく記述されているかを設計の実施者以外の者が確認する体制について記述する。
D.4	指示およびその方法	加工、使用及び保守において品質に影響を与えるものについて、文書等による指示の方法を記述する。且つ、これに基づいて遂行されることを記述する。

項	目	内　　容
D.5	文書管理	品質に関するすべての指示、要領及び図面等の文書の管理に関する措置について記述する。
D.6	材料、機器、役務調達	購入される材料、機器、役務調達に関する事項が調達文書に合致することを確認する措置を記述する。
D.7	材料、部品及び機器の確認に関する管理	熱処理番号及び部品番号等の記録の方法を記述する。
D.8	特殊工程の管理	溶接、熱処理及び非破壊試験等の特殊工程について適切な規格、仕様、基準及びその他の要件に従って管理される方法を記述する。
D.9	検査管理	品質に関係するデーターシート、検査方法、検査者の資格、機器の較正、検査要領書、並びに修理、改良及び取替に関しての検査管理（再検査を含む）について記述する。
D.10	測定機器、試験機器の管理	ゲージ、装置並びにその他の測定装置及び試験装置が適切に管理、較正及び調整されていることを示す。
D.11	取扱い、保管	物品の取扱い、保管等の管理が適切であることを示す。
D.12	検査および製造の進捗状況の管理	製作中の製造および検査の進捗状況を管理する要領について記述する。
D.13	是正管理	不具合項目の表示・処置および記録の管理について記述する。
D.14	品質管理記録	製作・検査に関する要領書などの文書、作業者の資格、記録及び材料証明書を含む検査記録等の品質管理記録のとりまとめと保存について記述する。
D.15	品質管理監査	品質保証計画の実施状態を確認するため行う監査の要領について記述する。
(ニ)	輸送物の取扱い方法および保守条件	輸送物の安全設計に合致した標準的な取扱い方法について記述するとともに保守条件を明記する。
(ニ)－A	輸送物取扱い方法	
A.1	装荷方法	燃料装荷の検査、試験及び特別な準備を記述

項	目	内　　容
		する。またクレーン等の操作機器についても記載する。しゃへい水、冷却材等の液体が仕様にしたがって容器に充填されることを記述する。 dryに設計されている輸送容器内空間の残留蒸気の除去の方法及びその有効性について説明を行う。
A.2	取出し方法	燃料等の取り出しの方法及び安全上必要な措置等について記述する。
A.3	空容器の準備	検査、試験及び特別な準備（密封、不注意な汚染の拡大防止等、次の輸送にさしつかえないような準備、残留蒸気の凍結などの考慮）を記述する。
A.4	付属書類	付属資料、図などを用いた方法の説明を行う。
A.5	輸送容器完成時検査	(ハ)－Bの記載事項を要約の上さらに輸送物の最初の使用前の試験検査を記述する。
A.6	輸送物発送前検査	輸送物の輸送の毎回発送する都度行う試験・検査について記述する。
(ニ)－B	保守条件	輸送容器の仕様を長期にわたって保証できる保守条件について記述する。定期検査、部品取替えの頻度、容器の補助系の取替え、修理基準及び保守記録の各項目について説明を行う。
B.1	外観及び耐圧検査	検査の頻度、計装及び精度について説明を行う。
B.2	気密漏洩検査	同　　上
B.3	補助系の保守	付属冷却システム、中性子しゃへいタンク及びその他全体に影響を与える補助系の検査及び取替え計画について記述する。
B.4	密封容器の弁、ガスケット等の保守	構成機器の取替計画とその検査の方法を記述する。実証テスト及び製作者データに基づいて検討の上記述する。
B.5	しゃへい検査	しゃへいの能力に関しては定期的検査計画を記述する。ガンマ線、中性子源両者について考慮する。
B.6	未臨界検査	中性子吸収材等について健全性を確認する方

項目		内容
		法について記述する。
B.7	熱検査	検査の頻度等を記述する。
B.8	その他	構成機器及び補助系について定期的に行う追加検査について説明を行う。
(ホ)	安全設計、安全輸送に関する特記事項	その他、(イ)～(ニ)章に該当しない安全設計、安全輸送に関する特記すべき事項があれば記述する。

(ヘ) 申請書書式

A 寸　法：A－4判（図面寸法は、原則としてA－4判とするが、折りこみでA－4判の2倍までならよい。）

B 部　数：正本1部　副本1部

C 頁　：ページは各章毎一連の数字を付す。（例……(イ)－15　(イ)章の第15ページ。）

D 図　面：図面には頁の他、図面番号（例……(イ)－第15図、(イ)章の第15図）、図の説明*（例"(イ)第15図……弁のA－A′断面詳細図"）、社名を記載する。また縮尺図でもよいが、明瞭なかぎり鮮明であり、かつ、線、文字は黒色であること。図は該当する本文に最も近いページに挿入するか刷りこむこと。

E 写　真：写真はキャビネ半切以上とし、写真番号（例……写真(ロ)－15）、写真の説明（例："写真(ロ)－15火災試験後におけるキャスク切断部の状況"）をつける。カラー写真でもよい。鮮明なもの。

F 印　刷：印刷は片面として、黒色活字印刷（活字は小さすぎないこと）またはゼロックスであること。但し提出する申請書は活字印刷とゼロックスを混用しないこと。

G 改　訂：変更申請等により本文、図面等の改訂を行う場合には、ページ数の他改訂の回数（例、第3回目の改訂……改－3）及び改訂の年月日を各ページ下空白部に刷りこむこと。

H 製　本：申請書は左とじ、ルーズリーフ式とし、各章毎に色別の見出頁を挿入すること。

I 表　：表は該当する本文の最も近いページに挿入するか刷りこむとともに表番号（(イ)－表15、イ章の第15表）及び表の説明（"(イ)－表15キャスク内筒の材料一覧"）をつける。

J その他：図、表、写真を本文中で最初に引用する場合には、図番等をゴヂック

体もしくはアンダーラインを付す（例……内筒に用いたSUS－304の材料の温度が引張強さに与える影響を(ロ)－第30図に示す。……）。

＊題名でもよい。

○指定検査機関等に関する規則（抄）

〔昭和六十一年十二月十二日
総理府令　第六十八号〕

第三章　指定運搬物確認機関

（指定運搬物確認機関に行わせる承認容器による運搬物に係る確認の範囲）

第二十二条　長官は、法第六十一条の四十二第一項の規定により、承認容器による運搬物に係る確認のうち次に掲げる核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（放射性廃棄物を除く。）に係るものを、指定運搬物確認機関に行わせることができる。

一　ウラン及びその化合物（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）

二　二酸化ウラン（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率が百分の二十を超えないものに限る。）のみを燃料材とした燃料体（使用済燃料を除く。）

三　使用済燃料（その被覆材からの放射性物質の漏えいが認められないものに限る。）

四　材料の試験等のために原子炉において中性子の照射を受けた試験片その他の物

（運搬物確認員の条件）

第二十三条　法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法第六十一条の二十六第一号の総理府令で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、放射線管理の実務又は承認容器による運搬物に係る確認の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二　放射線管理の実務又は承認容器による運搬物に係る確認の実務に五年以上従事した経験を有し、かつ、長官が定める研修を修了した者

三　原子炉主任技術者免状又は核燃料取扱主任者免状を有する者

四　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると長官が認めた者

（運搬物確認員の数）

第二十四条　法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法第六十一条の二十六第一号の総理府令で定める数は、二名とする。

（帳簿）

第二十五条　法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法第六十一条の三十八第一項の総理府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一　承認容器による運搬物に係る確認を受けた者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　承認容器による運搬物に係る確認の対象となつた核燃料輸送物（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物が容器に収納されているものをいう。以下同じ。）の種類、収納する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の種類及び数量並びに容器の承認の年月日及び番号

三　承認容器による運搬物に係る確認の対象となつた核燃料輸送物の運搬の目的及び運搬予定時期

四　承認容器による運搬物に係る確認の申請を受けた年月日

五　承認容器による運搬物に係る確認を行つた年月日

六　承認容器による運搬物に係る確認を行つた場所

七　運搬物確認員の氏名

八　承認容器による運搬物に係る確認の結果

九　確認証の交付年月日及び番号

十　その他承認容器による運搬物に係る確認に関し必要な事項

2　法第六十一条の四十二第三項において準用する法第六十一条の三十八第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

（報告）

第二十六条　指定運搬物確認機関は、承認容器による運搬物に係る確認を行つたときは、遅滞なく、別記様式第三の運搬物確認結果報告書により、長官に報告しなければならない。

2　指定運搬物確認機関は、運搬物確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬物確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、長官に報告しなければならない。

3　前二項に規定するもののほか、長官は、法の施行に必要な限度において、指定運搬物確認機関に対し、その事業の運営に関する事項について報告を求めることができる。

（準用）

第二十七条　第二条、第五条から第十一条まで及び第十三条の規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、第二条中「第六十一条の二十五第一項」とあるのは「第六十一条の四十二第一項」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第六条及び第七条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、第八条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する法」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、「検査に合格したこと」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認をしたこと」と、第九条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、第十条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、「検査員」とあるのは「運搬物確認員」と、第十一条及び第十三条中「法」とあるのは「法第六十一条の四十二第三項において準用する法」と、「検査」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と読み替えるものとする。

第四章　残則

（身分を示す証明書）

第二十八条　法第六十八条の二第二項において準用する法第六十八条第三項の身分を示す証明書は、別記様式第四によるものとする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

様式第3　（第26条関係）

整理番号（注1）		

運搬物確認結果報告書

年　月　日

科学技術長官　殿

指定運搬物確認機関の名称
代表者の氏名　印

指定検査機関等に関する規則第26条第1項の規定により、次のとおり報告します。

承認容器による運搬物に係る確認を受けた者	氏名又は名称	
	住所	電話番号（　）
	使用者等の区分（注2）	
運搬の目的等	目的	
	出発地	
	到着地	
運搬予定時期		
核燃料輸送物	名称（注3）	
	種類（注4）	
	個数	
運搬する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物	種類	
	性状	
	量	
	濃縮度	
承認容器	承認年月日	
	番号	
承認容器による運搬物に係る確認	場所	
	年月日	
	確認の氏名	
	結果	
確認証の交付年月日及び番号		

注1　この欄には、記載しないこと。

2　使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者若しくは廃棄事業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び使用者等の区分を併記すること。

3　核燃料輸送物の通称を記載すること。

4　A型、BM型、BU型の別及び核分裂性輸送物にあつては、その種類を記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。

様式第４　（第28条関係）

表　　面

第　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条の２第２項において準用する同法第68条第３項の規定による

身　分　証　明　書

職名及び氏名

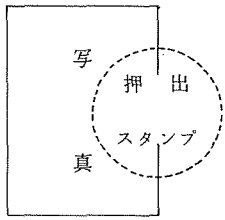

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

科学技術庁長官　印

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。

裏　　面

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条　（第１項及び第２項略）

３　前２項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

４　第１項及び第２項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条の２　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第67条第２項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前条第３項及び第４項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条の３　次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、20万円以下の罰金に処する。

五　第68条の２の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○科学技術庁告示第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の四十二第一項の規定に基づき、昭和六十二年二月二十七日付けをもつて次のように指定運搬物確認機関を指定したので、同法第六十一条の四十二第三項において読み替えて準用する同法第六十一条の四十一号の規定に基づき、告示する。

昭和六十二年二月三日

科学技術庁長官　三ツ林弥太郎

一　指定運搬物確認機関の名称　財団法人原子力安全技術センター

二　住所　東京都文京区白山五丁目一番三の百一号

三　行うことができる承認容器による運搬物に係る確認の範囲　承認容器による運搬物に係る確認のうち指定検査機関等に関する規則（昭和六十一年総理府令六十八号）第二十二条に規定する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三第一号に規定する核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて輸入されるものを除く。）に係るものとする。

○核燃料物質等車両運搬規則

〔昭和五十三年十二月二十八日
運輸省令第七十二号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第一項及び第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等車両運搬規則を次のように定める。

核燃料物質等車両運搬規則

（趣旨）

第一条　核燃料物質等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　核燃料輸送物　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物をいう。

二　車両　鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

三　コンテナ　運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

四　専用積載　車両が一の荷送人によって専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によって行われる積載の方法をいう。

（取扱場所）

第三条　核燃料輸送物（総理府令第三条第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）を除く。以下この条において同じ。）又は核燃料輸送物が収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じた場合は、この限りでない。

（積載方法等）

第四条　核燃料輸送物又は核燃料輸送物が収納されているコンテナ

（この条、第六条、第九条から第十六条まで及び第十九条において「核燃料輸送物等」という。）の積込み又は取卸しは、核燃料輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2　核燃料輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3　核燃料輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

（臨界の防止）

第五条　核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第六条　表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える核燃料輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2　核燃料輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあっては、八十二度）以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、核燃料輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

（コンテナに係る放射線量率等）

第七条　核燃料輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率は、表面において二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　核燃料輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度は、総理府令第四条第六号に定める許容表面密度を超えてはならない。

（輸送指数）

第八条　輸送物（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物（以下「放射性輸送物」という。）及び核燃料輸送物をいう。以下この条、第十条並びに第十八条第八項及び第九項において同じ。）及び輸送物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない輸送物であつて、総理府令第八条に規定する核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）のうち同条に規定する第二種核分裂性輸送物（以下「第二種核分裂性輸送物」

という。）及び第三種核分裂性輸送物（以下「第三種核分裂性輸送物」という。）以外のもの並びにこれらの輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　輸送物にあっては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあっては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（総理府令第十条第一号に定める輸送制限個数をいう。）で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該コンテナに収納された輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあっては、当該値と五十のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）を専用積載で運搬する場合にあっては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもって当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

（標識又は表示）

第九条　次の表の上欄に掲げる核燃料輸送物等には、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物（核分裂性輸送物を除く。）	「放射性」の文字の表示	核燃料輸送物の表面
二　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）又は総理府令第八条に規定する第一種核分裂性輸送物（以下「第一種核分裂性輸送物」という。）であって、表面の最大放射量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	核燃料輸送物の表面の二箇所
三　次に掲げる核燃料輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の核燃料輸送物又は第一種核分	第二類黄標識（第二号様式）	核燃料輸送物の表面の二箇所

裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの			
四　前三号に掲げる核燃料輸送物以外の核燃料輸送物	第三類黄標識（第三号様式）	核燃料輸送物の表面の二箇所	
五　第一号若しくは第二号に掲げる核燃料輸送物又はこれらの核燃料輸送物及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号。以下「運搬規則」という。）第八条第一項の表第一号若しくは第二号に掲げる放射性輸送物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面	
六　核燃料輸送物が収納されているコンテナ（第三種核分裂性輸送物が収納されているものを除く。）であつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面	
七　核燃料輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面	

2　核燃料輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は核燃料輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

3　次に掲げる核燃料輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五十キログラムを超える核燃料輸送物　総重量

二　総理府令第三条第一項第二号に定めるA型輸送物　「A型」の文字

三　総理府令第三条第一項第三号に定めるBM型輸送物（以下

「BM型輸送物」という。）及び同号に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。）「B型」の文字

4　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該核燃料輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第四号様式）を明確に表示しなければならない。

5　核燃料輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

（積載限度）

第十条　核燃料輸送物等を積載する場合において一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

（車両に係る放射線量率）

第十一条　核燃料輸送物等を車両に積載した状態における放射線量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一　車両の表面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）　最大放射線量率が二百ミリレム毎時

二　車両の前面、後面及び両側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置　最大放射線量率が十ミリレム毎時

三　車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所　最大放射線量率が二ミリレム毎時

（車両に係る標識）

第十二条　核燃料輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているコンテナを除く。この条から第十六条までにおいて同じ。）を積載した車両には、車両標識（第六号様式）をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、開放型の車両で核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）が収納されているコンテナを積載したものにあつては、第九条第五項の規定に基づき当該コンテナに付された標識が運搬中外部から視認できるときは、当該標識をもつてこれに代えることができる。

2　専用積載により核燃料輸送物等を運搬する場合であつて、前項の車両標識に「専用積載」の文字を表示したときは、第九条第二項又は第十九条第四項の規定による表示を行うことを要しない。

3　夜間においては、核燃料輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなければならない。

（連結制限）

第十三条　核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第六条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるも

のにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2　核燃料輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、核燃料輸送物等又は運搬規則第十一条第一項に規定する放射性輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十四条　核燃料輸送物等を運搬する場合には、核燃料輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第十五条　核燃料輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人）

第十六条　核燃料輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該核燃料輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（BM型輸送物の運搬に係る措置）

第十七条　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、核燃料物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該核燃料輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

（核燃料輸送物としないで運搬できる空容器等の運搬）

第十八条　総理府令第十二条第一号に定める空容器（以下「空容器」という。）及び同条第二号に定める核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料汚染物」という。）を核燃料輸送物としないで運搬する場合は、次項から第十一項までの規定によらなければならない。

2　汚染物（施行規則第十八条の八第二号に定める放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）及び核燃料汚染物をいう。以下この項、次項及び第七項から第九項までにおいて同じ。）及び汚染物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない汚染物及び当該汚染物が収納

されているコンテナについては、この限りでない。

3　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　汚染物にあつては、当該汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

二　汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている汚染物について前号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

4　次の表の上欄に掲げる核燃料汚染物又は空容器若しくは核燃料汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　核燃料汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	核燃料汚染物の表面の二箇所
二　核燃料汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五〇ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	核燃料汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる核燃料汚染物以外の核燃料汚染物	第三類黄標識（第三号様式）	核燃料汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる核燃料汚染物若しくは空容器又はこれらのもの及び施行規則第十八条の八第一号に掲げる空容器若しくは運搬規則第十七条第四項の表第一号に掲げる放射性汚染物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
五　核燃料汚染物が収納されているコンテナであつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面

六　核燃料汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

5　核燃料汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは核燃料汚染物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

6　空容器又は核燃料汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

7　核燃料汚染物が収納されているコンテナには、汚染物以外の物を収納してはならない。

8　核燃料汚染物又は核燃料汚染物が収納されているコンテナ（以下「核燃料汚染物等」という。）を積載する場合において一の車両に積載する汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

9　核燃料汚染物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物を除く。）若しくは汚染物又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

10　第四条、第六条、第七条及び第十一条の規定は、空容器を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「核燃料輸送物」とあるのは「空容器」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「空容器又は空容器が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

11　第三条、第四条、第六条、第七条、第十一条、第十二条、第十三条第一項及び第十四条から第十六条までの規定は、核燃料汚染物を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「核燃料輸送物」とあるのは「核燃料汚染物」と、「核燃料輸送物等」とあるのは「核燃料汚染物等」と、第十二条第一項中「第九条第五項」とあるのは「第十八条第六項」と、第十二条第二項中「第九条第二項」とあるのは「第十八条第五項」と読み替えるものとする。

（特別措置等）

第十九条　第七条（前条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第十条、第十一条（前条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第八項の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2　総理府令第十三条の規定により科学技術庁長官の承認を受けて

核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）を運搬しようとする場合は、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けなければならない。

3　前二項の規定により核燃料物質等、核燃料輸送物等又は核燃料汚染物等を運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならず、また、第九条第一項又は第十八条第四項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあつては、四側面）に第三類黄標識（第三号様式）を付さなければならない。

4　前項の規定による標識には、「専用積載」の文字を表示しなければならない。

（運搬の安全の確認）

第二十条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十七条の三第一号の運輸省令で定める核燃料物質等は、ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物として運搬される核燃料物質等とする。

2　令第十七条の三第二号の運輸省令で定める核燃料物質は、第三種核分裂性輸送物として運搬される核燃料物質とする。

第二十一条　法第五十九条の二第二項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の確認（以下「運搬の安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を運輸大臣に提出しなければならない。

第二十二条　運搬の安全の確認は、運輸大臣が申請により指定する者により核燃料物質等が運搬されるときは、前条に規定する運搬に関する計画書を審査することにより行うことができる。

第二十三条　運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

（報告徴収）

第二十四条　製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者及び使用者は、核燃料物質等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は核燃料物質等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に運輸大臣に報告しなければならない。

附　則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

1　この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

2　この省令の施行の日から起算して六十日を経過する日までに行われる核燃料物質等の運搬については、改正後の第二十条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第１号様式（第９条、第18条関係）

第一類白標識

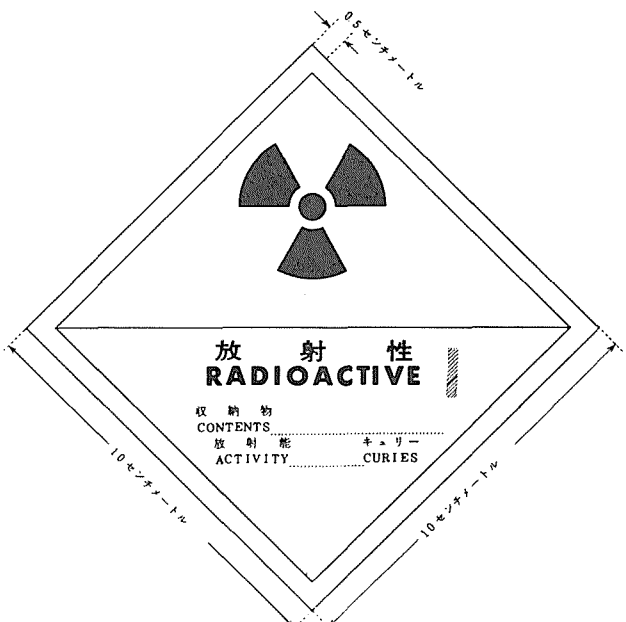

注　1　三葉マークは、第４号様式によるものとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第2号様式（第9条、第18条関係）

第二類黄標識

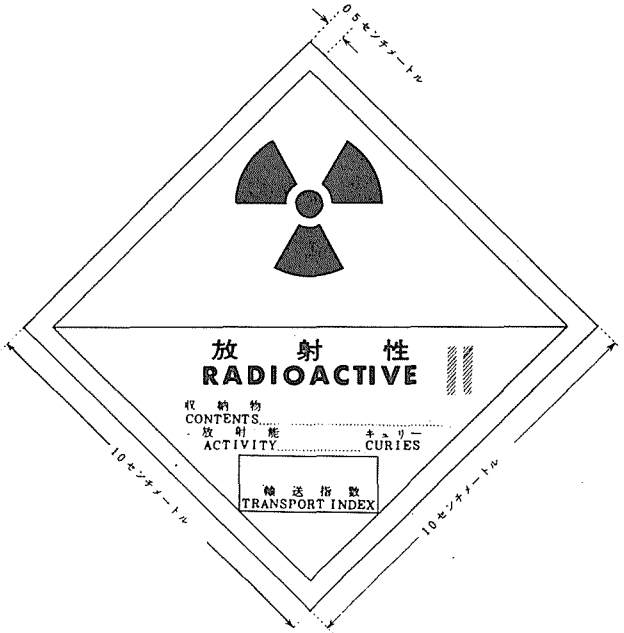

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第3号様式（第9条、第18条、第19条関係）

第三類黄標識

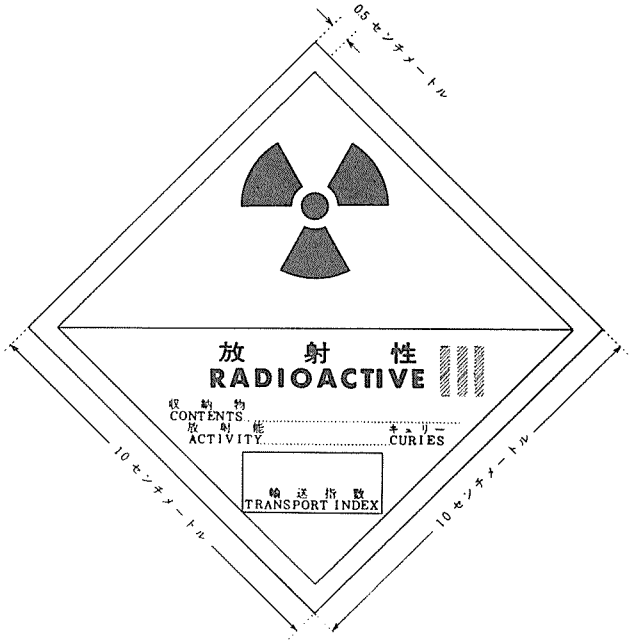

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納されている核燃料物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第４号様式（第９条関係）

三葉マーク

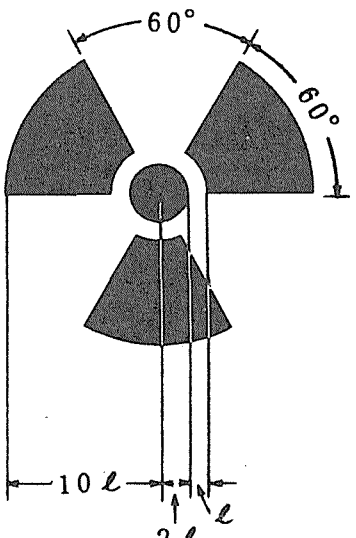

注　１　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　２　色彩は、黒とする。

第5号様式（第9条、第18条関係）

コンテナ標識

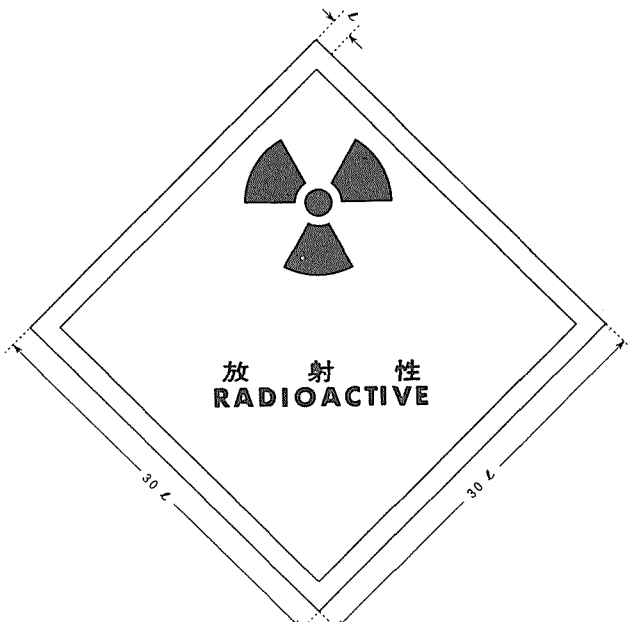

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

第6号様式（第12条関係）

車両標識

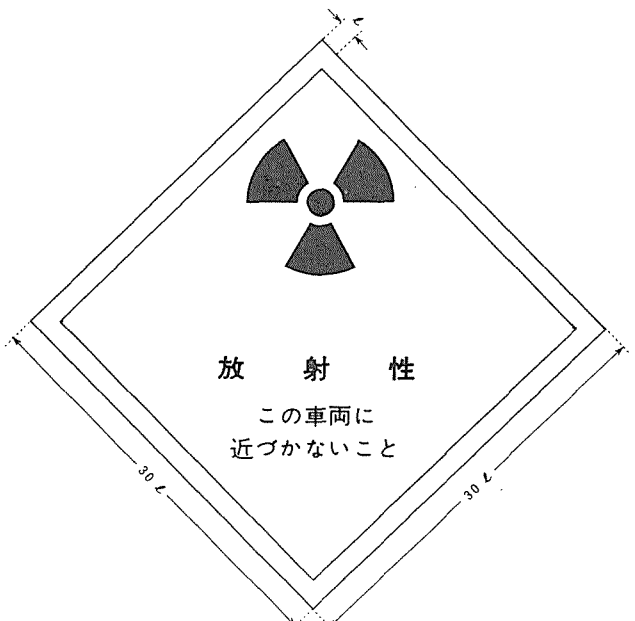

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

〔昭和六十一年十一月二十二日運輸省令第三十七号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十一条の四十三第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第六十一条の二十六第一号、第六十一条の三十第二項、第六十一条の三十八第一項及び第二項並びに第六十一条の三十九第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令を次のように定める。

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（指定の区分）

第二条　法第六十一条の四十三第一項の規定による指定運搬方法確認機関の指定は、次の区分により行うものとする。

一　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。）第三条第一項第三号に定めるＢＭ型輸送物（以下「ＢＭ型輸送物」という。）であって総理府令第八条に定める第三種核分裂性輸送物（以下「第三種核分裂性輸送物」という。）であるものの運搬に係る確認

二　ＢＭ型輸送物（第三種核分裂性輸送物であるものを除く。）の運搬に係る確認

三　総理府令第三条第一項第三号に定めるＢＵ型輸送物（以下「ＢＵ型輸送物」という。）であって第三種核分裂性輸送物であるものの運搬に係る確認

四　ＢＵ型輸送物（第三種核分裂性輸送物であるものを除く。）の運搬に係る確認

五　第三種核分裂性輸送物（ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物であるものを除く。）の運搬に係る確認

（運搬方法確認の範囲）

第三条　法第六十一条の四十三第一項の運輸省令で定める確認は、次に掲げる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の承認容器による運搬（運輸大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に係る確認とする。

一　使用済燃料（その被覆材からの放射性物質の漏えいが認められないものに限る。）

二　材料の試験等のために原子炉において中性子の照射を受けた試験片その他の物

（指定の申請）

第四条　指定運搬方法確認機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　名称、住所及び代表者の氏名

二　運搬方法確認の業務を行う事業所の所在地

三　行おうとする運搬方法確認の区分

四　運搬方法確認の業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書

四　次の事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴並びに社団法人にあつては社員の氏名又は名称

ロ　運搬方法確認の業務に用いる主要な機器の種類及び数

ハ　運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名及び略歴

ニ　ハに掲げる者のうち運搬方法確認の実施を統括する者（以下「主任運搬方法確認員」という。）となるべき者の氏名

ホ　運搬方法確認の業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要

（運搬方法確認員の条件）

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

第五条　法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の二十六第一号の運輸省令で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

一　核燃料取扱主任者免状又は原子炉主任技術者免状を有する者

二　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

三　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

四　その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（運搬方法確認員の数）

第六条　法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の二十六第一号の運輸省令で定める数は、二名とする。

（事業所の変更の届出）

第七条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の二十九の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提

出しなければならない。

一　変更後の事業所の所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（業務規定の認可の申請）

第八条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

（業務規定の変更の認可の申請）

第九条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（業務規定で定めるべき事項）

第十条　法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十第二項の運輸省令で定める業務規定で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　運搬方法確認の方法に関する事項

二　手数料の収納の方法に関する事項

三　運搬方法確認員の職務に関する事項

四　運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　運搬方法確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要な事項

（事業計画等の認可の申請）

第十一条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十一第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画及び収支予算を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

（事業計画等の変更の認可の申請）

第十二条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十一第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（役員の選任及び解任等の認可の申請）

第十三条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十二第一項の規定により役員の選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び選任又は解任の理由並びに選任の場合にあつてはその者の略歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

2　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項におい

て準用する法第六十一条の三十二第二項の規定により運搬方法確認員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（業務の休廃止の許可の申請）

第十四　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十六の規定により運搬方法確認の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認の業務の範囲

二　運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三　運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四　運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（帳簿）

第十五条　法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十八第一項の運輸省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　運搬方法確認の対象となつた核燃料物質等の種類及び数量

三　核燃料物質等が容器に収納されているもの（以下「核燃料輸送物」という。）の種類及び承認容器の番号

四　第三条の運輸大臣の承認の番号

五　運搬方法確認を行つた年月日

六　運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

七　運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名

八　その他運搬方法確認に関し必要な事項

2　法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十八第一項の帳簿は、記載の日から十年間保存しなければならない。

（連搬方法確認の業務の引継ぎ等）

第十六条　指定運搬方法確認機関は、法第六十一条の四十三第三項において準用する法第六十一条の三十九第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を実施しなければならない。

一　運搬方法確認の業務を運輸大臣に引き継ぐこと。

二　運搬方法確認に関する帳簿及び書類を運輸大臣に引き継ぐこと。

三　その他運輸大臣が必要と認める事項

（報告）

第十七条　指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行つたときは、当該運搬方法確認の対象となつた運搬の開始前に、次に掲げる事項を運輸大臣に報告しなければならない。

一　運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

二　運搬方法確認の対象となった核燃料物質等の種類及び数量

三　核燃料輸送物の種類及び承認容器の番号

四　第三条の運輸大臣の承認の番号

五　運搬方法確認を行つた年月日

六　運搬方法確認の対象とな　た運搬の経路及び年月日

2　指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3　指定運搬方法確認機関は、主任運搬方法確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任運搬方法確認員の氏名を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、運輸大臣は、法の施行に必要な限度において、指定運搬方法確認機関からその事業の運営に関し報告を求めることができる。

（立入検査をする職員の証明書）

第十八条　法第六十八条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七十三号）の施行の日（昭和六十一年十一月二十六日）から施行する。

（指定運搬方法確認機関に関する省令の一部改正）

2　指定運搬方法確認機関に関する省令（昭和五十六年運輸省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

第二条中「指定運搬方法確認機関」を「法第四十一条の十一第一項の規定による指定運搬方法確認機関」に改める。

別記様式（第十八条関係）

（表）

↑ 六・五センチメートル ↓

番　　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定により指定運搬方法確認機関に対する立入検査を行う職員の身分証明書

官　　職

氏　　名

年　月　日　発　　行

年　月　日　限り有効

運輸大臣　印

↑ 六・五センチメートル ↓

← 八・五センチメートル →

（裏）

↑ 六・五センチメートル ↓

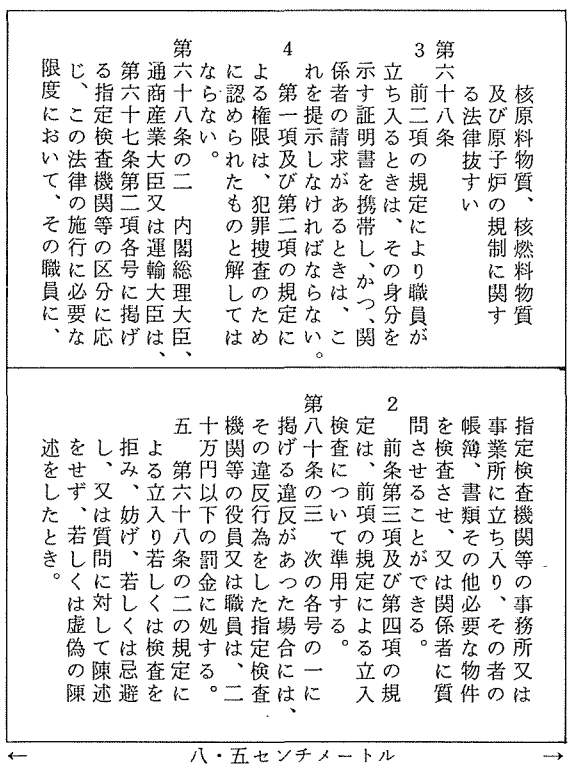

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律抜すい

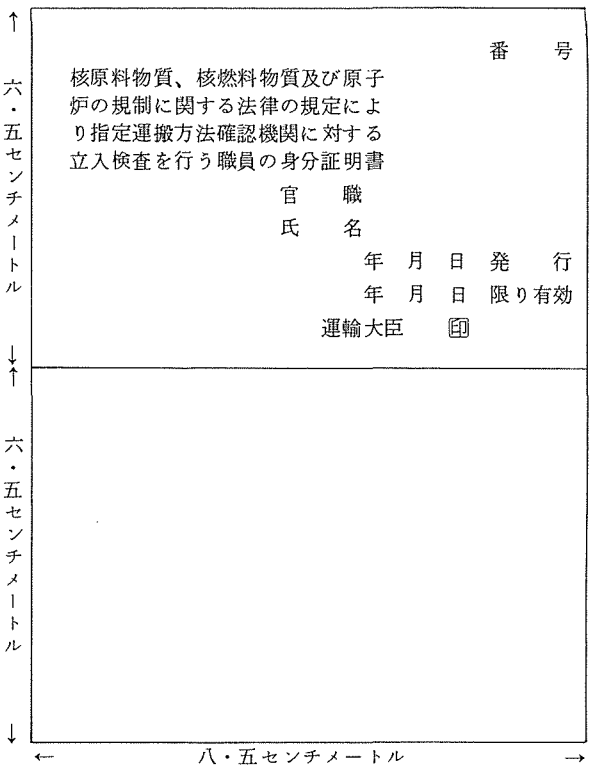

第六十八条

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六十八条の二　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、第六十七条第二項各号に掲げる指定検査機関等の区分に応じ、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検査機関等の事務所又は事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第八十条の三　次の各号の一に掲げる違反があった場合には、その違反行為をした指定検査機関等の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

五　第六十八条の二の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

↑ 六・五センチメートル ↓

← 八・五センチメートル →

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第六十八号〕

最終改正　昭和六一年一一月二二日運輸省令第三六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十四条第一項の規定に基づき、核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則を次のように定める。

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

1　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第六十四条第一項の規定に基づき、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者（以下「事業者等」という。）並びに事業者等から運搬を委託された者は、工場又は事業所の外における核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）の運搬中、その所持する核燃料物質等に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第五十九条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　核燃料物質等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶又は航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報すること。

二　核燃料物質等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

三　放射線障害の発生を防止するため必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

四　核燃料物質等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

六　その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第一条第五号に規定する従

事者のうち男子の者が前項各号に掲げる緊急作業を行う場合における許容被ばく線量は、同令第十八条第二項に基づき科学技術庁長官の定める放射線量(1)とする。

(1)　核燃料物質等事業所外運搬告示第二十四条（緊急作業に係る許容被ばく線量）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

〔昭和五十三年十二月二十八日運輸省令第六十九号〕

最終改正　昭和六一年一一月二二日運輸省令第三六号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第六十八条第一項若しくは第二項又は第七十一条第二項の規定に基づき立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。

（注、次ページに記載）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（表）

六センチメートル

番　号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく
立入検査をする職員の身分証明書

官　職
氏　名

写真

年　月　日生
年　月　日発行

運輸大臣　印

六センチメートル

八・五センチメートル

（裏）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（立入検査等）抜すい

第六十八条　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、関係のある工場若しくは事業所、事務所、倉庫、船舶、航空機、車両若しくは鉱山に立ち入り、又は関係のある者に質問させることができる。

2　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、核原料物質、核燃料物質又は原子炉の設置、製錬、加工、使用、再処理、貯蔵、運搬若しくは廃棄に関係のある者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は試験のため必要な核原料物質、核燃料物質若しくは原子炉の必要な最小限度の量に限り、これらの物件を無償で収去させることができる。

3　前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（処分等についての同意等）

第七十一条　内閣総理大臣、通商産業大臣又は運輸大臣は、この法律の規定により、次の各号の一に該当する者は、第六十八条第三項及び第四項の規定による立入検査に準用する。

一　第六十八条第三項及び第四項の規定による立入検査をすることができる。

二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第八十条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十一　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十二　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十三　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十四　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十五　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十六　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十七　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十八　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

七十九　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八十　第六十八条第一項、第二十八条の二第一項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定により、検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

六センチメートル

八・五センチメートル

○運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達（その１）

鉄保第　155号
鉄運第　162号
自車第1255号

昭和53年12月28日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両
運搬規則等の制定等について（依命通達）

先般の「原子力基本法等の一部を改正する法律」（昭和53年法律第86号）により「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、核燃料物質等の車両による運搬についても、その規制体系が変更されました。その主な改正点は、下記１のとおりです。

今般、この改正を受けて、核燃料物質等の車両による運搬に関する規制基準を定める「核燃料物質等車両運搬規則」（昭和53年運輸省令第72号）が新たに制定され、従来の「放射性物質等車両運搬規則」（昭和52年運輸省令第33号）及び「放射性物質等車両運搬規則の細目を定める告示」（昭和52年運輸省告示第586号）は、それぞれ、一部改正により放射性同位元素等の車両による運搬に関する規制基準を定める「放射性同位元素等車両運搬規則」及び「放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示」とされたので通知します。

これらの省令及び告示は昭和54年１月４日から施行されますが、その施行に当たつては下記２のとおり取扱うこととするので、この旨関係者に周知徹底方お願いします。また、これらの省令の主な条項の解釈、その他実施細目は別途通知します。

なお、これらの省令及び告示の制定等に関連して別紙のとおり関係法令の制定等が行われているので念のため申し添えます。

また、「放射性物質車両運搬規則について（依命通達）」（昭和46年11月８日付け鉄保第61号、鉄運第186号、自車第601号）、「放射性物質等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）」（昭和52年12月22日付け鉄保第134号、鉄運第95号、自車第1265号）及び「放射性物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和52年12月22日付け鉄保第135号、鉄運第96号、自車第1266号）は、昭和54年１月４日限り廃止します。

記

1.　原子炉等規制法の主な改正点

(1)　核燃料物質によつて汚染された物が新たに規制対象に加わつたこと。

(2) 工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬については、運搬主体の如何にかかわらず、輸送物は科学技術庁長官の定める技術基準に、輸送方法は運輸大臣の定める技術基準によることとされたこと。（工場又は事業所の内における運搬については、当該事業所の所管大臣の定める技術基準による。）

(3) 科学技術庁長官又は運輸大臣の定める核燃料物質等を運搬しようとする場合には、その輸送物又は輸送方法が技術基準に適合していることについて、それぞれ、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認が必要とされたこと。

(4) 運輸大臣についても、原子炉設置者、加工事業者等の原子力関係事業者に対し、報告の徴収及び事業所への立入検査ができることとされたこと。

2. 運搬の安全の確認等

(1) 原子炉等規制法第59条の２第２項に規定する運輸大臣の確認

核燃料物質等車両運搬規則第20条に規定する核燃料物質等の車両による運搬については、「原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（昭和53年政令第396号）の附則第５条の規定により昭和54年３月５日以後に開始されるものについて、追つて定めるところにより事前に確認申請を行うこと。

(2) 一定の輸送物の運搬に係る届出

核燃料物質等車両運搬規則及び放射性同位元素等車両運搬規則の実効を図るため、核燃料物質等車両運搬規則第９条第３項に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物若しくは同規則第８条第１項に規定する第３種核分裂性輸送物を車両により運搬する場合（昭和54年３月５日以後運輸大臣の運搬の安全の確認を受ける場合を除く。）又は放射性同位元素等車両運搬規則第３条に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物を車両により運搬する場合には、従来どおり、追つて定めるところによりその旨を事前に届出すること。

別　紙

1. 原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和53年12月22日政令第396号）
2. 核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和53年12月28日運輸省令第68号）
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和53年12月28日運輸省令第69号）
4. 自動車運送事業等運輸規則及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和53年12月28日運輸省令第74号）
5. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年12月28日総理府令第57号）

6. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和53年12月28日科学技術庁告示第11号）
7. 核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和53年12月28日総理府令第48号）
8. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和53年12月28日運輸省令第71号）
9. 航空法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年12月28日運輸省令第75号）
10. 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示（昭和53年12月28日運輸省告示第679号）

○運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達（その２）

鉄保第　59号
鉄運第　70号
自安第116号

昭和56年5月18日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正等について（依命通達）

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（昭和55年法律第52号）の施行等に伴い、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」（昭和35年政令第259号）、「放射性同位元素等車両運搬規則」（昭和52年運輸省令第33号）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（昭和53年運輸省令72号）が一部改正され、昭和56年5月18日から施行されますが、その施行に当たつては下記のとおり取扱うこととしたので通知します。なお、関係者に対する周知徹底方お願いします。

また、これらの政省令の改正に関連して別紙のとおり関係法令の制定等が行われているので念のため申し添えます。

記

1. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の２第２項に規定する車両による運搬の確認（運搬する物に係る確認を除く。）

ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を運搬しようとする場合（昭和56年７月17日以降のものに限る。）は、別途通知するところにより、事前に確認の申請を行うこと。

2. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の２第２項に規定する車両による運搬の確認（運搬する物に係る確認を除く。）

「核燃料物質等車両運搬規制の一部を改正する省令」（昭和56年運輸省令第27号）により当該確認を新たに要する核燃料物質等の運搬をしようとする場合（昭和56年７月17日以降のものに限る。）は、別途通知するところにより、事前に確認の申請を行うこと。

3. 関係通達を次のとおり改正又は廃止する。

(1) 「核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）」（昭和53年12月28日付け鉄保第155号、鉄運第162号、自車

第1255号）の一部を次のとおり改正する。

(i) 記2(2)を次のとおり改める。

削除

(ii) (i)の改正にかかわらず、昭和56年7月16日までに行われる核燃料物質等又は放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例によること。この場合において、改正前の記2(2)中「第3条」を「第8条第3項」に読み替えるものとする。

(2) 「核燃料物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和53年12月28日付け鉄保第156号、鉄運第163号、自車第1256号）及び「放射性同位元素等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和53年12月28日付け鉄保第157号、鉄運第164号、自車第1257号）を廃止する。

(3) (2)の廃止にかかわらず、昭和56年7月16日までに行われる核燃料物質等又は放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例によること。この場合において、廃止前の「放射性同位元素等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和53年12月28日付け鉄保第157号、鉄運第164号、自車第1257号）を次表のとおり読替えるものとする。

運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達（その二）

○運輸省鉄道監督局長・自動車局長通達（その３）

鉄保第　71 号
鉄運第　60 号
自安第 117 号

昭和 56 年 5 月 18 日

改正　鉄保第 103 号
鉄運第　92 号
自安第 158 号

昭和 56 年 7 月 17 日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）

今般、核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 59 条の 2 第 2 項に規定する確認の申請、核燃料物質等車両運搬規則第 22 条に規定する運輸大臣の指定の申請及び同令第 19 条の承認申請についての実施細目については別添 1「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）第 18 条の 2 第 2 項に規定する確認の申請及び放射性同位元素等車両運搬規則第 18 条の承認申請についての実施細目については別添 2「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、昭和 56 年 7 月 17 日以後の運搬について適用することとしたので通知します。なお、関係者に対する周知徹底方お願いします。

別添 1

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. 目的

本要領は、核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号。以下「規則」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 59 条の 2 第 2 項の規定する確認申請、規則第 22 条に規定する運輸大臣の指定の申請及び規則第 19 条の承認申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）について実施細目を定め、もつて、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 第3条、第4条第3項、第16条関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいうものとする。

(2) 第9条関係

第1項の「放射性」の文字、第3項の総重量、「A型」の文字及び「B型」の文字は、原則として1平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。また、「放射性」の文字には「L型」の文字を追加して表示してもよい。

(3) 第11条関係

運搬に従事する者に対する放射線被ばく線量が、一般人と同様、0.5レム毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大放射線量率は2ミリレム毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを1年間保管すること。

(イ) 核燃料物質等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベット等にいた時間

(ロ) ポケット線量計、フイルムバッヂ等による測定結果

(4) 第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(5) 第14条関係

携行する書類は、収納された核燃料物質等の主な核種の名称及び放射能強度についても記載されたものであること。

また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。

(6) 第15条関係

核燃料輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当たつては、次によること。

(イ) BM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬する場合にあつては、「危険物の規制に関する規則」（昭和34年総理府令第55号）第47条の2の規定に準ずること。

(ロ) 核燃料輸送物等を運搬する場合には、昭和54年12月27日付け労働省基発第642号「自動車運転車の労働時間等の改善基準について」に準拠すること。

なお、核燃料輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(7) 第17条第2項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ) 原子炉等規制法第41条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ) 原子炉等規制法第22条の3に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条に規定する第1種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し1年以上の経験を有する者

(ニ) 放射線障害防止法第35条に規定する第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに関し2年以上の経験を有する者

(ホ) 核燃料物質の取扱いに関し、(イ)から(ニ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

3. 核燃料輸送物の運搬の確認申請等

規則第20条に規定する核燃料物質等を運搬しようとする場合は、次の要領で原子炉等規制法第59条の2第2項に規定する運輸大臣の確認を受けること。

(1) 第1号様式による核燃料輸送物運搬確認申請書並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について、同表の第2欄の記載要例等に従つて記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第3の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

(2) 運輸大臣は、規則第22条の規定により指定を受けた者以外の者が運搬する場合は、原則として運搬前に積載時検査を行うものとする。

(3) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

4. 核燃料輸送物運搬者の指定申請等

(1) 申　請

核燃料物質等を自動車により運搬する者であつて規則第22条に規定する運輸大臣の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、別表第2の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従つて記載した申請書及びその添付書類正副2通を貨物流通局技術課に提出すること。

(2) 指定書の交付

運輸大臣が指定した場合は、申請者に指定書を交付するものとする。

(3) 指定の条件等

(イ) 指定に当たつては条件を付すことができる。

(ロ) 指定に当たつては3年以内の範囲において有効期間を付すことができる。

(4) 指定の失効

指定は、指定を受けた者が次の各号の一に該当する場合には、失効するものとする。

(イ) 死亡又は解散したとき。

(ロ) 事業を廃止したとき。

(ハ) 指定を辞退したとき。

(ニ) 指定の条件に適合しなくなつたとき。

(ホ) 有効期間が満了したとき。

(5) 変更届

指定を受けた者は、申請書等の記載内容に変更が生じた場合は変更の事由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

(6) 指定書の返納

指定を受けた者は、指定が失効したときは指定書を返納すること。

(7) 運搬実績の報告

指定を受けた者は、毎年2月1日までに前年の運搬実績を運輸大臣あて提出すること。

5. 特別措置運搬承認申請

規則第19条の規定に基づき、核燃料物質等、核燃料輸送物又は核燃料汚染物を運搬しようとする場合は、第3号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第1の第1欄に掲げる記載事項について同表の第2欄の記載要領等に従つて記載した承認申請書及びその添付書類正副2通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第3の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第2欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を1年間保管すること。

別表第１　運搬計画書等記載事項等

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1. 運搬の目的	○ 運搬する核燃料物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
2. 当該規定に従つて運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（承認申請のみ）	
3. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
4. 運送人の氏名又は名称及び住所	○ 法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。確認申請であつて運送人が指定を受けた者である場合には指定書の日付及び番号を記載すること。
5. 予定運搬日時	
6. 予定運搬経路	
(1) 発地、着地、経路及び距離	
(2) その他	○ (2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。
7. 運搬しようとする核燃料輸送物	○ 承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「核燃料輸送物」とあるのは「核燃料物質等、核燃料輸送物又は核燃料汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) 核燃料輸送物の型式又は名称及び主要諸元	○ (1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。
(2) 核燃料輸送物の種類	○ (2)については、A、BM、BU型輸送物（第１～３種核分裂性輸送物）のように記載すること。
(3) 収納する核燃料物質等の名称、数量、放射能強度及び性状	○ (3)については、核燃料輸送物ごとに記載し、性状については物理的、化学的状態を記載すること。
(4) 核燃料輸送物の輸送制限個数及び	

記載事項	記載要領等
配列方法（核分裂性輸送物のみ）	
(5) 核燃料輸送物の放射線量率	○ (5)については、その位置を付記又は図示すること。
(6) 核燃料輸送物の輸送指数	
(7) 核燃料輸送物の個数	
(8) 核燃料輸送物の基準適合状況	○ (8)については、科学技術庁長官の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し、当該確認証の写しを添付すること。 科学技術庁長官の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。
(9) 核燃料輸送物取扱上の注意事項	
(10) 核燃料輸送物の外観図及び構造図	○ (10)の外観図は、三面図及び鳥観図によること。
8. コンテナの概要	○ 承認申請の場合には、(2)の「核燃料輸送物」を「核燃料物質等、核燃料輸送物又は核燃料汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元	○ (1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。
(2) 収納する核燃料輸送物の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法	○ (2)については、コンテナごとに記載すること。
(3) コンテナの放射線量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。
(4) コンテナの輸送指数	
(5) コンテナの個数	
(6) コンテナの外観図	○ (6)については、三面図及び鳥観図によること。
9. 車両及び積載方法	
(1) 車両の概要	○ (1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合は当

記載事項	記載要領等
	該運搬に使用する車両の許容積載量及び有蓋、無蓋の別を、自動車により運搬する場合は当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法	○ (2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。
(3) 車両の放射線量率	○ (3)については、その位置を付記又は図示すること。
(4) 車両に積載する核燃料輸送物及びコンテナの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値	○ (4)については、車両ごとに記載すること。
10. 運搬実施体制	
(1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家	○ (1)において運搬責任者については運搬の実務上の責任者であつて必要な際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統轄者の氏名を、運搬従事者についてはその人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を記載すること。
(2) 放射線管理要領	○ (2)については、車両、核燃料輸送物、コンテナ等の放射線量率の管理、放射線量率、測定機器、保護具等について記載すること。
(3) 運搬要領	○ (3)については、運搬時における駐車要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。
(4) 荷役作業要領	○ (4)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。

記　載　事　項	記　載　要　領　等
(5)　事故時の措置 11. その他	○　(5)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。 ○　運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。

備　考　　用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第２　指定申請書の記載事項等

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1.　申請書本文	○　申請書本文の様式は第２号様式によること。 　また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2.　自動車運送事業の免許の種類、取得年月日	
3.　事業の概要	○　資本金、年商、従業員数、保有車両数、営業所数及び自動車運送事業以外の事業内容等を記載すること。
4.　核燃料物質等の運搬委託者の氏名又は名称	○　過去３年以内において、核燃料物質等の荷送人又は荷受人として運搬を委託した者のうち主な者を、原子炉等規制法の使用者等の区分に従つて記載すること。
5.　核燃料物質等の運搬の経歴	
(1)　運搬の実績	○　過去３年間に運搬した核燃料輸送物の種類別個数及び件数について記載すること。運輸大臣の確認を要する核燃料輸送物は（ ）内に内数で示すこと。
(2)　運搬時の事故	○　過去３年間で運搬中に発生した放射線による人の障害が発生した事故、汚染等が生じた事故又は紛失事故の発生日時、場所及び事故の概要を記載すること。
6.　核燃料物質等の運搬に使用する車両、携行する機器等の概要	○　運輸大臣の確認を要する核燃料輸送物の運搬に使用する主な車両の車名、型式、登録番号及び使用の本拠の位置を記載し、車両の三面図を添付すること。携行する機器については、放射線測定器の名称又は型式、測定線質、台数及び保守点検要領並びに保護具の概要を記載すること。

記　載　事　項	記　載　要　領　等
7. 核燃料物質等の運搬に関する責任体制	○ 運搬に関する業務処理の体制について指揮命令系統等が明確になるよう記載すること。また、社内各部署間等の通常時及び危険時における連絡体制についても記載すること。さらに関連する部署の組織図を添付すること。
8. 核燃料物質等の運搬に従事する者に対する教育訓練等	○ 教育訓練等の内容、教材、受講者、頻度等について、過去の実績及び今後の計画を記載すること。
9. 被曝管理体制	○ 運搬に従事する者の被曝放射線量の測定、記録等の体制について記載すること。
10. 放射線管理等に関する知識を有する者	○ 核燃料物質等の運搬に従事する者のうち放射線取扱主任者免状等を有する者の氏名、所属及び免状等の取得年月日について記載すること。

別表第3　申請先

区　　分	所　管　課
(1) 当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によつてなされる場合	大臣官房国有鉄道部保安課
(2) 当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車又は自動車若しくは軽車両によつてなされる場合	貨物流通局技術課

第１号様式（確認申請書）

核燃料輸送物運搬確認申請書

運　輸　大　臣　殿

文書番号

昭和　年　月　日

申請者の氏名又は名称　　㊞

住　所

連絡先

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の２第２項の確認をして戴きたく申請いたします。

第２号様式（指定申請書）

核燃料輸送物運搬者指定申請書

運　輸　大　臣　　殿

文書番号

昭和　　年　　月　　日

申請者の氏名
又は名称　　㊞

住　　所

連　絡　先

核燃料物質等車両運搬規則第22条に規定する運輸大臣が指定する者として指定して戴きたく、下記のとおり申請いたします。

記

第3号様式（承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

運輸大臣　殿

文書番号

昭和　年　月　日

申請者の氏名又は名称　㊞

住所

連絡先

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請します。

記

備考　申請文中「第19条第1項は」は、当該承認が規則第19条第2項に基づく場合は「第19条第2項」と、第19条第1項及び第2項に基づく場合は「第19条第1項及び第2項」と書き換えること。

また、申請者が法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。

別添2　（略）　（449ページ参照）

○大臣官房国有鉄道再建総括審議官・貨物流通局長通達（その４）

官鉄保第　93号
貨 技 第124号

昭和61年11月25日

殿

運輸省大臣官房国有鉄道再建総括審議官

運 輸 省 貨 物 流 通 局 長

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の制定等について（依命通達）

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律」（昭和61年法律第73号）の施行に伴い、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」（昭和61年政令第347号）及び「核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令」（昭和61年運輸省令第37号。以下「指定機関省令」という。）が制定され、昭和61年11月26日から施行されますが、これらの施行に当たつては下記1及び2のとおり取扱うこととするとともに下記3のとおり従前の通達を改正することとしたので、関係者に対し、周知徹底方お願いいたします。

また、標記法律の施行に伴い、別紙のとおり関係政省令の制定が行われているので申し添えます。

記

1. 核燃料物質等の運搬方法の確認については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第59条の２第２項の規定により、運輸大臣が行つているところであるが、今後は、法第61条の43第１項の規定により、運輸大臣の指定する指定運搬方法確認機関（以下「指定機関」という。）に指定機関省令第３条に定める範囲の確認を行わせることができることとした。

この場合において、積載方法に関する運輸大臣の承認を要することとしたが、その実施細目については別添のとおりとする。

2. 運輸大臣又は指定機関が行う運搬方法の確認を受けようとする者は、法第75条第１項の規定により「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令」（昭和32年政令第324号）第25条第１項の規定による別表第１第40号に定める額の手数料を納付しなければならないこととした。

この場合において、手数料の納付は、運輸大臣に確認の申請を行おうとする者にあつては、申請書に収入印紙を貼付することにより行い、指定機関に確認の申請を行おうとする者にあつては、指定機関の業務規定に定める方法により行うものとする。

3. 「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」（昭和56年5月18日鉄保第71号・鉄運第60号・自安第117号）の一部を次のように改正する。

(1) 別添1核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領の一部改正

4(1)中「自動車局整備部保安課」を「貨物流通局技術課」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3　申請先

区　　分	所　管　課
(1) 当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によつてなされる場合	大臣官房国有鉄道部保安課
(2) 当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車又は自動車若しくは軽車両によつてなされる場合	貨物流通局技術課

(2) 別添2放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領の一部改正

1及び第3号様式中「指定運搬方法確認機関に関する省令」を「放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4　申請先

区　　分	所　管　課
(1) 当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によつてなされる場合	大臣官房国有鉄道部保安課
(2) 当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車又は自動車若しくは軽車両によつてなされる場合	貨物流通局技術課

別紙

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（昭和61年政令第346号）
2. 核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令（昭和61年運輸省令第36号）
3. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和61年運輸省令第38号）
4. 航空法施行規則の一部を改正する省令（昭和61年運輸省令第39号）

別添

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第３条の積載方法承認の申請等の実施細目

1. 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第１の第１欄に掲げる記載事項について同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した申請書及び別表第２の第２欄の記載要領等に従つて記載した同表の第１欄に掲げる添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第３の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第２欄に掲げる所管課に提出すること。

2. 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(1) 運搬中、移動、転倒、転落等により核燃料輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。

(2) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。

(3) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の２第２項に基づく運輸大臣の確認を受けたものであること。

(4) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

3. 承認証の交付

積載方法承認を行つたときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該承認にあたつては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。

4. 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、30日以内にその旨を運輸大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

別表第1

記載事項	記載要領等
1. 申請書本文	◦申請書本文の様式は別記様式によること。また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2. 運搬しようとする核燃料輸送物の基準適合状況	◦科学技術庁長官の容器承認の番号を記載すること。
3. 運搬しようとする核燃料物質等の種類	◦核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第3条に掲げる核燃料物質等の種類を記載すること。
4. 承認を受けようとする積載方法	
(1) 名称	
(2) 外観図	◦図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。 ◦主要な箇所には寸法を記入すること。
(3) 固縛に使用する用具、架台等	◦固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。
(4) 運搬に係る車両	◦鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合は車両の許容積載量及び有がい、無がいの別を、自動車により運搬する場合は車名、型式、登録番号を記載すること。
(5) 固縛作業	◦固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。 ◦固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。
5. 運搬実施体制	◦運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家、運搬要領、事故時の措置等を記載すること。

備考　用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第２

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	◦運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。
2. 予定される運搬に関する説明	◦予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、運行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	◦予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	◦同一の積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	◦承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたことを証する書面を添付すること。
6. その他	◦その他必要な事項がある場合はその書面を添付すること。

別表第３　申請先

区分	所管課
(1) 当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によってなされる場合	大臣官房国有鉄道部保安課
(2) 当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車又は自動車若しくは軽車両によってなされる場合	貨物流通局技術課

別記様式（積載方法承認申請書）

積　載　方　法　承　認　申　請　書

運　輸　大　臣　　殿

文　書　番　号
昭和　　年　　月　　日
申請者の氏名
又　は　名　称　　㊞
住　　所
連　絡　先

核燃料物質等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第３条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して載きたく申請いたします。

記

○自動車運送事業等運輸規則（抄）

〔昭和三十一年八月一日運輸省第四十四号〕

最終改正　昭和六〇年一二月二四日運輸省令第四〇号

（目的）

第一条　この省令は、自動車運送事業、自動車運送取扱事業及び軽車両等運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅客又は荷主の利便を図ることを目的とする。

（物品の持込制限）

第三十六条　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

五の二　放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）

附　則

この省令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

○道路運送車両の保安基準（抄）

〔昭和二十六年七月二十八日運輸省令第六十七号〕

最終改正　昭和六〇年九月二五日運輸省令第三一号

（用語の定義）

第一条　この省令における用語の定義は、道路運送車両法（以下「法」という。）第二条に定めるもの外、左の各号の定めるところによる。

十七　「放射性物質等」とは、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及びそれによつて汚染された物であつてその放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラム以上のもの並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。

（灯光の色等の制限）

第四十二条　自動車には、次に掲げる灯火を除き、後方を照射し若しくは後方に表示する灯光の色が橙色である灯火で地上二・五メートル以下のもの又は灯光の色が赤色である灯火を備えてはならない。

六　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火

9　自動車に備える灯火は、前照灯、補助前照灯、側方灯、番号灯、尾灯、後面に備える駐車灯、制動灯、後退灯、方向指示器、補助方向指示器、非常点滅表示灯、速度表示装置の速度表示灯、室内照明灯、緊急自動車の警光灯、道路維持作業用自動車の灯火、火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火、一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の非常灯及び走行中に使用しない灯火（前面に備える駐車灯を除く。）を除き、光度が三百カンデラ以下のものでなければならない。

10　火薬類又は放射性物質等を積載していることを表示するための灯火は、他の灯火と兼用のものであつてはならない。

（消火器）

第四十七条　次の自動車には、消火器を備えなければならない。

六　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項に規定する放射性輸送物（L型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第十八条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条に規定する核燃料輸送物（L型輸送物を除く。）若しくは同令第八条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号）第十九条の規定により運

送する場合に使用する自動車

3　第一項の自動車（前項に規定する自動車を除く。）に備える消火器は、次のものでなければならない。

一　霧状の強化液を放射する消火器で充てん量が六リットル以上のもの

二　炭酸ガスを放射する消火器で充てん量が二・二キログラム以上のもの

三　一塩化一臭化メタンを放射する消火器で充てん量が一リットル以上のもの

四　二臭化四ふつ化エタンを放射する消火器で充てん量が〇・四リットル以上のもの

五　消火紛末を放射する消火器で充てん量が一・八キログラム以上のもの

4　第一項の自動車に備える消火器は、第二項又は前項の規定によるほか、左の基準に適合するものでなければならない。

一　消火器は、構造及び性能が消防法第二十一条の二第二項に規定する技術上の規格に適合するものであること。

二　消火器は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動するものでないこと。

三　消火器は、使用に際して容易に取りはずしができるように取り付けたものであること。

四　消火器は、左の場所に備えたものであること。

イ　火薬類を運送する自動車及びこれをけん引するけん引自動車にあつては、見張人の使用に便利な場所

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車にあつては、運転者、運転者助手、車掌、見張人又は取扱人の使用に便利な場所

○核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

（昭和五十三年十二月二十八日総理府令第四十八号）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六条）第五十九条の二第四項及び第五項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第十七条の四において準用する同令第十七条の三の規定に基づき、並びに同法を実施するため、核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令を次のように定める。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

（届出を要する核燃料物質等）

第一条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第十七条の四において準用する令第十七条の三第一号の総理府令で定める核燃料物質等（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物を言う。以下同じ。）は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号）第三条第一項第三号に規定する核燃料物質とする。

2　令第十七条の四において準用する令第十七条の三第二号の総理府令で定める核燃料物質は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第八条に規定する核分裂性物質とする。

（届出の手続）

第二条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十九条の二第五項（法第六十六条第二項において準用する場合も含む。以下同じ。）の規定による核燃料物質等の運搬の届出をして、運搬証明書の交付を受けようとする者は、別記様式第一の運搬届出書正副二通を当該運搬の経路である区域を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2　前項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の管轄する区域にわたる場合には、当該核燃料物質等の発送地を管轄する公安委員会（以下「発送地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する同項の運搬証明書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

3　第一項の運搬届出書の提出は当該運搬が一の公安委員会の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあっては運搬開始の日の一週間前までに、その他の場合にあっては運搬開始の日の二週間前までにしなければならない。

（運搬証明書）

第三条　法第五十九条の二第五項の運搬証明書（以下「運搬証明書」という。）の様式は、別記様式第二のとおりとする。

2　第二条第一項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

管轄する区域にわたる場合には、発送地公安委員会以外の公安委員会は、当該運搬証明書を発送地公安委員会を経由して交付するものとする。

（指示）

第四条　法第五十九条の二第六項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の総理府令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

1　核燃料物質等を積載した車両（道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。）の速度

2　伴走車の配置

3　核燃料物質等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離

4　駐車（道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。）場所及び駐車時の措置

5　核燃料物質等の積卸し又は一時保管をする場所

6　見張り人の配置その他核燃料物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

7　核燃料物質等の車両への積載方法

8　警察機関への連絡

9　核燃料物質等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行

10　前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、核燃料物質等の盗取等による災害を防止するために必要な事項

（公安委員会相互の連絡）

第五条　第二条第一項の届出に係る運搬の経路が二以上の公安委員会の管轄する区域にわたる場合には、届出を受けた公安委員会は、相互に、法第五十九条の二第六項による指示の内容を通知し、その他当該運搬の円滑な実施のため必要な連絡を行わなければならない。

（運搬証明書の記載事項の変更の届出等）

第六条　法第五十九条の二第九項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をし、別記様式第三の運搬証明書の書き換えを受けようとする者は、別記様式第三の運搬証明書書き換え申請書一通に当該運搬証明書を添えて、その交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。

2　法第五十九条の二第九項の規定による届出があった場合における当該変更に係る事項が発送地公安委員会以外の公安委員会の管轄する区域に係るものであるときは、前項の運搬証明書書き換え申請書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

3　前項の規定により第一項の運搬証明書書き換え申請書の提出があった場合において、当該公安委員会が書き換えをした運搬証明書を交付するときは、発送地公安委員会を経由してするものとする。

（運搬証明書の再交付）

第七条　法第五十九条の二第十項（法第六十六条第二項において準

用する場合を含む。以下同じ。）の規定による運搬証明書の再交付を受けようとする者は、別記様式第四の運搬証明書再交付申請書一通をその交付を受けた公安委員会に提出しなければならない。この場合において、申請の事由が当該運搬証明書の汚染であるときは、当該申請書に当該運搬証明書を添えなければならない。

2　当該運搬証明書を交付した公安委員会が発送地公安委員会の公安委員会であるときは、前項の運搬証明書再交付申請書の提出は、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

3　前条第三項の規定は、発送地公安委員会以外の公安委員会が運搬証明書を再交付する場合について準用する。この場合において、同項中「前項の規定により第一項の運搬証明書書き換え申請所の提示があつた場合」とあるのは、「次条第二項の規定により同条第一項の運搬証明書再交付申請書の提示があつた場合」と読み替えるものとする。

（旧運搬証明書の返納）

第八条　法第五十九条の二第十項の規定による運搬証明書の再交付を受けた者は、運搬証明書の再交付を受けた後において旧運搬証明書を回復したときは、運搬証明書の交付した公安委員会にその旧運搬証明書を交付した公安委員会にその旧運搬証明書を速やかに返納しなければならない。この場合において、返納に係る公安委員会が発送地公安委員会であるときは、発送地公安委員会を経由してしなければならない。

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

（運搬証明書の返納）

第九条　核燃料物質等の運搬を終了したときは、運搬証明書を携帯する者は、運搬証明書を交付した公安委員会にその運搬証明書を速やかに返納しなければならない。この場合において、核燃料物質等の到着地を管轄する公安委員会（以下この項において「到着地公安委員会」という。）以外の公安委員会に対する返納は、到着地公安委員会を経由してしなければならない。

2　運搬証明書の交付を受けた者は、核燃料物質等の運搬をしないこととなつたときは、運搬証明書を交付した公安委員会にその運搬証明書を速やかに返納しなければならない。

3　前条後段の規定は、前項の規定による運搬証明書の返納について準用する。

（運搬に関する検査）

第十条　法第五十九条の二第十一項（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により警察官が検査を行うときは、安全な場所を選ぶほか、当該核燃料物質の保安の確保について細心の注意を払わなければならない。

（報告の徴収）

第十一条　法第五十九条の二第五項の規定による届出をした製錬事業者、加工業者、原子炉設置者、外国原子力船運行者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者は、法六十七条の規定により、工場又は事業者の外において、次の各項の一に該当する事故が発生したときは、当該事故が発生した日から十日以内に、その状況及び

核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（警察庁関係）

それに対する措置を当該届出を受理した公安委員会に報告しなければならない。

一　各燃料物質等の盗取又は所在不明

二　交通事故

三　核燃料物質等の異常な漏えい

四　前三号のほか、核燃料物質等の運搬に関し人の傷害（放射線傷害以外の傷害であつて軽微なものを除く。）が発生し、又発生するおそれがある事故

附　則

この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

報告徴収関係（報第６７条）

（注）法……核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
政　令…同上法律施行令
府　令…核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令

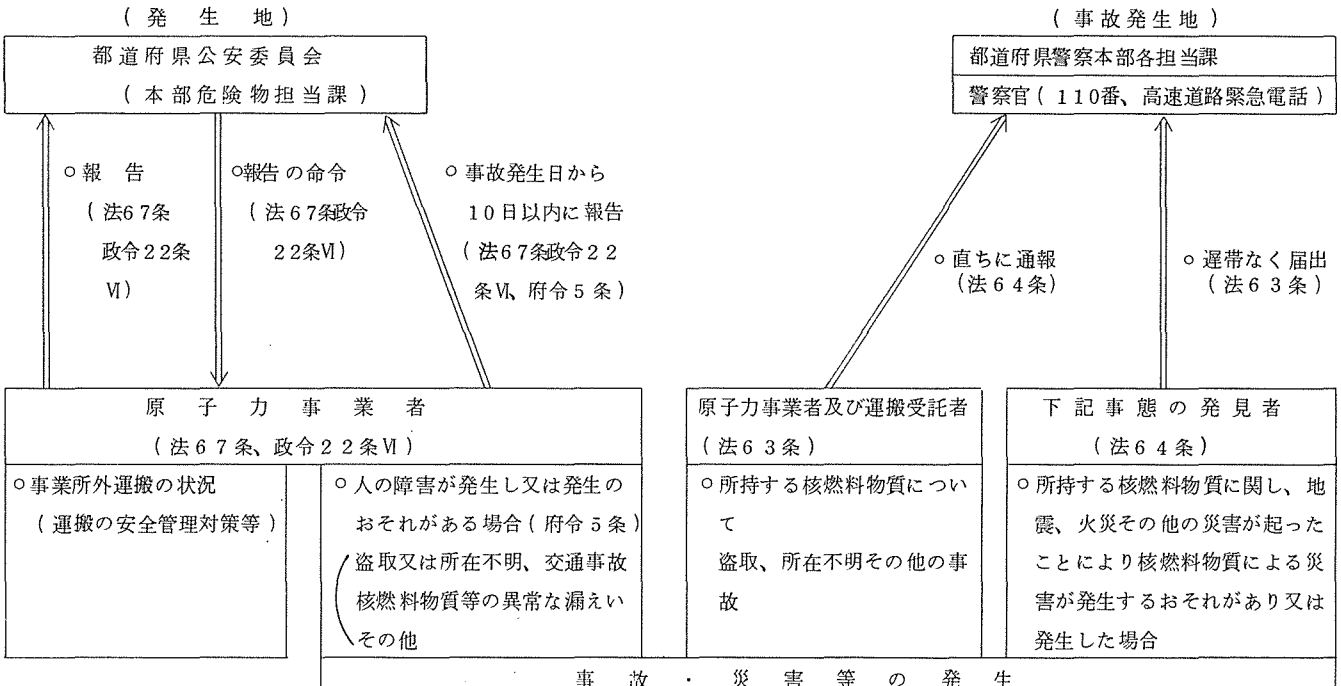

1　運搬証明書の交付

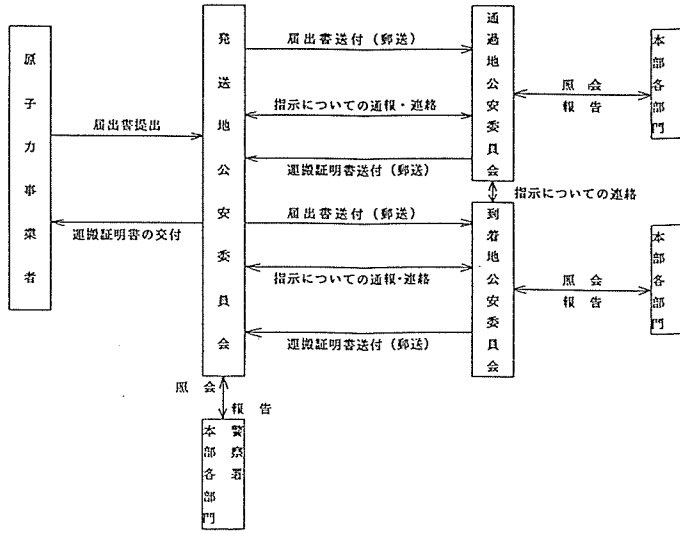

2　運搬証明書の返納

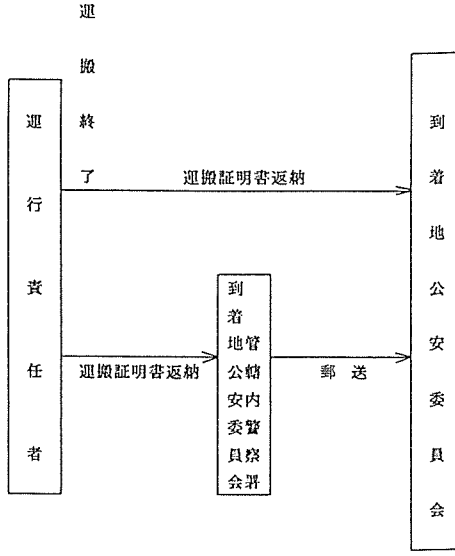

3　運搬証明書の書換え手続

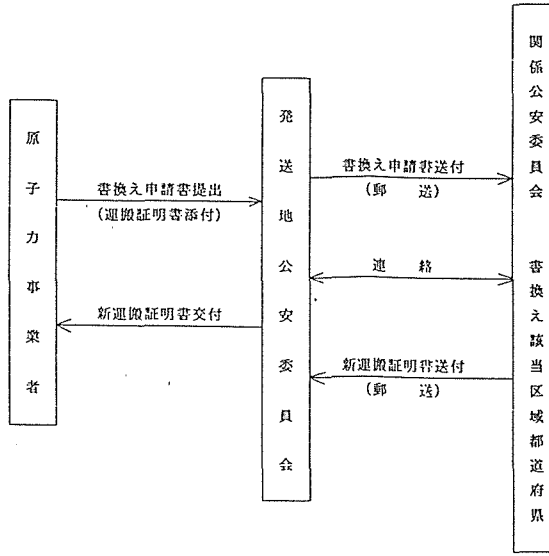

4　再交付手続

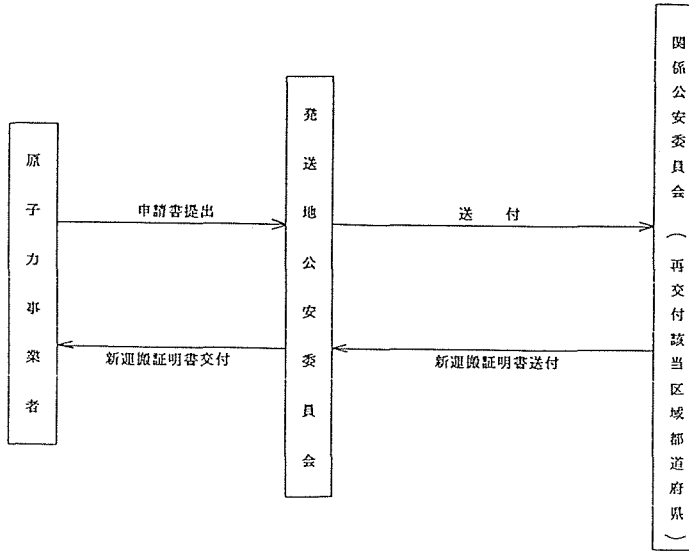

○第１　運搬届出書の記載要領（警察庁，昭和61年12月25日付）

1. 届出回数

届出は、１回の運搬ごとに行うこと。従来８台以下を１車列とし、車列毎に届出をしていたが、今後は２以上の車列を編成する場合であつても同一核燃料物質等、同一経路であつて車列毎の運搬間隔が３０分以内で行われるものは１回とする。但しその編成は、警備の関係からおおむね最大限４車列をもつて１回の運搬となるようされたい。

2. 届出書の提出先

(1) 提出先

届出書の提出は、発送地公安委員会以外の公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）に提出する届出する届出書であつても発送地公安委員会（都道府県警察本部の危険物担当課）に提出する。関係公安委員会に対する届出書には、当該公安委員会に送付するに要する切手を貼付した封筒を併せて提出する。

(2) 海上輸送を伴う場合

事業所内の専用港から船舶で運搬し、他の港で荷降しして公道又は専用道路を運搬する場合には当該事業所が発送地となる。事業所内の専用港から船舶で外国に運搬する場合及び事業所内の専用港から船舶で運搬し他の事業所内の専用港で荷降し、公道又は専用道路等において運搬しない場合は届出を要しないが警備の関係上連絡を願いたい。

届出書用紙（その１）は、公安委員会ごとに２通、届出書用紙（その２）は３通を発送地公安委員会に提出する。

3. 届出書の提出日

運搬日の２週間前まで（１都道府県内のみの運搬については、１週間前まで）の平日（土、日、祭日を除く。）に提出する。

4. 運搬証明書の返納

運搬が終了した場合には運搬証明書を直接到達地公安委員会（警察本部の危険物担当課又は最寄りの警察署）に返納する。

5. 届出書用紙（その１）の記載要領

(1) 届出年月日

届出書を発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 届出公安委依会

届出先の公安委員会の都道府県名を記載する。

(3) 届出者

届出者は使用者等及び運搬を委託された者であり、運搬を委託された者が届け出る場合は運搬を委託した者との連名による。連名による届出は、届出書に使用者等のうち１名を記載して以下は別紙とし、別紙に記載して契印する。支社等の名義による届出は認めないことは従前どおりである。

(4) 担当者

実際の実務担当者であつて、運搬内容を熟知した者を記載する。

(5) 運搬日時

運搬全体（船舶等による運搬の部分も含む。）の開始日時及び終了日時を記載する。

(6) 発送地、到着地

事業所等の所在地を記載し、事業所名、埠頭名又は空港名を併記する。埠頭等については、コンテナーバースを記載する等場所をできるだけ特定する。

(7) 運搬経路

路線名、各都道府県の出入地点、主要な経由地点、通過予定時刻等運搬経路が明確にわかるように記載する。運搬手段は、車両、鉄道、船舶等を併用するときのみ記載する。

なお、運搬経路が2以上の都道府県にわたる場合には、届出書を提出する当該都道府県の運搬経路に係る記載部分を朱枠して明確にする。

(8) 駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻

交通事故、盗取等の防止のために重要な事項であるので明確に記載する。（例えば「海老名」ではなく、「東名海老名サービスエリア」とその所在地、名称等を具体的に記入する。）

なお、一時保管をする場合には、事業所、営業所等の倉庫又は車庫で行い、事故等緊急やむを得ない場合の外は、運搬途中の積載物の車両間の積替えは避ける。

(9) この県での運搬の内容が用紙（その2）の記載と異なる場合は、その事項及び運搬内容

運搬経路が2以上の都道府県にわたる場合には、届出書用紙（その2）は運搬経路を管轄するすべての都道府県公安委員会について共通のものが記載されることから、届出書を提出する当該都道府県において、これと異なる運搬を行う場合に記載する。記載事項欄には、届出書用紙（その2）の該当する各欄名を記載し、運搬の内容欄には、その運搬内容を具体的に記載する。

6. 届出書用紙（その2）の記載要領

(1) 輸送物

輸送物の種類については「A型第2種核分裂性輸送物」等と記載する。核燃料物質等の名称については「燃料集合体」「六弗化ウラン」等と記載する。

なお、試験的に短期間核分裂をさせたものについては、「使用済燃料」と記載し、試験的に照射した旨を付記する。区分については、燃料集合体及び燃料要素について「濃縮ウラン、濃縮度3％」等と記載する。数量については、総運搬量と1車列の総量を記載する。

(2) 運送人

実際に運搬を行う運搬業者の全員を記載する。

(3) 運行責任者

運搬に同行する現場責任者（運搬全体の責任者）及び車列ごとの責任者を記載する。

(4) 同行者氏名

核燃料取扱主任等関係法令で定められている資格を有する者、事業者等が実施する講習等を受講した者又は核燃料物質等の取扱いに3年以上従事したことがある者で運搬に同行する者を記載する。BM型輸送物以外の輸送物を運搬する場合であつてもできるかぎりこれらの者を同行させる。

(5) 核燃料物質等積載車両及び運転者

積載車両ごとに、自動車登録番号、最大積載重量、積載重量、輸送物個数及び運転者氏名を記入する。予備（補充）運転者がいる場合は別紙に記載し、予備運転者は4名以内にする。

(6) 積載方法

積載方法の概要を簡潔に記載し、外観図を添付する。

(7) 携行資器材の名称及び個数

サーベイメータ、化学消化器、フイルムバツジ、ポケツト線量計、立入禁止区域表示用器具等の災害発生時の応急措置のために携行する資器材を記載する。

(8) 運搬要領

速度、伴走車の配置、見張人の配置、駐車時の措置、車列間及び車両間の連絡方法等について記載し、輸送編成（1車列の場合は車両間の距離）を記載した図面を添付する。伴走車については、その乗務員の氏名、役割についても記載する。伴走車とは、運搬中の安全確保のためのものであつて、交通事故、盗取等の防止のために監視を行い、必要な措置をとれる者が添乗しているものをいう。見張人については、氏名のほか見張方法等について記載する。見張人とは、周辺を監視し、関係者以外の者の接近を防止することができる能力を有する者をいう。

(9) 警察機関への連絡要領

運搬中の異常事態発生時の連絡、災害又は事故等により運搬証明書の記載と異なつた運搬を行わなければならなくなつた場合の連絡方法等について記載する。連絡は、事故等の発生地を管轄する都道府県警察本部又は警察署の担当課（係）に行う。

(10) 応急措置要領

災害発生及び車両故障時等における応急措置について記載する。

(11) 適用

科学技術庁長官又は運輸大臣の確認等の有無を記載する。確認申請中である場合には、その旨を記載する。

記載例

（その１）

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	
※証明書交付年月日	

核燃料物質等運搬届出書

昭和　年　月　日

○○県公安委員会 殿

住所　東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名　○　○　株　式　会　社
代表取締役　○○　○○　㊞
使用者等の区分　加工事業者
担当者　○○　○○　電話番号　03-000-0000

注）　その他の届出者は別紙１の通り

運搬日時	昭和６２年　１月２５日　１０時３０分　から 昭和６２年　１月２６日　１１時２０分　まで
発送地	○○県○○市○○○○○○ ○○株式会社　○○事業所
到達地	○○県○○郡○○町○○○ ○○電力株式会社　○○原子力発電所

運搬経路	経由地点	距離（km）		路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段
		区間	キロ程				
	別紙２記載の通り						

駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻	別紙２記載の通り

この県での運搬の内容が用紙（その２）の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容

記載事項	運搬の内容
該当なし	
その他の記載事項	用紙（その２）の通り

別　紙　1

その他の届出者

住所　東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名　○　　○　　株　　式　　会　　社
　　代表取締役　　○　○　　○　○　　㊞
使用者等の区分　運搬を委託された者
担当者　○　○　　○　○　電話番号　03-000-0000

住所　東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名　○　　○　　株　　式　　会　　社
　　代表取締役　　○　○　　○　○　　㊞
使用者等の区分　運搬を委託された者
担当者　○　○　　○　○　電話番号　03-000-0000

記載例

（その2）運搬の内容		
輸送物	種類及び個数	A型第〇種核分裂性輸送物　第1車列　〇〇個 第2車列　〇〇個 合計　〇〇個
	核燃料物質等の名称及び個数	燃料集合体　第1車列　〇〇体 第2車列　〇〇体 合計　〇〇体
	区分及び区分別数量	濃縮ウラン（濃縮度：0.0％以下） 第1車列　約 00,000 kg-U 第2車列　約 00,000 kg-U 合計　約 00,000 kg-U
運送人	氏名（法人にあっては、その名称）	〇〇運輸株式会社
	住所	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
運行責任者氏名		総括運行責任者　〇〇　〇〇 第1車列運行責任者　〇〇　〇〇 第2車列運行責任者　〇〇　〇〇
同行者氏名		該当せず
核燃料物質等積載車両及び運転者		自動車登録番号 / 最大積載重量 / 積載重量及び輸送物個数 / 運転者氏名 別紙3記載の通り
積載方法		トラックには輸送物〇個を〇段で積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部には緩衝体を当てる。 （別紙4参照）
携行資器材の名称及び個数		別紙5記載の通り
運行要領		別紙6記載の通り
警察機関への連絡要領		別紙7記載の通り
応急措置要領		別紙8記載の通り
摘要		科学技術庁長官の車両運搬確認を申請中

記載例

（その１）

※整理番号	
※受理年月日	
※証明書番号	
※証明書交付年月日	

核燃料物質等運搬届出書

昭和　　年　　月　　日

○○県公安委員会 殿

住所　東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名　○　○　株　式　会　社
　　代表取締役　　○　○　○　○　㊞
使用者等の区分　加工事業者
担当者　○　○　○　○　電話番号　03-000-0000

住所　東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名　○　○　株　式　会　社
　　代表取締役　　○　○　○　○　㊞
使用者等の区分　運搬を委託された者
担当者　○　○　○　○　電話番号　03-000-0000

住所　東京都○○区○○町○丁目○番○号
氏名　○　○　株　式　会　社
　　代表取締役　　○　○　○　○　㊞
使用者等の区分　運搬を委託された者
担当者　○　○　○　○　電話番号　03-000-0000

（その１継紙）

運搬日時				昭和６２年　１月２５日　１０時３０分　から 昭和６２年　１月２６日　１１時２０分　まで			
発送地				○○県○○市○○○○○○ ○○株式会社　○○事業所			
到達地				○○県○○郡○○町○○○ ○○電力株式会社　○○原子力発電所			
運搬経路	経由地点	距離（km）		路線名	所要時間（分）	運行時刻	運搬手段
		区間	キロ程				
	別紙２記載の通り						
駐車、積卸し及び一時保管予定場所並びにその予定時刻				別紙２記載の通り			
この県での運搬の内容が用紙（その２）の記載事項と異なる場合は、その事項及び運搬の内容							
記載事項				運搬の内容			
該当なし							
その他の記載事項				用紙（その２）の通り			

運搬経路及び運行時刻(例)

県名	経由地点〔駐車予定場所〕	距離(Km) 区間	距離(Km) キロ程	路線名	所要時間(分)	運行時刻 第1車列	運行時刻 第2車列	運搬手段	備考
茨城	○○発〔○○事業所〕		0			10:30	11:00	自動車運搬	運転者交替休憩・点検
		5		国道○号線	10				
	○○交差点		5			10:40	11:10		
		00		○○自動車道	00				
	○○I・C		00			00:00	00:00		
		00			00				
	○○S・A着〔サービス・エリア〕		00			00:00	00:00		
		−			(00)				
	○○S・A発		−			00:00	00:00		
		00			00				
千葉	茨城・千葉県境		00			00:00	00:00		
		00			00				
	○○		00			00:00	00:00		
		00		○○高速道路	00				
埼玉	千葉・埼玉県境		00			00:00	00:00		
		00			00				
東京	埼玉・東京県境		00			00:00	00:00		
		00			00				
	○○I・C		00			00:00	00:00		
福井	滋賀・福井県境		00	○○高速道路		00:00	00:00		
		00			00				
	○○I・C		00			00:00	00:00		
		00		国道○号線	00				
	○○交差点		00			00:00	00:00		
		00		県道	00				
	○○着〔○○原子力発電所〕		00			10:50	11:20		
計		約○○○km		−	約24時間50分			−	−

別　紙　3

【第１車列】

核燃料物質等積載車両及び運転者（例）

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○

伴走車及び運搬従事者（例）

（車列前方）

警備車	監視員（隊長）	○ ○　○ ○	（○○警備（株））
（○○○○-○○○○）	監視員	○ ○　○ ○	（　〃　）
	〃	○ ○　○ ○	（　〃　）
先導車	運転者	○ ○　○ ○	（○○運輸（株））
（○○○○-○○○○）	〃	○ ○　○ ○	（　〃　）
	運行責任者（正）	○ ○　○ ○	（　〃　）
	○○○同行者	○ ○　○ ○	（○○（株））
	監視員	○ ○　○ ○	（○○警備（株））

（車列後方）

後備車	運転者	○ ○　○ ○	（○○運輸（株））
（○○○○-○○○○）	〃	○ ○　○ ○	（　〃　）
	運行責任者（副）	○ ○　○ ○	（　〃　）
	放射線技術者	○ ○　○ ○	（○○（株））
警備車	監視員	○ ○　○ ○	（○○警備（株））
（○○○○-○○○○）	〃	○ ○　○ ○	（　〃　）
	〃	○ ○　○ ○	（　〃　）

【第２車列】

核燃料物質等積載車両及び運転者（例）

自動車登録番号	最大積載量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○
○○11○○○○○	○○.○トン	○ 個 ： 約 ○.○トン	○ ○　○ ○ ○ ○　○ ○

伴走車及び運搬従事者（例）

(車列前方)

警備車	監視員(隊長)	○○　○○	(○○警備(株))
(○○○○○○○○)	監視員	○○　○○	(　〃　)
	〃	○○　○○	(　〃　)
先導車	運転者	○○　○○	(○○運輸(株))
(○○○○○○○○)	〃	○○　○○	(　〃　)
	運行責任者(正)	○○　○○	(　〃　)
	○○○同行者	○○　○○	(○○(株))
	監視員	○○　○○	(○○警備(株))

(車列後方)

後備車	運転者	○○　○○	(○○運輸(株))
(○○○○○○○○)	〃	○○　○○	(　〃　)
	運行責任者(副)	○○　○○	(　〃　)
	放射線技術者	○○　○○	(○○(株))
警備車	監視員	○○　○○	(○○警備(株))
(○○○○○○○○)	〃	○○　○○	(　〃　)
	〃	○○　○○	(　〃　)

(注) 予備員：上記運搬従事者に変更があった場合次の従事者より充当致します。

○○　○○，○○　○○，○○　○○，○○　○○（以上○○運輸(株)）

○○　○○，○○　○○，○○　○○，○○　○○（以上○○警備(株)）

別紙 4

積載車両外観図（例）

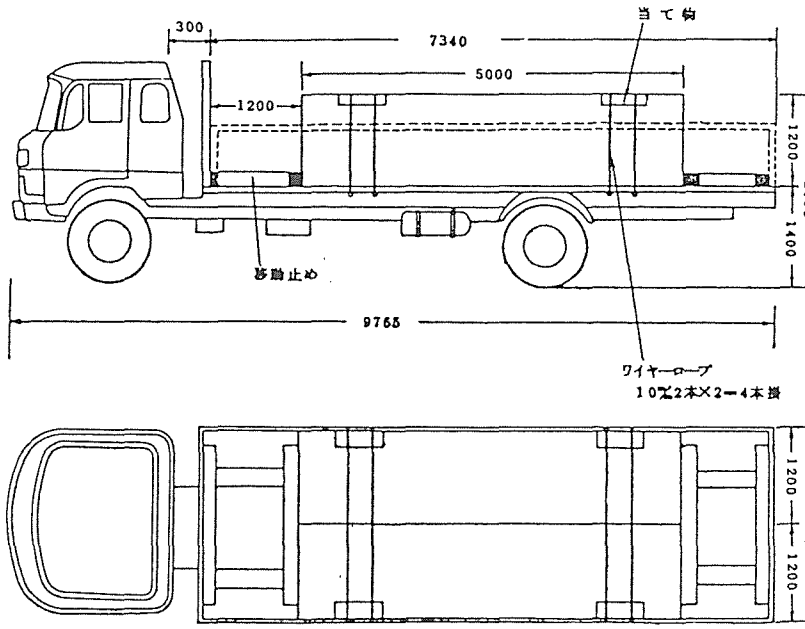

携行資器材の名称及び個数

No.	品名	個数
1.	サーベイメータ	
	γ線用（電離箱又はGM式）	1台 ／ 車列
	α線用	1台 ／ 〃
2.	ゼブラロープ	約100m ／ 〃
3.	標識（立入禁止等）	1式 ／ 〃
4.	夜間信号用ランプ	
	(1) 警戒灯	3個 ／ 〃
	(2) 懐中電灯	3個 ／ 〃
5.	拡声器（電気メガホン）	1台 ／ 〃
6.	ボロ	約2kg ／ 〃
7.	ポリ又はビニール袋	大小各種1式 ／ 〃
8.	ペーパータオル	6箱 ／ 〃
9.	ビニールテープ	1式 ／ 〃
10.	消火器（ABC内容量3.5kg以上）	1個 ／ 各車両
11.	赤旗	1式 ／ 車列
12.	無線機	1台 ／ 〃
13.	オーバーオール	1着 ／ 運搬従事者
14.	マスク	1個 ／ 〃
15.	メガネ	1個 ／ 〃
16.	ゴム手袋	1双 ／ 〃
17.	オーバーシューズ	1足 ／ 〃

別　紙　6

運　搬　要　領（例）

運搬にあたっては、安全確保のために以下の措置をとります。

1．運行前点検を厳重に実施します。

2．交通法規を遵守し、一般道路及び高速道路においては指定速度以下で運行します。

注）雨天等気象状況の悪い時、又は坂道、悪路、工事中の道路等注意を要する場合は、徐行する等、より安全な速度で走行します。

3．積載車両の前後に別紙６－（２）「車列編成図」の通り伴走車を配置します。伴走車には別紙２「伴走車及び運搬従事者」に示す運搬従事者が乗車し、交通事故防止に努めるとともに積載車両を監視します。

4．携帯無線機を使用し、各車両間で連絡をとるとともに定期的に輸送本部と連絡をとります。

5．運搬中に駐車又は停車をする場合には、積載車両に接近する者を監視出来る位置で監視員を含め○名で見張ります。尚、駐停車する場所が路上である場合には停止標示板を置き、監視員が交通整理を行ないます。

6．輸送途上での積替はありません。

車　列　編　成　図　(例)

【第１車列】

伴　走　車　　輸送物積載車　　伴　走　車

【第２車列】

伴　走　車　　輸送物積載車　　伴　走　車

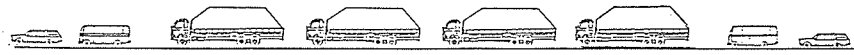

車間距離は時速○○ｋｍのとき○○ｍを保ちます。

別　紙　7

警察機関への連絡要領（例）

1．交通事故、核燃料物質の盗取等が発生した場合には、運行責任者が１１０番（高速道路上では緊急電話）で最寄りの警察に連絡します。

連絡にあたっては、下記内容を速やかに伝えます。

（1）事故発生時刻及び場所
（2）事故の原因及び状況
（3）負傷者、汚染の有無
（4）事故の拡大性の有無
（5）講じた措置
（6）連絡者の氏名及び今後の連絡先

2．運行責任者は車両事故、道路の不通等により、予定通りの運搬ができなくなった場合には、出発地及び通過地の警察本部担当課に別紙８の連絡系統により連絡します。

3．運搬終了時には、出発地及び到着地の警察本部担当課に連絡します。

応急措置要領（例）

事故が発生した場合には、状況によって処置方法は異なりますが、原則として次の処置をとります。

1．運行責任者は警察機関への連絡要領（上記）により最寄りの警察へ連絡し、指示をあおぎます。

2．運行責任者は必要な場合に、最寄りの消防機関に１１９番で連絡します。

3．しかる後に、非常時の連絡体制（別紙 8）によって関係部署へ連絡します。

4．運行責任者及び放射線技術者は、運搬従事者及び監視員を指揮し、事故現場の状況に従って縄張り、立入禁止標識、見張人、赤旗又は赤色合図灯により事故現場に関係者以外を近づけないようにします。

5．放射線技術者は、必要と認めた時は、放射線の測定を行ない携行資器材（別紙４）で放射線防護の処置をとります。

6．火災が発生した場合は、初期消火に努めます。

非常時の連絡体制（例）

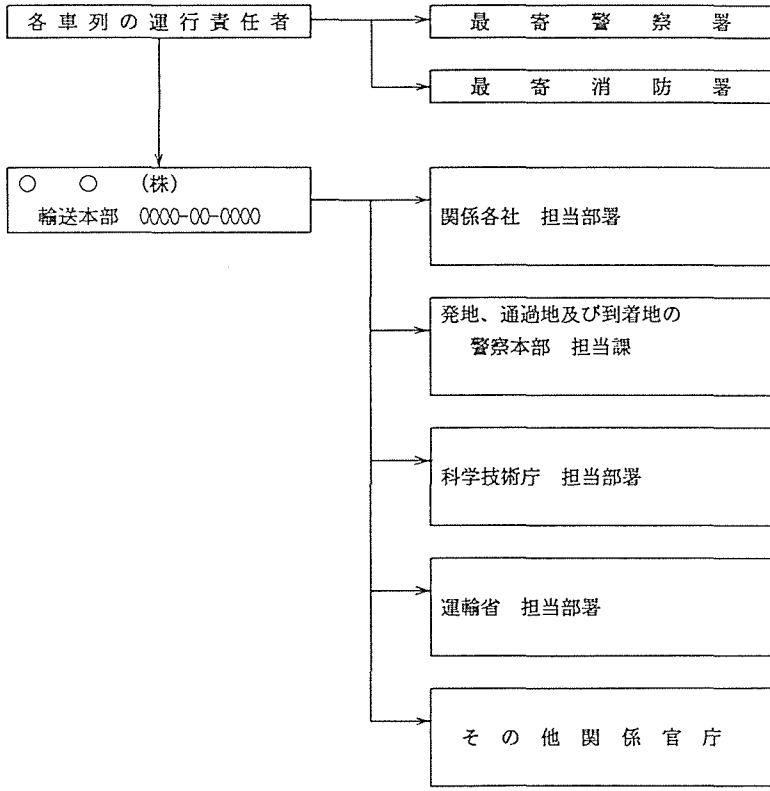

（注）発地、通過地及び到着地の警察本部担当課の連絡先は必要により別紙に一表に纏める。

○第２　書換え申請書の記載要領（続き）

１　書替え申請書の提出先

書替え申請書の提出先は、２以上の都道府県にわたる運搬の場合、関係公安委員会に提出する申請書であつても発送地公安委員会に提出する。この場合切手を貼付した封筒を併せて提出する。

２　届出

書替えの内容が運搬する核燃料物質等の変更、発送地又は到着地の変更等既に届出のなされた運搬の内容（運搬証明書の記載内容）と基本的同一性を失うような場合及び２週間以上の日時の変更は、書換えではなく新たな届出が必要である。

運搬証明書（届出書（その２）が添付されている。）の記載事項のうち、運搬の内容欄の警察機関への連絡要領欄、応急措置要領欄及び適用欄の記載内容の変更については、書換え申請書の提出は必要ないが変更内容を必ず報告する。

荒天等により船舶の入港が遅れたためなど、いわゆる緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更については、運搬証明書に記載している日時から前後３日までの間は書換え申請書の提出は必要としないが緊急やむを得ない理由を付して必ず報告する。報告は、原則として書面によることとし運搬証明書書換え申請書を用いる。口頭（電話による場合も含む。）による場合は、書換え申請書の記載内容に従つて報告する。

この場合は、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書が交付されるので運搬証明書とともに携帯して運搬する。運搬を終了したときは、運搬証明書書換え申請書受理証明書又は運搬証明書書換え申請書口頭受理証明書は運搬証明書とともに返納する。

緊急やむを得ない理由による運搬日時の変更で、運搬証明書に記載している日時から前後３日を超える場合には、書換え申請書の提出が必要である。この場合には、発送地公安委員会から運搬証明書書換え申請書受理証明書が交付され、運搬証明書が返却されるのでこれを携帯して運搬する。

３　書換えをした運搬証明書の交付

書換えをした運搬証明書の交付は、すべて発送地公安委員会から交付する。

４　書換え申請書の記載（報告）要領

(1)　申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2)　申請者

運搬届出書の届出者を記載する。連名を原則とするが、届出者の委任状があれば委任を受けた使用者等１名の記載でよい。

(3)　運搬証明書番号

書換えすべて運搬証明書の番号を記載する。

(4)　運搬証明書交付年月日

書換えすべて運搬証明書の交付年月日を記載する。

(5)　書換え事項

書換え事項の記載は、運搬証明書の書換えすべき箇所と、何をどのように書換えるか明確に記載する。

記載例：運搬日時欄の「昭和63年3月10日9時から」を「昭和63年3月15日9時から」に変更。

(6) 書換え事由

書換え事由の記載は、具体的に記載する。

記載例：昭和63年3月9日13時30分に東京港大井埠頭に接岸予定の輸送船「日の浦丸」が5日間遅れて同月14日13時30分に接岸することとなつたため。

○第3 再交付申請書の記載要領（続き）

1 再交付申請書の提出先

関係公安委員会に提出する申請書であつても、発送地公安委員会に提出する。運搬開始後に再交付を受けようとする場合も、発送地公安委員会に提出する。

2 届出

運搬証明書を喪失し又は盗取された場合は、再交付の申請をしなければならない。喪失とは、遺失のことで警察に遺失届をしたもの、汚損とは、汚損により証明書の記載事項が判別できないものをいう。但し一部が判読できない場合でも全体又は前後の関係から記載事項を解読できる場合には申請を必要としない。盗取された場合とは盗取されて警察に被害届を提出したものである。汚損の場合は当該申請書に汚損した運搬証明書を添付する。

3 再交付する運搬証明書の交付

再交付する運搬証明書の交付はすべて発送地公安委員会から交付する。

4 再交付申請書の記載要領

(1) 申請年月日

発送地公安委員会に提出する年月日を記載する。

(2) 申請者

運搬届出書の届出者を記載する。連名を原則とするが、届出者の委任状があれば使用者等1名の記載でもよい。

(3) 運搬証明書番号

再交付を受けようとする運搬証明書の番号を記載する。

(4) 運搬証明書交付年月日

再交付を受けようとする運搬証明書の交付年月日を記載する。

(5) 申請の事由

具体的に記載する。

記載例：昭和62年2月3日午後3時15分ころ東京都千代田区丸の内○○会社本社から同区丸の内の地下鉄丸の内線東京駅までの間に○○会社事務封筒に入れたまま遺失しましたので再交付を申請します。昭和62年2月4日警視庁丸の内署に遺失届をしております。

表　核燃料物質等の運搬に関する事務担当者一覧表

警察庁保安部保安課
（昭和62年1月現在）

都道府県別	担当課	電話 加入電話
警察庁	保安課	03−581−0141
北海道警察本部	保安課	011−231−2151
東北管区警察局	保安課	0222−21−7171
青森県	〃	0177−23−4211
岩手県	生活保安課	0196−53−5151
宮城県	生活保安課	0222−21−7171
秋田県	保安課	0188−63−1111
山形県	生活保安課	0326−41−6125
福島県	〃	0245−22−2151
警視庁	保安第1課	03−581−4321
関東管区警察局	保安課	03−581−0141
茨城県	〃	0292−24−2111
栃木県	生活保安課	0286−21−2121
群馬県	〃	0272−24−5454
埼玉県	〃	0488−24−2121
千葉県	保安第1課	0472−27−9131
神奈川県	保安課	045−211−1212
新潟県	生活保安課	0252−28−3131
山梨県	〃	0552−35−2121
長野県	〃	0262−32−1251
静岡県	〃	0542−54−4351
中部管区警察局	保安課	052−951−1611
富山県	生活保安課	0764−41−2211
石川県	〃	0762−62−1161
福井県	〃	0776−22−2880
岐阜県	生活保安課	0582−71−2424
愛知県	保安課	052−951−1661

都道府県別	担当課	電話
		加入電話
三重県	生活保安課	0592−26−2111
近畿管区警察局	保安課	06−943−1234
滋賀県	生活保安課	0775−22−1231
京都府	保安課	075−451−9111
大阪府	保安第1課	06−943−1234
兵庫県	保安課	078−341−7441
奈良県	〃	0742−23−1101
和歌山県	〃	0734−23−9141
中国管区警察局	保安課	0822−28−0111
鳥取県	生活保安課	0857−23−0111
島根県	〃	0852−26−0111
岡山県	〃	0862−33−0111
広島県	〃	0822−28−0111
山口県	〃	0839−25−5111
四国管区警察局	保安課	0878−33−2111
徳島県	生活保安課	0886−22−3101
香川県	〃	0878−33−2111
愛媛県	〃	0899−41−0111
高知県	〃	0888−23−1211
九州管区警察局	保安課	092−641−4141
福岡県	保安課	092−641−4141
佐賀県	生活保安課	0952−24−1111
長崎県	〃	0958−22−5101
熊本県	〃	096−384−4111
大分県	〃	0975−36−2131
宮崎県	〃	0985−23−2141
鹿児島県	〃	0992−23−9111
沖縄県	〃	0988−62−9111

（B　海上輸送関係法令）

図　核燃料物質等の船舶運送関係法令と体系

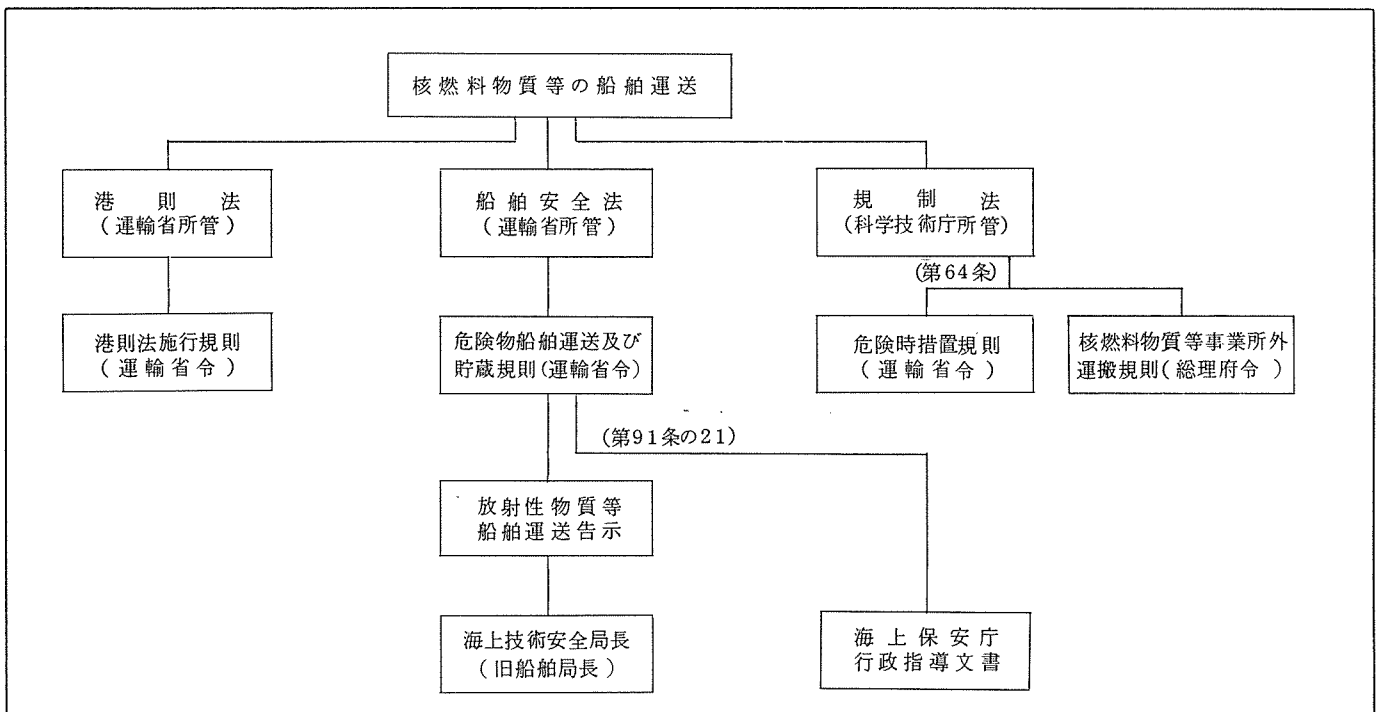

○船舶安全法（抄）

〔昭和八年三月十五日 法律第十一号〕

最終改正　昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号

（日本船舶航行供用の要件）

第一条　日本船舶ハ本法ニ依リ其ノ堪航性ヲ保持シ且人命ノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ

（航行上の危険防止に関する事項）

第二十八条　危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ運送及貯蔵ニ関スル事項並ニ危険及気象ノ通報其ノ他船舶航行上ノ危険防止ニ関シ必要ナル事項ハ命令(1)ヲ以テ之ヲ定ム

②　前項ノ命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得

③　前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ十万円以下ノ罰金トス

④　第十二条ノ規定ハ第一項ノ命令ノ施行ニ付適用アルモノトス

(1)　危険物船舶運送及び貯蔵規則

○危険物船舶運送及び貯蔵規則（抄）

〔昭和三十二年八月二十日運輸省令第三十号〕

最終改正　昭和六一年一一月二一日運輸省令第三八号

（通則）

第一条　船舶による危険物の運送及び貯蔵並びに常用危険物の取扱い並びにこれらに関し施設しなければならない事項及びその標準については、他の命令の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

（用語）

第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　危険物　次に掲げるものをいう。

ホ　放射性物質等　放射性物質（イオン化する放射線を自然に放射する物質をいう。以下同じ。）及び放射性物質によつて汚染された物であつて、毎グラム〇・〇〇二マイクロキュリー以上の放射能濃度を有するものをいう。

二　常用危険物　船舶の航行又は人命の安全を保持するため、当該船舶において使用する危険物をいう。

三　甲板上積載　危険物を暴露甲板又は解放された船楼、甲板室若しくはこれらに類する場所に積載することをいう。

四　甲板上カバー積載　危険物を覆布等でおおつて暴露甲板に積載することをいう。

五　甲板上室内積載　危険物を開放された船楼若しくは甲板室又はこれらに類する場所に積載することをいう。

六　甲板下積載　危険物を暴露甲板下の場所であつて、開放された船楼、甲板室及びこれらに類する場所以外の場所に積載することをいう。

七　甲板間積載　危険物を上甲板（全通船楼船にあつては全通船楼甲板。以下同じ。）とこれの直下の甲板との間の場所に積載することをいう。

八　倉内積載　危険物を換気することができる上甲板下の場所に積載すること（甲板間積載を除く。）をいう。

九　はしけ　危険物（ばら積み液体危険物を含む。次号及び第十一号、第三条第三項、第五条第二項、第五条の四、第五条の六第一項、第五条の九並びに第五条の十において同じ。）を運送する船舶であつて推進機関又は帆装を有しないものをいう。

十　タンカー　危険物である液体貨物を船体の一部を構成するタンクにばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

十一　タンク船　危険物である液体貨物を船体の一部を構成しないタンク（暴露甲板上にすえ付けられたものを除く。）にばら積みして運送又は貯蔵する船舶（はしけを除く。）をいう。

（分類等）

第三条　この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとする。

五　放射性物質等

3　この規則において、病毒をうつしやすい物質及び放射性物質等の品名は専門的名称によるものとし、その他の危険物の品名は分類又は項目ごとに（ばら積み液体危険物にあつては、前条第一号の二イからニまでに掲げる物質ごとに）告示で定めるものとする。

第二編　危険物の運送

第一章　通則

（荷役）

第五条の四　危険物の船積み、陸揚げその他の荷役をする場合は、船長又はその職務を代行する者は、これに立ち会わなければならない。

（危険物積荷一覧書）

第五条の六　船長は、沿海区域において運送する場合を除き、当該船舶に積載した危険物について、次の各号に掲げる事項を記載した危険物積荷一覧書二通を作成し、うち一通を船舶所有者に交付し、他の一通を船舶内に当該運送が終了するまで保管しなければならない。

一　船舶の名称、国籍及び船舶番号

二　旅客船であるかどうかの別

三　船長の氏名

四　船積み、積換え及び陸揚げの港名及び年月日

五　荷送人の氏名又は名称及び住所

六　荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類（高引火点引火性液体を除く。）又は有機過酸化物を運送する場合に限る。）

七　危険物の分類、項目、品名及び隔離区分（ばら積み液体危険物を運送する場合にあつては、当該ばら積み液体危険物の品名）

八　個数及び質量又は容積（ばら積み液体危険物を運送する場合にあつては、容量）

九　積載の場所及び状態

2　前項各号に掲げる事項が明示された積付図は、同項の危険物積荷一覧書に代えることができる。

3　船舶所有者は、前二項の規定により交付を受けた危険物積荷一覧書又は積付図を陸上の事務所に一年間保管しなければならない。

（標識）

第五条の七　湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、貨物として火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類又は有機過酸化物を積載しているものは、昼間は赤旗を、夜間は赤灯を、マストその他の見やすい場所に掲げなければならない。ただし、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第二十

二条第二号に掲げる危険物積載船が海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第二十二条の表危険物積載船の項に掲げる標識又は灯火を掲げている場合は、この限りでない。

（危険物取扱規程の供与）

第五条の八　第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を運送する船舶及びばら積み液体危険物（有害性液体物質を除く。）を運送する船舶（引火性液体物質にあつては、タンカー、タンク船及びタンクを据え付けたはしけ）の船舶所有者は、当該危険物の運送により発生する危険を防止するため、当該危険物に関する性状、作業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項を詳細に記載した危険物取扱規程を作成し、当該船舶の船長に供与しなければならない。

2　船長は、前項の危険物取扱規程に記載された事項を当該船舶の乗組員及び当該作業を行う作業員に周知させ、かつ、遵守させなければならない。

（運送中の措置）

第五条の九　船長は、船舶に積載してある危険物により災害が発生しないように十分な注意を払わなければならない。

2　船長は、人命、船舶又は他の貨物に対する危害を避けるため必要があると認めるときは、船舶に積載してある危険物を廃棄することができる。

（事故報告）

第五条の十　船長は、その運送する危険物により人命、船舶又は他の貨物に災害が発生した場合は、当該災害が発生した地又は当該災害が発生した後最初に入港した地を管轄する地方運輸局長（当該災害が発生した地及び当該災害が発生した後最初に入港した地が本邦外の場合にあつては、関東運輸局長）を経由して運輸大臣に当該災害が発生した日時、場所及び原因並びに当該危険物の品名、数量、容器、包装及び積載方法（ばら積み液体危険物にあつては、品名、容量及び積載方法）を記載した書面を提出しなければならない。ただし、船員法第十九条又は船舶安全法施行規則第五十条の二の規定により報告をした場合は、この限りでない。

第二章　危険物の個品運送等

第一節　通則

（適用）

第五条の十一　この章の規定は、船舶により危険物を運送する場合（ばら積み液体危険物を運送する場合を除く。）について適用する。

（容器、包装等）

第六条　船舶により危険物（常用危険物を除く。以下同じ。）を運送する場合は、荷送人（他人に運送を委託しないで運送する場合は、その者。以下同じ。）は、その容器、包装、正標札（告示で定める様式による。以下同じ。）及び副標札（告示で定める様式による。以下同じ。）（危険物をコンテナ（側面が閉囲された構

造のもので容積一立方メートル以上のものに限る。以下同じ。）（タンクコンテナを除く。）に収納して運送する場合にあつては、コンテナに収納する危険物の容器、包装、正標札及び副標札をいう。以下同じ。）につき、船長は、その積載方法につき、それぞれ、告示で定める基準によらなければならない。

2　前項の荷送人は、当該運送が国際航海（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）に係る場合にあつては、危険物の容器（包装が施されている場合を除く。）又は包装に当該危険物の品名を表示しなければならない。

第六条の二　前条第一項の正標札及び副標札（以下「標札」という。）並びに同条第二項の品名の表示は、海水により消えるおそれのないものでなければならない。

第七条　危険物の容器及び包装は、漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、当該危険物に対し、安全なものでなければならない。

2　塩素酸塩類又は液体の爆発成分を含む火薬類の容器又は包装に使用したものは、危険物の容器又は包装に使用してはならない。

（危険物明細書）

第十条　危険物の荷送人は、第二十二条の七第一項の規定によりコンテナ危険物明細書を提出する場合を除き、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した危険物明細書を船舶所有者又は船長（危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて、船舶所有者が収納する場合は、船舶所有者に限る。）に提出しなければならない。ただし、コンテナにより運送する場合以外の場合であつて、沿海区域において運送する場合（本邦各港間において運送する場合に限る。以下同じ。）は、この限りでない。

一　荷送人の氏名又は名称及び住所

二　荷受人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類（高引火点引火性液体を除く。）又は有機過酸化物を運送する場合に限る。）

三　危険物の分類、項目、品名及び隔離区分

四　個数及び質量又は容積

2　前項の危険物明細書には、次に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合する旨を付記し、又はその旨を証する書類を添付しなければならない。

二　放射性物質等

イ　容器に収納され、又は包装されて運送される場合にあつては、第八十九条から第九十一条の三まで、第九十一条の八及び第九十一条の九第一項の規定に適合し、又は第九十一条の二十二の規定に基づく承認を受けたものであること。

ロ　容器に収納されず、又は包装されないで運送される場合にあつては、第九十一条の十六第一項の規定に適合し、又は第九十一条の二十二の規定に基づく承認を受けたものであること。

ハ　当該放射性物質等に係る標札及び表示が第九十一条の十二又は第九十一条の十六第五項若しくは第六項の規定に適合したものであること。

ニ　当該放射性物質等が運送に適した状態にあること。

3　危険物を他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

第十二条　船長は、危険物の船積をする場合は、その容器、包装及び標札がこの規則に適合し、かつ、危険物明細書の記載事項と合致していることを確認しなければならない。

2　前項の確認をする場合において、その容器、包装及び標札に関して、この規則に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会の下に荷ほどきして検査することができる。

（積載上の注意）

第十三条　防水性を有しない容器又は包装により甲板上積載をする場合は、波浪等による危害を防ぐため、当該危険物を覆布等でおおわなければならない。

2　甲板間積載をする場合は、その積載場所の隔壁の開口には完全に閉鎖することができる装置を取り付けなければならず、かつ、危険物を積載したときは、直ちに、これを閉鎖し、みだりに開いてはならない。

（危険物相互の隔離）

第十四条　同一の船舶に分類又は項目の異なる危険物（火薬類相互を除く。）を積載する場合は、告示で定める基準により相互に隔離しなければならない。

（輸出入の場合等における特例）

第十九条

1　（略）

2　第九十一条に規定するＢＭ型輸送物及び第九十一条の七に規定する第三種核分裂性輸送物以外の放射性輸送物を、本邦以外の地から本邦へ運送する場合又は本邦以外の地相互間において運送する場合は、その容器及び包装については、この規則の規定にかかわらず、告示で定める外国規則によることができる。

3　（略）

4　船長は第三項の規定により危険物を運送する場合は、危険物積荷一覧書又はこれに代わる積付図に、第一項及び第二項の場合にあつては当該外国規則の名称を、前項の場合にあつてはその指示の内容を記載しなければならない。

（鉄道車両渡船による危険物の運送）

第二十条

1　（略）

2　火薬類以外の危険物を貨車に積載して鉄道車両渡船により運送する場合は、当該危険物については本章の規定を適用しない。ただし、当該貨車が車扱貨車又は放射性物質等を積載している貨車である場合は、当該危険物については、第五条の四、第五条の七から第五条の十まで、次項から第五項まで、第四十五条、第八十七条から第九十二条まで及び第九十四条から第九十九条までの規定は、この限りでない。この場合において、第九十四条から第九十七条までの規定の適用については、これらの規定中「船倉又は区画内」又は「船倉又は区画」とあるのは「車両甲板」と読み替

えるものとする。

3　鉄道車両渡船の船長は、火薬類を積載している貨車又は前項ただし書の貨車について、次の各号によらなければならない。

一　積載する位置について船積地を管轄する海運局長の指示に従うこと。

二　移動し、又は転倒しないように固定し、かつ、外部から衝撃を受けないように保護すること。

三　修理をしないこと。

四　積載場所及びその付近には、必要のない者の立入を禁止すること。

（自動車渡船による危険物の運送）

第二十一条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第九号から第十一号までに規定する自動車、原動機付自転車又は軽車両（以下「自動車等」という。）であつて、危険物を積載しているものの荷送人は、自動車渡船により当該自動車等を運送する場合は、船積前に危険物を積載している旨を船長に知らせなければならない。

2　危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場合は、当該危険物については本章の規定を適用しない。ただし、第五条四、第五条の七から第五条の十まで、前項、次項から第五項まで、第二十三条、第三十一条、第三十二条、第四十五条及び第八十七条から第九十二条までの規定は、この限りでない。

5　危険物を積載している自動車等を自動車渡船により運送する場合は、自動車渡船の船長は、当該自動車等について次の各号によらなければならない。

一　積卸の場合を除き、原動機をとめ、制動をかけ、かつ、車燈を消しておくこと。

二　必要な場合には、運転者を車内にとどめ、又は点検等をさせること。

三　前条第三項各号に掲げる事項

第一節の二　コンテナによる危険物の運送

（コンテナによる危険物の運送）

第二十二条の二　危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、コンテナの構造等、危険物の収納方法及びコンテナの表示につき次条から第二十二条の六までの規定、船長はコンテナの積載方法につき第二十二条の九の規定によらなければならない。

（コンテナの構造等）

第二十二条の三　コンテナは、当該危険物の運送に十分耐える構造及び強度を有するものでなければならない。

（危険物の収納方法）

第二十二条の四　コンテナは、危険物を収納する前に十分に清掃しなければならない。

2　危険物をコンテナに収納する場合は、当該危険物の移動、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等により危険を生じるおそれがないよ

うに、かつ、当該危険物をいずれの部分も外部に突出しないように収納し、コンテナの開閉扉を閉鎖しなければならない。

第二十二条の五　品名の異なる危険物又は危険物と危険物以外の貨物が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐しよく作用を起し、その他危険な物理的又は化学的作用を起すおそれがある場合は、同一のコンテナに収納してはならない。

2　第十四条の規定により相互に隔離しなければならない危険物は、同一のコンテナに収納してはならない。

（表示）

第二十二条の六　コンテナには、収納してある危険物の品名及びコンテナ番号を側部の見やすい位置に、標札を四側面に表示しなければならない。

（コンテナ危険物明細書）

第二十二条の七　危険物をコンテナに収納して運送する場合（船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合を除く。）は、危険物の荷送人は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載したコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船舶所有者又は船長に提出しなければならない。

一　コンテナ番号

二　荷送人の氏名又は名称及び住所

三　荷送人の氏名又は名称及び住所（火薬類、高圧ガス、毒物、放射性物質等、引火性液体類（高引火点引火性液体を除く。）又は有機過酸化物を運送する場合に限る。）

四　危険物の分類、項目、品名、隔離区分並びに容器及び包装の名称

五　危険物の個数及び質量又は容積

2　危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて船舶所有者が危険物をコンテナに収納する場合は、船舶所有者は、あらかじめ、氏名又は名称及び住所並びに前項各号に掲げる事項を記載したコンテナ危険物明細書をコンテナごとに作成し、船長に交付しなければならない。

3　第一項のコンテナ危険物明細書には、当該危険物の容器、包装、標札、表示及び収納方法並びにコンテナの表示がこの規則の規定に適合し、かつ、運送に適した状態にあることを附記するか、又はこれを証する書類を添付し、前項のコンテナ危険物明細書には、第十条の危険物明細書（同条第二項の規定により添付された書類を含む。）を添付するとともに、当該危険物の収納方法及びコンテナの表示がこの規則に適合し、かつ、運送に適した状態にあることを付記するか、又はこれを証する書類を添付しなければならない。

4　危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船舶所有者又は船長は、当該コンテナのコンテナ危険物明細書を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付しなければならない。

（コンテナの積載前における確認等）

第二十二条の八　船長は、危険物が収納されているコンテナの船積

をする場合は、コンテナの表示がコンテナ危険物明細書の記載事項と合致していることを確認するとともに、コンテナの損傷、危険物の漏えい等異状の有無を調査しなければならない。

2　船長は、前項の調査の結果、危険物の容器、包装、標札、表示及び収納方法並びにコンテナの表示に関して、この規則に違反しているおそれがあると認めるときは、証人の立会いのもとにコンテナを開き、荷ほどきして検査することができる。

（積載方法）

第二十二条の九　危険物が収納されているコンテナを積載する場合は、移動、転倒、損傷、圧壊等を生じないように積載しなければならない。

2　危険物が収納されているコンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する船倉、区画又は甲板上に積載する場合は、第十四条の規定にかかわらず、告示で定める積載方法によることができる。

（適用除外等）

第二十二条の十　危険物をコンテナに収納して運送する場合は、第十二条、第三十条第一項、第六十九条第二項第一号及び第八十四条第二項第一号の規定は、適用しない。

2　危険物を水密のコンテナ（タンクコンテナを除く。）に収納して運送する場合は、第十三条第一項、第八十四条第二項第二号、第百十九条第一項及び第百二十八条の二の規定は、適用しない。

3　危険物を水密の金属製コンテナに収納して運送する場合は第六十九条第一項第四号の規定は、適用しない。

第六節　放射性物質等

（用語等）

第八十七条　この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射性輸送物　放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。

二　核分裂性輸送物　放射性輸送物のうち、臨界防止のための措置が特に必要なものとして告示で定める放射性物質等が収納され、又は包装されているものをいう。

三　専用積載　船倉若しくは区画又は甲板の一定区域を専用してする積載であつて、積載される貨物又はコンテナが一の荷送人からのものであり、かつ、当該貨物又はコンテナに係る荷役作業が荷送人又は荷受人の指示によつて行われるものをいう。

2　この節において「コンテナ」とは、非開放型の構造を有するコンテナをいう。

3　放射性物質等をコンテナに収納して運送する場合における荷送人に関する規定であつてこの節に定めるものは、船舶所有者が放射性物質等をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者に適用する。

（放射性輸送物の種類）

第八十八条　放射性輸送物は、L型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物の四種とする。

（L型輸送物）

第八十九条　L型輸送物は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。

二　容易に、かつ、安全に取り扱うことができるよう不要な突出物のない構造とするとともに、荷役装具には急激なつり上げ等に対して十分な強度をもたせること。

三　運送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

四　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

五　表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないこと。

六　表面の放射性物質の放射能面密度が告示で定める密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

（A型輸送物）

第九十条　A型輸送物は、前条第一号から第四号まで及び第六号に適合し、かつ、次の号に適合するものでなければならない。

一　表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇ミリレムを超えないこと。

二　放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれがないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

三　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　放射性物質の漏えいがないこと。

ロ　表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えないこと。

（BM型輸送物）

第九十一条　BM型輸送物は、第八十九条第一号から第四号まで及び第六号並びに前条第一号及び第二号に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　前条第三号ロの要件

ロ　放射性物質の一時間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において五〇度（専用積載により運送する放射性輸送物にあつては、運送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において八二度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

二　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる

基準に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇〇〇ミリレムを超えないこと。

ロ　放射性物質の一週間当たりの漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

（ＢＵ型輸送物）

第九十一条の二　ＢＵ型輸送物は、第八十九条第一号から第四号まで及び第六号並びに第九十条第一号及び第二号に適合し、かつ、次の各号に適合するものでなければならない。

一　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、前条第一号の基準に適合すること。

二　告示で定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

イ　前条第二号イの要件

ロ　放射性物質の一週間当たり漏えい量が告示で定める量を超えないこと。

三　フイルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

四　最高使用圧力（放射性輸送物についてい排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に当該放射性輸送物内に生ずる気体の最大圧力をいう。）が毎平方センチメートル七重量キログラムを超えないこと。

（放射性物質等の運送）

第九十一条の三　荷送人は、放射性物質等については、次の各号に掲げる放射性物質等の区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げる放射性輸送物とされたものでなければ、運送してはならない。

一　危険性が極めて少ない放射性物質等として告示で定めるもの　Ｌ型輸送物

二　告示で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（前号に掲げるものを除く。）　Ａ型輸送物

三　前号の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（第一号に掲げるものを除く。）　ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物

（核分裂性輸送物の種類）

第九十一条の四　核分裂性輸送物は、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物の三種とする。

（第一種核分裂性輸送物）

第九十一条の五　第一種核分裂性輸送物は、当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める二種の条件の下に置いたものを、各条件別にそれぞれ任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合に臨界に達しないものでなければならない。

（第二種核分裂性輸送物）

第九十一条の六　第二種核分裂性輸送物は、次の場合に臨界に達しないものでなければならない。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の

輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。以下同じ。）の五倍に相当する個数積載することとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて告示で定める条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

（第三種核分裂性輸送物）

第九十一条の七　第三種核分裂性輸送物は、次の場合に臨界に達しないものでなければならない。

一　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第一号の条件の下に置いたものを、特定の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数並べた集積とし、当該集積を二組近接させることとした場合

二　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて前条第二号の条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数積載することとした場合

（核分裂性輸送物の運送）

第九十一条の八　荷送人は、核分裂性輸送物については、第九十一条の三に規定する放射性輸送物とされ、かつ、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物のいずれかとされたものでなければ、運送してはならない。

（放射性輸送物の安全の確認等）

第九十一条の九　放射性物質等を容器に収納し、又は包装することにより放射性輸送物とする者（以下「放射性輸送物作成者」という。）は、放射性物質等をＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物又は核分裂性輸送物とする場合は、船積み前に、当該放射性輸送物がそれぞれ第九十一条若しくは第九十一条の二の基準に適合し、又は第九十一条の五、第九十一条の六若しくは第九十一条の七のいずれの基準に適合するかについて運輸大臣の確認を受けなければならない。

2　前項の規定による確認は、次の各号の一に該当する場合は、放射性輸送物作成者から関係書類を提出させ、当該書類を審査することにより行うことができる。

一　核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成した前項に掲げる基準に適合する旨を証する書類の提出がなされた場合

二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物に係る放射性物質等について、第百二十九条第一項又は第百二十九条の二第一項に規定する検査が行われる場合

三　放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国規則に基づき放射性輸送物とされる場合

3　第一項の規定による確認は、当該放射性輸送物が次条第一項の規定による承認を受けた容器を使用するものである場合は、当該容器の使用が同項の規定による承認を受けた使用方法によるものであることを確認することにより行うものとする。ただし、保守及び点検が不十分であること等により当該容器の性能に支障を生

じているおそれがあると認められるときは、この限りでない。

4　運輸大臣は、第一項の放射性輸送物作成者に対し、放射性輸送物の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

5　第一項の規定による確認を受けた放射性輸送物作成者は、自らが荷送人である場合を除き、当該確認を証する書類、当該確認に際し運輸大臣に提出した書類の写しその他放射性輸送物の取扱いに関する注意事項を記載した書類を速やかに荷送人に交付しなければならない。

6　前項の規定は、放射性輸送物作成者が第四項の規定による指示を受けた場合について準用する。この場合において、前項中「当該確認を証する書類、当該確認に際し運輸大臣に提出した書類の写し」とあるのは、「当該指示の内容を記載した書類」と読み替えるものとする。

7　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条の二第二項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の確認（同法第六十一条の四十二の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。）若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条の二第二項の規定による科学技術庁長官の確認（同法第四十一条の十の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。）又は航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号ハ若しくはニの規定による運輸大臣の確認を受けた場合は、第一項の規定による確認を受けたものとみなす。

第九十一条の九の二　放射性物質等の運送に使用される容器の所有者は、あらかじめ当該容器及びその使用方法につき運輸大臣の承認を受けることができる。

2　運輸大臣は、前項の容器の所有者に対し、容器の性能を維持するために必要な指示を行うことができる。

（コンテナに係る放射線量率等）

第九十一条の十　荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率が表面において毎時二〇〇ミリレムを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において毎時一〇ミリレムを超えないようにしなければならない。

2　荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないようにしなければならない。

（輸送指数）

第九十一条の十一　荷送人は、放射性輸送物（表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないものであつて、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外のものを除く。以下この項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナについて、輸送指数を定めなければならない。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メ

ートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五〇を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該値と五〇のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の放射性輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が一〇〇平方メートル以下のものに限る。）を専用積載により運送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	六
二〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以下の場合	一九

（標札等）

第九十一条の十二　荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、それぞれ、告示で定める標札又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物（核分裂性輸送物を除く。）	放射性輸送物の表面
二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物（L型輸送物を除く。）又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないもの	放射性輸送物の表面の二箇所
三　次に掲げる放射性輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレム以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が毎時五〇ミリレム以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	放射性輸送物の表面の二箇所
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	放射性輸送物の表面の二箇所

五　第一号又は第二号に掲げる放射性輸送物のみが収納されているコンテナ	コンテナの四側面
六　第一号及び第二号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物（第三種核分裂性輸送物を除く。）が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	コンテナの四側面
七　放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	コンテナの四側面

2　荷送人は、放射性輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、前項の規定による標札に「専用積載」の文字又は「FULL　LOAD」の文字を表示しなければならない。

3　荷送人は、次の各号に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総質量が五〇キログラムを超える放射性輸送物　総質量

二　A型輸送物　「A型」の文字又は「TYPE　A」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物　「B型」の文字又は「TYPE　B」の文字

4　荷送人は、BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、告示で定めるマークであつて、耐火性及び耐水性を有するものを明確に表示しなければならない。

5　荷送人は、放射性輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面に告示で定める標識を付さなければならない。

第九十一条の十二の二　第六条の二の規定は、前条第一項の放射性輸送物の標札又は表示、同条第二項の放射性輸送物の「専用積載」の文字又は「FULL　LOAD」の文字の表示、同条第三項各号に掲げる事項の表示及び同条第四項のマークの表示について準用する。

（積載方法等）

第九十一条の十三　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを積載する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　甲板上積載（水密のコンテナ以外のコンテナにあつては、甲板上カバー積載又は甲板上室内積載に限る。）甲板間積載又は倉内積載とすること。

二　移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないような措置を講ずること。

三　放射性輸送物による熱等により運送中の安全が損なわれないよう他の貨物と十分離して積載すること。ただし、表面の平均熱放出率が毎平方メートル一五ワットを超えないものをばら積み及び袋詰め以外の他の貨物と混載する場合は、この限りでない。

四　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナの積載場所への出入口には、施錠その他関係者以外の者が立入ることができないような措置を講ずること。

2　核分裂性輸送物の運送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないような措置を講じて行わなければならない。

3　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、その荷役作業は、放射性物質の管理に十分な能力を有する荷送人又は荷受人の指示によつて行わなければならない。

（積載限度）

第九十一条の十四　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が五〇を超えるものは、積載してはならない。

2　一の船倉若しくは区画又は一の甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五〇を超えてはならない。ただし、放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合であつて、次の各号の基準に適合するときは、この限りでない。

一　当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について輸送指数の合計が二〇〇を超えないこと。

二　第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物にあつては、五〇を当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で除して得た値の合計値が当該船倉若しくは区画又は甲板の一定区域について五〇を超えないこと。

3　船舶に積載する放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、一船舶について二〇〇（湖川港内のみを航行する船舶に積載する場合にあつては、五〇）を超えてはならない。

4　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを船内の数箇所に集貨（放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、他の放射性輸送物又は他の放射性輸送物が収納されているコンテナとの間の距離が隔壁又は甲板の有無にかかわらず、六メートル未満であるものの集合をいう。）として積載する場合におけるそれらの輸送指数の合計は、各集貨ごとに五〇を超えてはならない。

（運送の安全の確認等）

第九十一条の十五　船長は、ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物又は第三種核分裂性輸送物を運送する場合は、船積み前に、運送計画書を運輸大臣に提出し、当該運送計画書に記載された運送の方法がこの規則に規定する基準に適合することについて運輸大臣の確認を受けなければならない。

2　運輸大臣は、前項の確認を行うに当たつて当該放射性輸送物の運送の安全を確保するため特に必要があると認める場合は、船舶所有者又は船長に対し、使用する船舶の構造設備、荷役方法等に関し必要な指示を行うことができる。

（放射性輸送物としないで運送できる放射性物質等）

第九十一条の十六　次に掲げる放射性物質等は、第九十一条の三の規定にかかわらず、同条に規定する放射性輸送物としないで運送することができる。

一　放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ニ　内部の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度の一〇〇倍を超えないこと。

ホ　表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないこと。

ヘ　放射性物質等を運送し、又は貯蔵した際に付された標札又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　前号に掲げる放射性物質等以外の放射性物質等であつて、次に掲げるもの

イ　放射性物質によつて汚染された物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「放射性汚染物」という。）

(1)　外接する直方体の各辺が一〇〇ミリメートル以上であること。

(2)　放射性物質の放射能濃度が、告示で定める値を超えないこと。

(3)　専用積載により運送されること。

(4)　通常の運送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないような措置が講じられていること。

(5)　表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇ミリレムを超えないこと。

(6)　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

(7)　雨水等が容易に浸透しないような措置が講じられていること。

ロ　ウラン又はトリウムの鉱石であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条において「ウラン鉱石等」という。）

(1)　シート等で完全に覆われていること。

(2)　イ(3)、(5)及び(6)の要件に適合していること。

2　前項の規定により空容器、放射性汚染物又はウラン鉱石等を放射性輸送物としないで運送する場合は、次項から第十三項までの規定によらなければならない。

3　荷送人は、放射性汚染物（表面の最大放射線量率が毎時〇・五

ミリレムを超えないものを除く。）及びウラン鉱石等を運送する場合は、輸送指数を定めなければならない。

4　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性汚染物及び放射性汚染物が収納されているコンテナ

イ　放射性汚染物にあつては、当該放射性汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

ロ　放射性汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が一〇〇平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている放射性汚染物についてイによる値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	六
二〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以下の場合	一九

二　ウラン鉱石等

当該ウラン鉱石等の集積の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げる当該集積の最大断面積に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二〇平方メートル以下の場合	六
二〇平方メートルを超え、一〇〇平方メートル以下の場合	一九
一〇〇平方メートルを超える場合	運送に際し、運輸大臣の指示する数値

5　荷送人は、次の表の上欄に掲げる放射性汚染物又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、告示で定める標札を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超えないもの	放射性汚染物の表面の

の		
二　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が毎時〇・五ミリレムを超え五〇ミリレム以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	放射性汚染物の表面の二箇所	二箇所
三　前二号に掲げる放射性汚染物以外の放射性汚染物	放射性汚染物の表面の二箇所	
四　第一号に掲げる放射性汚染物又は空容器のみが収納されているコンテナ	コンテナの四側面	
五　第二号又は第三号に掲げる放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	コンテナの四側面	
六　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	コンテナの四側面	

6　荷送人は、放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナを専用積載により運送する場合は、前項の規定による標札に「専用積載」の文字又は「ＦＵＬＬ　ＬＯＡＤ」の文字を表示しなければならない。

7　荷送人は、空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面に第九十一条の十二第五項の告示で定める標識を付さなければならない。

8　放射性汚染物が収納されているコンテナには、放射性汚染物以外の物を収納してはならない。

9　一つの船倉若しくは区画若しくは一の甲板の一定区域に積載する放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及びウラン鉱石等並びに放射性汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の船倉若しくは区画若しくは甲板の一定区域に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、二〇〇を超えてはならない。一船舶当たりの合計についても、同様とする。

10　第九十一条の十三第一項及び第三項の規定は、空容器を運送する場合について準用する。

11　第九十一条の十三第一項及び第三項並びに第九十一条の十四第一項の規定は、放射性汚染物を運送する場合について準用する。

12　第九十一条の十三第一項及び第三項の規定は、ウラン鉱石等を運送する場合について準用する。この場合において、「放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナ」とあるのは、「ウラン鉱石等」と読み替えるものとする。

13　第九十一条の十の規定は、空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナを運送する場合について準用する。

（立入制限）

第九十一条の十七　船長は、放射性物質等を運送する場合は、当該

放射性物質等を積載した場所の周囲に立入制限区域を設け、関係者以外の者の立入りを制限しなければならない。ただし、船内にある者が当該区域において、毎週三〇ミリレムを超えて被ばくするおそれがない場合は、この限りでない。

2　船長は、前項の立入制限区域を標識によつて明示しなければならない。ただし、関係者以外の者が当該区域に近づくことが困難な場合は、この限りでない。

（被ばく管理）

第九十一条の十八　船長は、船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大放射線量率が毎時〇・一八ミリレムを超えないようにしなければならない。

2　船長は、船内にある者の受ける被ばく線量が年間〇・五レムを超えないようにしなければならない。

（被ばく管理の特例）

第九十一条の十九　前条の規定によることが著しく困難な場合であつて、被ばく管理のため告示で定める必要な措置が講じられていると運輸大臣が認めるときは、同条第一項の最大放射線量率及び同条第二項の被ばく線量については、当該各項の規定によらないことができる。

2　前項の場合において、運輸大臣は、船内にある者の被ばく防止のため必要な指示を行うことができる。

（荷役後の汚染の検査）

第九十一条の二十　船長は、放射性物質等の荷役を終了した場合は、放射性物質等を取り扱つた場所の放射性物質等による汚染の有無を検査し、必要な措置を講じなければならない。

（運送の届出等）

第九十一条の二十一　船長は、第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質等又は第九十一条の三第三号に掲げる放射性物質等を運送する場合は、運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内においてのみ行われる場合にあつては運送開始の日の二週間前までに、その他の場合にあつては運送開始の日の四週間前までに、放射性物質等運送届（第一号様式。以下この条において「運送届」という。）を発航港（発航港が本邦以外の地である場合は、本邦における最初の寄航港）を管轄する管区海上保安本部の長に提出しなければならない。ただし港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合は、この限りでない。

2　管区海上保安本部の長は、前項の運送届の提出があつた場合において、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、運送の日時、経路、見張人の配置その他放射性物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること、連絡体制に関することその他運送中の海難、放射性物質等の盗取等による災害を防止するために必要な事項について、必要な指示をすることができる。

3　第一項の運送届を提出した船長は、当該運送届の記載事項に変更があつたときは、速やかに放射性物質等運送変更届（第一号の

二様式）を当該運送届を受理した管区海上保安本部の長に提出しなければならない。

4　第二項の規定は、前項の放射性物質等運送変更届の提出があつた場合について準用する。

（特別措置）

第九十一条の二十二　第九十一条の三、第九十一条の十（第九十一条の十六第十三項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十二、第九十一条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（第九十一条の十六第十項から第十二項までにおいて準用する場合を含む。）、第九十一条の十四（第九十一条の十六第十一項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の十六第一項、第二項若しくは第五項から第九項までの規定に従つて運送することが著しく困難な場合であつて、運送の安全を確保するため必要な措置をとり、かつ、これらの規定によらないで運送しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

2　専ら放射性物質等のみを運送する船舶により放射性物質等を運送する場合は、第九十一条の三、第九十一条の十（第九十一条の十六第十三項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十二、第九十一条の十三第一項（第一号に係る部分に限る。）（第九十一条の十六第十項から第十二項までにおいて準用する場合を含む。）若しくは第三項（第九十一条の十六第十項から第十二項までにおいて準用する場合を含む。）、第九十一条の十四（第九十一条の十六第十一項において準用する場合を含む。）又は第九十一条の十六第一項、第二項若しくは第五項から第九項までの規定による場合を含む。）

3　第二項の場合において、運輸大臣は、放射性物質等の運送の安全を確保するため必要な指示を行うことができる。

第十四節　検査

（積付検査）

第百二十九条　船長は、次の各号に掲げる危険物を運送しようとする場合は、積載方法その他積付けについて、船積地を管轄する地方運輸局長又は運輸大臣の認定した公益法人（以下この条において「認定法人」という。）の検査を受けなければならない。

四　放射性物質等（第九十一条の三第一号及び第九十一条の十六第一項第一号に掲げる放射性物質等を除く。）

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。

一　本邦以外の地で船積して運送する場合

二　危険物をコンテナに収納して運送する場合であつて当該コンテナをコンテナのみを積載するための設備を有する場所に積載して運送する場合

3　第一項の検査を受けようとする者は、危険物積付検査申請書（第七号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

4　地方運輸局長又は認定法人は、第一項の検査に合格した者に対

し、危険物積付検査証（第八号様式）を交付する。

5　船長は、第一項各号に掲げる危険物を運送するときは、前項の積付検査証を船内に備え付けておかなければならない。

（収納検査）

第百二十九条の二　次の各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合は、荷送人（船舶所有者が当該危険物をコンテナに収納する場合は、当該船舶所有者）は、船積み前に、危険物のコンテナへの収納方法について、船積地を管轄する地方運輸局長又は運輸大臣が認定した公益法人（以下この条において認定法人という。）の検査を受けなければならない。

五　放射性物質等

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、同項の検査を受けることを要しない。

一　本邦以外の地で危険物をコンテナに収納する場合

二　危険物をコンテナに収納して運送する場合

3　第一項の検査を受けようとする者は、危険物コンテナ収納検査申請書（第九号様式）を同項の検査を行う者に提出しなければならない。

4　地方運輸局長又は認定法人は、その行なう検査に合格した者に対し、危険物コンテナ収納検査証（第十号様式）を交付する。

5　前項の危険物コンテナ収納検査証の交付を受けた者は、船積み前に当該危険物コンテナ収納検査証を船長に提出しなければならない。

6　第一項各号に掲げる危険物をコンテナに収納して運送する場合は、船長は、第四項の危険物コンテナ収納検査証を船内に備え付けておかなければならない。

7　第一項各号に掲げる危険物が収納されているコンテナを他の船舶に積み換えるときは、前の船舶の船長は、当該危険物コンテナ収納検査証を後の船舶の船長に交付しなければならない。

（確認等の手数料）

第百三十条　第九十一条の九第一項若しくは第九十一条の十五第一項の確認、第九十一条の九の二第一項の承認又は地方運輸局長の行う第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項若しくは前条第一項の検査を受ける者は、次項から第六項までの規定による手数料を納めなければならない。

2　第九十一条の九第一項若しくは第九十一条の十五第一項の確認又は第九十一条の九の二第一項の承認を受ける場合の手数料の額は、別表第四に定めるところによる。

3　第百二十九条第一項の検査を受ける場合の手数料の額は、次の各号に定めるところによる。

一　危険物をコンテナに収納して運送する場合は、当該コンテナ一個につき四千五百円

二　前号以外の場合は、危険物の個数百個までを八千八百円とし、十個又はその端数を増すごとに百五十円を加算した額

4　第百二十九条の二第一項の規定による検査を受ける場合の手数料の額は、コンテナ一個につき、当該コンテナに収納される危険

物の個数百個までを一万千円とし、十個又はその端数を増すごとに二百五十円を加算した額とする。

5、6（略）

7　第三項第二号及び第四項において、危険物一個の正味質量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の質量を含む。）が五十キログラムを超える危険物の個数については、五十キログラムを超える百キログラム又はその端数ごとに一個の割合で算出した個数を一個に加えた数とする。

8　第一項の手数料は、申請者の都合によりその申請を取り下げた場合でも確認、承認又は検査に着手した後は、返還しない。

9　第一項の手数料は、手数料の額に相当する収入印紙を手数料納付書（第四号様式）にはつて納付しなければならない。

10　第一項の規定は、国には、適用しない。

（危険物運送届）

第百三十一条　船長は、第百二十九条第一項各号に掲げる危険物を運送する場合であつて同条第二項第八号に該当するときは、船積前に危険物運送届（第十三号様式）をもよりの海上保安官署（管区海上保安本部、海上保安監部、海上保安部又は海上保安署。以下同じ。）の長（湖川にあつては、船積み地を管轄する地方運輸局長）に提出しなければならない。ただし、港則法第二十三条第四項の規定により許可を受けた場合又は第九十一条の二十一第一項の規定により放射性物質等運送届を提出した場合は、この限りでない。

（公益法人の認定）

第百三十二条　第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の三第一項の認定を受けようとする公益法人は、申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付して、運輸大臣に提出しなければならない。

一　定款又は寄附行為

二　役員の氏名

三　検査業務に従事する者（以下「検定員」という。）の氏名及び履歴

四　検査業務を行う支部又は出張所の名称及び所在地並びに検定員の配置状況

五　積付検査、収納検査又は容器検査に関する規則

六　検定員の選任に関する規則

七　手数料及び旅費に関する規則

（規則の変更）

第百三十三条　第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の三第一項の規定により運輸大臣の認定を受けた公益法人（以下「認定法人」という。）は、前条第五号から第七号までに掲げる規則を変更しようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

（業務報告）

第百三十五条　認定法人は、第百二十九条第一項、第百二十九条の二第一項又は第百二十九条の三第一項の規定により行つた毎四半期（四月を起算月とする毎三月を一の四半期とする。）の検査の

概要を、当該四半期経過後一月以内に、運輸大臣に報告しなければならない。

（処分）

第百三十六条　運輸大臣は、認定法人の行う検査業務に関し必要があると認めるときは、検定員又は認定法人に対し期間を定めて業務の停止を命じ、又は認定を取り消すことができる。

（告示）

第百三十七条　運輸大臣は、公益法人を認定し、又は認定を取り消したときは、その旨を告示する。

第五章　罰則

第三百九十二条　船長が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条第一項、第二十二条の十二第三項若しくは第四項、第八十四条の三第一項、第九十一条の十三第一項（第九十一条の十六第十項、第十一項又は第十二項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十四第一項（第九十一条の十六第十一項において準用する場合を含む。）、第二項、第三項若しくは第四項又は第九十一条の十六第九項の規定に違反して運送したとき。

二　第五条の七の規定に違反したとき。

四　第九十一条の十五第一項の規定に違反したとき。

五　第九十一条の二十一第一項の放射性物質等運送届若しくは同条第三項の放射性物質等運送変更届を管区海上保安本部の長に提出せず、又はこれらに虚偽の記載をして管区海上保安本部の長に提出して、同条第一項の放射性物質等を運送したとき。

六　第九十一条の二十一第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反したとき。

七　第百二十九条第一項の検査を受けず、又はこれに合格しないで、同項各号に掲げる危険物を運送したとき。

第三百九十四条　危険物の荷送人が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第六条、第八条第二項、第九条第二項、第八十四条の三、第九十一条の三、第九十一条の八又は第九十一条の十二第三項若しくは第四項の規定に違反して運送したとき。

二　第十条の危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出したとき。

第三百九十五条　危険物の荷送人又は船舶所有者が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条の五第二項の規定に違反したとき。

二　第二十二条の六の規定に違反したとき。

三　第二十二条の七のコンテナ危険物明細書を船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付せず、又はこれに虚偽の記載をして船舶所有者若しくは船長に提出若しくは交付したとき。

四　第九十一条の十（第九十一条の十六第十三項において準用する場合を含む。）、第九十一条の十一第一項、第九十一条の十二第一項、第二項若しくは第五項又は第九十一条の十六第三項、第五項、第六項、第七項若しくは第八項の規定に違反して運送したとき。

五　第百二十九条の二第五項（第百三十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

第三百九十六条　放射性輸送物作成者が、次の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一　第九十一条の九第一項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第九十一条の九第五項（同条第六項（第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して書類を荷送人若しくは貯蔵委託者に交付せず、又はこれに虚偽の記載をして荷送人若しくは貯蔵委託者に交付したとき。

第三百九十七条　貯蔵船（火薬類の貯蔵船を除く。）の船舶所有者が、第三百六十七条の規定に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第三百九十八条　危険物の貯蔵委託者が、第三百八十四条第一項若しくは第三項又は同条第二項において準用する第九十一条の三、第九十一条の八、第九十一条の十一第一項、第九十一条の十二第一項、第二項、第三項若しくは第四項、第九十一条の十六第三項、第五項若しくは第六項の規定に違反したときは、十万円以下の罰金に処する。

第三百九十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三百九十一条、第三百九十二条及び第三百九十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

別表第四（第百三十条関係）

	核分裂性輸送物（ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物であるものに限る。）	核分裂性輸送物（Ｌ型輸送物又はＡ型輸送物であるものに限る。）	核分裂性輸送物以外の放射性輸送物
第91条の9第1項の規定による確認（次欄に掲げるものを除く。）	1件につき 520,000円	1件につき 140,000円	1件につき 170,000円
第91条の9第1項の規定による確認（第91条の9の2第1項の規定による承認を受けた容器を使用する場合の確認に限る。）	1件につき 150,000円	1件につき 30,000円	1件につき 110,000円
第91条の9の2第1項の規定による承認	1件につき 350,000円	1件につき 100,000円	1件につき 39,000円
第91条の15第1項の規定による確認	1件につき 120,000円		

第5号様式（第91条の21関係）

放射性物質等運送届

昭和　年　月　日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名 印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名			
船籍港又は定係港		総トン数又は船舶の長さ	
放射性物質等の品名及び数量		放射性輸送物の種類及び数量	
放射性物質等の積載場所		その他の積載貨物の品名及び数量	
発航港		船積予定日時及び発行予定日時	
到達港		入港予定日時及び陸揚予定日時	
寄航港		入出港予定日緒及び荷役予定日時	
主な通過地点及び通過予定日時		運送中の保安対策	

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第6号様式（第91条の21関係）

放射性物質等運送変更届

昭和　年　月　日

管区海上保安本部長 殿

船長の氏名 印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更した事項	変更した内容

(注)1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　変更した内容については、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。

○船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

〔昭和五十二年十一月十七日運輸省告示第五百八十五号〕

最終改正　昭和五四年九月二七日運輸省告示第五四八号

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（核分裂性物質）

第二条　規則第八十七条第一項第二号の告示で定める放射性物質等は、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

一　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九若しくはプルトニウム二四一の量又はこれらの物質の量の合計が一五グラムを超えない放射性物質

二　天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

（許容表面密度）

第三条　規則第八十九条第六号の告示で定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

アルファ線を放出する放射性物質	毎平方センチメートル一マイクロキュリーの一〇〇、〇〇〇分の一
アルファ線を放出しない放射性物質	毎平方センチメートル一マイクロキュリーの一〇、〇〇〇分の一

（L型輸送物として運送できる放射性物質等）

第四条　規則第九十一条の三第一号の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、爆発性又は自然発火性の放射性物質等並びに第一号及び第二号に掲げる放射性物質等であつてウラン二三五及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のうち、ウラン二三五の量が一五グラムを超えるものを除く。

一　放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ

固	（以下「特別形放射性物質等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが一〇センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が一〇以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを超えないものであること。
特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の一、〇〇〇分の一、〇〇〇分の一（以下「A_2値」という。）の一、〇〇〇キュリー	

	液体				気体	
	水素トリチウム			その他のもの	トリチウム	その他のもの
	一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー未満のもの	一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー以上一キュリー未満のもの	一リットル当たりの放射能が一キュリー以上のもの			特別形放射性物質等 / 特別形放射性物質等以外のもの
	一、〇〇〇キュリー	一〇〇キュリー	一キュリー	A_2値の一〇、〇〇〇分の一	二〇キュリー	A_1値の一、〇〇〇分の一 / A_2値の一、〇〇〇分の一

二　時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個

当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分		放射能の量
固体	特別形放射性物質等	A_1値の一〇〇分の一
	特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の一〇〇分の一
液体	トリチウム水	—
	その他のもの	A_2値の一、〇〇〇分の一
気体	トリチウム	二〇キュリー
	その他のもの 特別形放射性物質等	A_1値の一、〇〇〇分の一
	その他のもの 特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の一、〇〇〇分の一

ロ　収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から一〇センチメートル離れた位置における最大放射線量率が毎時一〇ミリレムを超えないこと。

三　機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若くは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる基準に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ　機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

ロ　不活性材料で完全に覆われていること。

（A型輸送物として運送できる放射性物質等の量の限度）

第五条　規則第九十一条の三第二号の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等	A_1値
特別形放射性物質等以外のもの	A_2値

（A型輸送物に係る条件）

第六条　規則第九十条第三号の告示で定める条件は、別記第二に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る条件）

第七条　規則第九十一条第一号の告示で定める条件は、別記第三に掲げる条件とする。

第八条　規則第九十一条第二号の告示で定める条件は、別記第四に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る漏えい量）

第九条　規則第九十一条第一号ロの告示で定める量は、A_2値の一、〇〇〇、〇〇〇分の一とする。

2　規則第九十一条第二号ロの告示で定める量は、A_2値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一〇、〇〇〇キュリーとする。

3　漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあ

つては、当該希ガスについては、前二項のA_2値は、非圧縮状態におけるものとする。

（ＢＵ型輸送物に係る条件）

第十条　規則第九十一条の二第一号の告示で定める条件は、別記第五に掲げる条件とする。

第十一条　規則第九十一条の二第二号の告示で定める条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（ＢＵ型輸送物に係る漏えい量）

第十二条　規則第九十一条の二第二号ロの告示で定める量は、A_2値の一、〇〇〇分の一とする。

2　第九条第三項の規定は、前項の量について準用する。

（核分裂性輸送物に係る条件）

第十三条　規則第九十一条の五の告示で定める二種の条件は、別記第二第一号に定める条件及び別記第四第一号から第三号までに定める条件とする。

第十四条　規則第九十一条の六第一号の告示で定める条件及び同条第二号の告示で定める条件は、それぞれ別記第二第一号に定める条件及び別記第四第一号から第三号までに定める条件とする。

（放射性輸送物等の標札等）

第十五条　規則第九十一条の十二第一項の告示で定める標札又は表示は、次の各号に定めるとおりとする。

一　規則第九十一条の十二第一項の表（以下この条において「表」という。）第一号に掲げる放射性輸送物にあつては「放射性」の文字又は「RADIOACTIVE」の文字の表示

二　表第二号に掲げる放射性輸送物及び第五号に掲げるコンテナにあつては、第一類白標札（第一号様式）

三　表第三号に掲げる放射性輸送物及び第六号に掲げるコンテナにあつては、第二類黄標札（第一号様式）

四　表第四号に掲げる放射性輸送物及び第七号に掲げるコンテナにあつては、第三類黄標札（第一号様式）

第十六条　規則第九十一条の十二第五項の告示で定めるマークは、三葉マーク（第二号様式）とする。

第十七条　規則第九十一条の十二第五項の告示で定める標識は、コンテナ標識（第三号様式）とする。

第十八条　規則第九十一条の十六第五項の告示で定める標札は、次の各号に定めるとおりとする。

一　規則第九十一条の十六第五項の表（以下この条において「表」という。）第一号に掲げる放射性汚染物及び第四号に掲げるコンテナにあつては、第一類白標札（第一号様式）

二　表第二号に掲げる放射性汚染物及び第五号に掲げるコンテナにあつては、第二類黄標札（第一号様式）

三　表第三号に掲げる放射性汚染物及び第六号に掲げるコンテナにあつては、第三類黄標札（第一号様式）

（放射性輸送物としないで運送できる放射性物質等の放射能濃度）

第十九条　規則第九十一条の十六第一項第二号イ(2)の告示で定める値は、一グラム当たりA_2値の一〇、〇〇〇分の一とする。

（被ばく管理のため必要な措置）

第二十条　規則第九十一条の十九第一項の告示で定める必要な措置は、船内放射線量率の計測、被ばく放射線量の測定、被ばく管理者の選任等とする。

附　則

この告示は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附　則〔昭和五四年九月二七日告示第五四八号〕

この告示は、昭和五十四年十月一日から施行する。

別表第一（第四条関係）
別表第二（　〃　）
別表第三（　〃　）
別表第四（　〃　）　省略（陸上輸送関係参照）
別表第五（　〃　）
別表第六（　〃　）

船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八〇〇度の空気中に一〇分間置くこと。

五　浸漬試験

イ　固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三〇度であつて湿度九〇パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三〇度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五〇度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第六条、第十三条、第十四条関係）A型輸送物に係る条件

一　条件

イ　毎時五〇ミリメートルの雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五、〇〇〇キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五、〇〇〇キログラムを超え一〇、〇〇〇キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一〇、〇〇〇キログラムを超え一五、〇〇〇キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの

高さから、一五、〇〇〇キログラムを超えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に毎平方センチメートル〇・一三キログラムを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二四時間加えること。

(3) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ 液体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該放射性輸送物に係る容器に収納することができる放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材を備えている放射性輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納若しくは包装することができる放射性物質等をすべて吸収することとした場合においても表面の最大放射線量率が毎時二〇〇ミリレムを超えないものは、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ 気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第七条関係）BM型輸送物に係る条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二 前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第八条、第十三条、第十四条関係）BM型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が一五センチメートルであり、長さが二〇センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 温度八〇〇度の環境に三〇分間置くこと。

三 深さ一五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四 野外の温度が三八度である環境に一週間放置すること。

備考 第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

船舶による放射性物質等の運送基準の細目を定める告示

別記第五（第十条関係）ＢＵ型輸送物に係る条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三八度から零下四〇度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第十一条関係）ＢＵ型輸送物に係る条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三八度から零下四〇度までの環境に一週間放置すること。

第１号様式（第15条関係）

第一類白標札

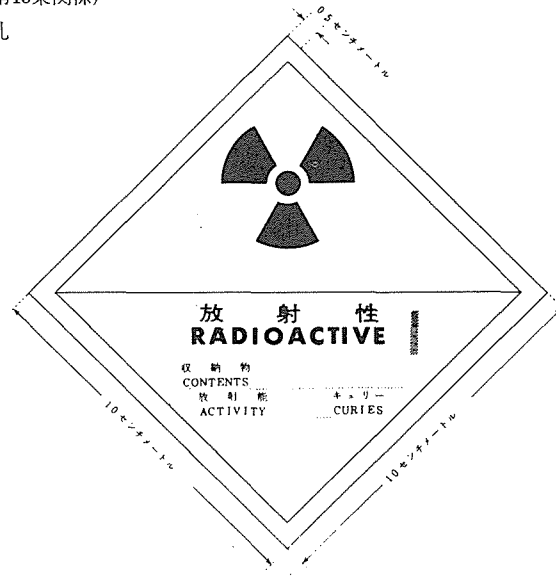

第二類黄標札

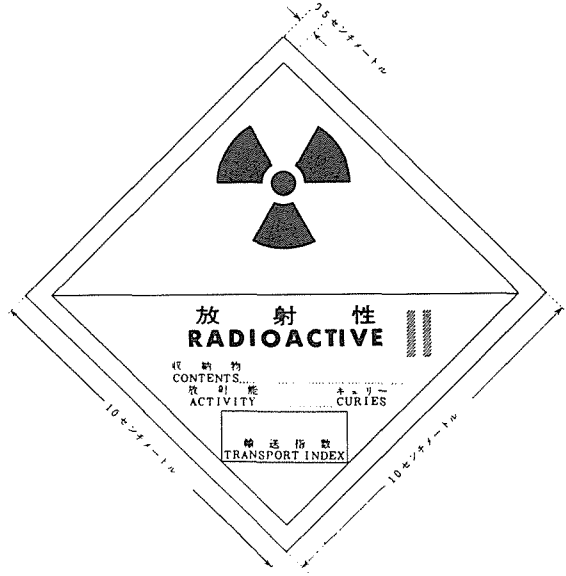

第三類黄標札

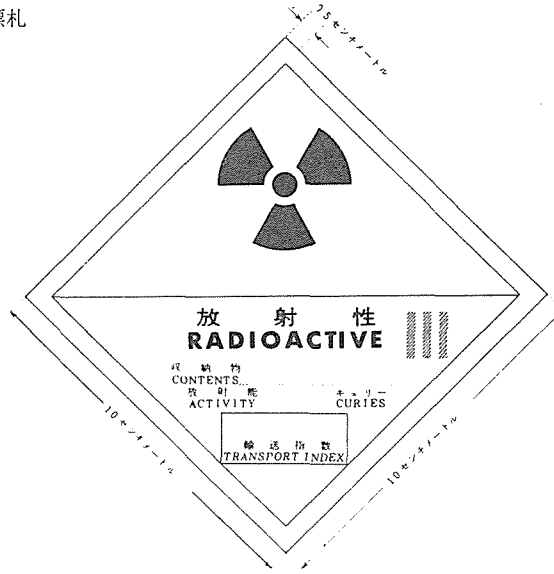

注　1　三葉マークは、第２号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ収納され、又は包装されている放射性物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入するものとする。

3　放射能は、キユリー単位で表すものとする。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄（第一類白標札にあつては、白）
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第２号様式（第16条関係）

三葉マーク

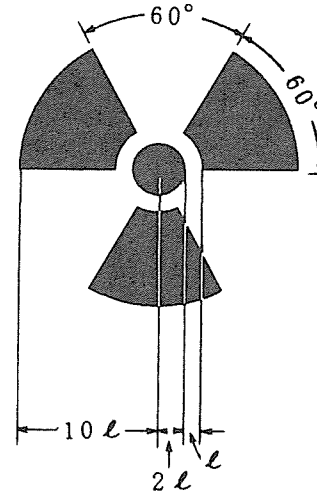

注　１　ℓは、0.2センチメートルとする。
　　２　色彩は、黒とする。

部　　分	色　　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

第３号様式（第17条関係）

コンテナ標識

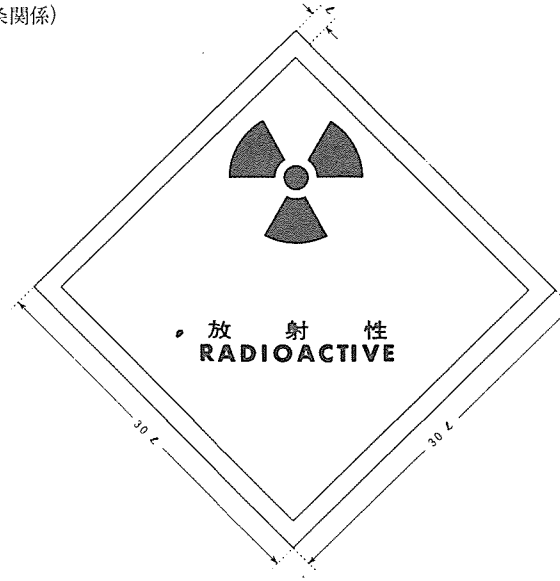

注　１　三葉マークは、第２号様式によるものとする。
　　２　ℓは、0.5センチメートル以上とする。
　　３　色彩は、次表によるものとする。

○船舶による危険物の運送基準等を定める告示（抄）

〔昭和五十四年九月二十七日
運輸省告示第五百四十九号〕

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（危険物相互の隔離基準）

第十五条　規則第十四条第一項の告示で定める基準は、別表第十四に定めるとおりとする。

2　（略）

（コンテナに係る積載方法の特例）

第十六条　規則第二十二条の九第二項の告示で定める積載方法は、別表第十六に定めるとおりとする。

別表第14（危険物相互の隔離表）（第15条関係）

危険物 ＼ 危険物	火薬類（等級一・一）	火薬類（等級一・二）	火薬類（等級一・三）	火薬類（等級一・五及び一・四）	高圧ガス（正標札Eを付すもの）	高圧ガス（正標札F又はGを付すもの）	低引火点引火性液体及び中引火点引火性液体	高引火点引火性液体	可燃性固体	自然発火性物質	その他の可燃性物質	酸化性物質	有機過酸化物	毒物	放射性物質等	腐しよく性物質	有害性物質
火薬類（等級1.1）	※	※	※	※	4	2	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	×
火薬類（等級1.2）	※	※	※	※	4	2	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	×
火薬類（等級1.3）	※	※	※	※	4	2	4	4	3	3	4	4	4	2	2	2	×
火薬類（等級1.4及び1.5）	※	※	※	※	2	1	2	2	2	2	2	2	2	×	2	2	×
高圧ガス（正標札Eを付すもの）	4	4	4	2			2	2	1	2	1	2	4	×	2	1	×
高圧ガス（正標札F又はGを付すもの）	2	2	2	1			2	2	×	1	×	×	2	×	1	×	×
低引火点引火性液体及び中引火点引火性液体	4	4	4	2	2	2			2	2	2	2	3	×	2	1	×
高引火点引火性液体	4	4	4	2	2	2			1	2	2	1	3	×	2	1	×
可燃性固体	4	4	3	2	1	×	2	1		1	1	1	2	×	2	1	×
自然発火性物質	4	4	3	2	2	1	2	2	1		1	2	2	×	2	1	×
その他の可燃性物質	4	4	4	2	1	×	2	2	1	1		2	2	×	2	1	×
酸化性物質	4	4	4	2	2	×	2	1	1	2	2		2	1	1	2	×
有機過酸化物	4	4	4	2	4	2	3	3	2	2	2	2		1	2	2	×
毒物	2	2	2	×	×	×	×	×	×	×	×	1	1		×	×	×
放射性物質等	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	×		2	×
腐しよく性物質	4	4	2	2	1	×	1	1	1	1	1	2	2	×	2		×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

備考　1　×印は、隔離を要しないことを示す。

2　表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる隔離の方法を示す。

	1	2	3	4
甲板上積載	水平距離で3メートル以上離して積載すること	水平距離で3メートル以上離して積載すること。	水平距離で12メートル以上離して積載すること。	水平距離で30メートル以上離して積載すること。
甲板下積載	同一の船倉又は区画に積載することができる。ただし、水平距離で3メートル以上離すこと。	別の船倉又は区画に積載すること。	一船倉以上又は一区画以上離して積載すること。	船の長さ方向に一船倉以上又は一区画以上離して積載すること。

この場合において、船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

3　別表第1から別表第8までの性質、用途及び注意事項の欄において、分類又は項目の異なる危険物との隔離について基準が示されているものにあつては、当該基準によるものとする。

別表第16（コンテナ相互の積載関係表）（第16条関係）

コンテナに収納される危険物 ＼ コンテナに収納される危険物	火薬類（等級1.1）	火薬類（等級1.2）	火薬類（等級1.3）	火薬類（等級1.4及び1.5）	高圧ガス（正標札Eを付すもの）	高圧ガス（正標札F又はGを付すもの）	低引火点引火性液体及び中引火点引火性液体	高引火点引火性液体	可燃性固体	自然発火性物質	その他の可燃性物質	酸化性物質	有機過酸化物	毒物	放射性物質等	腐しょく性物質	有害性物質
火薬類（等級1.1）	※	※	※	※	4	2	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	×
火薬類（等級1.2）	※	※	※	※	4	2	4	4	4	4	4	4	4	2	2	4	×
火薬類（等級1.3）	※	※	※	※	4	2	4	4	3	3	4	4	4	2	2	2	×
火薬類（等級1.4及び1.5）	※	※	※	※	2	1	2	2	2	2	2	2	2	×	2	2	×
高圧ガス（正標札Eを付すもの）	4	4	4	2			2	2	1	2	1	2	4	×	2	1	×
高圧ガス（正標札F又はGを付すもの）	2	2	2	1			2	2	×	1	×	×	2	×	1	×	×
低引火点引火性液体及び中引火点引火性液体	4	4	4	2	2	2			2	2	2	2	3	×	2	1	×
高引火点引火性液体	4	4	4	2	2	2			1	2	2	1	3	×	2	1	×
可燃性固体	4	4	3	2	1	×	2	1		1	1	1	2	×	2	1	×
自然発火性物質	4	4	3	2	2	1	2	2	1		1	2	2	×	2	1	×
その他の可燃性物質	4	4	4	2	1	×	2	2	1	1		2	2	×	2	1	×
酸化性物質	4	4	4	2	2	×	2	1	1	2	2		2	1	1	2	×
有機過酸化物	4	4	4	2	4	2	3	3	2	2	2	2		1	2	2	×
毒物	2	2	2	×	×	×	×	×	×	×	×	1	1		×	×	×
放射性物質等	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	2	1	2	×		2	×
腐しょく性物質	4	4	2	2	1	×	1	1	1	1	1	2	2	×	2		×
有害性物質	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	

備考　1　本表は、危険物が収納されたコンテナ相互のみについて適用する。

2　×印は、隔離を要しないことを示す。

3　※印については、別表第15（火薬類相互の隔離表）によること。

4　表中の1、2、3及び4は、それぞれ、次に掲げる積載方法を示す。

		1	2	3	4
非開放型のコンテナ	甲板上積載	隔離を要しない	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に3コンテナ分以上離して積載すること。	水平距離で24メートル以上離して積載すること。
	甲板下積載	隔離を要しない	船の長さ方向に1コンテナ分以上離して若しくは隔壁を介在させて又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること	隔壁を介在させて積載すること。	隔壁を2つ以上介在させて積載するか又は隔壁を1つ介在させて水平距離で24メートル以上離し、かつ、介在する隔壁から水平距離で6.1メートル以上離して積載すること。
開放型のコンテナ	甲板上積載	1コンテナ分以上離して積載すること	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に2コンテナ分以上離して積載すること。	船の長さ方向に1コンテナ分以上又は船の幅方向に3コンテナ分以上離して積載すること。	水平距離で24メートル以上離して積載すること。
	甲板下積載	1コンテナ分以上離して積載すること。ただし、隔壁を介在させて積載した場合はこの限りでない。	隔壁を介在させて積載すること。	隔壁を2つ以上介在させて積載すること。	隔壁を2つ以上介在させて積載すること。

(1)「1コンテナ分」とは、船の長さ方向にあつては水平距離で6.1メートル、船の幅方向にあつては水平距離で2.4メートルとし、「2コンテナ分」又は「3コンテナ分」とは、それぞれ、「1コンテナ分」の2倍又は3倍の水平距離とする。

(2)　船倉又は区画とは、耐火性で、かつ、耐水性の甲板、隔壁又は船側外板により囲まれた場所をいう。

5　隔離を要する危険物を収納したコンテナ（表中の3及び4に該当する危険物を収納したコンテナを除く。）は、耐火性で、かつ、耐水性の甲板を介在させる場合には、上記4の表にかかわらず、船の深さ方向に積載することができる。

6　固体状の危険物を収納した非開放型のコンテナは、他の非開放型のコンテナの船の深さ方向に2.4メートル以上離す場合には、上積みすることができる。

7　開放型のコンテナと非開放型のコンテナ相互の積載方法については、開放型コンテナに準ずること。

○海上技術安全局長通達

海査第６５号
昭和６２年３月２日

殿

運輸省海上技術安全局長

危険物船舶運送及び貯蔵規則に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認並びに放射性輸送物の運送の安全の確認について

危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「規則」という。）第９１条の９第１項、第９１条の９の２第１項及び第９１条の１５第１項の規定に基づく放射性輸送物の安全の確認、放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認並びに放射性輸送物の運送の安全の確認について下記のとおり、定めましたので通知します。

また、放射性輸送物の安全の確認を円滑に行うため、あらかじめ放射性輸送物の設計承認を行いますので御協力お願いします。

なお、昭和５４年２月２４日付け舶査第１３２号及び昭和５６年１月２３日付け舶査第４５号は廃止します。

記

1. 放射性輸送物の設計承認

ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物又は核分裂性輸送物を作成する者はあらかじめ設計承認を受けて下さい。承認を受けた後に設計の変更をする場合も同様です。

(1) 設計承認の申請

設計承認申請書及び設計変更承認申請書の様式は、それぞれ別記１及び別記２のとおりです。申請書は、海上技術安全局長に提出して下さい。

(2) 設計承認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた設計又は設計変更には、設計承認書を交付します。

(3) ＩＡＥＡ輸送規則への適合証明

設計承認を受けた放射性輸送物について当該放射性輸送物の設計がＩＡＥＡ輸送規則に適合する旨の証明を必要とする場合は、別記３の様式により放射性輸送物設計承認英文証明願を提出して下さい。

2. 規則第９１条の９の２第１項の規定に基づく放射性物質輸送容器及びその使用方法の承認（以下「容器承認」という。）について

(1) 容器承認の申請

① 容器承認申請書の様式は、別記４のとおりです。

申請書は、運輸大臣に提出して下さい。

② 申請は、同時期に製作されるものについて、輸送容器の型式ごとに行って下さい。

③ 容器承認の申請時期は、原則として、新規に製作される輸送容器については設計承認を受けた後製作に着手する前とし、その他の輸送容器については最初に使用する前とします。

④ 容器承認を申請する輸送容器については、設計承認の際指示する項目について検査を行い、その結果を提出して下さい。

なお、当該検査について、容器承認申請書を審査のうえ、必要に応じて、製作時又は完成時に随時立会うことがあります。

(2) 放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証の交付等

承認された設計に従って製作されたと認められた輸送容器については、放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証を交付します。承認を受けた輸送容器には、承認後最初の輸送に使用する前に別記５の輸送容器承認票を取り付けて下さい。

(3) 輸送容器の定期的自主検査

承認を受けた輸送容器について、適宜、定期的自主検査を１年に１回以上（年間の使用回数が１０回を超える場合は１０回ごとに１回以上）行い、その性能の保持に努めて下さい。なお、検査結果の記録は、製作時検査の記録と併せて、保存して下さい。

(4) 輸送容器の定期的自主検査結果記録の提出

３年に１回以上、定期的自主検査結果記録を運輸省に提出して下さい。

(5) 輸送容器の性能低下に関する報告

輸送容器の性能低下のおそれがある場合は、遅滞なく、運輸省に対しその旨を報告して下さい。

(6) 輸送容器の健全性の調査について

輸送容器の性能が維持されていることを確認するため、必要に応じて、書類の提出を求めたり、調査を行うことがあります。

(7) 輸送容器の使用廃止届

承認を受けた輸送容器の使用を廃止した場合は、別記６の様式により輸送容器の使用廃止届を運輸大臣に提出して下さい。

3. 規則第９１条の９第１項の規定に基づく放射性輸送物の安全の確認（以下、この項において「安全確認」という。）について

(1) 安全確認の申請

① 放射性輸送物安全確認申請書の様式は、別記７のとおりです。申請書は、当該

放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長（地方運輸局等海運支局組織規程（昭和２６年運輸省令第５０号）別表第２に定める地方運輸局の支局の管轄区域においては当該支局の長、沖縄県においては沖縄開発庁設置法（昭和４７年法律第２９号）第１３条の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務を分掌するものの長を含む。以下、同じ。）を経由して運輸大臣に提出して下さい。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船積みする場合は、原則として関東運輸局長を経由して提出して下さい。

② 申請は、１回の輸送ごとに、輸送容器の型式ごとに、原則として船積みの１か月前までに行って下さい。

(2) 放射性輸送物安全確認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた放射性輸送物には、放射性輸送物安全確認書を交付します。

(3) 安全確認を受ける必要がない場合

① カナダ政府の危険物船舶運送規則の規定に基づき、規則第１９条第２項に規定する放射性輸送物について、同項に規定する運送を行う場合は、安全確認を受ける必要はありません。（「規則第１９条第２項の外国規則を定める告示」（昭和５３年１２月２７日運輸省告示第６６９号）参照）

② 規則第９１条の９第７項に定める内閣総理大臣の確認（指定運搬物確認機関の確認を含む。以下同じ。）若しくは科学技術庁長官の確認（指定運搬物確認機関の確認を含む。以下同じ。）又は運輸大臣の確認を受けた場合は、安全確認を受ける必要はありません。

4. 規則第９１条の１５第１項の規定に基づく放射性輸送物の運送の安全の確認（以下、この項において「安全確認」という。）について

(1) 安全確認の申請

① 放射性輸送物運送計画書安全確認申請書の様式及び記載事項は、別記８のとおりです。申請書は、当該放射性輸送物の船積地を管轄する地方運輸局長を経由して運輸大臣に提出して下さい。

ただし、当該放射性輸送物を本邦以外の地で船積みする場合は、原則として関東運輸局長を経由して提出して下さい。

② 申請は、一航海ごとの運送について、原則として船積みの１か月前までに行って下さい。

③ 当該申請に係る複数の放射性輸送物を、管轄の異なる船積地においてそれぞれ船積みする場合は、運送計画を一括してとりまとめ、いずれか一つの地方運輸局長を経由して運輸大臣に提出することができます。

④ 上記 3.(3)①に該当する放射性輸送物に係る安全確認申請に当つては、カナダ政

府の発給した承認書の写しを添付して下さい。

⑤　上記 3.(3)②の内閣総理大臣の確認又は科学技術庁長官の確認を受けた場合は、内閣総理大臣又は科学技術庁長官から交付される運搬確認証の写しを放射性輸送物運送計画書安全確認申請書に添付して下さい。

(2)　放射性輸送物運送計画書安全確認書の交付

規則に規定される基準に適合すると認められた放射性輸送物運送計画書には、放射性輸送物運送計画書安全確認書を交付します。

(3)　放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の追加又は変更

安全確認を受けた後、放射性輸送物運送計画書安全確認書の記載事項の追加又は変更を受けようとする場合は、申請を行った地方運輸局長を経由して船積み前に速やかに変更申請を行って下さい。

別記1

文書番号

年　月　日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称

住　所

放射性輸送物設計承認申請書

昭和62年3月2日付け海査第65号に基づき、下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）の基準に適合する旨承認していただきたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 輸送容器の型式
2. 輸送物の説明
   (1) 輸送容器の材料の種類
   (2) 輸送物の総質量
   (3) 外形寸法
   (4) 外観及び構造図
   (5) 収納する放射性物質の仕様
      イ　種　類
      ロ　質　量
      ハ　放射能強度（主な核種ごとの値及び合計値）
      ニ　性　状
      ホ　濃縮度
      ヘ　燃焼度
      ト　発熱量
      チ　冷却日数
      リ　その他
3. 輸送指数
4. 輸送制限個数及び配列方法
5. 臨界計算における水密性に関する事項
6. BM型輸送物にあっては、BU型輸送物の設計基準のうち適合しない基準についての説明
7. 輸送物の安全解析及び輸送容器の製作に関する事項

8. 輸送物の取扱いに関する事項
(1) 輸送容器の取扱い及び保守の方法
(2) 輸送物の発送に先立ってとるべき措置
(3) 輸送物を運搬する場合の積載方法等に関する事項
(4) 非常の場合に特別の措置が必要な輸送物にあってはその説明
9. その他特記事項

（添付書類）

1. 輸送物の説明を記載した書類
2. 輸送物の安全解析に関する説明書
3. 輸送容器の製作方法に関する説明書
4. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書類

備　考

(1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。
(2) 添付書類1については、輸送物の荷姿を示す説明図を添付すること。
(3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

別記２

文書番号

年　月　日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称

住　所

放射性輸送物設計変更承認申請書

昭和６２年３月２日付け海査第６５号をもって承認を受けた下記放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の設計について、下記の変更内容が危険物船舶運送及び貯蔵規則に定める○型輸送物（第○種核分裂輸送物）の準準に適合する旨承認していただきたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 既に交付された設計承認番号
2. 輸送容器の型式
3. 変更内容
4. 変更理由
5. その他特記事項

（添付書類）

1. 輸送物の説明を記載した書類
2. 輸送物の安全解析に関する説明書
3. 輸送容器の製作方法に関する説明書
4. 輸送物の取扱い及び保守の方法に関する説明書
5. 安全設計、安全輸送に関する特記事項を記載した書類

備　考

(1) 添付書類には変更に係る部分について記載すること。

(2) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

別記3

文書番号

年　月　日

運輸省海上技術安全局長

殿

申請者の氏名又は名称

住　所

放射性輸送物設計承認英文証明願

昭和６２年３月２日付け海査第６５号に基づき、下記○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）の設計について、「ＩＡＥＡ放射性物質安全輸送規則（１９７３年版）」の基準に適合している旨の英文の証明書を交付していただきたく、下記のとおり申請いたします。

記

1. 輸送容器の型式
2. 放射性輸送物の設計承認番号
3. その他特記事項

備　考

用紙の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

別記４

文書番号

年　月　日

運　輸　大　臣

殿

申請者の氏名又は名称

住　所

放射性物質輸送容器及びその
使用方法に関する承認申請書

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の９の２第１項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1. 輸送容器の型式
2. 輸送容器の製造番号又はその他の当該輸送容器と他の輸送容器を区別するための番号等
3. 輸送容器の設計及び製作方法に関する説明
4. 輸送容器の使用方法に関する説明
5. 輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明
6. その他特記事項

備　考

(1) 「輸送容器の検査予定及び検査方法に関する説明」は、原則として、新規に製作する場合は、輸送容器の製作時検査に関する説明を記載すること。

(2) 放射性輸送物設計承認書の写しを添付する場合は、記３、記４については省略することができる。

(3) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

別記5

放射性物質輸送容器承認票（記載例）

Registration Label of Packaging

輸送容器の所有者 Owner of Packaging	PNTL
輸送容器の型式 Type of Packaging	TN－3B／3
輸送容器及びその使用方法に関する承認番号 Serial Number of Packaging	MS100
放射性輸送物の設計承認番号 Competent Authority Identification Mark of the Design of Package	J／1000／B(M)F(Rev.0)(MS)
承認を受けた日 Date of Approval	昭和　年　月　日 海査第　号
承認を与えた者 Approved by	No.　／MI ○th.○○．19○○ 運輸大臣 Minister of Transport

10cm以上

10cm以上

放射性輸送物の安全及び運送の安全の確認等（海上技術安全局長通達）

備　考

(1)　目立ちやすい箇所に容易に消えない方法で表示されていること。

(2)　輸送容器承認票は、本邦内においてのみ運送されるものにあつては英語の部分を、本邦外において運送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

別記6

文書番号

年　月　日

運　輸　大　臣

殿

申請者の氏名又は名称

住　所

放射性物質輸送容器の使用廃止届

昭和６２年３月２日付け海査第６５号に基づき、下記のとおり輸送容器の使用を廃止することにつき届出ます。

記

1. 輸送容器の型式
2. 輸送容器及びその使用方法に関する承認番号
3. 廃止に伴う措置
4. その他特記事項

備　考

用紙の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

別記7

文書番号

年　月　日

運　輸　大　臣

殿

申請者の氏名又は名称

住　所

放射性輸送物安全確認申請書

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）が危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）の基準に適合することについて同規則第91条の9第1項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 運送の目的
2. 輸送容器の型式等
3. 輸送物の種類
4. 輸送容器の概要
5. 輸送物の基準適合に関する説明
6. 収納する放射性物質等の仕様
   (1) 名　称
   (2) 質　量
   (3) 物理的、化学的性質
   (4) 放射能強度、濃縮度、冷却日数、発燃量等に関する資料
   (5) 容器への収納方法
7. 輸送制限個数及び配列方法
8. 輸送物の放射線量率
9. 輸送物の輸送指数
10. 運送時における取扱上の注意事項
11. 荷送人の住所及び氏名又は名称
12. 運送予定時期
13. 輸送容器の健全性に関する説明
14. 輸送物の発送前の検査に関する説明
15. その他特記事項

備　考

(1)　記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。

(2)　同型式の輸送容器を使用した放射性輸送物（以下「輸送物」という。）を、複数個一括して申請する場合は、該当各記欄に、輸送物ごとのデータを記載すること。

(3)　記１の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。

例１.　「○○発電所の使用済核燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

例２.　「○○事業所において収納される○○病院向け医療用大量源線 ^{60}Co を○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

(4)　記２の「輸送容器の型式等」は、輸送容器の型式及び製造番号を記載するとともに、運輸省又は科学技術庁の輸送容器に関する承認番号を有する場合は、その番号を記載すること。

(5)　記４の「輸送容器の概要」は、①材料及び構造　②構造物の主要諸元　③所有者名を記載し、荷姿を示す写真又は説明図を添付すること。

放射性同位元素輸送物であつて遮蔽容器として独立した内装容器を使用する場合は、内装容器の製造者、製造年月日、型式、番号、保管状況、使用履歴、現状外観等のデータも記載すること。

(6)　記６の「収納する放射性物質等の仕様」は、実際に運送しようとする放射性物質等のデータを記載すること。また、燃焼度、放射能の量、発熱量等計算により算出したデータについてはその計算方法を、実測によるデータについてはその測定方法を記載すること。

(7)　記８の「輸送物の放射線量率」は、輸送物の表面及び表面から１ｍ離れた位置における数値を記入すること。

第(5)項の内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等を収納した際の内装容器の表面及び表面から１ｍ離れた位置における最大放射線量率の実測値又は内装容器の表面における最大放射線量率の実測値からの解析推定値に代えることができる。

(8)　記１４の「輸送物の発送前の検査に関する説明」は、輸送物の検査予定及び検査計画書を別紙として添付すること。

(9)　運輸大臣の交付する放射性物質輸送容器及びその使用方法に関する承認証の写しを添付する場合は、記４、記５及び記７については省略できる。

(10)　用紙の大きさは、原則として日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

別記8

文書番号

年　月　日

運　輸　大　臣

殿

船　　名
船長の氏名
住所又は連絡先

放射性輸送物運送計画書安全確認申請書

別添放射性輸送物運送計画書に記載する放射性輸送物の運送に関し、危険物船舶運送及び貯蔵規則に規定する基準に適合することについて同規則第９１条の１５第１項の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

放射性輸送物運送計画書

1. 運送の目的
2. 船名並びに船舶所有者及び運航者の氏名又は名称及び住所
3. 船舶の概要（所要設備を含む。）
4. 運送する放射性輸送物（以下「輸送物」という。）の概要
   (1) 輸送容器の型式等
   (2) 輸送物の種類
   (3) 輸送容器の主要諸元
   (4) 収納する放射性物質等の主な仕様
   (5) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
   (6) 輸送物の放射線量率
   (7) 輸送物の輸送指数
   (8) 船内の居住場所その他人が通常使用する場所における最大放射線量率
   (9) 輸送物作成者の氏名又は名称及び住所
   (10) 荷送人の氏名又は名称及び住所
   (11) 荷受人の氏名又は名称及び住所
5. コンテナの概要
   (1) コンテナの型式又は名称
   (2) コンテナの主要諸元

(3) コンテナに収納する輸送物の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法
(4) コンテナの放射線量率及び輸送指数
(5) コンテナの個数
(6) コンテナに収納する者の氏名又は名称及び住所
6. 積載方法等
(1) 積載方法
(2) 各船艙等ごとの輸送物の種類及び数量
(3) 各船艙等の輸送指数
7. 固縛方法
8. 荷役方法
9. 運送予定時期
10. 運送区間
11. 運送中の保安対策
12. その他特記事項

備　考

(1) 記載事項については、該当するものについて記載することとし、順不同としても差し支えない。

(2) 記1の「運送の目的」は、運送する放射性物質等の用途、発着地等を簡略に記載すること。

例1. 「○○発電所の使用済核燃料を○○工場において再処理するため○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

例2. 「○○事業所において収納される○○病院向け医療用大量線源 ^{60}Co を○○港から○○港まで運送することを目的とする。」

(3) 記3の「船舶の概要（所要設備を含む。）」は、船種、船舶番号、総トン数、船籍港、船舶の用途、航行区域及び主要寸法を記載し、所要設備については、当該輸送物の運送のため特に必要な設備として施設されたものを記載すること。

(4) 記4の「運送する放射性輸送物の概要」は、輸送物ごとに記載すること。

(5) 記4(1)の「輸送容器の型式型」は、輸送容器の型式及び製造番号を記載するとともに、運輸省又は科学術庁の輸送容器に関する承認番号を有する場合は、その番号を記載すること。

(6) 記4(6)の「輸送物の放射線量率」については輸送物の表面及び表面から1m離れた位置における数値を記入すること。ただし、放射性同位元素輸送物であつて内装容器を設ける場合は、輸送する放射性同位元素等を収納した際の内装容器の表面及び表面から1m離れた位置における最大放射線量率の実測値又は内装容器の表面における最大放射線量率の実測値からの解析推定値に代えるこ

とができる。

(7) 記5の「コンテナの概要」は、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。

(8) 記6(1)に関し、積載場所を明示した積付図を添付すること。また、他の危険物（当該輸送物以外の放射性物質等を含む。）との混載を行う場合にあつては、十分な隔離が行われていることの説明を付すこと。

(9) 記7の「固縛方法」は、固縛装置の強度計算書を添付すること。ただし、事前に、一括して固縛装置の強度計算書を提出している場合は、これを省略することができる。

(10) 記8の「荷役方法」は、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。

(11) 記11の「運送中の保安対策」は、専門家の同行の有無、運送中の注意事項、事故時の措置・連絡方法、被ばく管理方法その他の保安対策を記載すること。

(12) 当該輸送物につき、基準に適合する旨の確認書等を受有する場合は、その写し（現に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第59条の2第2項の規定による内閣総理大臣の確認、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第18条の2第2項の規定による科学技術庁長官の確認又は航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号ハ若しくはニの規定による運輸大臣の確認を申請中の場合は、当該申請書の写し）を添付すること。この場合、記4(1)～(7)の記載事項のうち当該確認書等に記載されているものについては、これを省略することができる。

(13) 用紙の大きさは、原則として日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。

○海上保安庁行政指導文書（その１）

放射性物質等の船舶運送に伴う管区海上保安本部の
長に対する放射性物質等運送届の提出等について
（危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21関係）

海上保安庁警備救難部
航行安全指導課

1. はじめに

昭和54年1月4日から、一定の放射性物質等を船舶運送する場合には当該船舶の船長は管区海上保安本部の長(以下「本部長」という。)に対して放射性物質等運送届（以下「運送届」という。）を提出することが必要となり、本部長は公共の安全を図るため運送について必要な指示を行うことができる制度が新しく設けられた。

これについては、別添保警指第１３７号（昭５３.１２.２６）（関係部分抜すい）によつて運送届関係、本部長の指示関係等の事務処理要領が通達されている。

2. 運送届の作成・提出について

運送届の提出を要することとなる放射性物質等を運送することとなる者は、できるだけ前広に運送計画を運送届の提出を行うこととなる管区海上保安本部に対して説明を行い、当該本部等と密接な連絡を保ちつつ通達の内容に添つて運送届の作成を行うよう心掛けられたい。また、運送届の提出については提出の際に受理の可否等の意思表示が行われるのでやむを得ない場合を除いて運送に関して責任のある者が持参するように留意されたい。

次に、運送届の届出者は運送に従事する船舶の船長であるが、船長が航海中で不在等により届出者となり得ない場合には運送届を提出することとなる管区海上保安本部に相談しその指導を受けていただきたい。

なお、管区海上保安本部における担当課は別紙のとおりである。

3. 本部長の指示等について

運送届を提出すると、本部長から運送中に運送届の記載事項に一定の変更が生じた場合等には本部長等に対して連絡を行うよう指示がなされる。

この連絡を行う場合にはできる限り別紙２の要領によつて行うよう心掛けられたい。

4. おわりに

放射性物質等の運送に関係する者は、前述したところを参考にし、本制度の趣旨を十分に理解されて運送届に記載した保安対策等を厳格に励行して、事故なく運送を実施されたい。

別紙　1

管区海上保安本部における担当課一覧

担当課 / 管区海上保安本部	担当課	電話番号
第一管区海上保安本部	救難課	0134-32-6161(代)
第二　〃	〃	02236-3-0111(代)
第三　〃	航行安全課	045-211-0771(代)
第四　〃	〃	052-661-1611(代)
第五　〃	〃	078-391-6551(代)
第六　〃	〃	082-251-5111(代)
第七　〃	〃	093-321-2931(代)
第八　〃	救難課	0773-76-4100(代)
第九　〃	〃	0252-44-4151(代)
第十　〃	〃	0992-23-2291(代)
第十一　〃	〃	0988-66-0083(代)

別紙　2

運送船舶の行う連絡要領

第1通報要領

(1)　通報の冒頭に「ウンソウヘンコウ」を冠し、以下次の事項を番号を冠して順次通報する。

1. 運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称
（例．ダイサンカンクカイジヨウホアンホンブチヨウ）
2. 船舶の名称
3. 変更事項等が生じた場合の位置及び日時
4. 変更事項等の内容その他必要事項

（通報例）

運送届を第三管区海上保安本部長に提出して、日本丸により横浜港が寄航港となる運送を開始したところ、その途中において北緯○○度△△分、東経○○度△△分○○時△△分（日本時）にさしかかつた際、寄航港が東京港に変更になつた場合次のように通報する。

ウンソウヘンコウ

1. ダイサンカンクカイジヨウホアンホンブチヨウ
2. ニホンマル
3. ホクイ○○ド△△フン、トウケイ○○ド△△プン、○○ジ△△フン（ニホンジ）
4. キコウコウヨコハマガトウキヨウニヘンコウ

(2)　日本語又は英語を使用して通報することを原則とし、英語の場合にあつては、「ウンソウヘンコウ」及び運送届を提出した管区海上保安本部の長の名称は「UNSOHENKO」及び「DAI○KANKUKAI.J YOHOANHONBUCHO」と通報する。

この場合において、○の部分は管区海上保安本部の番号を記入する。

第2通報手段

船舶の無線設備によつてもよく、船舶電話、電報等の公衆通信手段によつてもよい。

なお、通信手段により、上記第1の通報要領によりがたい場合には、管区海上保安本部において指導する要領で行う。

○海上保安庁行政指導文書（その２）

保警指第１３７号（昭53.12.26）抜すい

―― 危険物船舶運送及び貯蔵規則第91条の21の規定に基づく
放射性物質等運送届の提出等について ――

海上保安庁警備救難部
航行安全指導課

1. 運送届の提出について

(1) 運送届の提出は、船舶による物質等の運送が本邦の港を船積地若しくは荷卸地とし、又は経由地として行われる場合に必要となる。（末尾添付の運送形態別適用状況表参照）

ただし、港則法（昭和２３年、法律第１７４号）第２３条第４項の規定により許可を受けた場合はこれを要しない。

(2) 運送届の届出者は、物質等を運送する船舶の船長であるが、船長が本邦以外の地にある場合等やむを得ないと認められる場合には船長の代理人であつても差し支えない。この場合には、運送届の提出時に当該船長の委任状を添付させる等により届出者が船長の真正の代理人であることを確認すること。

(3) 運送届の提出先は、発航港を管轄する本部長であるが、発航港が本邦以外の地である場合には、本邦における最初の寄航港を管轄する本部長となる。

注1. 発航港とは、物質等が最初に船積みされる港をいい、数港において物質等が順次船積みされる場合には、最初の船積港が発航港となり他の港は寄航港となる。

注2. 寄航港とは、発航港から到達港に至る間において入港する港をいい、当該港における物質等の荷役の有無を問わない。ただし、本邦における最初の寄航港とは、本邦において最初に入港する到達港又は寄航港をいう。

注3. 到達港とは、船積みされた物質等が船舶から最後に荷卸しされる港をいう。

(4) 運送届は、一の運送（発航港から到達港までの運送をいう。以下同じ。）ごとに２通提出させるものとする。

(5) 運送届は、物質等の運送に係る発航港、寄航港及び到達港のいずれもが一の管区海上保安本部の管轄する区域にあり、各港に至る経路が他の管区海上保安本部の管轄区域に含まれない場合には運送開始の日の2週間前までにその他の場合にあつては、４週間前までに提出させることとなる。

なお、運送開始の日とは、発航港において物質等が最初に船積みされる日をいう。

(6) 運送届には、当該運送届に係る運送に関し、次の各号に掲げる規定が適用される場合には、当該各号に掲げる書類の写しを添付させるものとする。

なお、やむを得ない理由により添付できないときは後日速やかに提出させるものとする。

イ．規則第９１条の１５

運輸大臣に提出した運送計画書、運輸大臣の確認を証する書類及び運輸大臣の

指示の内容を記載した書類

ロ．規則第９１条の２２

運輸大臣の承認を証する書類、当該承認に際し運輸大臣に提出した書類及び運輸大臣の指示の内容を記載した書類

2. 運送届の記載事項について

運送届の記載は次によるものとする。

(1) 船種

汽船、帆船の別を記載し、船舶の用途を付記させる。

(2) 発航港、船積日時及び発航日時

発航港については、当該港が本邦にある場合には、都道府県名、本邦以外にある場合には、国名をもあわせて記載する。

船積日時については、物質等の船積みを最初に開始する日時について年月日及び1時間を単位とする時刻で記載する。

発航日時については、発航港を出港する日時を前記と同様の方法で記載する。

(3) 到達港、入港予定日時及び陸揚予定日時

到達港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入港予定日時及び陸揚予定日時については、到達港に入港する予定日時及び物質等の荷卸しを全て終了する予定日時を上記２(2)と同様の方法で記載する。

(4) 寄航港、入出港予定日時及び荷役予定日時

寄航港については、当該港が本邦にある場合には都道府県名、本邦以外にある場合には国名をもあわせて記載する。

入出港予定日時については、寄航港に入港する予定日時及び同港を出港する予定日時を上記２(2)と同様の方法で記載する。

荷役予定日時は、物質等の船積みを最初に開始する予定日時又は船舶からの物質等の荷卸しを最初に開始する予定日時を上記２(2)と同様の方法で記載する。

(5) 主たる経過地点及びその通過予定日時

イ．主たる経過地点については、次により記載する。

(イ) 運送が本邦各港間で行われる場合には、主要変針点、海上交通安全法（昭和４７年法律第１１５号）第２条第１項に規定する航路に入出航する場所等（以下「主要変針点等」という。）を著明物標からの真方位及び距離（海里）で記載する。

(ロ) 運送が本邦の地から本邦以外の地へ向けて行われる場合には、船舶が本邦の領海を最後に出る場所及び本邦内の発航港又は寄航港から当該場所に至るまでの間の主要変針点等を上記２(5)イ(イ)と同様の方法で記載する。

(ハ) 運送が本邦以外の地から本邦内の地へ向けて行われる場合には、船舶が本邦の領海に最初に入る場所及び当該場所から本邦における到達港に至るまでの間の主要変針点等又は当該場所から本邦の領海を最後に出る場所に至るまでの間の主要変針点等及び本邦の領海を最後に出る場所を上記2(5)イ(イ)と同様の方法で記載する。

ロ．通過予定日時については、船舶が本邦の領海に最初に入る場所、本邦の領海を最後に出る場所及び主要変針点等を通過する予定日時を年月日及び30分単位の時刻で記載する。

(6) 運送しようとする放射性物質等の種類及び数量並びに放射性輸送物の種類及び数量

イ．放射性物質等の種類及び数量については次により記載する。

(イ) 種類は放射性物質等の名称（二酸化ウラン、六弗化ウラン、核燃料集合体、使用済核燃料、医療用放射線源コバルト60等の名称）を記載する。

(ロ) 数量は種類別の正味重量（Kg）を記載する。

ロ．放射性輸送物の種類及び数量については次により記載する。

(イ) 種類は規則第88条の放射性輸送物の種類又は規則第91条の22第1項若しくは第2項の規定により運輸大臣の承認を受けて運送される放射性輸送物等の別を記載する。

なお、核分裂性輸送物にあつては、第1種、第2種又は第3種の別を併記させること。

(ロ) 数量は種類別の個数を記載する。

なお、イ及びロの記載に当つては、船積地及び荷卸地ごとに、船積みするものの種類及び数量並びに荷卸しするものの種類及び数量を1個の放射性輸送物を単位として記載するとともに当該地を出港する際の現在量を上記と同様の方法で記載する。

（例　横浜港

船積み：二酸化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

荷卸し：六弗化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

出港時の現在量：二酸化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

六弗化ウラン○Kg

A型輸送物（第二種核分裂性輸送物）1個

医療用放射線源コバルト60○Kg

BM型輸送物1個　　）

(7) 積載場所及びその設備

船積地ごとに規則に定める積載方法、物質等の積載箇所（例、「第一船倉」）及び積付けに際し講じた措置等（例、「放射性輸送物の移動等を防止するため容器をボルトで固定した。」）を記載する。

(8) 積合せ貨物の品名及びその数量

規則第２条第１号の危険物が積合せ貨物となる場合には規則別表による品名及びその重量（Kg）を記載し、その他の場合には、概括的に商品、原料等総重量約○○トンと記載する。

(9) 運送中の保安対策

次に掲げる事項その他の物質等の船舶運送に伴う災害を防止して公共の安全を図るために必要な事項を記載する。

イ. 航海速力等航海の安全を確保するために必要な措置に関すること

ロ. 海上保安官署との連絡体制に関すること

ハ. 物質等への関係者以外の者の接近を防止するための措置に関すること

ニ. 物質等の盗取の防止等に関すること

ホ. 海難その他の異常事態が発生した場合の処置に関すること

3. 運送届の受理等について

(1) 運送届の受理

運送届の受理は、必要な書類の添付、規則第９１条の１５又は第９１条の２２の規定が適用される場合における運輸大臣の確認又は承認の有無（確認又は承認未済の場合を除く。）及び記載事項の誤り等の有無を確認の上行うものとし、運送届１通に届出を受理した旨を記載して届出者に交付するものとする。

4. 本部長の行う指示について

(1) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に係る船舶について、災害を防止して公共の安全を図るため有効適切な措置を講ずることができるよう常に次の指示を行うものとする。

イ. 全ての船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において海難その他の異常な事態が生じ又は生ずるおそれのある場合（以下「海難等の事態が生じた場合」という。）には直ちに、当該船舶の名称、海難等の事態が生じた場合の位置及び日時、海難等の事態の内容その他必要事項をもよりの海上保安官署に連絡し、当該海上保安官署の長の指示にしたがうこと

ロ. BM型輸送物若しくはBU型輸送物又は第３種核分裂性輸送物（以下「特定輸送物」という。）を運送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記4(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項の

うち本邦における到達港に関する事項、本邦における寄航港に関する事項、主たる経過地点に関する事項又は運送中の保安対策に関する事項に変更が生じ若しくは生ずるおそれのある場合又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合（以下「変更事項等が生じた場合」という。）には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示にしたがうこと。ただし、上記事項の変更が次に掲げる軽微なものにあつてはこの限りでない。

(イ) 到達港に関する事項については、入港予定日時及び陸揚予定日時の１時間以内の変更

(ロ) 寄航港に関する事項については、入港予定日時及び特定輸送物の荷役予定日時の１時間以内の変更

(ハ) 主たる経過地点に関する事項については本邦の領海に最初に入る場所に関する事項及び最後に出る場所に関する事項の変更並びにその他の経過地点に関する当該地点を中心とする半径１０海里以内の位置の変更及び通過予定日時の１時間以内の変更。ただし、狭水道及び船舶のふくそうする海域（海上交通安全法に定める航路を含む。）における経過地点に関する変更は除く。

ハ．特定輸送物以外のものを運送する船舶に対して指示する事項

船舶は、運送中において上記４(1)イ以外の事由により、運送届の記載事項のうち本邦における到達港若しくは本邦における寄航港に変更が生じ又は本部長が指示した事項を遵守できず若しくは遵守できないおそれのある場合（以下「変更事項等が生じた場合」という。）には、速やかに当該船舶の名称、変更事項等が生じた場合の位置及び日時、変更事項等の内容その他必要事項を運送届を提出した本部長に連絡し、当該本部長の指示にしたがうこと。

(2) 運送届を受理した本部長は、当該運送届に記載されている運送日時、経路、運送中の保安対策等を十分検討し、関係本部長の意見を勘案のうえ、災害を防止して公共の安全を図るため必要があると認めるときは、上記４(1)による指示のほか、狭視界時又は荒天時の避泊対策、夜間出入港の制限、物質等に対する見張人の配置等必要な事項について指示を行うことができる。

ただし、この場合における指示には、船舶の設備構造、荷役方法等規則の他の条項により規定されている事項は含まないものとする。

(3) 指示は、別添様式の指示書を運送届の届出者に交付することにより行うものとする。

なお、当該運送届に係る運送について、規則第９１条の１５又は第９１条の２２の規定が適用される場合には、当該運送届に係る指示は当該規定に基づく運輸大臣

の確認又は承認のあつた後に行うものとする。

5. 運送変更届について

運送の開始前に運送届の記載事項に変更が生じた場合には、届出者から運送届を受理した本部長に対し放射性物質等運送変更届（以下「変更届」という。）を速やかに提出することとなつているのでこの場合においては、運送届の場合に準じて処理を行うこととする。

別添様式

放射性物質等運送指示書

年　月　日

殿

第　管区海上保安本部長　㊞

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の２１第２項（同規則第９１条の２１第４項において準用する場合を含む。）の規定により放射性物質等の運送について次のとおり指示する。

運送予定期間	年　月　日から　年　月　日まで
船名	
船舶番号	
船長名	
指示事項	

参考資料１

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の２１により
運送届の提出を要する放射性輸送物

放射性輸送物の種類		非核分裂性	核分裂性		
			第１種 核分裂性輸送物	第２種 核分裂性輸送物	第３種 核分裂性輸送物
Ｌ型　輸送物			○	○	○
Ａ型　輸送物			○	○	○
Ｂ型輸送物	ＢＭ型 輸送物	○	○	○	○
	ＢＵ型 輸送物	○	○	○	○
規則第91条の22の規定により運輸大臣が承認したもの		○ 規則第９１条の３第３号に掲げる放射性物質等	○		

※　○印……届出が必要なもの

参考資料２

危険物船舶運送及び貯蔵規則第９１条の２１の運送形態別の適用状況表

1. 運送が本邦各港間において行われる場合

(1) 運送が一の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			一の管区海上保安本部の管轄区域		
運送の形態	経路	公海			
		領水			
	発航港等		○ 発航港	○ 寄航港	○ 到達港
運送届の提出先 提出期限			○ 運送開始の日の ２週間前まで		
運送届への記載			○	○	○

(2) 運送が二以上の管区海上保安本部の管轄する区域内において行われる場合

			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区	D管区	E管区
運送の形態	経路	公海					
		領水					
	発航港等		○ 発航港	○ 寄航港		○ 寄航港	○ 到達港
運送届の提出先 提出期限			○ 運送開始の日の ４週間前まで				
運送届への記載			○	○	○	○	○
運送に関係する管区海上保安本部			○	○	○	○	○

2. 運送が本邦から本邦外に向けて行われる場合

			本邦内			本邦外	
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区	B管区	C管区		
運送の形態	経路	公海					
		領水			㋑		
	発航港等		○発航港	○寄航港	○寄航港	○寄航港	○到達港
運送届の提出先提出期限			○ 運送開始の日の4週間前まで				
運送届への記載			○	○	○	○	○
			（主たる経過地点に関する事項は発航港から㋑点までの間を記載すればよい）			（主たる経過地点に関する事項は、この間は記載を要しない）	
運送に関係する管区海上保安本部			○	○	○		

3. 運送が本邦外から本邦に向けて行われる場合

(1) 運送船舶が本邦外から直接到達港に入港する場合

			本邦内	本邦外			
			管区海上保安本部の管轄する区域				
			A管区				
運送の形態	経路	公海					
		領水	㋑				
	発航港等		○到達港（本邦における最初の寄航港）	○寄航港	○寄航港	○寄航港	○発航港
運送届の提出先提出期限			○ 運送開始の日の4週間前まで				
運送届への記載			○	○	○	○	○
			（主たる経過地点に関する事項は㋑点から到達港までの間を記載すればよい）	（主たる経過地点に関する事項は、この間は記載を要しない）			
運送に関係する管区海上保安本部			○				

(2)　運送船舶が本邦の寄航港に入港した後本邦の到達港に至る場合

			本邦内 管区海上保安本部の管轄する区域 A管区	B管区	C管区	本邦外	
運送の形態	経路	公海					
		領水			㋑		
	発航港等		○到達港		○寄航港（本邦における最初の寄航港）	○寄航港	○発航港
運送届の提出先提出期限					○運送開始日の4週間前まで		
運送届への記載			○	○	○	○	○
			（主たる経過地点に関する事項は㋑点から到達港までの間を記載すればよい）			（主たる経過地点に関する事項は、その間は記載を要しない）	
運送に関係する管区海上保安本部			○	○	○		

(3)　本邦内には到達港がなく寄航港のみの場合

			本邦内 管区海上保安本部の管轄する区域 A管区	B管区	本邦外	
運送の形態	経路	公海				
		領水	㋺	㋑		
	発航港等		○寄航港	○寄航港（本邦における最初の寄航港）	○発航港	○到達港
運送届の提出先提出期限				○運送開始の日の4週間前まで		
運送届への記載			○	○	○	○
			（主たる経過地点に関する事項は㋑点から㋺点までの間を記載すればよい）		（主たる経過地点に関する事項は、その間は記載を要しない）	
運送に関係する管区海上保安本部			○	○		

○港則法（抄）

〔昭和二十三年七月十五日法律第百七十四号〕

最終改正　昭和五八年五月二六日法律第五八号

（法律の目的）

第一条　この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的とする。

（定義）

第三条

2　この法律において「特定港」とは、きつ水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港であつて、政令[1]で定めるものをいう。

第四章　危険物

第二十一条　爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

2　前項の危険物の種類は、命令[2]でこれを定める。

第二十二条　危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差支がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第二十三条　船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

2　港長は、前項に規定する作業が特定港内においてされることが不適当であると認めるときは、港の境界外において適当の場所を指定して前項の許可をすることができる。

3　前項の規定により指定された場所に停泊し、又は停留する船舶は、これを港の境界内にある船舶とみなす。

4　船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

第八章　罰則

第三十八条　左の場合にはその行為をした者は、これを六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第二十二条、第二十三条第一項若しくは第四項又は第三十七条の二第二項（第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定により準用する第二十一条第一項の規定に違反したとき。）

第四十二条　第四条、第六条、第八条第二項、第二十一条又は第三十五条の規定に違反したときは、その行為をした者は、これを一万円以下の罰金又は科料に処する。

(1)　港則法施行令第二条（別表第二）

(2)　港則法施行規則第十二条

○港則法施行令（抄）

〔昭和四十年六月二十二日政令第二百十九号〕

最終改正　昭和六〇年七月九日政令第二二〇号

（特定港）

第二条　法第三条第二項に規定する特定港は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第二条関係）

都道府県	特定港
北海道	根室、釧路、苫小牧、室蘭、函館、小樽、留萌、稚内
青森県	青森、むつ小川原、八戸
岩手県	釜石
宮城県	塩釜
秋田県	秋田船川
山形県	酒田
福島県	小名浜
茨城県	鹿島
千葉県	木更津、千葉
東京都	京浜
神奈川県	横須賀
新潟県	直江津、新潟、両津
富山県	伏木富山
石川県	七尾、金沢
福井県	敦賀、福井
静岡県	田子の浦、清水
愛知県	衣浦、名古屋
三重県	四日市
京都府	宮津、舞鶴
大阪府	阪南、大阪
兵庫県	尼崎、西宮芦屋、神戸、東播磨、姫路
和歌山県	田辺、和歌山下津
鳥取県 島根県	境
島根県	浜田
岡山県	宇野、水島
広島県	福山、尾道糸崎、呉、広島
山口県	岩国、柳井、徳山下松、三田尻、中関、宇部、萩
福岡県 山口県	関門

徳島県	小松島
香川県	坂出、高松
愛媛県	松山、今治、新居浜、三島川之江
高知県	高知
福岡県	博多、三池
佐賀県	唐津
佐賀県 長崎県	伊万里
長崎県	長崎、佐世保、厳原
熊本県	三角
大分県	大分
宮崎県	細島
鹿児島県	鹿児島、喜入、名瀬
沖縄県	金武中城、那覇

○港則法施行規則（抄）

〔昭和二十三年十月九日運輸省令第二十九号〕

最終改正　昭和六〇年七月九日運輸省令第二六号

（危険物の種類）

第十二条　法第二十一条〔危険物〕第二項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条〔用語〕第一号に定める危険物のうち、当該危険物の性状、危険の程度等を考慮して告示[1]で定めるものとする。

（許可の申請）

第十三条　法第二十二条〔危険物〕但書〔爆発物以外の危険物を積載する船舶の停泊の許可〕の規定による許可の申請は、停泊の目的及び期間、停泊を希望する場所並びに危険物の種類、数量及び保管方法を具して、これをしなければならない。

第十四条　法第二十三条〔危険物〕第一項の規定による許可の申請は、作業の種類、期間及び場所並びに危険物の種類及び数量を具してこれをしなければならない。

2　法第二十三条第四項の規定による許可の申請は、運搬の目的、方法、期間及び区間並びに危険物の種類及び数量を具して、これをしなければならない。

(1)　港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

○港則法施行規則の危険物の種類を定める告示（抄）

〔昭和五十四年九月二十七日運輸省告示第五百四十七号〕

最終改正　昭和五九年八月二五日運輸省告示第四四三号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十二条の告示で定める危険物は、別表のとおりとする。

別表

二　その他の危険物

危険物船舶運送及び貯蔵規則第二条第一号に定める危険物のうち、次に掲げるもの

ニ　放射性物質等

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

図　核燃料物質等の航空機輸送関係法令と体系

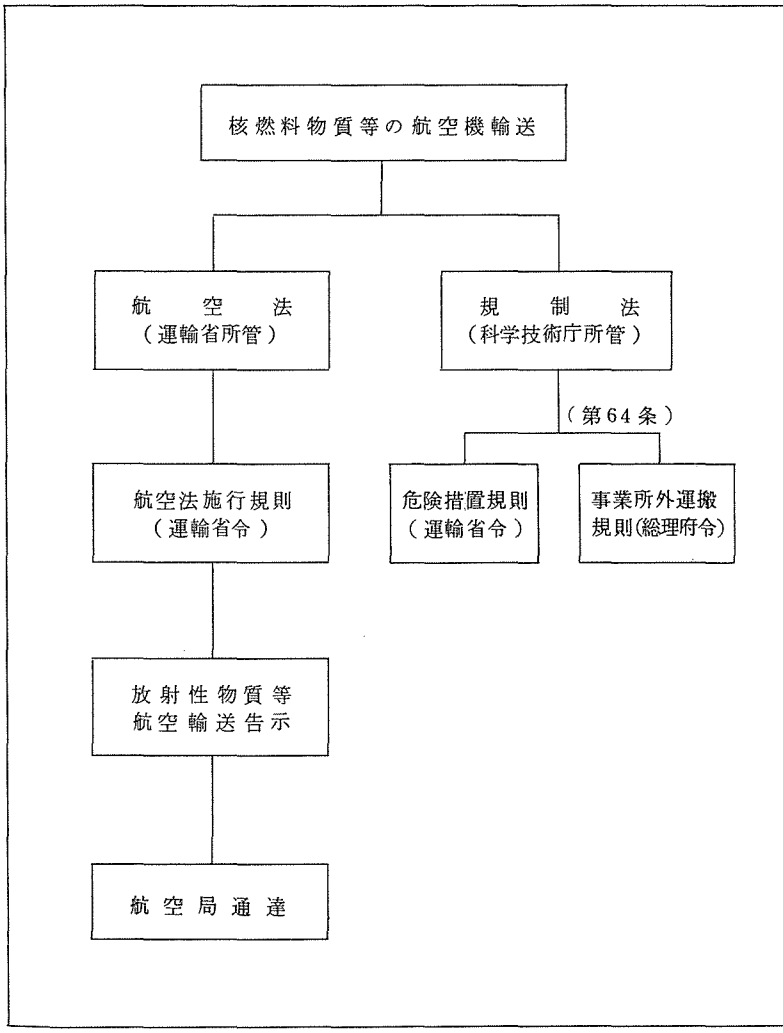

○航空法（抄）

〔昭和二十七年七月十五日
法律第二百三十一号〕

最終改正　昭和六〇年十二月二四日法律第一〇二号

（目的）

第一条　この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の秩序を確立し、もつて航空の発達を図ることを目的とする。

（爆発物等の輸送禁止）

第八十六条　爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令(1)で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

2　何人も、前項の物件を航空機内に持ち込んではならない。

(1)　航空法施行規則　第百九十四条

第八十六条の二　航空運送事業を経営する者は、貨物若しくは手荷物又は旅客の携行品その他航空機内に持ち込まれ若しくは持ち込まれようとしている物件について、形状、重量その他の事情により前条第一項の物件であることを疑うに足りる相当な理由がある場合は、当該物件の輸送若しくは航空機内への持ち込みを拒絶し、託送人若しくは所持人に対し当該物件の取卸しを要求し、又は自ら当該物件を取り卸すことができる。但し、自ら物件を取り卸すことができるのは、当該物件の託送人又は所持人がその場に居合わせない場合に限る。

2　運輸大臣は、航空の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、航空運送事業を経営する者に対し、前項の規定による措置を講ずべきことを命ずることができる。

（所定の航空従事者を乗り組ませない等の罪）

第百四十五条　航空機の使用者が左の各号の一に該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

十三　第八十六条〔爆発物等の輸送禁止〕第一項の規定に違反して、同項の物件を航空機で輸送したとき。

（技能証明書を携帯しない等の罪）

第百五十条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

六　第八十六条〔爆発物等の輸送禁止〕第二項の規定に違反して航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだ者

○航空法施行規則（抄）

〔昭和二十七年七月三十一日運輸省令第五十六号〕

最終改正　昭和六一年一一月二二日運輸省令第三九号

（輸送禁止の物件）

第百九十四条　法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件は、次の各号に掲げるものとする。

九　放射性物質等　放射性物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項の放射性同位元素及び薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品又は同条第四項に規定する医療用具に装備されている物質であつて電離作用を有する放射線を自然に放射するものをいう。）及びこれによつて汚染された物件であつて、放射能濃度が〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラム以上のもの

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる物件は、法第八十六条第一項の運輸省令で定める物件に含まれないものとする。

二　告示(1)で定める放射性物質等であつて次に掲げるところに従つて輸送するもの

イ　告示(2)で定める放射性物質等にあつては、次の(1)、(2)及び(3)に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ次の(1)、(2)若しくは(3)に掲げる種類の放射性輸送物（放射性物質等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）とし、又は告示(3)で定めるところにより運輸大臣の承認を受けて次の(1)、(2)及び(3)に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物とすること。

(1)　危険性が極めて少ない放射性物質等として告示(4)で定めるもの　L型輸送物

(2)　告示(5)で定める量を超えない量の放射能を有する放射性物質等（(1)に掲げるものを除く。）　A型輸送物

(3)　(2)の告示で定める量を超える量の放射能を有する放射性物質等（(1)に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

ロ　告示(6)で定める放射性輸送物に関する技術上の基準その他の基準に従うこと。

ハ　イ(3)に掲げるBM型輸送物又はBU型輸送物にあつては、ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準に適合していることについて、積載前に、告示(7)で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。ただし、本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送されるBU型輸送物であつて告示(8)で定めるもののうち、告示で定める外国の法令による確認を受けたものについては、この限りでない。

ニ　臨界防止のための措置が特に必要な放射性物質等として告示(9)で定めるものが収納され、又は包装されている放射性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）にあつては、告示(10)で定める輸送制限個数（一箇所に集積する核分裂性輸送物の個数の限度として定められる数をいう。）及び配列方法に応じ告示(10)で定められた核分裂性輸送物の種類のいずれに該当するかについて、積載前に、告示(7)で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。

ホ　ＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物又は核分裂性輸送物にあつては、ロの告示で定める基準（放射性輸送物に関する技術上の基準に関するものを除く。）に適合していることについて、告示(11)で定めるところにより運輸大臣の確認を受けていること。

3　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第五十九条の二第二項（同法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による内閣総理大臣の確認（同法第六十一条の四十二の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。）又は危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第九十一条の九第一項の規定による運輸大臣の確認を受けた場合は、前項第二号又はニの確認を受けたものとみなす。

4　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第十八条の二第二項の規定による科学技術庁長官の確認（同法第四十一条の十の規定による指定運搬物確認機関の確認を含む。）を受けた場合は、第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。

航空法施行規則（抄）

(1)	放射性物質等航空輸送告示	第二条
(2)	〃	第三条
(3)	〃	第二十五条
(4)	〃	第四条
(5)	〃	第五条
(6)	〃	第六条
(7)	〃	第七条
(8)	〃	第八条
(9)	〃	第九条
(10)	〃	第十条
(11)	〃	第十二条

○航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

〔昭和五十二年十一月十七日運輸省告示第五百八十七号〕

改正　昭和五五年一〇月二四日運輸省告示第五一四号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第二号の規定に基づき、航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示を次のように定める。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

2　この告示において「専用積載」とは、航空機が一の荷送人によつて専用され、かつ、輸送する物件の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

3　この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

（輸送許容放射性物質等）

第二条　規則第百九十四条第二項第二号本文の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一　自然発火性の液体状の放射性物質等

二　フィルタを用いて内部の気体のろ過を行う構造の容器、機械的冷却装置を用いて放射性物質等の冷却を行う構造の容器その他輸送中特別な操作を行う必要のある構造の容器に収納することが必要な放射性物質等

三　規則第百九十四条第二項第二号イ(3)のBM型輸送物とした場合に、連続換気を行う必要のある放射性物質等

（放射性輸送物として輸送しなければならない放射性物質等）

第三条　規則第百九十四条第二項第二号イ本文の告示で定める放射性物質等は、次に掲げる放射性物質等以外のものとする。

一　放射性物質等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性物質の放射能面密度が、次の表の上欄に掲げる放射性物質の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

アルファ線を放出する放射性物質	十万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性物質	一万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル

ニ　内部の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度の百倍を超えないこと。

ホ　表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　放射性物質等を輸送した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　放射性物質によって汚染された物件（空容器を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「放射性汚染物」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　放射性物質の放射能濃度が、一グラム当たり別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量の一万分の一を超えないこと。

ハ　専用積載で輸送すること。

ニ　通常の輸送状態で、放射性物質が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ホ　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ト　雨水等が容易に浸透しないように措置されていること。

（L型輸送物として輸送できる放射性物質等）

第四条　規則第百九十四条第二項第二号イ(1)の放射性物質等として告示で定めるものは、次の各号の一に該当する放射性物質等とする。ただし、爆発性の放射性物質等、自然発火性の放射性物質等であつて液体状のもの以外のもの並びに第一号及び第二号に掲げる放射性物質等であつて、ウラン二三五及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質のうち、ウラン二三五の量が十五グラムを超えるものを除く。

一　放射性物質等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの

放射性物質等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性物質等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

固体	一辺が〇・五センチメートル以上であること。	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の千分の一	
	ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性物質等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬（せき）試験を行つた場合に水中への放射性物質の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを超えないものであること。	特別形放射性物質等以外のもの	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性物質の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の千分の一

液体	水トリチウム	一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー未満のもの	千キュリー
		一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー以上一キュリー未満のもの	百キュリー
		一リットル当たりの放射能が一キュリー以上のもの	一キュリー
	その他のもの		A_2値の一万分の一
気体	トリチウム		二十キュリー
	その他のもの	特別形放射性物質等	A_1値の千分の一
		特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の千分の一

二　時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性物質等であつて、次に掲げる要件に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）

イ　機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性物質等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる量を超えないこと。

放射性物質等の区分		放射能の量
固体	特別形放射性物質等	A_1値の百分の一
	特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の百分の一
液体	トリチウム水	――――――
	その他のもの	A_2値の千分の一
気体	トリチウム	二十キュリー
	その他のもの　特別形放射性物質等	A_1値の千分の一
	その他のもの　特別形放射性物質等以外のもの	A_2値の千分の一

ロ　収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

三　機器等を構成する天然ウラン、劣化ウラン若しくは天然トリウム又はこれらの化合物であつて、次に掲げる要件に適合するもの（前二号に掲げるものを除く。）

イ　機器等に他の放射性物質等が含まれないこと。

ロ　不活性材料で完全に覆われていること。

（A型輸送物として輸送できる放射性物質等の量の限度）

第五条　規則第百九十四条第二項第二号イ(2)の告示で定める量は、次の表の上欄に掲げる放射性物質等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性物質等 特別形放射性物質等以外のもの	A_1値 A_2値

（放射性輸送物の基準）

第六条　規則第百九十四条第二項第二号ロの告示で定める放射性輸送物に関する技術上の基準は次のとおりとする。

一　L型輸送物

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　容易に、かつ、安全に取扱うことができること。

ハ　輸送中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、亀裂、破損等の生ずるおそれがないこと。

ニ　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合にそれが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

ホ　表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

二　A型輸送物

イ　前号イ、ロ、ハ、ニ及びヘに定める基準に適合すること。

ロ　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

ハ　放射性物質等の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

ニ　別記第二に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　放射性物質の漏えいがないこと。

(2)　表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないこと。

三　BM型輸送物

イ　前号イ、ロ及びハに定める基準に適合すること。

ロ　別記第三に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　前号ニ(2)の基準

(2)　放射性物質の一時間当たりの漏えい量がA_2値（漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、非圧縮状態における値とする。）の百万分の一を超えないこと。

(3)　表面の温度が日陰において五十度（専用積載として輸送する放射性輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において八十二度）を超えないこと。

(4)　表面の放射性物質の放射能面密度が許容表面密度を超えないこと。

ハ　別記第四に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率が千ミリレム毎時を超えないこと。

(2)　放射性物質の一週間当たりの漏えい量がA_2値（漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、非圧縮状態における値とする。ただし、クリプトン八五については、一万キュリーとする。）を超えないこと。

四　BU型輸送物

イ　第二号イ、ロ及びハに定める基準に適合すること。

ロ　別記第五に定める条件の下に置くこととした場合に、前号ロ(1)、(2)、(3)及び(4)に定める基準に適合すること。

ハ　別記第六に定める条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる基準に適合すること。

(1)　前号ハ(1)の基準

(2)　放射性物質の一週間当たりの漏えい量がA_2値（漏えいする放射性物質の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、非圧縮状態における値とする。）の千分の一を超えないこと。

ニ　フィルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却が行われる構造であること。

ホ　最高使用圧力（放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置をとらない場合に当該放射性輸送物内に生ずる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七キログラム毎平方センチメートルを超えないこと。

（放射性輸送物の安全の確認）

第七条　規則第百九十四条第二項第二号ハ又はニの規定による確認は、次の各号の一に該当する場合には、関係書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

一　核分裂性輸送物について、運輸大臣の適当と認める者が作成した、前条第三号若しくは第四号に定める技術上の基準及び第十条第一項各号の一に定める要件に適合する旨を証する書面又は同項各号の一に定める要件に適合する旨を証する書面の提出があつた場合

二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物について、運輸大臣の指定する者により前条第三号又は第四号に定める技術上の基準に適合する旨の確認がなされる場合

三　放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

（本邦外輸送の場合等における特例に係る放射性輸送物）

第八条　規則第百九十四条第二項第二号ハのBU型輸送物であつて告示で定めるものは、BU型輸送物であつて第十条第一項に規定する第三種核分裂性輸送物であるもの以外のものとする。

（核分裂性物質）

第九条　規則第百九十四条第二項第二号ニの放射性物質等として告示で定めるものは、ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九、プルトニウム二四一及びこれらの化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質であつて、次の各号の一に該当するもの以外のものとする。

一　ウラン二三三、ウラン二三五、プルトニウム二三八、プルトニウム二三九若しくはプルトニウム二四一の量又はこれらの物質の量の合計が十五グラムを超えない放射性物質

二　天然ウラン又は劣化ウラン（熱中性子炉で照射されたものを含む。）

（核分裂性輸送物の要件等）

第十条　規則第百九十四条第二項第二号ニの核分裂性輸送物は、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物の三種とし、その要件は、第一号から第三号までに定めるところによる。

一　第一種核分裂性輸送物　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第二第一号に定める条件（以下この条において「甲条件」という。）の下に置いたもの及び当該核分裂性輸送物と同一のものであつて別記第四第一号から第三号までに定める条件（以下この条において「乙条件」という。）の下に置いたものを、それぞれ任意の配列方法で任意の個数積載することとした場合に臨界に達しないものであること。

二　第二種核分裂性輸送物　次の場合に臨界に達しないものであ

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

ること。

イ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて甲条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の五倍に相当する個数積載することとした場合

ロ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて乙条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数の二倍に相当する個数積載することとした場合

三　第三種核分裂性輸送物　次の場合に臨界に達しないものであること。

イ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて甲条件の下に置いたものを、特定の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数並べた集積とし、当該集積を二組近接させることとした場合

ロ　当該核分裂性輸送物と同一のものであつて乙条件の下に置いたものを、任意の配列方法で当該核分裂性輸送物の輸送制限個数に等しい個数積載することとした場合

2　核分裂性輸送物は、規則第百九十四条第二項第二号イの規定による放射性輸送物として輸送し、かつ、第一種核分裂性輸送物、第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物として輸送しなければならない。

第十一条　削　除

（輸送の安全の確認）

第十二条　規則第百九十四条第二項第二号ホの規定による確認は、当該放射性輸送物が運輸大臣が指定する者により輸送されるときは、又は本邦外から本邦内へ若しくは本邦外の間を輸送されるときは、積載前に当該輸送がこの告示に規定する基準に適合していることを証する書面を提出させ、当該書面を審査することにより行うことができる。

（取扱場所）

第十三条　放射性輸送物（L型輸送物を除く。以下この条において同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。

（積載方法）

第十四条　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（この条、第十六条及び第二十条において「放射性輸送物等」という。）は、輸送中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

2　放射性輸送物等は、旅客、航空機乗組員又は客室乗務員が通常使用する区画に積載してはならない。

（臨界の防止）

第十五条　核燃料物質の輸送は、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように措置して行わなければならない。

（混載制限）

第十六条　表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別

の措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2　放射性輸送物等は、火薬類、高圧ガス、腐蝕性液体、引火性液体その他放射性輸送物の安全な輸送を損なうおそれのある物件と混載してはならない。

（コンテナに係る放射線量率等）

第十七条　放射性輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率は、表面において二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　放射性輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度は、許容表面密度を超えてはならない。

（輸送指数）

第十八条　放射性輸送物（表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないものであつて、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外のものを除く。以下この項において同じ。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性輸送物にあつては、当該放射性輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　放射性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納されている放射性輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該値と五十のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の放射性輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）を専用積載で輸送する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

（積載限度等）

第十九条　放射性輸送物が収納されている一のコンテナの輸送指数は五十を超えてはならない。

2　一の航空機に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されてい

るものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。ただし、放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合であつて、次の各号に定める基準に適合するときはこの限りでない。

一　放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計が二百を超えないこと。

二　第二種核分裂性輸送物又は第三種核分裂性輸送物について、五十を当該核分裂性輸送物の輸送制限個数で除して得た値の合計が五十を超えないこと。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第二十条　放射性輸送物等（L型輸送物又はL型輸送物が収納されているコンテナを除く。）を輸送する場合には、取扱方法その他輸送に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（BM型輸送物の輸送条件）

第二十一条　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合には、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。以下同じ。）によりしなければならない。

2　BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを貨物機に積込み、又は貨物機から取卸す場合は、放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者を立会わせ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

3　前項の立会いは放射線測定器及び保護具を携行して行わせなければならない。

（BM型輸送物及びBU型輸送物の輸送条件）

第二十二条　BM型輸送物及びBU型輸送物を輸送する場合には、その表面の温度が五十度を超えないように措置しておかなければならない。

（標識又は表示）

第二十三条　次の表の上欄に掲げる放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

一　L型輸送物（核分裂性輸送物を除く。）	「放射性」の文字又は「RADIOACTIVE」の文字の表示	放射性輸送物の表面
二　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物（L型輸送物を除く。）又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所

三　次に掲げる放射性輸送物 イ　核分裂性輸送物以外の放射性輸送物又は第一種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの ロ　第二種核分裂性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所	
五　第一号又は第二号に掲げる放射性輸送物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面	
六　第一号及び第二号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物（第三種核分裂性輸送物を除く。）が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面	
七　放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面	

2　放射性輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

3　次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物　総重量

二　A型輸送物「A型」の文字又は「TYPE A」の文字

三　BM型輸送物及びBU型輸送物「B型」の文字又は「TYPE B」の文字

4　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第四号様式）を明確に表示しな

ければならない。

5　放射性輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

（放射性輸送物としないで輸送できる放射性物質等の輸送の基準）

第二十四条　放射性汚染物（表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないものを除く。以下この項において同じ。）及び放射性汚染物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　放射性汚染物にあつては、当該放射性汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

二　放射性汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている放射性汚染物について前号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

3　次の表の上欄に掲げる放射性汚染物又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
二　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる放射性汚染物以外の放射性汚染物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる放射性汚染物又は空容器のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
五　第二号又は第三号に掲	第二類黄標識	コンテナの四

げる放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、輸送指数が一を超えないもの	（第二号様式）	側面
六　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

4　放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナを専用積載で輸送する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

5　空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

6　放射性汚染物が収納されているコンテナには、放射性汚染物以外の物件を収納してはならない。

7　一の航空機に積載する放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の航空機に積載する放射性輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、二百を超えてはならない。

8　第十四条、第十六条及び第十七条の規定は、空容器を輸送する場合に準用する。この場合において、第十四条第一項及び第十七条中「放射性輸送物」とあるのは「空容器」と、第十四条第二項及び第十六条中「放射性輸送物等」とあるのは「空容器又は空容器が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

9　第十三条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条第一項及び第二十条の規定は、放射性汚染物を輸送する場合に準用する。この場合において、第十三条、第十四条第一項、第十七条及び第十九条第一項中「放射性輸送物」とあるのは「放射性汚染物」と、第十四条第二項、第十六条及び第二十条中「放射性輸送物等」とあるのは「放射性汚染物又は放射性汚染物が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

第二十四条の二　放射性物質等の輸送は、その日時及び経路が、当該放射性物質等の安全な輸送のために適切なものでなければならない。

（規則第百九十四条第二項第二号イの承認）

第二十五条　規則第百九十四条第二項第二号イの承認は、次に掲げる要件に適合する旨を承認することにより行うものとする。

一　当該放射性物質等をL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物又はBU型輸送物として輸送することが著しく困難であること。

二　安全な輸送を確保するため必要な措置がとられており、そのため当該輸送が安全上支障がないこと。

2　前項の場合において、放射性輸送物の最大放射線量率は、表面

において千ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

（特別措置）

第二十六条　第十七条又は第十九条の規定に従つて輸送することが著しく困難な場合であつて、安全な輸送を確保するために必要な措置をとり、かつ、運輸大臣のこれらの規定によらないで輸送しても安全上支障がない旨の承認を受けたときは、これらの規定によらないことができる。

（特別措置等に係る標識）

第二十七条　第二十五条又は前条の規定により放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合には、専用積載で輸送しなければならず、また、第二十三条第一項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあつては、四側面）に第三類黄標識（第三号様式）を付さなければならない。

2　前項の規定による標識には、「専用積載」の文字又は「FULL LOAD」の文字を表示しなければならない。

附　則

この告示は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附　則

この告示は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性物質の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性物質の種類	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値）単位 Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値）単位 Ci
1	^{3}H（気体状のもの、放射線発光塗料であるもの、固体に吸収された形状のもの、トリチウム水であるもの）	1,000	1,000
1	^{3}H（その他のもの）	20	20
4	^{7}Be	300	300
6	^{14}C	1,000	100
9	^{18}F	20	20
11	^{22}Na	8	8
11	^{24}Na	5	5
12	^{28}Mg	6	6
14	^{31}Si	100	100
15	^{32}P	30	30
16	^{35}S	1,000	300
17	^{36}Cl	300	30
17	^{38}Cl	10	10
18	^{37}Ar	1,000	1,000
18	^{41}Ar	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）1	20 1
19	^{42}K	10	10
20	^{45}Ca	1,000	40
20	^{47}Ca	20	20
21	^{46}Sc	8	8
21	^{47}Sc	200	200
21	^{48}Sc	5	5
23	^{48}V	6	6
24	^{51}Cr	600	600
25	^{52}Mn	5	5

25	^{54}Mn	20	20
25	^{56}Mn	5	5
26	^{52}Fe	6	6
26	^{55}Fe	1,000	1,000
26	^{59}Fe	10	10
27	^{56}Co	5	5
27	^{57}Co	90	90
27	^{58m}Co	1,000	1,000
27	^{58}Co	20	20
27	^{60}Co	7	7
28	^{59}Ni	1,000	900
28	^{63}Ni	1,000	100
28	^{65}Ni	10	10
29	^{64}Cu	80	80
30	^{65}Zn	30	30
30	^{69m}Zn	40	40
30	^{69}Zn	300	300
31	^{72}Ga	7	7
32	^{71}Ge	1,000	1,000
33	^{73}As	1,000	400
33	^{74}As	20	20
33	^{76}As	10	10
33	^{77}As	300	300
34	^{75}Se	40	40
35	^{82}Br	6	6
36	^{85m}Kr	(非圧縮状態) 100 (圧縮状態) 3	100 3
36	^{85}Kr	(非圧縮状態) 1,000 (圧縮状態) 5	1,000 5
36	^{87}Kr	(非圧縮状態) 20 (圧縮状態) 6×10^{-1}	20 6×10^{-1}
37	^{86}Rb	30	30
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
38	^{85m}Sr	80	80
38	^{85}Sr	30	30
38	^{87m}Sr	50	50
38	^{89}Sr	100	40

38	^{90}Sr	10	4×10^{-1}
38	^{91}Sr	10	10
38	^{92}Sr	10	10
39	^{90}Y	10	10
39	^{91m}Y	30	30
39	^{91}Y	30	30
39	^{92}Y	10	10
39	^{93}Y	10	10
40	^{93}Zr	1,000	200
40	^{95}Zr	20	20
40	^{97}Zr	20	20
41	^{93m}Nb	1,000	200
41	^{95}Nb	20	20
41	^{97}Nb	20	20
42	^{99}Mo	100	100
43	^{96m}Tc	1,000	1,000
43	^{96}Tc	6	6
43	^{97m}Tc	1,000	200
43	^{97}Tc	1,000	400
43	^{99m}Tc	100	100
43	^{99}Tc	1,000	80
44	^{97}Ru	80	80
44	^{103}Ru	30	30
44	^{105}Ru	20	20
44	^{106}Ru	10	7
45	^{103m}Rh	1,000	1,000
45	^{105}Rh	200	200
46	^{103}Pd	1,000	700
46	^{109}Pd	100	100
47	^{105}Ag	40	40
47	^{110m}Ag	7	7
47	^{111}Ag	100	100
48	^{109}Cd	1,000	70
48	^{115m}Cd	30	30
48	^{115}Cd	80	80
49	^{113m}In	60	60

49	^{114m}In	30	20
49	^{115m}In	100	100
50	^{113}Sn	60	60
50	^{125}Sn	10	10
51	^{122}Sb	30	30
51	^{124}Sb	5	5
51	^{125}Sb	40	30
52	^{125m}Te	1,000	100
52	^{127m}Te	300	40
52	^{127}Te	300	300
52	^{129m}Te	30	30
52	^{129}Te	100	100
52	^{131m}Te	10	10
52	^{132}Te	7	7
53	^{125}I	1,000	70
53	^{126}I	40	10
53	^{129}I	1,000	2
53	^{131}I	40	10
53	^{132}I	7	7
53	^{133}I	30	30
53	^{134}I	8	8
53	^{135}I	10	10
54	^{131m}Xe	(非圧縮状態) 100 (圧縮状態) 10	100 10
54	^{133}Xe	(非圧縮状態) 1,000 (圧縮状態) 5	1,000 5
54	^{135}Xe	(非圧縮状態) 70 (圧縮状態) 2	70 2
55	^{131}Cs	1,000	1,000
55	^{134m}Cs	1,000	1,000
55	^{134}Cs	10	10
55	^{135}Cs	1,000	100
55	^{136}Cs	7	7
55	^{137}Cs	30	20
56	^{131}Ba	40	40
56	^{133}Ba	40	10
56	^{140}Ba	20	20

57	^{140}La	30	30
58	^{139}Ce	100	100
58	^{141}Ce	300	200
58	^{143}Ce	60	60
58	^{144}Ce	10	7
59	^{142}Pr	10	10
59	^{143}Pr	300	200
60	^{147}Nd	100	100
60	^{149}Nd	30	30
61	^{147}Pm	1,000	80
61	^{149}Pm	100	100
62	^{147}Sm	制限なし	制限なし
62	^{151}Sm	1,000	90
62	^{153}Sm	300	300
63	^{152m}Eu（物理的半減期が9.2時間のもの）	30	30
63	^{152}Eu（物理的半減期が13年のもの）	20	20
63	^{154}Eu	10	5
63	^{155}Eu	400	90
64	^{153}Gd	200	100
64	^{159}Gd	300	300
65	^{160}Tb	20	20
66	^{165}Dy	100	100
66	^{166}Dy	1,000	200
67	^{166}Ho	30	30
68	^{169}Er	1,000	300
68	^{171}Er	50	50
69	^{170}Tm	300	40
69	^{171}Tm	1,000	100
70	^{175}Yb	400	400
71	^{177}Lu	300	300
72	^{181}Hf	30	30
73	^{182}Ta	20	20
74	^{181}W	200	100

74	^{185}W	1,000	100
74	^{187}W	40	40
75	^{186}Re	100	100
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	10	10
76	^{185}Os	20	20
76	^{191m}Os	200	200
76	^{191}Os	600	400
76	^{193}Os	100	100
77	^{190}Ir	10	10
77	^{192}Ir	20	20
77	^{194}Ir	10	10
78	^{191}Pt	100	100
78	^{193}Pt	200	200
78	^{197m}Pt	300	300
78	^{197}Pt	300	300
79	^{193}Au	200	200
79	^{196}Au	30	30
79	^{198}Au	40	40
79	^{199}Au	200	200
80	^{197m}Hg	200	200
80	^{197}Hg	200	200
80	^{203}Hg	80	80
81	^{200}Tl	20	20
81	^{201}Tl	200	200
81	^{202}Tl	40	40
81	^{204}Tl	300	30
82	^{210}Pb	100	2×10^{-1}
82	^{212}Pb	6	5
83	^{206}Bi	5	5
83	^{207}Bi	10	10
83	^{210}Bi	100	4
83	^{212}Bi	6	6
84	^{210}Po	200	2×10^{-1}
85	^{211}At	200	7
86	^{222}Rn	10	2

88	^{223}Ra	50	2×10^{-1}
88	^{224}Ra	6	5×10^{-1}
88	^{226}Ra	10	5×10^{-2}
88	^{228}Ra	10	5×10^{-2}
89	^{227}Ac	1,000	3×10^{-3}
89	^{228}Ac	10	4
90	^{227}Th	200	2×10^{-1}
90	^{228}Th	6	8×10^{-3}
90	^{230}Th	3	3×10^{-3}
90	^{231}Th	1,000	1,000
90	^{232}Th	制限なし	制限なし
90	^{234}Th	10	10
90	Th（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
91	^{230}Pa	20	8×10^{-1}
91	^{231}Pa	2	2×10^{-3}
91	^{233}Pa	100	100
92	^{230}U	100	1×10^{-1}
92	^{232}U	30	3×10^{-2}
92	^{233}U	100	1×10^{-1}
92	^{234}U	100	1×10^{-1}
92	^{235}U	100	2×10^{-1}
92	^{236}U	200	2×10^{-1}
92	^{238}U	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%未満のもの）	制限なし	制限なし
92	U（天然の混合比を超えるものであつて濃縮度が20%以上のもの）	100	1×10^{-1}

92	U（天然の混合比に達しないもの）	制限なし	制限なし
93	^{237}Np	5	5×10^{-3}
93	^{239}Np	200	200
94	^{238}Pu	3	3×10^{-3}
94	^{239}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{240}Pu	2	2×10^{-3}
94	^{241}Pu	1,000	1×10^{-1}
94	^{242}Pu	3	3×10^{-3}
95	^{241}Am	8	8×10^{-3}
95	^{243}Am	8	8×10^{-3}
96	^{242}Cm	200	2×10^{-1}
96	^{243}Cm	9	9×10^{-3}
96	^{244}Cm	10	1×10^{-2}
96	^{245}Cm	6	6×10^{-3}
96	^{246}Cm	6	6×10^{-3}
97	^{249}Bk	1,000	1
98	^{249}Cf	2	2×10^{-3}
98	^{250}Cf	7	7×10^{-3}
98	^{252}Cf	2	9×10^{-3}

別表第2（第3条、第4条関係）

種類が明らかであつて一種類であり、かつ、別表第1に掲げる放射性物質以外の放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
1　放出する放射線が一種類の場合（2に該当する場合を除く。） イ　アルファ線を放出する放射性物質の場合		

(1) 半減期が千日未満である場合	1,000（原子番号が82以上のものである場合は、2）	3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(2) 半減期が千日以上百万年以下である場合	50（原子番号が82以上のものである場合は、2）	5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(3) 半減期が百万年を超える場合	1,000	3
ロ ベータ線を放出する放射性物質の場合		半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
(1) 最大エネルギーが0.5MeV未満である場合	1,000	
(2) 最大エネルギーが0.5MeV以上1MeV未満である場合	300	
(3) 最大エネルギーが1MeV以上1.5MeV未満である場合	100	
(4) 最大エネルギーが1.5MeV以上2MeV未満である場合	30	
(5) 最大エネルギーが2MeV以上である場合	10	
ハ ガンマ線を放出する放射性物質の場合	$\frac{9}{\Gamma}$（1,000を超えるものにあつては、1,000）	$\frac{9}{\Gamma}$とロの第三欄に掲げる数量のうちいずれか小さいもの
ニ エックス線を放出する放射性物質の場合	1,000（原子番号が56以上のものである場合は、200）	半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
2 放出する放射線が一	親核種及び娘核種に対	親核種及び娘核種に対

種類であり、当該放射性物質が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性物質（以下「娘核種」という。）の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内である場合	する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3　放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
4　放出する放射線が二種類以上あり、当該放射性物質の半減期が娘核種の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考　Γは、当該放射性物質が1キユリーの場合において、当該放射性物質から1メートル離れた位置における最大放射線量率をレントゲン毎時で表した値を示す。

別表第3（第3条、第4条関係）

種類が一種類であり、かつ、種類が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
原子番号82以上の放射性物質が含まれていない場合	10	4×10^{-1}
原子番号82以上の放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}

別表第4（第3条、第4条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部が明らかでない放射性物質の場合又は種類の一部が明らかであつて種類別の数量の全部が明らかでない放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
1 アルファ線を放出する放射性物質が含まれている場合	2	2×10^{-3}
2 アルファ線を放出する放射性物質が含まれていない場合（3に該当する場合を除く。）	2	4×10^{-1}
3 核分裂生成物である場合（1に該当する場合を除く。）	10	4×10^{-1}

別表第5（第3条、第4条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性物質の場合（別表第6に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 単位 Ci
放射性物質の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たす $x_1, x_2, \cdots, x_n$ 及び y の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} + \frac{y}{Y} = 1$
放射性物質の種類及び種類別の数量の全部が明らかである場合	次の算式を満たす $x_1, x_2, \cdots, x_n$ の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考　$x_1, x_2 \cdots\cdots, x_n$ は種類及び種類別の数量が明らかな各放射性物質の数

量（キュリー）を、$X_1, X_2, \cdots\cdots, X_n$ はそれぞれ$x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n$に係る各放射性物質に対する別表第１又は別表第２に掲げる数量（キュリー）を、ｙは種類又は種類別の数量が明らかでない放射性物質の数量（キュリー）を、Ｙは、ｙに係る放射性物質の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第１又は別表第２に掲げる数量（キュリー）のうち最小のものを、ｙに係る放射性物質の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはｙに係る放射性物質に対する別表第３に掲げる数量（キュリー）を示す。

別表第６（第３条、第４条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性物質の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性物質等である場合の数量（A_1値） 単位　Ci	特別形放射性物質等以外の放射性物質等である場合の数量（A_2値） 単位　Ci
その系列のすべての放射性物質（親核種を除く。）の半減期が十日を超えず、かつ、親核種の半減期よりも短い場合	親核種に対する別表第１又は別表第２の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第１又は別表第２の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その半減期が十日を超え、又は親核種の半減期よりも長いものがある場合	次の算式を満たす$x_1, x_2, \cdots, x_n$の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$	次の算式を満たす$x_1, x_2, \cdots, x_n$の数量 $\frac{x_1}{X_1} + \frac{x_2}{X_2} + \cdots + \frac{x_n}{X_n} = 1$

備考　$x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n$はその原子核の崩壊連鎖の系列に属する各放射性物質の数量（キュリー）を、$X_1, X_2 \cdots\cdots, X_n$ はそれぞれ$x_1, x_2, \cdots\cdots, x_n$に係る各放射性物質に対する別表第１又は別表第２に掲げる数量（キュリー）を示す。

別記第一（第四条関係）特別形放射性物質等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする放射性物質等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八百度の空気中に十分間置くこと。

五　浸漬試験

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示

イ　固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された放射性物質等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三十度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第六条、第十条関係）A型輸送物に係る条件

一　条件

イ　五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五千キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラムを超え一万キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラムを超え一万五千キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラムを超

えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2)　その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に〇・一三キログラム毎平方センチメートルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(3)　重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二　液体状又は気体状の放射性物質等に係る追加条件

イ　液体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該放射性輸送物に係る容器に収納することができる放射性物質等の量の二倍以上の量の放射性物質等を吸収することができる吸収材を備えている放射性輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納し、若しくは包装することができる放射性物質等をすべて吸収することとした場合においても表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないものは、この限りでない。

(1)　九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2)　前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ　気体状の放射性物質等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第六条関係）ＢＭ型輸送物に係る条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第六条、第十条関係）ＢＭ型輸送物に係る条件

一　第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ　九メートルの高さから落下させること。

ロ　垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二　温度八百度の環境に三十分間置くこと。

三　深さ十五メートルの水中に八時間浸漬（せき）させること。

四　野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

備考　第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五（第六条関係）ＢＵ型輸送物に係る条件

一　別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第六条関係）ＢＵ係型輸送物に係る条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

第1号様式（第23条，第24条関係）

第一類白標識

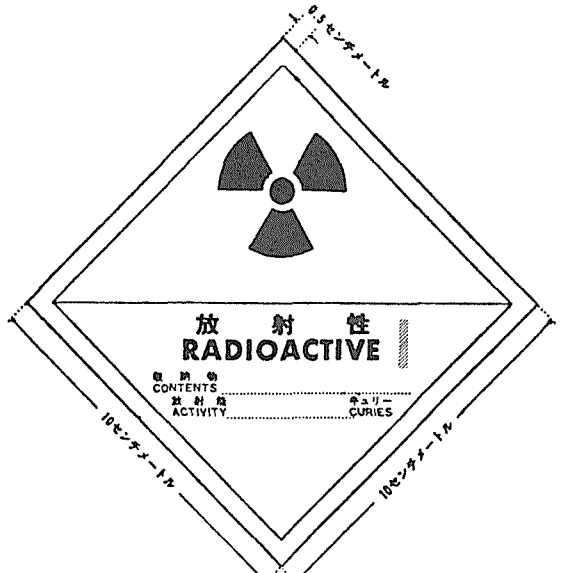

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第2号様式（第23条，第24条関係）

第二類黄標識

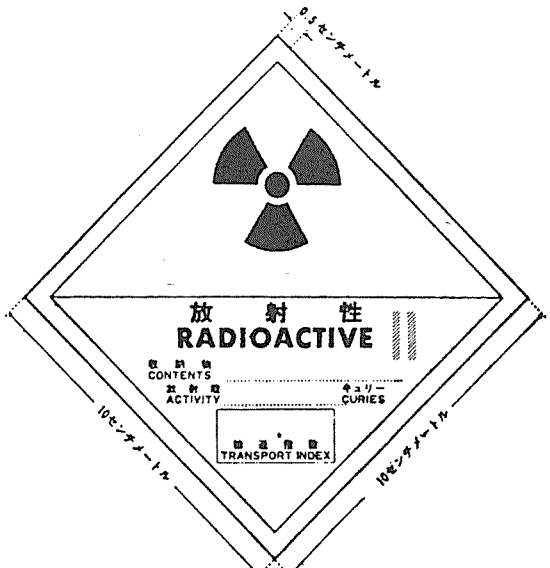

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第3号様式（第23条，第24条，第27条関係）

第三類黄標識

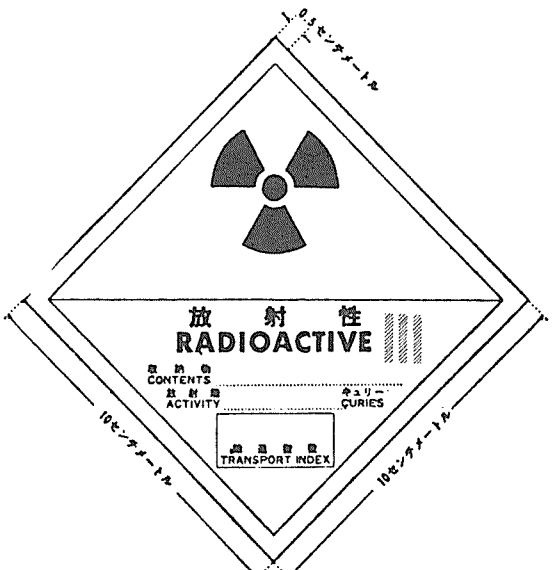

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性物質等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

4　放射能は、キュリー単位で表すこと。

5　色彩は、次表によるものとする。

部分	色彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区分線	黒

第4号様式（第23条関係）

三葉マーク

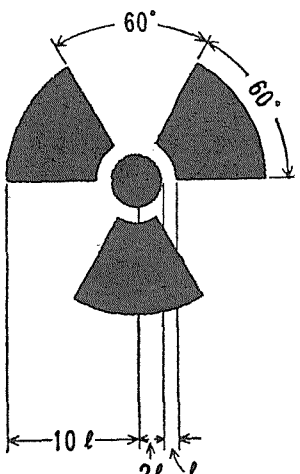

注　1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　2　色彩は、黒とする。

第5号様式（第23条，第24条関係）

コンテナ標識

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　本邦内のみを輸送されるものにあつては英語の部分を、本邦外を輸送されるものにあつては日本語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　分	色　彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○運輸省航空局長通達（その１）

空　航　第　７４　号
昭和53年　2月18日
改正　空　航　第１０９８号
昭和56年11月　5日
空　航　第１０３７号
昭和58年11月15日

殿

運輸省航空局長

放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について

このたび運輸省は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条の放射性物質の輸送基準に係る部分を昭和52年運輸省令第35号により改正するとともに、新たに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号。以下「告示」という。）を定め、いずれも本年１月１日から実施されています。

今回の規則の改正及び告示の制定（以下「改正等」という。）は、「放射性物質等の輸送に関する安全基準（昭和50年1月21日付け原子力委員会決定）」に基づく昭和52年８月放射線審議会答申「放射性物質又は放射性物質によって汚染された物の輸送に関する基準（放射線障害の防止に関する技術的基準に関する部分）の改正について」を受けてなされたものであり、「ＩＡＥＡ（国際原子力機関）放射性物質安全輸送規則（1973年版）」（以下「ＩＡＥＡ 73年版規則」という。）に準拠しています。（なお、ＩＡＴＡ（国際航空運送協会）輸送制限品規則第19版（以下「ＩＡＴＡ R. A. R.」という。）もＩＡＥＡ 73年版規則に準拠しています。）

また、今回の改正等は、科学技術庁所管の諸規則（原子炉の設置、運転等に関する規則、核燃料物質の加工の事業に関する規則等）並びに運輸省所管の放射性物質等車両運搬規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の改正と併せて行われていますので、これらの規則についても十分留意して下さい。

今回の改正等は、従前の規定に比べ、むしろ全面改正とも言えるものであり、その施行にあたっては、下記に従って運用することといたしましたので、この旨関係者に周知徹底方よろしくお願いいたします。

記

1　規則等の概要

(1)　輸送物の基準

イ　放射性輸送物を放射線被ばく防止の観点からＬ型、Ａ型、ＢＭ型及びＢＵ型の４種類に区分することとし、

危険性の極めて少ない放射性物質等を輸送する場合には　　L型
一定量を超えない放射能を有する放射性物質等を輸送する場合には　　A型
一定量を超える放射能を有する放射性物質等を輸送する場合には
BM型又はBU型
として輸送しなければならないこととした。（規則第194条第2項第2号イ、告示第2条及び第4条から第6条まで）

ロ　核分裂性輸送物を臨界防止の観点からその臨界に達する危険性の程度に応じ、第1種核分裂性輸送物、第2種核分裂性輸送物及び第3種核分裂性輸送物の3種類に区分し、そのいずれかの形態で輸送しなければならないこととした。
（規則第194条第2項第2号ニ、告示第9条及び第10条）

(2)　輸送の基準

イ　放射性輸送物及びそれを収納したコンテナについて、それらの表面から一定の距離における最大放射線量率及び臨界に達する危険性の両方を考慮して一定の指数（輸送指数）を定めることとした。（告示第18条）

ロ　放射性輸送物及びそれを収納したコンテナには、それらの表面の放射線量率及び臨界の危険性に応じ、特定のラベル若しくは表示を付し、又は行わなければならないこととした。（告示第23条）

ハ　輸送の基準として、放射性輸送物又はそれを収納したコンテナは移動、転倒等のないように積載すること、旅客等が通常使用する区画には積載しないこと等輸送方法として遵守すべき事項を定めることとした。
（告示第13条から第17条まで及び第20条から第22条まで）

ニ　一の航空機に積載する放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計並びに放射性輸送物が収納されている一のコンテナの輸送指数が一定数を超えないようにしなければならないこととした。（告示第19条）

(3)　輸送物及び輸送の確認

BM型輸送物、BU型輸送物及び核分裂性輸送物を輸送しようとするときは、放射性輸送物としての安全性について、積載前に運輸大臣の確認を受けなければならないとするほか、個々の輸送の安全性についても運輸大臣の確認を受けさせることとした。

（規則第194条第2項第2号ハ、ニ及びホ、告示第7条、第8条、第11条及び第12条）

(4)　そ　の　他

放射性物質等のうちいわゆる空容器、放射性汚染物等を容器に収納又は包装することなしに輸送する場合の技術基準を設けるほか、技術基準の一部に従うことが著しく困難な場合における技術基準の特例に関する規定を設ける等所要の規定を置くこととした。（告示第1条、第3条及び第24条から第27条まで）

注　（）は規則及び告示における参照すべき箇所を示した。

2　規則等の施行に伴う主たる条項の解釈及び取扱い

(1)　告示第13条（取扱場所）関係

「関係者以外の者」とは、旅客その他の当該積卸し作業に係わりのない者をいうものとする。

(2)　告示第16条（混載制限）関係

「火薬類」、「高圧ガス」「腐蝕性液体」、「引火性液体」とは、それぞれ、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示572号）第1条第1項に規定する「火薬類」、「高圧ガス」、「腐蝕性物質」（液状のものに限る。）「引火性液体」をいうものとする。

「混載」とは、同一の貨物室に放射性輸送物等を積載することをいうものとするが、この場合貨物室の広狭は問わない。

(3)　告示第20条（取扱方法等を記載した書類の携行）関係

「輸送に関し留意すべき事項」には、当該放射性輸送物等に収納されている放射性物質等の名称（二種以上の放射性物質等が収納されている場合にあつては、その主たるものの名称）及び放射能（キユリー単位で表わすこと。）が含まれるものとする。

(4)　告示第21条（BM型輸送物の輸送条件）関係

第2項の「放射性物質の取扱いに関し専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者（核燃料物質の取扱いに関しては、(ホ)に該当する者を除く。）とする。

(イ)　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第41条の原子炉主任技術者免状を有する者及び原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ)　原子炉等規制法第22条の3の核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）第35条の第一種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに一年以上の経験を有する者

(ニ)　放射線障害防止法第35条の第2種放射線取扱主任者免状を有し、かつ、核燃料物質の取扱いに2年以上の経験を有する者

(ホ)　放射線障害防止法第35条の第一種放射線取扱主任者免状又は第二種放射線取扱主任者免状を有する者

(ヘ)　放射性物質の取扱いに関し、(イ)から(ホ)までに掲げる者（核燃料物質の取扱いに関しては、(イ)から(ニ)までに掲げる者）と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

(5)　告示第23条（標識又は表示）関係

表示しなければならない第1項の表中第1号の「放射性」又は「RADIO－

ACTIVE」の文字、第3項第2号の「A型」又は「TYPE A」の文字及び同項第3号の「B型」又は「TYPE B」の文字並びに同項第1号の総重量を表示する場合にあっては、それらの文字又は数字の各々を原則として黒色で白地の上に1cm角以上の大きさとなるよう表示しなければならない。

(6) 被ばく防止のための措置

イ 放射性物質等の輸送に従事する者(以下「輸送従事者」という。)の放射線被ばくを一般人並みの年0.5レム以下とするため、放射性物質等を輸送する航空会社は、注1及び注2の要領により選定した路線に関し、次の式により、輸送従事者の年間被ばく線量(Ry)を路線ごとに算出し記録するとともに、毎年2月末日までに前年分をとりまとめ、運輸省航空局技術部運航課長あて報告しなければならない。

$$
\begin{aligned}
Ry = &(\text{一輸送従事者が一年間に乗務する平均便数}) \times (\text{一年間に一便が放射性物質等を輸送する確率}) \\
&\times (\text{一便当たりの放射性物質等の輸送指数の平均値}) \times (\text{客室又は操縦室までの距離による補正係数}) \\
&\times (\text{一便当たりの平均飛行時間}) \times 2 \\
=&\frac{(\text{一輸送従事者の平均年間飛行時間})}{(\text{一便当たりの平均飛行時間})} \\
&\times \frac{(\text{当該路線の放射性物質等の輸送に係る年間便数})}{(\text{当該路線の年間就航便数})} \\
&\times \frac{(\text{当該路線の輸送指数の年間合計値})}{(\text{当該路線の放射性物質等の輸送に係る年間便数})} \\
&\times \frac{(1 + (\text{輸送物一個の平均直径}) \times 1/2)^2}{(\text{輸送物の中心位置から客室又は操縦室までの距離})^2} \\
&\times (\text{当該路線の一便当たりの平均飛行時間} \\
&\times 2
\end{aligned}
$$

注1. 算出の基礎となる路線は、放射性物質等の輸送が行われている路線のうち、当該路線の輸送指数の年間合計値を当該路線の年間就航便数で割った平均値が高いものを3路線選定すること。

但し、二地点間を直接結ぶ片道を一つの路線とし、経由地がある場合は、出発地→経由地、経由地→経由地、経由地→到着地というように分割されたそれぞれを一つの路線とすること。

注2. 長距離国際線(片道3時間以上の路線をいうものとする。)で放射性物質等を輸送する航空会社にあっては、注1の3路線のすべてが長距離国際線となる場合には長距離国際線2路線及び長距離国際線以外の路線1路線を、注1の3路線のすべてが長距離国際線以外の路線となる場合には長距離国際線1路線及び長距離国際線以外の路線2路線につき、注1に準じて選定すること。

注3. 各路線については、輸送従事者を客室乗務員と運航乗務員とに区分し、それぞれについて年間被ばく線量を算出すること。

注 4. 「一輸送従事者の平均年間飛行時間」は、一輸送従事者の全路線にわたる年間飛行時間（ブロック・タイムで表わしたもの）の平均値とする。

注 5. 「一便当たりの平均飛行時間」は、全路線にわたる全便の飛行時間（ブロック・タイムで表わしたもの）の年間合計値を、全路線にわたる年間就航便数の合計値で割った値とする。

但し、算出に当たり、一便とは、注１の但し書きによる一つの路線を片道一回飛行することとする。

注 6. 「輸送物一個の平均直径」は 0.5 m とする。

注 7. 「輸送物の中心位置から客室又は操縦室までの距離」は下記の要領により算出すること。

イ　輸送物の貨物室内での積載場所について、当該路線の全便について、同一の特定な配慮がなされている場合を除き、輸送物は貨物室中央に積載されるものとする。

従って、輸送物中心位置は貨物室中央である。

ロ　距離の算出に当っては、機体左右方向の成分は無視してよい。

ハ　輸送物の中心位置から客室までの距離の算出。

1〕輸送中、客室乗務員は客室内を均等に歩き回るものとし、輸送物から見た客室乗務員の平均的な位置を次の式により算出する。（図参照）

$$\frac{x}{c}=\sqrt{\frac{b/c-a/c}{\tan^{-1}(b/c)-\tan^{-1}(a/c)}}-1$$

但し、$\tan^{-1}(b/c)$ 及び $\tan^{-1}(a/c)$ はラジアンで表わした値とする。

2〕輸送物の中心位置から客室までの距離を次の式により算出する。

$$L=c\sqrt{\left(\frac{x}{c}\right)^2+1}$$

ニ　輸送物の中心位置から操縦室までの距離については、運航乗務員のうち輸送物に最も近い位置にいる者までの距離とする。

注 8. 「当該路線の一便当たりの平均飛行時間」は、当該路線のブロック・タイムによる平均飛行時間に、輸送従事者と放射性物質等が共に航空機内にあると考えられるブロック・タイムには含まれない発進前及び着陸停止後の平均的な時間を加れた値とする。

輸送中心位置から客室床面への垂線の足を基準点 o とする。（図参照）

また、輸送物中心位置から基準点 o までの距離を c とする。

基準点 o を原点とし、機体軸に平行に機体後方を正とする座標軸をとり、客室最前方壁を a、客室最後方壁を b とし、客室乗務員の平均的位置を x とする。

従って、a、b、x は基準点 o より機体前方側にあれば負の値、機体後方側にあれば正の値となる。

図

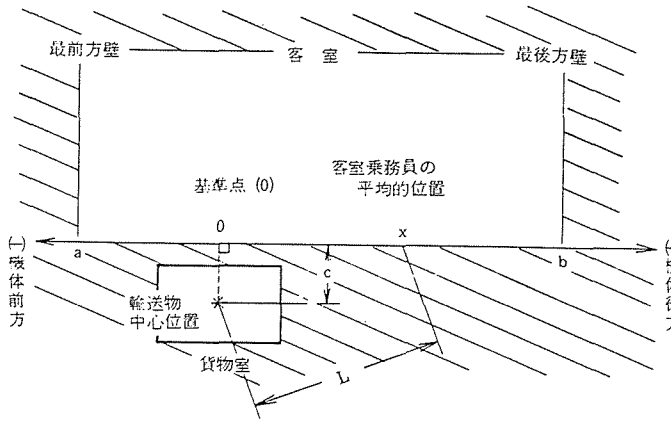

ロ　輸送従事者及び旅客の被ばくを防止するため、輸送指数を算出することとされている放射性輸送物、放射性汚染物等を輸送する場合には、これらのものを航空機客室及び操縦室の隔壁又は床面から次表に掲げる距離以上の距離をおいて積載すること。

（IATA R. A. R. PART 2A section 10 10. 9参照）

輸送指数の合計	最小許容距離（m）
0.1 － 1.0	0.30
1.1 － 2.0	0.50
2.1 － 3.0	0.70
3.1 － 4.0	0.85
4.1 － 5.0	1.00
5.1 － 6.0	1.15
6.1 － 7.0	1.30
7.1 － 8.0	1.45
8.1 － 9.0	1.55
9.1 － 10.0	1.65
10.1 － 11.0	1.75
11.1 － 12.0	1.85
12.1 － 13.0	1.95
13.1 － 14.0	2.05
14.1 － 15.0	2.15
15.1 － 16.0	2.25
16.1 － 17.0	2.35
17.1 － 18.0	2.45
18.1 － 20.0	2.60
20.1 － 25.0	2.90

輸送指数の合計	最小許容距離（m）
25.1 － 30	3.20
30.1 － 35	3.50
35.1 － 40	3.75
40.1 － 45	4.00
45.1 － 50	4.25
50.1 － 60	4.65
60.1 － 70	5.05
70.1 － 80	5.45
80.1 － 90	5.80
90.1 － 100	6.10
100.1 － 110	6.45
110.1 － 120	6.70
120.1 － 130	7.00
130.1 － 140	7.30
140.1 － 150	7.55
150.1 － 160	7.80
160.1 － 170	8.05
170.1 － 180	8.30
180.1 － 190	8.55
190.1 － 200	8.75

3　運輸大臣の確認に係る取扱い

(1)　放射性輸送物の確認

イ　運輸大臣は規則第194条第2項第2号ハ又はニの規定による確認（以下「放射性輸送物の確認」という。）を行う場合には、次のⅰ)～ⅲ)に掲げる場合を除き、積載前に発送時検査を行うものとする。

ⅰ）核分裂性輸送物にあつては、告示第7条第1号の書面の提出があり、かつ、輸送しようとする者が別紙要領により発送時検査を実施する場合

ⅱ）核分裂性輸送物以外の放射性輸送物にあつては、告示第7条第2号の確認がなされる場合

ⅲ）放射性物質等が本邦以外の地において運輸大臣が適当と認める外国の法令に基づき放射性輸送物とされる場合

ロ　放射性輸送物の確認を受けようとする者は、輸送のつど、別記第1の放射性輸送物確認申請書記載要領に従い作成した様式第1の申請書を提出し、確認を受けること。なお、A型第1種、第2種核分裂性輸送物については、輸送が繰返し同種の容器を用いて同種の核燃料物質を収納して行われる場合には、一年ごとに一括して確認を受けることができる。

ハ　放射性輸送物の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として1か月前までに当該申請書を航空局技術部運航課に提出すること。

(2)　放射性輸送物の輸送の確認

イ　運輸大臣は規則第194条第2項第2号ホの確認（以下「放射性輸送物の輸送の確認」という。）を行う場合には、次のⅰ)及びⅱ)に掲げる場合を除き、輸送前に積載時検査を行うものとする。

ⅰ）放射性輸送物が運輸大臣の指定する者により輸送される場合。この場合、当該指定を受けようとする者は、別記第2の放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領に従い作成した様式第2の申請書を航空局技術部運航課に提出すること。

ⅱ）放射性輸送物が本邦外から本邦内へ又は本邦外の間を輸送される場合。

ロ　放射性輸送物の輸送の確認を受けようとする者は、様式第3の申請書に、当該輸送の安全性を証する別記第3の輸送計画書記載要領に従い作成した様式第4の輸送計画書を添付して申請すること。

ハ　放射性輸送物の輸送の確認を申請しようとする者は、輸送を開始しようとする日の原則として3週間前までに当該申請書及び輸送計画書を航空局技術部運航課に提出すること。

別紙　核分裂性輸送物発送時検査要領

検査項目	検査対象	検査方法	合格基準
外観検査	BM　BU A	核燃料物質等を収納した状態で放射性輸送物の外観を目視で検査する。	傷、割れ、塗装及び形状に異常がなく、ふた、バルブ開口部が完全に密封されていること。
吊上げ検査	BM　BU A	空容器を吊り上げた状態における外観を検査する。	吊上げ装置に異常のないこと。
重量検査	BM　BU A	放射性輸送物の総重量を検査する。	申請書に記載された重量以下であること。
表面汚染密度検査	BM　BU A	スミヤ法により放射性輸送物の表面汚染密度を検査する。	アルファ線を放出する核燃料物質等にあつては $10^{-5}\mu$ Ci／㎠以下、アルファ線を放出しない核燃料物質等にあつては $10^{-4}\mu$ Ci／㎠以下であること。
放射線量率検査	BM　BU A	核燃料物質等を収納した状態における γ 線線量率及び中性子線線量率をサーベイメータ等で検査する。	放射線量率が表面で 200 mrem／hr、1 mの距離において 10 mrem／hr 以下であること。
未臨界検査	BM　BU A	バスケット、中性子吸収材等の存在、形状等を目視により検査する。	変形・破損等の異常がないこと。
収納物検査	BM　BU A	①　収納物の外観、個数等を検査する。 ②　使用済燃料については、運転記録等により放射能強度、ウラン重量、濃縮度、燃焼度、発熱量、冷却日数等を検査する。 ③　新燃料については、重量、濃縮度等を確認する。 ④　燃料以外の冷却材等の収納物についてもその存在及び量等を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足し、かつ、外観に異常がないこと。 申請書に記載された設計条件を満足すること。 申請書に記載された設計条件を満足すること。 申請書に記載された設計条件を満足すること。
温度測定検査	BM　BU	放射性輸送物の表面の温度を測定する。	十分に平衡に達した状態で 82℃（専用積載でない場合は 50℃）以下であること。
気密漏洩検査	BM　BU	ヘリウムリークテスト、加圧漏洩試験又は真空試験等により漏洩率を検査する。	漏洩率が申請書に記載された値以下であること。
圧力測定検査	BM　BU	圧力計等により放射性輸送物の内圧を検査する。	申請書に記載された設計条件を満足し、十分に平衡状態に達していること。

注．　BM、BU、A：BM型輸送物、BU型輸送物及びA型輸送物を示す。

様式第1

放射性輸送物確認申請書

運輸大臣　殿

年　月　日

申請者の氏
名又は名称
住　所
連絡先

下記の放射性輸送物（以下「輸送物」という。）について、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第194条第2項第2号に基づく輸送物の確認をしていただきたいので、「放射性物質及び放射性物質によって汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年2月18日付け空航第74号。以下「通達」という。）に従い申請いたします。

記

1. 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
2. 輸送容器の型式又は名称
3. 輸送物の種類等
4. 輸送物の概要
5. 輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（昭和52年運輸省告示第587号）に定める技術上の基準に適合することの説明
6. 収納している放射性物質等の仕様
   (1) 名　称
   (2) 核　種
   (3) 重　量
   (4) 物理的、化学的性質
   (5) 放射能強度（二種以上の放射性物質等が収納されている場合にあつては、その種類ごとの値及び合計値）
   (6) 核燃料物質にあつては、その他濃縮度、冷却日数、発熱量等の仕様に関する事項
   (7) 容器への収納方法
7. 輸送制限個数及び輸送物の配列方法
8. 輸送物の輸送指数
9. 輸送時における取扱上の注意事項
10. 輸送予定年月日
11. その他の特記事項
12. 通達記3(1)イの発送時検査を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
13. 通達記3(1)イの発送時検査の免除を希望する場合には、通達記3(1)イⅰ)～ⅲ)のいずれに該当するかの説明

様式第２

放射性輸送物輸送者指定申請書

運輸大臣　殿

年　月　日

申請者の氏名又は名称

住所

連絡先

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号）第12条に規定する運輸大臣が指定する者として指定していただきたく、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年２月18日付け空航第74号）に従い申請いたします。

記

1. 航空運送事業者としての免許又は許可を受けた日付け及び当該免許又は許可の番号
2. 航空運送事業の概要
3. 放射性物質輸送の実績（過去３年間）並びに当該輸送に係る輸送物の事故歴の有無及び事故歴がある場合にあつてはその事故の概要
4. 放射性輸送物輸送管理体制
5. その他特記すべき事項

様式第3

放射性輸送物輸送確認申請書

運輸大臣　殿

年　月　日

申請者の氏
名又は名称
住　所
連絡先

別添の輸送計画書に記載する放射性輸送物の輸送につき、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第2項第2号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認をしていただきたく、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年2月18日付け空航第74号。以下「通達」という。）に従い下記のとおり申請いたします。

記

1. 通達記3(2)イの積載時検査を受ける場合には、当該検査を希望する場所及び日時
2. 通達記3(2)イの積載時検査の免除を希望する場合には通達記3(2)イⅰ)又はⅱ)のいずれに該当するかの説明

様式第４

別添　　輸　送　計　画　書

1. 輸送の目的
2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
3. 輸送人の氏名又は名称及び住所
4. 予定輸送経路及び日時等
   (1) 出発空港名及び出発日時
   (2) 到着空港名及び到着日時
   (3) 経由空港名及び経由日時
   (4) その他
5. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）
   (1) 輸送物の個数
   (2) 輸送容器の型式又は名称
   (3) 輸送物の種類等
   (4) 輸送物の概要
   (5) 収納している放射性物質等の仕様
      名称、核種、重量、物理的化学的性質、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法
   (6) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法
   (7) 輸送物の表面及び表面から１メートルの距離における放射線量率
   (8) 輸送物の輸送指数
   (9) 輸送物の表面からの平均熱放出率（ワット毎平方メートル単位で表わす。）
   (10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所
6. コンテナで輸送する場合
   (1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所
   (2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、重量、適合規格等）
   (3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式
   (4) 輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）の表面及び表面から１メートルの距離における放射線量率
   (5) コンテナの輸送指数
   (6) コンテナの放射能面密度
   (7) コンテナの個数
   (8) コンテナの外観図

7. 航空機及び航空機への積載方法
   (1) 航空機の概要
   (2) 専用積載の場合にあつてはその旨
   (3) 航空機への積載方法及び固縛方法
   (4) 輸送物を積載した航空機の表面及び表面から1メートルの距離における最大放射線量率
   (5) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値
8. 輸送実施体制
   (1) 輸送責任者及び輸送実施者の氏名等
   (2) 貨物搭載要領
   (3) 事故時の措置
9. その他

別記第１　　放射性輸送物確認申請書記載要領

(1)　用紙の大きさは日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

(2)　２の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月８日付け52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合にはその番号を記載すること。

(3)　３の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第２項第２号本文及び告示第２条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第２項第２号イ及びニに規定する種類を記載すること。

例　　○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）

(4)　４の「輸送物の概要」は、①容器の材料、構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ、総重量）、③容器の設計者名、製造者名、所有者名等を記載するとともに、荷姿を示す写真又は説明図を添付すること。

(5)　５の「輸送物が規則及び「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示」（昭和52年運輸省告示第587号）に定める技術上の基準に適合することの説明」には、安全解析書を別紙として添付すること。ただし、過去に安全解析書が添付された輸送物と同一の輸送物（型式及び種類並びに収納される放射性物質等の名称及び数量が同一であるものをいう。）を作成する場合には、当該基準の適合性について簡単にとりまとめ記載することにより当該安全解析書の添付にかえることができる。

(6)　６の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。

(7)　6.(1)の「名称」には、当該放射性物質等の化学式についても記載すること。

(8)　6.(4)の「物理的、化学的性質」には、当該放射性物質等が特別形に該当するか否か及び気体、液体、固体のいずれであるかについても記載すること。

(9)　11の「その他の特記事項」には、申請の時点でわかる範囲で放射性物質等の用途、発着地等を簡単に記載すること。

例１　「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送する。」

例２　「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」

別記第２　　放射性輸送物輸送者指定申請書記載要領

(1)　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とし、横書きとすること。

(2)　代理申請の場合にあつては、申請者欄には本人たる指定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所も明記すること。

(3)　２の「航空運送事業の概要」には、①資本金、②当該航空運送事業のための事務所その他の事業所の名称及び所在地、③就航路線の起点寄航地及び終点並びにそれら相互間の距離、④使用航空機の総数並びに各航空機の型式、国籍記号及び登録記号、⑤運航回数、⑥整備の施設及び運航管理の施設の概要、⑦航空従事者の資格別の数及び運航管理者の数、⑧旅客及び貨物の年間輸送実績及びそのうち日本発着の実績（過去５年間）を記載すること。

(4)　３の「事故の概要」は、事故の日時、場所、事故の態様、被ばく者の数、事故の原因について記載すること。

(5)　４の「放射性輸送物輸送管理体制」は、放射性輸送物の輸送に係る施設の整備及び管理の状況、社内各部門間等の通常時及び緊急時における連絡体制について記載すること。

(6)　５の「その他の特記すべき事項」には、近々の放射性物質等の輸送予定等を記載すること。

別記第3　　輸送計画書記載要領

1. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、横書きとすること。
2. 1の「輸送の目的」は、輸送する放射性物質等の用途、発着地等を簡潔に記載すること。

例1　「○○発電所の○○炉用の燃料を加工するため、○○から○○加工工場へ輸送する。」

例2　「医療用大量照射線源とするため、○○事業所から○○病院まで輸送する。」

3. 4の(1)から(3)の「出発日時」、「到着日時」、「経由日時」は日本時間で記載すること。
4. 4の(2)及び(3)の「到着空港名」、「経由空港名」には予定される代替空港名も記載すること。
5. 当該輸送物につき、放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は、5の(4)（ただし輸送物の主要諸元に関する記述及び荷姿を示す写真又は説明図の添付を除く。）、(5)及び(10)についてはこれを省略することができる。
6. 5の(2)から(10)については、輸送物ごとに記載すること。
7. 5の(2)の「輸送容器の型式又は名称」は、輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月8日付け52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合にはその番号を記載すること。
8. 5の(3)の「輸送物の種類等」は、当該輸送物が規則第194条第2項第2号本文及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明及び下記の例に従い規則第194条第2項第2号イ及びニに規定する種類を記載すること。

例　○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）

9. 5の(4)の「輸送物の概要」は①容器の材料、構造、②輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ、総重量）、③容器の設計者名、製造者名、所有者名等を記載するとともに、荷姿を示す写真又は説明図を添付すること。
10. 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」は、実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。
11. 5の(5)の「収納している放射性物質等の仕様」のうち、「名称」には化学式も、「物理的化学的性質」には特別形かどうか、気体、固体のいずれであるかも記載すること。
12. 6の「コンテナで輸送する場合」の記載事項（(7)を除く。）については、輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。

13. 6の(8)の「コンテナの概観図」は三面図及び鳥瞰図によることとし、かつ、告示第23条に規定する標識又は表示が付され、又は行われていることを明示しうるものであること。

14. 7の(1)の「航空機の概要」は、航空機の型式、並びに国籍記号及び登録記号、旅客機、貨物機（現に旅客が搭乗していない航空機をいう。）の別等を記載すること。

15. 7の(3)の「航空機への積載方法及び固縛方法」は、積載位置（告示第14条第2項の旅客等が通常使用する区域への積載禁止、告示第16条の混載制限及び通達記2(6)(ロ)の積載距離制限の遵守状況がわかる航空機貨物室の見取図を添付すること。）及び移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損われないようにするための固縛方法等の措置並びに核燃料物質にあつては臨界防止のための措置及びBM型輸送物及びBU型輸送物にあつてはその表面の温度が50度を超えないようにするための措置について記載すること。

16. 8の(2)の「貨物搭載要領」には、BM型輸送物又はBM型輸送物が収納されているコンテナを輸送する場合にあつては、立会う専門家の氏名並びに放射線測定器及び保護具の携行状況についても記載すること。

17. 8の(3)の「事故時の措置」は、事故時の応急措置、連絡体制等を記載すること。

○運輸省航空局通達（その２）

空　航　第531号
昭和53年７月20日

放射性輸送物輸送確認申請者各位

運輸省航空局技術部運航課長

放射性輸送物輸送確認申請書に添付する
「輸送計画書」の記載事項等について

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）（以下「規則」という。）第194条第２項第２号に基づく放射性輸送物の輸送の安全性の確認（以下「放射性輸送物輸送確認」という。）のための放射性輸送物輸送確認申請書に添付する輸送計画書には、下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号）（以下「告示」という。）第20条の取扱方法等を記載した書類には、放射性輸送物輸送確認に係る場合にあつては、別添１に示す事項を記載して下さい。また、輸送計画書8(3)事故時の措置は、別添２に示す措置を実施することとし、記載して下さい。

なお、放射性輸送物輸送確認は、輸送人、及び、荷送人又は荷受人の連名にて申請して下さい。

記

1. 輸送の目的
   輸送する放射性物質等の用途、発着地等。
   緊急性の有無。緊急性を有する場合にはその説明。
2. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所
3. 輸送人の氏名又は名称及び住所
4. 予定輸送経路及び日時等（日時は日本時間で記入すること。）
   (1) 出発空港名及び出発日時
   (2) 到着空港名及び到着日時並びに代替空港名
   (3) 経由空港名及び経由日時並びに代替空港名
   (4) その他、飛行経路（日本国内の部分については詳しく記入すること。）所要時間等。
5. 輸送しようとする放射性輸送物（以下「輸送物」という。）（(2)～(10)については輸送物ごとに記入すること。）
   (1) 輸送物の個数。
   (2) 輸送容器の型式又は名称。

輸送容器（以下「容器」という。）設計者等において用いられる容器の型式又は名称及び容器の製造番号、並びに「核燃料物質等の運搬に関する安全規制について（通達）」（昭和52年12月8日付け52安局第405号）に基づき科学技術庁原子力安全局長の行う容器登録の登録番号を有する場合にはその番号を記載すること。

(3) 輸送物の種類等

a．当該輸送物が規則第194条第2項第2号本文及び告示第2条に定める輸送許容放射性物質等に該当することの説明。

（放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は省略することができる。）

b．輸送物の種類

規則第194条第2項第2号イ及びニに規定する種類を下記の例に従い記載すること。

例　○型輸送物（第○種核分裂性輸送物）

(4) 輸送物の概要

a．容器の材料及び構造

b．輸送物の主要諸元（長さ、幅、高さ、総重量）

c．容器の設計者名、製造者名、所有者名。

d．荷姿を示す写真又は説明図

荷姿を示す写真又は説明図は、告示第23条に規定する標識又は表示が付し又は行われていることを明示しうるものであり、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類。標識又は表示の箇所及び数。

「専用積載」、総重量、「A型」、「B型」等の表示に該当又は不該当の説明。

該当する表示については、それぞれの表示方法。

（放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は、a及びcについては省略することができる。）

(5) 収納している放射性物質の仕様（実際に輸送する放射性物質等のデータを記載すること。）

名称（化学式も記載すること。）核種、重量、物理的化学的性質（特別形放射性物質等であるかどうか、気体・液体・固体のいずれであるかの記載を含むこと。）、放射能強度、濃縮度、冷却日数、発熱量、容器への収納方法。

（放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は、省略することができる。）

(6) 輸送物の輸送制限個数及び配列方法

配列方法は、臨界計算時の配列の制限又は特定の配列方法を記載すること。

(7) 輸送物の表面及び表面から1メートルの距離における放射線量率

最大放射線量率をミリレム毎時単位で記載すること。

(8) 輸送物の輸送指数

算定過程は7(4)に記載すること。

(9) 輸送物の表面からの平均熱放出率

ワット毎平方メートル単位で記載すること。

(10) 輸送物の作成者の氏名又は名称及び住所

（放射性輸送物安全基準適合確認書等の写しを添付する場合は、省略することができる。）

6. コンテナで輸送する場合（(7)を除き輸送物を収納するコンテナごとに記載すること。）

(1) コンテナの収納者の氏名又は名称及び住所

(2) コンテナの名称又は型式及び主要諸元（長さ、幅、高さ、重量、適合規格等）

コンテナの名称又は型式は、コンテナの製造者、番号等を記載すること。

コンテナの重量は規格上の最大重量（コンテナ自重＋積載物重量）及びコンテナ自重を記載すること。

(3) コンテナに収納する輸送物の個数、コンテナへの収納方法及び輸送容器の名称又は型式。

(4) 輸送物を収納したコンテナ（以下単に「コンテナ」という。）の表面及び表面から1メートルの距離における放射線量率

最大放射線量率をミリレム毎時単位で記載すること。測定方法又は算定方法の説明も記載すること。

(5) コンテナ輸送指数

輸送指数のみを記載し、算定過程等は7(4)に記載すること。

(6) コンテナの放射能面密度

α線放出の有無、及びコンテナの表面の放射性物質の放射能面密度をμC i／cm²単位で記載すること。測定方法又は算定方法の説明も記載すること。

(7) コンテナの個数

当該航空機に積載する放射性輸送物を収納したコンテナの個数。

(8) コンテナの外観図

三面図、及び写真又は鳥瞰図により、告示第23条に規定する標識又は表示が付し又は行われていることを明示し、かつ、次の説明を加えること。

標識又は表示の種類。標識又は表示の箇所及び数。

「専用積載」等の表示、及びコンテナ標識に、それぞれ該当するかどうかの説明。該当するものについては、それぞれの表示方法。

7. 航空機及び航空機への積載方法

(1) 航空機の概要

航空機の型式、国籍及び登録記号、旅客機又は貨物機の別、旅客の搭乗の有無等を記載すること。（国籍及び登録記号については申請時点に確定しない場合は省略

することができる。）

(2) 専用積載の場合にあつてはその旨

専用積載の場合には、当該航空機が一の荷送人により専用されることの説明、及び積込み及び取卸しが被曝防止の観点からを含め、荷送人又は荷受人の指示により行われることの説明。

(3) 航空機への積載方法及び固縛方法

a．積載方法の説明

i）輸送物の積載方法及び固縛方法を決定する際に考慮した、飛行中輸送物積載場所に作用する加速度及び非常着陸時に作用する加速度の説明。

飛行中に作用する加速度としては、耐空性審査要領（米国連邦航空規則FAR Part 1及び23～35に準拠）に規定する運動荷重及び突風荷重に対応するものとし、非常着陸時に作用する加速度としては、耐空性審査要領の非常着陸状態の項に規定する慣性力が作用するものとすること。非常着陸時に作用する加速度は、耐空類別が飛行機輸送Tである飛行機にあつては、通常次の値となる。

上　方	2.0 g	前　方	9.0 g
側　方	1.5 g	下　方	4.5 g

ii）i)の荷重による放射性輸送物等の移動、転倒、転落等の可能性、又は移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

iii）輸送中、i）を考慮した混載物等の荷重により輸送物の安全性が損なわれる可能性についての説明。

iv）放射性輸送物等の積載場所の説明。（説明図を添付すること。）

v）放射性輸送物等の輸送指数（算定過程は7(4)に記載すること。）及び航空機客室の内面又は操縦室の隔壁若しくは床面からの距離の説明。（説明図を添付すること。）

b．臨界の防止

i）核燃料物質の輸送であるかどうかの説明。

ii）核燃料物質の輸送の場合には次の措置の説明

積載された核分裂性輸送物の配列方法。

輸送物内への水の浸入に対する臨界防止措置。

中性子吸収材又は中性子減速材の効力のそう失に対する臨界防止措置。

輸送物中における放射性収納物の配列の変化、又は輸送物からの漏えいによつて生ずる放射性収納物の配列の変化に対する臨界防止措置。

輸送物相互又は放射性収納物相互の接近に対する臨界防止措置。

輸送物の水中又は雪中への浸漬に対する臨界防止措置。

温度変化に対する臨界防止措置。

輸送容器又は密封装置の形状の変化に対する臨界防止措置。

その他、臨界に達する可能性の評価。

c．混載制限

ⅰ）表面からの平均熱放出率。

混載物の有無。

表面からの平均熱放出率が15W／㎡を超えており、混載物が有する場合は、熱を除去する装置の設置又はその他の特別な措置の説明。

ⅱ）火薬類、高圧ガス、腐蝕性液体、引火性液体、可燃性液体等の放射性輸送物の安全な輸送を損うおそれのある物件との混載の有無。

申請時点で混載物を明らかにすることが困難な場合は、混載制限を遵守するためにとられる危険品受託時の航空会社内の体制の説明を記載すること。

d．ＢＭ型輸送物及びＢＵ型輸送物の輸送物表面の温度に対する措置（ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物に該当する場合に記載すること。）

ⅰ）輸送物確認の際の通常時試験後の輸送物表面の温度。

ⅱ）輸送中、輸送物表面の温度が50℃を超えないことの説明、又は輸送物周囲の空隙の状態、カバー、又は上積みの有無、隣接する他の貨物の積上げ高さ及び天井との距離等の積載方法の説明。

(4) 積載した輸送物等の輸送指数の合計値

a．輸送指数の算定

告示第18条に従つて、放射性輸送物及び放射性輸送物が収納されているコンテナの輸送指数を算定した過程、又は輸送指数を定める必要がないことの説明を記載すること。

コンテナの最大断面積を記載する必要がある場合は、最大断面積となるコンテナの断面のとり方についても説明を加えること。

b．当該航空機に積載する輸送指数の合計値、その算式及びその他告示第19条により必要となる説明。

申請時点で輸送指数又はその合計値を明らかにすることが困難な場合は、積載限度等を遵守するためにとられる放射性輸送物受託時の航空会社内部の体制の説明を記載すること。

8. 輸送責任者及び輸送実施者の氏名等

(1) 輸送責任者及び輸送実施者の氏名等

当該輸送（日本国内での積込み取卸しを含む。）に係る実施責任者及び実施に当たる者の氏名等を記載すること。

(2) 貨物搭載要領

a．取扱場所

（日本国内での積込み取卸し等についてのみ記載すること。）

積込み取卸し等の取扱場所、方法等の説明。

b．ＢＭ型輸送物等の場合の専門家の立会い。

（ＢＭ型輸送物等を日本国内で積込み又は取卸す場合についてのみ記載すること。）

ⅰ）積込み、取卸しの際に立会わせる専門的知識を有する者の氏名、所属、資格及び必要な場合には経験。

ⅱ）立会時に携行する放射線測定器の名称、検出できる放射線、及び検出範囲並びに立会い時に携行する保護具。

c．取扱方法等を記載した書類

取扱方法等を記載した書類の名称を記載し、書類の写しを添付すること。書類には別添１に示す事項が記載されていること。

(3) 事故時の措置

別添２に示すように、輸送前に、事故処理の要領を定め、事故処理のための体制を整えておくこと。

輸送計画書には次の事項を記載すること。

a．事故処理のための体制の準備

ⅰ）輸送中、放射性輸送物等の破損又は漏えい事故（以下「放射性輸送物等の破損等の事故」という。）が発生した場合に、当該機が空港到着後速やかに検査、除染等を実施するため、並びに、輸送中当該航空機に、墜落等の消火活動若しくは救難活動を必要とする航空機事故（以下「航空機の重大事故」という。）又は航空機の重大事故その他消火活動若しくは救難活動を必要とするおそれのある状態（以下「緊急状態」という。）が発生した場合に、消火活動及び救難活動に適切な助言を与え、検査、除染等を実施するための放射線専門家の配備状況の説明。

放射線専門家の氏名、所属、連絡先、資格等並びに担当空港及び担当地域。

事故処理の際必要となる計測機器、並びに除染及びしゃへいのための器具の準備状況の説明。

ⅱ）輸送前に、当該機が放射性輸送物等を積載している旨の連絡が行われる航空会社の日本国内の関係地方支所。

わが国の航空会社により輸送される場合には、輸送前に連絡が行われる国外の関係支所についても記載すること。

b．事故処理要領

ⅰ）事故等が発生した場合、その処理のための指揮系統。

ⅱ）放射性輸送物等の破損等の事故の場合の措置。

ⅲ）放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故又は緊急状態が発生したことを

知つた場合の連絡等の措置。

iv) 放射性輸送物等を輸送中の航空機の重大事故時の措置。

v) 以上の措置の航空会社関係部署及び支所並びに配備した放射線専門家への周知状況の説明。

9. そ の 他

その他特記すべき事項、参考となる事項があれば記載する。

別添1

「取扱方法等を記載した書類」の記載事項

「取扱方法等を記載した書類」には以下の事項を記載すること。

(1) 輸送物の種類、内容その他輸送物に関する事項

a．輸送物の種類

b．収納されている放射性物質等の名称

c．収納されている放射性物質等の数量

d．輸送容器の型式又は名称

e．輸送物の表面及び表面から1メートル離れた位置における最大放射線量率

f．荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所

g．その他の必要事項

(2) 輸送物の取扱方法

取扱い上注意すべき事項がある場合には、それを記載すること。

(3) 輸送の方法その他輸送中に留意すべき事項

a．航空機内の積載場所

b．積込み地点及び取卸し地点

c．放射性物質等の性状、物理的化学的性質等

d．その他の必要事項

(4) 事故が発生した場合の措置

a．輸送中、放射性輸送物等の破損等が発見された場合の措置

i) 放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。

ii) 破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。

iii) 破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港到着後汚染検査等を受けるよう指示する。

iv) 飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。

v) 航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。

vi) 放射性物質が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチックバッグの

中に入れる。

b．輸送中、航空機が、墜落等の航空機事故のおそれのある事態、消火活動、救難活動を必要とするおそれのある事態等の緊急状態に陥つた場合の措置

i）航空交通管制機関に対し、放射性輸送物等を積載している旨通報する。

ii）航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

別添 2

放射性輸送物等を輸送中の事故時の措置

放射性輸送物等を輸送中に、事故等が発生した場合には、次の措置を実施すること。また、これらの措置を速やかに実施できるよう輸送前に必要な準備をしておくこと。

(1) 航空機内での放射性輸送物等の破損等の事故

a．地上の事故対応体制の準備

i）荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、放射性輸送物等の輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等の事故が発生した場合に、当該機が空港到着後速やかに、放射性物質により汚染した者及び、放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査、機体の汚染状況の検査並びに除染を実施できるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器及び除染のための器具を準備しておく。

ii）i)項の手配及び準備は当該航空機の出発空港、経由する空港、到着空港及び代替空港のうち日本国内にあるものについて行うこと。

iii）航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発地、経由地、到着地、代替空港所在地及び飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b．事故時の機内での措置

輸送中、航空機内で放射性輸送物等の破損等が発見された場合には、次の措置を実施する。

i）放射性輸送物等の破損等を引き起こした事故等により被害を受けた者がいる場合は、その者を救助し、傷口、汚染した皮ふ等を水で流し洗いをする。

ii）破損等の発生した放射性輸送物等から離れ付近を立入禁止とする。

iii）破損等の発生した放射性輸送物等の近くにいた者を確認し、空港到着後汚染検査等を受けるよう指示する。

iv）飛行中にあつては、機長は必要に応じ緊急着陸等の措置をとる。

v）航空会社内関係部署及び必要な場合には航空管制機関に対し、空港到着後実施する検査、除染等の準備を行うよう通報する。

vii) 放射性物質が付着した衣服又はそのおそれのある衣服はプラスチック・バックの中に入れる。

c．空港到着後の措置

i) 放射性輸送物等の破損等の事故の通報を受けた航空会社等は、ii)～iv) の措置を実施するため、当該機の着陸空港に放射線専門家を派遣する。

ii) 放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者に対し、放射線専門家により適切な管理及び検査を行う。

iii) 放射線専門家により、速やかに機体の汚染状況を検査する。

iv) 汚染された機体、装備品、場所等はすべて、放射線専門家により可及的速やかに、そして再使用される前に除染する。

v) 必要に応じ事故後定期的に汚染した場所の検査を行う。

vi) 事故報告書を作成し、航空局技術部運航課に提出する。報告書には、事故の原因、事故に際し講じた措置、事故の状況及び事故に関係する事実の評価に有用であり事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載する。

(2) 航空機の重大事故及び緊急状態

a．地上の事故対応体制の準備

i) 荷送人若しくは荷受人、又は航空会社は、当該放射性輸送物等の輸送中、当該航空機に航空機の重大事故又は緊急状態が発生した場合に、救助活動、消火活動等に対し適切な助言を与え、放射性物質により汚染した者及び放射線により被ばくした者並びにそれらのおそれのある者の適切な管理及び検査を行い、機体又は事故現場等の汚染状況を検査し除染を行うことができるよう、輸送前に放射線専門家を手配し連絡先を明らかにしておく。また、必要となる計測機器並びに除染及びしゃへいのための器具を準備しておく。

ii) i)項の手配及び準備は、当該航空機の飛行経路（代替空港への飛行経路を含む）のうち日本国内の部分について行うこと。

iii) 航空会社は、輸送前に、その関係地方支所（出発地、経由地、到着地、代替空港所在地及び飛行経路付近にあるもの）に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨連絡をしておく。

ただし、外国航空会社にあつては、その関係地方支所のうち日本国内にあるものについてのみ連絡をしておけばよい。

b．緊急状態発生時の機内での措置

放射性輸送物等を輸送中の航空機が緊急状態に陥つた場合は次の措置を実施する。

i) 航空交通管制機関に対し放射性輸送物等を積載している旨通報する。

ii) 航空会社内関係部署に通報し、地上での措置又はそれに必要な準備を行わせる。

c．緊急状態発生時及び航空機の重大事故時の連絡

航空会社等は、放射性輸送物等を輸送中の航空機に航空機の重大事故又は緊急状

態が発生したことを知つた場合は次の措置を実施する。

ⅰ）航空局技術部運航課及び関係地方空港事務所に対し、当該機が放射性輸送物を積載している旨通報する。

ⅱ）航空機の重大事故が空港外で発生した場合には、関係救難援助機関に対し、当該機が放射性輸送物等を積載している旨通報する。

ⅲ）放射線専門家と連絡をとり必要に応じ事故現場等へ派遣するとともに、消火活動、救難活動、事故処理等の面で必要な措置があれば、直ちに、ⅰ）項及びⅱ）項の機関等に対し通報する。

d．事故後の地上での措置

ⅰ）事故現場では放射線専門家により、次の措置を実施する。

○　救難活動、消火活動等に適切な助言を与える。

○　放射性物質により汚染した者、及び放射線により被ばくした者、並びにそれらのおそれのある者に対し適切な管理及び検査を行う。

○　機体、事故現場等の汚染状況を検査する。

○　すべての汚染された機体、事故現場等を可及的速やかに、そして再使用する前に除染する。

ⅱ）事故後必要に応じ定期的に汚染した場所の検査を行う。

ⅲ）緊急状態又は事故についての報告書を作成し航空局技術部運航課に提出する。報告書には、放射性輸送物等に関し、事故等の状況、講じた措置、及び事故等の評価に有用であり、以後の事故防止又は事故措置の改善に役立つようなその他の関連データを記載すること。

○運輸省航空局通達（その３）

空　航　第530号
昭和53年７月18日

放射性輸送物確認申請者　各位

運輸省航空局技術部運航課長

放射性輸送物確認申請書に添付する「安全解析書」の記載事項等について

航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第194条第２項第２号に基づく放射性輸送物の確認のための放射性輸送物確認申請書に添付する安全解析書には下記に示す事項、説明等を記載して下さい。

ただし、２－２～２－４は核分裂性輸送物の場合のみ、３－１～４－７はＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物の場合のみ、４－８～４－11はＢＭ型輸送物の場合のみ４－12～４－17はＢＵ型輸送物の場合のみ、並びに２－４イ～ハ及び３－２ロ～トは該当するものについてのみ記載して下さい。

また、放射性輸送物確認申請に当たり、「放射性物質及び放射性物質によつて汚染された物件の輸送規制について」（昭和53年２月18日付空航第74号）記3(1)イ(ⅰ)に該当するため運輸大臣による発送時検査の免除を希望する場合は、輸送しようとする者が実施する発送時検査について、日時、場所及び詳しい内容を放射性輸送物確認申請書に記載して下さい。

なお、下記で「告示」とは「航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示（昭和52年運輸省告示第587号）をいいます。

記

1. 輸　送　物

１－１　輸送容器の型式又は名称

１－２　収納する放射性物質等の名称

１－３　収納する放射性物質等の重量及び放射能強度

2. 核分裂性輸送物

２－１　核分裂性輸送物に該当又は不該当であることの説明（告示第９条）

核分裂性物質を含む場合には、それらの核種及び量。

天然ウラン又は劣化ウランである場合にはその旨。

核分裂性物質を含まない場合には、収納する放射性物質等に含まれる核種の説明。

２－２　甲条件（告示　別記第２）

イ、水の吹きつけ試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

水の吹きつけ強さ、吹きつけ時間、吹きつけの方向、及び吹きつけの均一性の説明。

ロ．自由落下試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態（水の吹きつけ状態を含む）、又は計算条件等の説明。

輸送物重量（kg）及び落下高さ（m）。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。

ハ．圧縮試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態(水の吹きつけ状態を含む)、又は計算条件等の説明。

輸送物重量（kg）、輸送物の鉛直投影面積（cm^2）及び加えた荷重（kg）の説明。

荷重を加えた時間及び、加えた荷重の均一性の説明。

ニ．貫通試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態(水の吹きつけ状態を含む)、又は計算条件等の説明。

供試物を置いてある試験台の説明。特に試験台は試験中動きにくく、試験台上面は固くてなめらかな水平面であることの説明。

試験に用いる棒の説明。特に、重量、直径、先端の形状及び強度の説明。

落下方法、落下高さの説明。

輸送物の最も弱い部分に落下させていることの説明。

2－3　乙条件（告示、別記第4）

イ．落下試験Ⅰ

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

落下高さ。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。

ロ．落下試験Ⅱ

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験台の説明。特に試験台上面はなめらかな水平面であり、垂直に固定さ

れた直径 15 ㎝、長さ 20 ㎝の軟鋼丸棒の上端面であることの説明。

落下高さ。

最大破損を及ぼすように落下させていることの説明。

落下試験Ⅰ及び落下試験Ⅱは、次の耐火試験で輸送物が最大の破損を受けるような順序で行われていることの説明。

ハ．耐火試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

温度及び試験時間。

加熱停止後の冷却についての説明。

輸送物を形成する材料の燃焼の有無、及び燃えた場合はその後の処置の説明。

ニ．浸漬試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

浸漬深さ、浸漬時間等浸漬方法の説明。

2－4　核分裂性輸送物の分類（告示第 10 条）

イ．第一種核分裂性輸送物の場合

甲条件の下に置いたものを、任意の配列方法で任意の個数積載しても臨界に達しないことの説明。

乙条件の下に置いたものを、任意の配列方法で任意の個数積載しても臨界に達しないことの説明。

ロ．第二種核分裂性輸送物の場合

輸送制限個数。

甲条件の下に置いたものを、任意の配列方法で輸送制限個数の 5 倍の個数積載しても臨界に達しないことの説明。

乙条件の下に置いたものを任意の配列方法で輸送制限個数の 2 倍の個数積載しても臨界に達しないことの説明。

ハ．第三種核分裂性輸送物の場合

輸送制限個数。

甲条件の下に置いたものを、特定の配列方法で輸送制限個数に等しい個数並べた集積とし、これを二組接近させても臨界に達しないことの説明。

特定の配列方法の説明。

乙条件の下に置いたものを、任意の配列方法で輸送制限個数に等しい個数積載しても臨界に達しないことの説明。

3.　BM型輸送物又はBU型輸送物

3－1　特別形放射性物質等であるかどうかの記載。（告示第 4 条及び別記第一）

特別形放射性物質等である場合には、固体状の放射性物質等又はカプセルに密封された放射性物質等のいずれであるかの説明及び以下の説明。

イ．外接する直方体のうち最小のものの寸法。

ロ．以下のハ～トの試験に用いる供試物の説明。

ハ　衝撃試験

試験台の説明。特に試験台上面がなめらかな水平面であることの説明。

落下高さ。

供試物の損壊の状態。

ニ．打撃試験

試験に用いた、供試物を置く鉛板の説明。特に、厚さ及び表面の状態。

衝撃力の強さ。

鋼製丸棒の寸法及び打撃方法。

打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。

供試物の損壊の状態。

ホ．曲げ試験

輸送物の寸法及び曲げ試験を行う必要性の説明。

曲げ試験が必要な場合には、曲げ試験に関する以下の事項。

供試物の水平面への固定方法。

衝撃力の強さ。

使用する鋼製丸棒の寸法。特に平端面の直径及びその角の半径。

打撃が最大の破損を及ぼすように行われていることの説明。

供試物の損壊の状態。

ヘ．加熱試験

試験方法の説明。特に温度及び試験時間。

供試物の溶融又は分散の状態。

ト．浸漬試験

固体状の放射性物質等（カプセルに封入されたものを除く。）の場合。

試験方法の説明。水中への浸漬時間又は期間、水の温度、空気中への放置期間、空気の温度及び湿度、並びにそれらの試験の順序。

水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。

カプセルに封入された放射性物質等の場合。

試験方法の説明。水中への浸漬時間、水の温度、空気中への放置期間、空気の温度、及びそれらの試験の順序。

水中への放射性物質の漏えい量及びその測定方法。

3－2　A_1値又はA_2値の決定（告示別表第一～別表第六）

イ．A_1値又はA_2値の決定方法が、告示別表第一～別表第六のいずれによるか

の説明。

ロ．告示別表第一による場合

核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。

A_1値又はA_2値

ハ．告示別表第二による場合

核種。特別形放射性物質等であるかどうかの別。

A_1値又はA_2値及びその決定過程の説明。崩壊形式、半減期、粒子エネルギー、娘核種、娘核種の半減期、Γのうち必要なものを記載すること。

ニ．告示別表第三による場合

原子番号82以上の放射性物質が含まれているかどうか、及びその説明。

特別形放射性物質等であるかどうかの別。

A_1値又はA_2値

ホ．告示別表第四による場合

種類が明らかな核種及びその崩壊形式。

α線を放出する放射性物質の有無。

核分裂生成物であるかどうかの別。

特別形放射性物質等であるかどうかの別。

A_1値又はA_2値

ヘ．告示別表第五による場合

放射性物質の種類及び種類別の数量の全部が明らかであるかどうかの別。

種類が明らかな核種及び種類別の数量（Ｃｉ）

個々の核種等に対する別表第一、別表第二、又は別表第三のうち該当するものに掲げる数量（Ｃｉ）及びその決定過程。

別表第五中の算式を満たすX_1、X_2……Xn及び該当する場合にはy及びその算式。

特別形放射性物質等であるかどうかの別。

ト．告示別表第六による場合

親核種。親核種の半減期。崩壊系列。系列中半減期が最大の娘核種及びその半減期。

特別形放射性物質等であるかどうかの別。

上記ロ、ハ、又はヘと同じ要領でA_1値又はA_2値及びその決定過程の説明。

3－3　ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物であるかどうかの説明（告示第５条）

特別形放射性物質等であるかどうかの別。

放射性物質等の放射能の量及びA_1値又はA_2値。

4.　ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物の技術上の基準への適合性

4－1　輸送物に外接する直方体のうち最小のものの三辺の長さ

4－2　取扱いの容易性、安全性

イ．輸送物の総重量

総重量が50kg以下のものは手で、50kgを超えるものは機械的手段により安全に取扱えるものであるかどうかの説明。

ロ．輸送物の吊上げ用具は、急激な吊上げに対しても耐えうるものであるかどうかの説明。

ハ．吊上げ用具と間違えられるおそれのある付属物等が取り外されている、みだりに利用できない状態である、又は、間違つて吊上げても吊上げ用具として必要な程度以上に安全な構造であるかどうかの説明。

ニ．輸送物の外面の状態。特に雨水がたまりにくく、除染が容易であり、かつ突出物のない構造であるかどうかの説明。

ホ．輸送中、輸送物に取り付けられる装置の有無、及び有する場合には、それらの輸送物の安全性に対する影響。

ヘ．その他、取扱いの容易性、安全性について特記すべき事項。

4－3　輸送中の亀裂、破損等の可能性

イ．輸送中予想される温度変化の輸送容器の材質に対する影響。

ロ．輸送中予想される加速及び振動の輸送容器に対する影響。

振動については、ボルト、ナットその他の締具のゆるみを防ぐための措置等を記載する。

ハ．輸送容器の材質と材質、又は材質と放射性収納物との間の物理的、又は化学的な作用。

ニ．密封装置の締具の説明。特に、輸送中偶然又は輸送物の内圧により開く可能性の検討。輸送中に予想される温度及び内圧により密封装置に働く応力。

ホ．密封装置が輸送容器から取り外せる場合には、輸送容器から独立した締具で確実に閉ぎすことができるかどうかの説明。

ヘ．圧力逃がし弁以外で放射性収納物が外に出る可能性のある弁の有無。輸送容器がそのような弁を有する場合には、誤操作による漏れの可能性、及び漏れを防ぐ保護具の説明。

ト．放射線しゃへい体が輸送容器から取り外せるかどうかの説明。取り外せる場合にはその締具の説明。

4－4　開封に対する措置

みだりに開封されないための措置。

開封された場合に、それが明らかであるかどうかの説明。

4－5　表面の放射性物質の放射能面密度

α線放出の有無。

輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（μCi／cm^2）、及びその測定方法

又は算定方法。

4－6　最大放射線量率

輸送物表面及び表面から1メートル離れた位置における最大放射線量率（ミリレム／時）、及びその測定方法又は算定方法。

4－7　輸送物中に収納又は包装されている書類及び物品の説明。

4－8　告示別記第三の条件

イ．水の吹きつけ試験
ロ．自由落下試験
ハ．圧縮試験
ニ．貫通試験
ホ．環境試験

} 2－2　甲条件の記載要領に従つて記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

4－9　告示別記第三の条件の下に置いた場合の輸送物の状態。

イ．表面の最大放射線量率（ミリレム／時）、及びその測定方法又は算定方法。

ロ．放射性物質の1時間当たりの漏えい量（Ci）及びその測定方法又は算定方法、並びにA_2値。

ハ．日蔭での表面の温度（℃）、及びその測定方法又は算定方法。

当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。

ニ．表面の放射性物質の放射能面密度。α線放出の有無。

輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（μCi／cm²）、及びその測定方法又は算定方法。

4－10　告示別記第四の条件

イ．落下試験Ⅰ
ロ．落下試験Ⅱ
ハ．耐火試験
ニ．浸漬試験

} 2－3　乙条件の記載要領に従つて記載すること。

ホ．環境試験

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

4－11　告示別記第四の条件の下に置いた場合の輸送物の状態。

イ．表面から1メートル離れた位置における最大放射線量率（ミリレム／時）及びその測定方法又は算定方法。

ロ．放射性物質の1週間当たりの漏えい量（Ci）及びその測定方法又は算定

方法並びにA_2値。　クリプトン85にあつては、その旨の記載。

4－12　告示別記第五の条件

イ．水の吹きつけ試験
ロ．自由落下試験
ハ．圧縮試験
ニ．貫通試験
ホ．環境試験

} 2－2　甲条件の記載要領に従つて記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置時間。

4－13　告示別記第五の条件の下に置いた場合の輸送物の状態。

イ．表面の最大放射線量率（ミリレム／時）、及びその測定方法又は算定方法。

ロ．放射性物質の1時間当たりの漏えい量（Ci）及びその測定方法又は算定方法、並びにA_2値。

ハ。日蔭での表面の温度（℃）、及びその測定方法又は算定方法。

当該輸送物を専用積載で輸送する予定の有無。α線放出の有無。

輸送物表面の放射性物質の放射能面密度（μCi／㎠）、及びその測定方法又は算定方法。

4－14　告示別記第六の条件

イ．落下試験Ⅰ
ロ．落下試験Ⅱ
ハ．耐火試験
ニ．浸漬試験
ホ．環境試験

} 2－3　乙条件の記載要領に従つて記載すること。

実験、解析等いずれの証明方法によつたかの説明。

試験前の供試物の状態、又は計算条件等の説明。

試験方法の説明。特に試験温度及び放置期間。

4－15　告示別記第六の条件の下に置いた場合の輸送物の状態

イ．表面から1メートル離れた位置における最大放射線量率（ミリレム／時）及びその測定方法又は算定方法。

ロ．放射性物質の1週間当たりの漏えい量（Ci）及びその測定方法又は算定方法並びにA_2値。

4－16　内部の気体のろ過又は放射性物質等の冷却のための装置、構造等及び特別な操作の有無。有する場合にはその説明。

4－17　最高使用圧力（kg／㎠）及びその測定方法又は算定方法。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

（省略）　核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略）　核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）　核燃料物質等の陸上輸送の場合に同じ。

II

放射性同位元素等の運搬関係法令

図　放射性同位元素等の運搬に関する基本体系

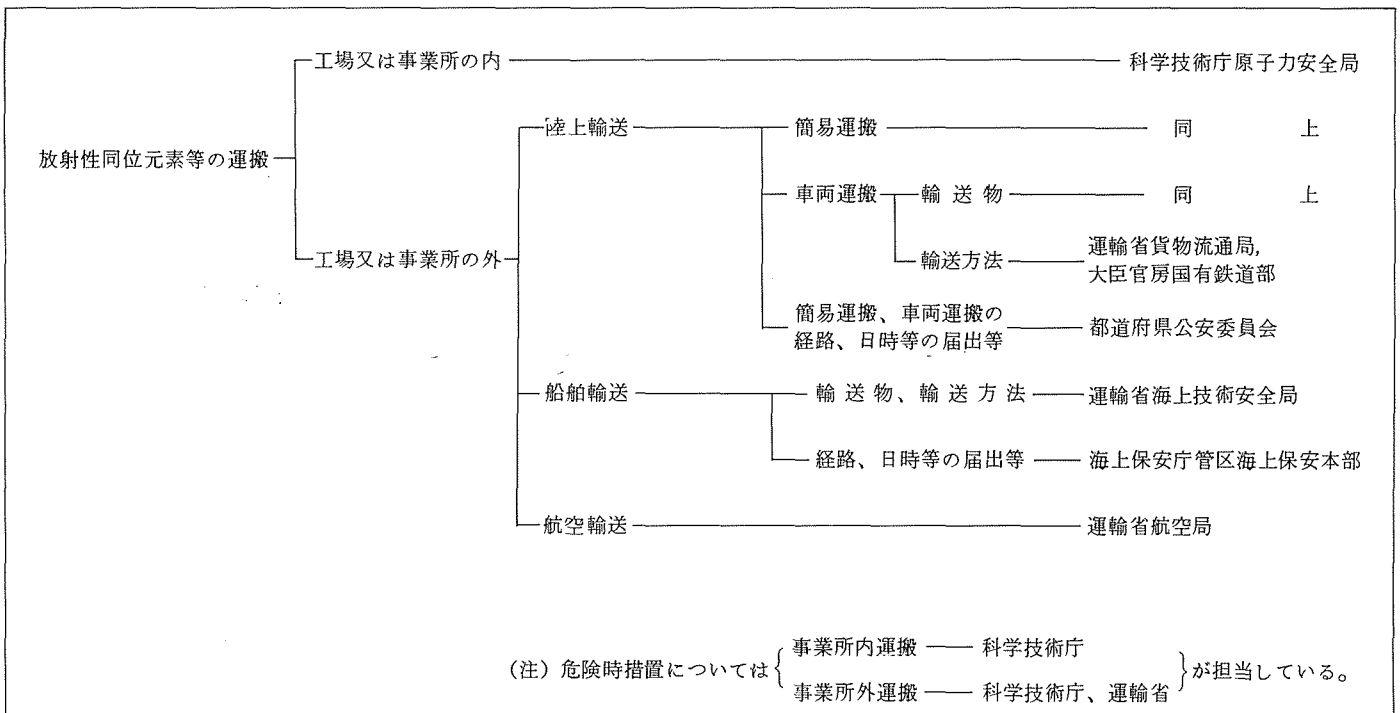

図　放射性同位元素等の輸送に関する規制法令

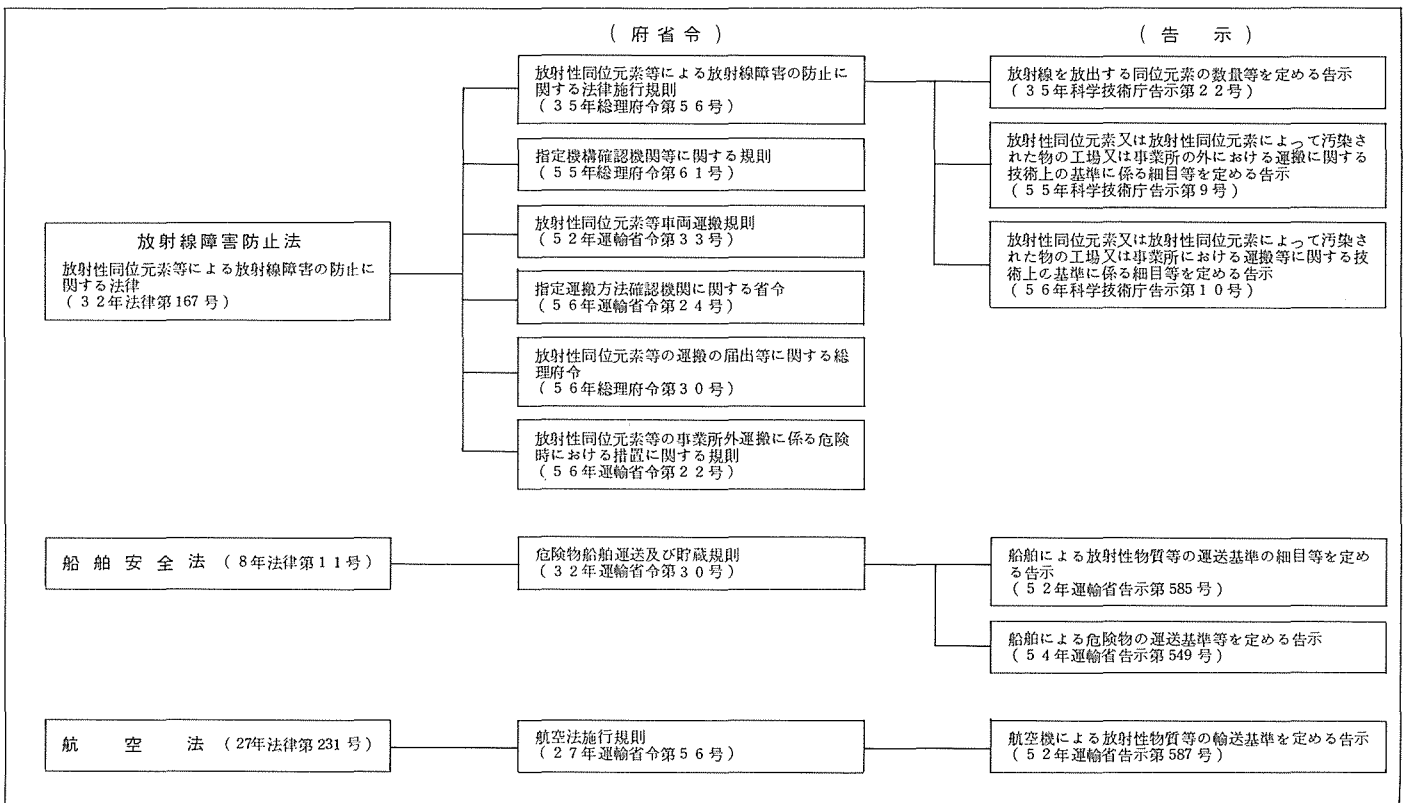

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十七号〕

最終改正　昭和五七年七月一六日法律第六六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬の基準）

第十八条　使用者、販売業者及び廃棄業者は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所（使用者にあつては使用施設、貯蔵施設、機器設置施設又は廃棄施設を設置した工場又は事業所、販売業者にあつては詰替施設、貯蔵施設又は廃棄施設を設置した販売所、廃棄業者にあつては廃棄物詰替施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設を設置した廃棄事業所をいう。以下同じ。）において運搬する場合においては、総理府令で定める技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、科学技術庁長官は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者、販売業者又は廃棄業者に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

（危険時の措置）

第三十三条　使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、総理府令又は運輸省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、科学技術庁長官又は運輸大臣。次項にお

いて同じ。）に届け出なければならない。

4　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

（報告徴収）

第四十二条　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2　科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条の二　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては、第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六　第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十四条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三　第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しく

は第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

四　第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

六　第四十二条第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号〕

最終改正　昭和五六年五月一六日総理府令第三一号

（運搬の基準）

第十八条　法第十八条第一項の規定による運搬の技術上の基準は、次のとおりとする。

一　放射性同位元素等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ　放射性同位元素によつて汚染された物（当該物に含まれる放射性同位元素の濃度が長官の定める限度を超えないものに限る。）であつて放射性同位元素の飛散又は漏えいの防止その他の長官の定める放射線障害の防止のための措置を講じたものを運搬する場合

ロ　放射性同位元素によつて汚染された物であつて大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを長官の承認を受けた放射線障害防止のための措置を講じて運搬する場合

二　前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

ハ　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ・破損等の生ずるおそれがないこと。

三　放射性同位元素等を封入した容器（第一号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する放射性同位元素によつて汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該放射性同位元素によつて汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し又は収納した車両その他の放射性同位元素等を運搬する機械又は器具（以下この条において「車両等」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における放射線量率がそれぞれ長官の定める放射線量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性同位元素の密度が最大許容表面密度の十分の一を超えないようにすること。

四　運搬物の車両等への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

五　運搬物は、同一の車両等に長官の定める危険物と混載しないこと。

六　運搬物の運搬経路においては、標識の設置、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用される車両以外の車両の立入りを制限すること。

七　車両により運搬物を運搬する場合は、当該車両を除行させること。

八　放射性同位元素等の取り扱いに関し相当の知識及び経験を有

する者を同行させ、放射線障害の防止のため必要な監督を行わせること

九　運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた車両等であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。以下同じ。）に収納された運搬物にあつては、当該コンテナ）及びこれらを運搬する車両等の適当な箇所に長官の定める標識を取り付けること。

十　放射線作業従事者以外の者であつて運搬物の運搬に従事するものの被ばく放射線量が長官の定める許容被ばく線量を超えないようにすること。

2　前項第二号又は第三号に掲げる措置の全部又は一部を講ずることが著しく困難なときは、長官の承認を受けた措置を講ずることをもつて同項第二号又は第三号に掲げる措置に代えることができる。この場合において、当該運搬物の表面及び表面から一メートル離れた位置における放射線量率は、それぞれ長官の定める放射線量率を超えてはならない。

3　第一項第一号から第三号まで及び第六号から第九号までの規定は、管理区域内において行う運搬については、適用しない。

4　第一項の規定は、放射性同位元素等を使用施設、詰替施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、機器設置施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設内で運搬する場合その他運搬する時間が極めて短く、かつ、放射線障害のおそれのない場合には、適用しない。

5　使用者、販売業者又は廃棄業者は、運搬物の運搬に関し、第十八条の三から第十八条の十まで及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和五十二年運輸省令第三十三号）第三条から第十八条までに規定する運搬の技術上の基準に従つて放射線障害の防止のために必要な措置を講じた場合には、第一項の規定にかかわらず、運搬物を事業所等の区域内において運搬することができる。

（危険時の措置）

第二十九条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。

五　放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばく放射線量は、できる限り少なくすること。この場合において、男子の放射線作業従事者にあつては、第十五条第三号（第十六条及び第十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十第八号の規定にかかわらず、科学技術庁長官が定める許容被ばく線量[(2)]まで放射線による被ばくを受けることができる。

3　法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届出なければならない。

一　法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4　前項の届出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

（報告の徴収）

第三十九条　使用者、販売業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を十日以内に長官に報告しなければならない。

一　放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　放射性同位元素等が異常に漏えいしたとき。

三　放射線作業従事者について最大許容被ばく線量又は最大許容集積線量を、放射線作業従事者以外の者であつて管理区域に業務上立ち入るもの（一時的に立ち入る者を除く。）について第十五条第三号の許容被ばく線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

四　前三号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2　使用者、販売業者又は廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を三十日以内に長官に報告しなければならない。

（放射線検査官の身分を示す証明書）

第四十一条　法第四十三条の二第二項の放射線検査官の身分を示す証明書は、別記様式第二十二によるものとする。

(1)　放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（科学技術庁告示）　第十三条

(2)　同　第十二条

様式第二十二（第４１条関係）

表

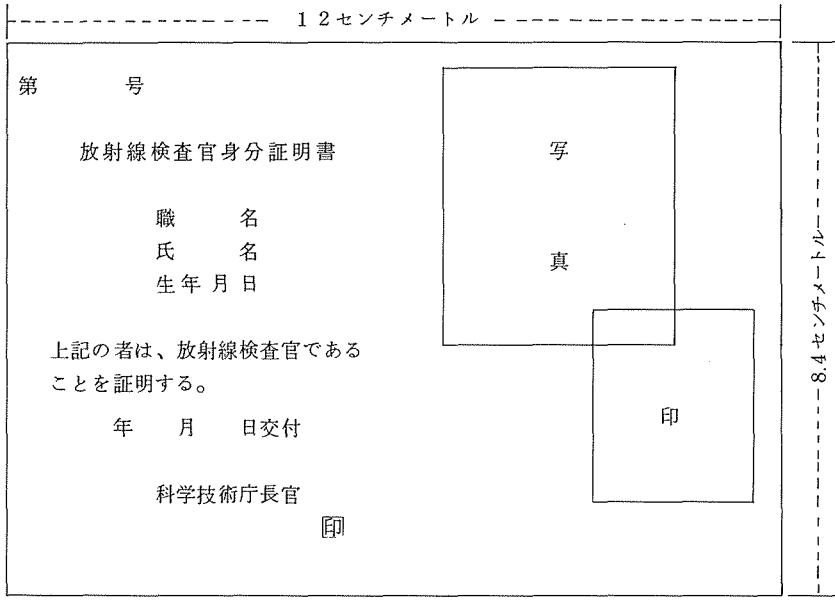

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

第43の2　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあっては第18条の２第１項、第２項及び第４項並びに第33条第１項及び第４項の規定、都道府県公安委員会にあっては第18条の２第６項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあっては放射線検査官、都道府県公安委員会にあっては警察職員）に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物を収去させることができる。

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条　次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

七　第43条の２第１項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三条第一号に定めるA2値の一万分の一とする。

2　規則第十八条第一項第一号イの長官の定める放射線障害の防止のための措置は、次の各号に掲げるものとする。

一　通常の運搬状態で、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないようにすること。

二　雨水等が容易に浸透しないようにすること。

三　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上となるようにすること。

（容器に封入することが著しく困難な物の運搬に関する措置に係る承認の申請書）

第三条　規則第十八条第一項第一号ロに規定する承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　運搬する放射性同位元素によつて汚染された物の種類、数量、形状及び性状

三　運搬する日時及び経路

四　運搬に当たつて講ずる放射線障害の防止のための措置

（運搬物及び車両等に係る放射線量率）

第四条　規則第十八条第一項第三号の長官の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

〔昭和五十六年五月十六日科学技術庁告示第十号〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の規定に基づき、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示を次のように定め、昭和五十六年五月十八日から適用する。

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（容器に封入することを要しない放射性同位元素によつて汚染された物の放射性同位元素の濃度）

第二条　規則第十八条第一項第一号イの長官の定める限度は、一グラム当たり放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和五十五年科学技術庁告示第九号）

二　運搬物の表面から一メートル離れた位置における放射線量率については、十ミリレム毎時
三　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）における放射線量率については、二百ミリレム毎時
四　車両の表面（開放型の車両にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置における放射線量率については、十ミリレム毎時
五　コンテナの表面における放射線量率については、二百ミリレム毎時
六　コンテナの表面から一メートル離れた位置における放射線量率については、十ミリレム毎時

（危険物）

第五条　規則第十八条第一項第五号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火
二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）
三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が八十二度以下のもの
四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの
五　前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（標識）

第六条　規則第十八条第一項第九号の長官の定める標識は、別記に掲げる標識とする。

（運搬に従事する者に係る許容被ばく線量）

第七条　規則第十八条第一項第十号の長官の定める許容被ばく線量は、一年間につき一・五レムとする。ただし、皮ふのみに対する被ばくについては、三レムとする。

（特別措置に係る承認の申請書）

第八条　規則第十八条第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書によつて行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　運搬する放射性同位元素等の種類、数量及び性状
三　運搬物の表面並びに表面から一メートル離れた位置及び二メートル離れた位置における放射線量率
四　講ずることが著しく困難である措置及びその理由
五　運搬に使用する容器の種類及び仕様
六　運搬に使用する車両等の仕様
七　運搬の日時及び経路
八　運搬に従事する者の被ばくの管理のために講ずる措置
九　前号に掲げるもののほか、放射線管理のために講ずる措置

十　前二号に掲げるもののほか運搬に伴う放射線障害の防止のために講ずる措置

（特別措置の適用を受ける運搬物に係る放射線量率）

第九条　規則第十八条第二項後段の長官の定める放射線量率は、次のとおりとする。

一　運搬物の表面における放射線量率については、千ミリレム毎時

二　運搬物の表面から二メートル離れた位置における放射線量率については、十ミリレム毎時

別記（第6条関係）

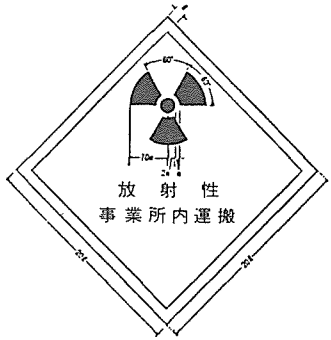

注　1　lは、0.5センチメートル以上とする。

2　nは、0.2センチメートル以上とする。

3　車両に取り付ける標識については、その各辺は、15センチメートル以上とする。

4　色彩は、次表によること。

部分	色彩
地	白
三葉マーク	黒
文字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日〕
〔法律第百六十七号〕

最終改正　昭和五五年五月一九日法律第五二号

（目的）

第一条　この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の精神にのつとり、放射性同位元素の使用、販売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

（運搬に関する確認等）

第十八条の二　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（次項から第五項まで、第三十二条及び第三十三条において「使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を工場又は事業所の外において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を除く。）においては、総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する物についての措置を除き、運輸省令。次項において同じ。）で定める技術上の基準に従つて、放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2　前項の場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害の防止のため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、その運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合することについて、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認を受けなければならない。

3　使用者等は、運搬に使用する容器について、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、科学技術庁長官の承認を受けることができる。この場合において、科学技術庁長官の承認を受けた容器（第四十一条の十において「承認容器」という。）については、第一項の技術上の基準のうち容器に関する基準は、満たされたものとする。

4　第一項の場合において、科学技術庁長官又は運輸大臣は、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する措置が同項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、使用者等に対し、運搬の停止その他放射線障害の防止のために必要な措置を命ずることができる。

5　第一項に規定する場合において、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を確保するため特に必要がある場合として政令で定める場合に該当するときは、使用者等は、総理府令で定めるところにより、

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

6　都道府県公安委員会は、前項の規定による届出があつた場合において、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、運搬の日時、経路その他総理府令で定める事項について、必要な指示をすることができる。

7　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬する場合には、第五条の規定により届け出たところに従つて（前項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しなければならない。

8　警察官は、自動車又は軽車両により運搬される放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物による放射線障害を防止して公共の安全を図るため、特に必要があると認めるときは、当該自動車又は軽車両を停止させ、これらを運搬する者に対し、総理府令で定めるところにより、第五項の規定により届け出たところに従つて（第六項の指示があつたときは、その内容に従つて）運搬しているかどうかについて検査し、又は放射線障害を防止するため、前三項の規定の実施に必要な限度で経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずることができる。

9　前項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（危険時の措置）

第三十三条　使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物又は放射線発生装置に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、総理府令（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、総理府令又は運輸省令。第三項において同じ。）で定めるところにより、応急の措置を講じなければならない。

2　前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

3　使用者等は、第一項の事態が生じた場合においては、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を科学技術庁長官（放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）に係る場合にあつては、科学技術庁長官又は運輸大臣。次項において同じ。）に届け出なければならない。

4　科学技術庁長官は、第一項の場合において、放射線障害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の所在場所の変更、放射性同位元素による汚染の除去その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

第五章　指定機構確認機関等

（指定機構確認機関の指定等）

第三十九条　科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定機構確認機関」という。）に、第十二条の四第一項及び第十二条の六に規定する機構確認（第十二条の四第二項の規定により放射性同位元素装備機器に機構確認がされた旨の表示を付することを含む。以下同じ。）を行わせることができる。

2　指定機構確認機関の指定は、総理府令で定めるところにより、機構確認を行おうとする者の申請により行う。

3　次の各号の一に該当する者は、指定機構確認機関の指定を受けることができない。

一　この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

二　第四十一条の六の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して二年を経過しない者

三　法人で、その業務を行う役員のうち第一号に該当するものがあるもの

4　科学技術庁長官は、第二項の申請が総理府令で定める技術的能力その他の事項に関する基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

（機構確認の義務等）

第四十条　指定機構確認機関は、機構確認を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、機構確認を行わなければならない。

2　指定機構確認機関は、機構確認を行うときは、総理府令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。

（業務規定）

第四十一条　指定機構確認機関は、機構確認の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　業務規定で定めるべき事項は、総理府令で定める。

3　科学技術庁長官は、第一項の認可をした業務規定が機構確認の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、指定機構確認機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第四十一条の二　指定機構確認機関は、科学技術庁長官の許可を受けなければ、機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

（事業計画の認可等）

第四十一条の三　指定機構確認機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、科学技術庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しよう

とするときも、同様とする。

2　指定機構確認機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、科学技術庁長官に提出しなければならない。

(機構確認員の選任及び解任)

第四十一条の四　第四十条第二項の規定により機構確認を実施する者(次項において「機構確認員」という。)の選任は、科学技術庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2　科学技術庁長官は、機構確認員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規定に違反したときその他その職務を行うのに適当でないと認めるときは、指定機構確認機関に対し、当該機構確認員の解任を命ずることができる。

(指定機構確認機関の役員及び職員の地位)

第四十一条の五　指定機構確認機関の役員又は職員で機構確認の業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定の取消し等)

第四十一条の六　科学技術庁長官は、指定機構確認機関が第三十九条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2　科学技術庁長官は、指定機構確認機関が次の各号の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　第三十九条第四項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。

二　第四十条、第四十一条の二又は第四十一条の三の規定に違反したとき。

三　第四十一条第一項の認可を受けた業務規定によらないで機構確認を行つたとき。

四　第四十一条第三項又は第四十一条の四第二項の規定による命令に違反したとき。

五　第四十一条の二十第一項の条件に違反したとき。

(帳簿の備付け等)

第四十一条の七　指定機構確認機関は、総理府令で定めるところにより、機構確認の業務に関する事項で総理府令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(科学技術庁長官による機構確認)

第四十一条の八　科学技術庁長官は、第三十九条第一項の規定により指定機構確認機関の指定をしたときは、機構確認を行わないものとする。

2　科学技術庁長官は、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を休止したとき、第四十一条の六第二項の規定により指定機構確認機関に対し機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又

は指定機構確認機関が天災その他の事由により機構確認の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、機構確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

3　科学技術庁長官が前項の規定により機構確認の業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定機構確認機関が第四十一条の二の規定による許可を受けて機構確認の業務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の六の規定により指定機構確認機関の指定を取り消された場合における機構確認の業務の引継ぎその他の必要な事項については、総理府令で定める。

（指定運搬物確認機関の指定等）

第四十一条の十　科学技術庁長官は、総理府令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬物確認機関」という。）に、承認容器による運搬物に係る第十八条の二第二項の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬については、運搬する物に係る確認に限る。次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「承認容器による運搬物に係る確認」という。）を行わせることができる。

2　指定運搬物確認機関の指定は、総理府令で定めるところにより、承認容器による運搬物に係る確認を行おうとする者の申請により行う。

3　第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬物確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「承認容器による運搬物に係る確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と読み替えるものとする。

（指定運搬方法確認機関の指定等）

第四十一条の十一　運輸大臣は、運輸省令で定めるところにより、その指定する者（以下「指定運搬方法確認機関」という。）に、第十八条の二第二項の規定による確認（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）に限る。）であつて運搬省令で定めるもの（次項及び第三項並びに第四十五条の二第六号、第四十九条第一項及び第五十六条第一号において「運搬方法確認」という。）を行わせることができる。

2　指定運搬方法確認機関の指定は、運輸省令で定めるところにより、運搬方法確認を行おうとする者の申請により行う。

3　第三十九条第三項及び第四項並びに第四十条から第四十一条の八までの規定は、指定運搬方法確認機関について準用する。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬方法確認機関」と、「科学技術庁長官」とあるのは「運輸大臣」と、「総理府令」とあるのは「運輸省令」と、「機構確認」とあるのは「運搬方法確認」と、第四十一条の四中「機構確認員」とあるのは「運搬方法確認員」と読み替えるものとする。

（報告徴収）

第四十二条　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し、報告をさせることができる。

2　科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、総理府令又は運輸省令で定めるところにより、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）に対し、報告をさせることができる。

（立入検査）

第四十三条の二　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては、第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三　科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十三条　次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

六　第三十三条第一項の規定に違反し、又は同条第四項の規定による命令に違反した者

第五十三条の三　第四十一条の六第二項（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の

十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定による業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

三　第十二条の五、第十三条、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第十八条の二第一項若しくは第七項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定に違反した者

四　第十四条、第十五条第二項、第十六条第二項、第十七条第二項、第十八条第二項、第十八条の二第四項又は第十九条第三項の規定による命令に違反した者

四の二　第十八条の二第二項の規定による確認を受けず、又は同条第五項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をして放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬した者

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

六　第四十二条第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第五十六条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条の二（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の許可を受けないで機構確認、施設検査及び定期検査、承認容器による運搬物に係る確認若しくは運搬方法確認の業務、試験事務又は講習及び研修の業務の全部を廃止したとき。

二　第四十一条の七（第四十一条の九第三項、第四十一条の十第三項、第四十一条の十一第三項、第四十一条の十八及び第四十一条の十九第三項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三　第四十二条第二項の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四　第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(1)　障害防止法施行規則第十八条

(2)　〃　第二十九条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十五年九月三十日政令第二五九号〕

最終改正　昭和五十九年四月十三日政令第一〇〇号

（運搬に関する確認を要する場合）

第十七条　法第十八条の二第二項に規定する政令で定める場合は、放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として総理府令（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬に係る確認（運搬する物に係る確認を除く。）を要する場合にあつては、運輸省令）で定めるものを運搬する場合とする。

（都道府県公安委員会への届出を要する場合）

第十七条の二　前条の規定は、法第十八条の二第五項に規定する政令で定める場合について準用する。

（手数料）

第十九条　法第四十九条第一項の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。

手数料を納付すべき者	金額
7　法第十八条の二第二項の科学技術庁長官の確認を受けようとする者	
イ　承認容器以外の容器の使用により放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	二十二万円
ロ　承認容器の使用により二万千キュリーを超える放射性同位元素を運搬しようとする者	十一万円
ハ　承認容器の使用により二万千キュリー以下の放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬しようとする者	二万一千円
8　法第十八条の二第二項の運輸大臣の確認を受けようとする者	十万円
9　法第十八条の二第三項の承認を受けようとする者	三万一千円

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

〔昭和三十五年九月三十日総理府令第五十六号〕

最終改正　昭和五六年五月一六日総理府令第三一号

（車両運搬により運搬する物に係る技術上の基準）

第十八条の二　法第十八条の二第一項の総理府令で定める技術上の基準（車両運搬（事業所等の外における鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車又は軽車両による運搬をいう。以下同じ。）により運搬する物に係るものに限る。）は、次条から第十八条の九までに定めるところによる。

（放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬）

第十八条の三　放射性同位元素等（放射性同位元素の濃度が科学技術庁長官の定める値に満たないものを除く。以下第十八条の十までにおいて同じ。）は、次に掲げる放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。

一　危険性が極めて少ない放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物として科学技術庁長官の定めるもの　L型輸送物

二　科学技術庁長官の定める量を超えない量の放射能を有する放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（前号に掲げるものを除く。）　A型輸送物

三　前号の科学技術庁長官の定める量を超える量の放射能を有する放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（第一号に掲げるものを除く。）　BM型輸送物又はBU型輸送物

2　前項各号に掲げるL型輸送物、A型輸送物、BM型輸送物及びBU型輸送物は、それぞれ次条から第十八条の七までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。

（L型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の四　L型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

二　容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。

三　運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により、きれつ、破損等の生じるおそれがないこと。

四　みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

五　表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

六　表面の放射性同位元素の密度が科学技術庁長官の定める密度（以下「許容表面密度」という。）を超えないこと。

（A型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の五　A型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条第一号から第四号まで及び第六号に定める基準

二　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

三　放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

四　科学技術庁長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　放射性同位元素の漏えいがないこと。

ロ　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないこと。

（BM型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の六　BM型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　前条第一号から第三号までに定める基準

二　科学技術庁長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第四号ロの要件

ロ　放射性同位元素の一時間当たりの漏えい量が科学技術庁長官の定める量を超えないこと。

ハ　表面の温度が日陰において五十度（専用積載（鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。以下同じ。）として運搬する放射性輸送物にあつては、輸送中人が容易に近づくことができる表面（その表面に近接防止枠を設ける放射性輸送物にあつては、当該近接防止枠の表面）において八十二度）を超えないこと。

ニ　表面の放射性同位元素の密度が許容表面密度を超えないこと。

三　科学技術庁長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　表面から一メートル離れた位置における放射線量率が千ミリレム毎時を超えないこと。

ロ　放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が科学技術庁長官の定める量を超えないこと。

（BU型輸送物に係る技術上の基準）

第十八条の七　BU型輸送物に係る技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第十八条の五第一号から第三号までに定める基準

二　科学技術庁長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件の下に置くこととした場合に、前条第二号イからニまでに定める要件に適合すること。

三　科学技術庁長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件の下に置くこととした場合に、次に掲げる要件に適合すること。

イ　前条第三号イの要件

ロ　放射性同位元素の一週間当たりの漏えい量が科学技術庁長官の定める量を超えないこと。

四　フイルタ又は機械的冷却装置を用いなくとも内部の気体のろ過又は放射性同位元素等の冷却が行われる構造であること。

五　最高使用圧力（放射性輸送物について排気、冷却その他の特別な措置を採らない場合に当該放射性輸送物内に生じる気体の最大圧力（ゲージ圧力をいう。）をいう。）が七キログラム毎平方センチメートルを超えないこと。

（放射性輸送物としないで運搬できる放射性同位元素によつて汚染された物の運搬）

第十八条の八　次に掲げる放射性同位元素によつて汚染された物は、第十八条の三の規定にかかわらず、同条第一項各号に掲げる放射性輸送物としないで運搬することができる。

一　放射性同位元素等が収納されたことのある空の容器であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第十八条の十第五号において「空容器」という。）

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　破損等がなく、かつ、確実に閉じられていること。

ハ　表面の放射性同位元素の密度が許容表面密度を超えないこと。

ニ　内部の放射性同位元素の密度が許容表面密度の百倍を超えないこと。

ホ　表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を運搬した際に付された標識又はその際に行われた表示等が除去され、消され、又は覆われていること。

二　放射性同位元素によつて汚染された物（空容器を除く。）であつて、次に掲げる基準に適合するもの

イ　外接する直方体の各辺が十センチメートル以上であること。

ロ　当該放射性同位元素によつて汚染された物に含まれる放射性同位元素の濃度が科学技術庁長官の定める値を超えないこと。

ハ　専用積載で運搬すること。

ニ　通常の運搬状態において、放射性同位元素が容易に飛散し、又は漏えいしないように措置されていること。

ホ　表面の放射線量率が二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置における放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

ヘ　表面の放射性同位元素の密度が許容表面密度を超えないこと。

ト　雨水等が容易に浸透しないように措置されていること。

（特別措置による運搬）

第十八条の九　第十八条の三又は前条の規定に従つて運搬すること

が著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を採り、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の科学技術庁長官の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。この場合において、当該運搬する物の放射線量率は、表面において千ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から二メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

（簡易運搬に係る技術上の基準）

第十八条の十　法第十八条の二第一項の総理府令で定める技術上の基準（簡易運搬（事業所等の外における車両運搬以外の運搬（船舶又は航空機によるものを除く。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）は、第十八条の三から前条までに定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

一　第十八条の三、第十八条の八又は前条の規定により運搬される放射性同位元素等（以下「運搬物」という。）を積載し、又は収納した運搬機械又は器具（簡易運搬に係るものに限る。以下「運搬機器」という。）の表面及び表面から一メートル離れた位置における放射線量率がそれぞれ二百ミリレム毎時及び十ミリレム毎時を超えないようにすること。

二　運搬物（L型輸送物を除く。以下この号及び次号において同じ。）の運搬機器への積付けは、運搬中において移動、転倒、転落等により運搬物の安全性が損なわれないように行うこと。

三　運搬物は、同一の運搬機器に科学技術庁長官の定める危険物と混載しないこと。

四　二以上の運搬物（その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えるものに限る。以下この号において同じ。）を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、放射線障害の防止のため、科学技術庁長官の定めるところにより、当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限すること。

五　運搬物（L型輸送物及び空容器を除く。以下この号において同じ。）を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　当該運搬物の運搬に従事する者は、運搬物の取扱方法、事故が発生した場合の措置その他の運搬に関し留意すべき事項を記載した書面を携行すること。

ロ　当該運搬物の運搬に従事する者は、消火器、放射線測定器、保護具その他の事故が発生した場合に必要な器具、装置等を携行すること。

ハ　人の通常立ち入る場所においては、運搬物又は運搬機器を置き、又は運搬物の積込み、取卸し等の取扱いを行わないこと。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じたときは、この限りでない。

六　BM型輸送物を運搬する場合は、次に掲げる措置を講ずること。

イ　法第三十五条第一項の放射線取扱主任者免状を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者を同行させ、及び積込み、取卸し等に立ち会わせることにより、放射性同位元素

等の放射線管理、放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に従事する者の被ばく管理その他放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の保安のために必要な監督を行わせること。

ロ　交通が混雑する時間及び経路を避けること。

七　運搬物には、科学技術庁長官の定めるところにより、標識の取付け又は表示をすること。

八　放射線作業従事者の被ばく放射線量が最大許容集積線量及び最大許容被ばく線量を超えないようにすること。

九　放射線作業従事者以外の者であつて放射性同位元素等の簡易運搬に従事するものの被ばく放射線量が科学技術庁長官の定める許容被ばく線量を超えないようにすること。

（運搬に関する確認を要する放射性同位元素等）

第十八条の十の二　令第十七条の総理府令で定める放射性同位元素等は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等（第十八条の九の規定により運搬されるものを除く。）とする。

（運搬に関する確認の申請）

第十八条の十の三　法第十八条の二第二項の規定により運搬に関する確認を受けようとする者は、別記様式第十の七による確認申請書に、次の書類を添えて、これを長官に提出しなければならない。

一　運搬する放射性同位元素等に関する説明書

二　前号の放射性同位元素等を収納する容器（以下この条及び第十八条の十一において「容器」という。）の構造、材質及び製作の方法（以下「容器の設計」という。）並びに当該放射性同位元素等を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三　容器が容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

四　容器が容器の設計に適合するよう維持されていることを示す説明書

五　放射性輸送物の発送前の点検に関する説明書

六　簡易運搬にあつては、放射性輸送物の運搬方法及びその安全性に関する説明書

2　法第十八条の二第三項の承認を受けた容器を使用して放射性同位元素等を運搬する場合にあつては、前項第二号及び第三号の書類の提出を省略することができる。

（運搬確認証の交付）

第十八条の十の四　長官は、法第十八条の二第二項に規定する確認をしたときは、運搬確認証を交付する。

（容器承認の申請）

第十八条の十一　法第十八条の二第三項の規定による承認の申請は、別記様式第十の二による容器承認申請書を提出して行わなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

一　容器で運搬することを予定する放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物に関する説明書

二　容器の構造、材質及び製作の方法（次号において「容器の設

計」という。）並びに放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物を当該容器に収納した場合の放射性輸送物の安全性に関する説明書

三　容器が容器の設計に従つて製作されていることを示す説明書

3　容器のうち、容器の一部を分離して使用することができるものについては、当該容器の各部ごとに第一項の申請をすることができる。この場合において、前項第三号の説明書は、当該申請に係る容器の一部に係る説明書とするものとする。

（危険時の措置）

第二十九条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者が法第三十三条第一項の規定により講じなければならない応急の措置は、次の各号に定めるところによる。

一　放射線施設又は放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所に通報すること。

二　放射線障害を防止するため必要がある場合には、放射線施設の内部にいる者、放射性輸送物の運搬に従事する者又はこれらの付近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいる場合には、速やかに救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素による汚染が生じた場合には、速やかに、そのひろがりの防止及び除去を行うこと。

五　放射性同位元素等を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人をつけることにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　前項各号に掲げる緊急作業を行う場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、緊急作業に従事する者の被ばく放射線量は、できる限り少なくすること。この場合において、男子の放射線作業従事者にあつては、第十五条第三号（第十六条及び第十九条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項第三号（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十第八号の規定にかかわらず、科学技術庁長官が定める許容被ばく線量(2)まで放射線による被ばくを受けることができる。

3　法第三十三条第三項の規定により、同条第一項に規定する者は、次の事項を届出なければならない。

一　法第三十三条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

4　前項の届出は、当該届出に係る事業所等の所在地が茨城県にある場合には、水戸原子力事務所長を経由してしなければならない。

（報告の徴収）

第三十九条　使用者、販売業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を十日以内に長官に報告しなければならない。

一　放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

二　放射性同位元素が異常に漏えいしたとき。

三　放射線作業従事者について最大許容被ばく線量又は最大許容集積線量を、放射線作業従事者以外の者であつて管理区域に業務上立ち入るもの（一時的に立ち入る者を除く。）について第十五条第三号の許容被ばく線量を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

四　前三号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2　使用者、販売業者又は廃棄業者は、放射線施設を廃止したときは、放射性同位元素による汚染の除去その他の講じた措置を三十日以内に長官に報告しなければならない。

（放射線検査官の身分を示す証明書）

第四十一条　法第四十三条の二第二項の放射線検査官の身分を示す証明書は、別記様式第二十二によるものとする。

様式第二十二（第41条関係）

表

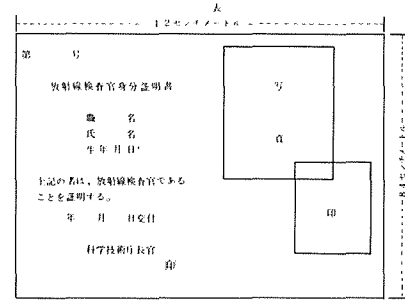

裏

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

第43の2　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第18条の2第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第4項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条の2第6項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第55条　次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

七　第43条の2第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(1)　放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（科学技術庁告示）　第十三条

(2)　同　第十二条

附　則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十八条の次に十条を加える改正規定（第十八条の二から第十八条の十までに係る部分に限る。）は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日から施行する。

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

〔昭和三十五年九月三十日科学技術庁告示第二二号〕

最終改正　昭和五六年五月一六日科学技術庁告示第六号

（緊急作業に係る許容被ばく線量）

第十二条　規則第二十九条第二項に規定する緊急作業に係る許容被ばく線量は、十二レムとする。

（粒子束密度）

第十六条　第四条、第五条及び第十条から前条までの放射線量については、その放射線が中性子線である場合には、別表第五の左の欄に掲げる中性子エネルギーの強さに応じてそれぞれ同表の右の欄に掲げる粒子フルエンスが一ミリレムの放射線量に相当するものとして計算することができる。

（内部被ばくの場合における被ばく量の計算）

第十八条　第十条から第十五条までの規定については、放射線による被ばくが気体状の放射性同位元素等を呼吸し、又は液体状の放射性同位元素等を飲用することによるものである場合には、第六条各号に規定する濃度の空気又は水を呼吸し、又は飲用することが一週間につき百ミリレムの放射線量率の放射線に被ばくすることに相当するものとしてその被ばく量を計算するものとする。

（診療上の被ばくの除外等）

第十九条　第四条から第七条まで及び第十条から第十五条までの規定については、放射線量又は被ばく放射線量を算出する場合には、百万電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとし、空気中又は水中の放射性同位元素の濃度を算出する場合には、空気又は水のなかに自然に含まれている放射性同位元素の濃度を除くものとする。

別表第五（第16条関係）

1ミリレムに相当する粒子フルエンス

中性子エネルギー	粒子フルエンス（n/cm²）
0.025eV	936,000
0.1eV	864,000
1eV	792,000
10eV	828,000
100eV	864,000
1keV	972,000
10keV	1,008,000
100keV	172,800
500keV	50,400
1MeV	30,600
2MeV	25,200
3MeV	25,200
5MeV	24,480
10MeV	24,480
20MeV	23,400
50MeV	21,960
100MeV	20,160
200MeV	18,360
500MeV	12,960
1,000MeV	7,920
2,000MeV	5,760
3,000MeV	5,040

備考　該当値がないときは，内そう法によつて計算する。

○放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

〔昭和五十五年十一月十八日科学技術庁告示第九号〕

最終改正　昭和五六年五月一六日科学技術庁告示第七号

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（事業所等の外における運搬に関する技術上の基準の適用されない放射性同位元素等の濃度）

第二条　規則第十八条の三第一項に定める放射性同位元素の濃度は、〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラムとする。

（L型輸送物として運搬できる放射性同位元素等）

第三条　規則第十八条の三第一項第一号の危険性が極めて少ない放射性同位元素等として長官の定めるものは、次の各号の一に該当する放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物とする。ただし、爆発性又は自然発火性の放射性同位元素等を除く。

一　放射性同位元素等であつて、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えない放射能を有するもの（次号に掲げるものを除く。）

放射性同位元素等の区分	放射能の量
容易に散逸しない固体状の放射性同位元素等又はカプセルに密封された放射性同位元素等であつて、次に掲げる基準に適合するもの（以下「特別形放射性同位元素等」という。） イ　外接する直方体の少なくとも一辺が〇・五センチメートル以上であること。 ロ　別記第一に定めるところにより、衝撃試験及び打撃試験（長さが十センチメートル以上であり、かつ、長さの幅に対する比率が十以上である放射性同位元素等にあつては、衝撃試験、打撃試験及び曲げ試験）を行つた場合に損壊せず、加熱試験を行つた場合に溶融又は分散せず、並びに浸漬試験を行つた場合に水中への放射性同位元素の漏えい量が、〇・〇五マイクロキュリーを超えないものであること。	別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第二欄に掲げる数量（以下「A_1値」という。）の千分の一

放射性同位元素等の区分			放射能の量
固体	特別形放射性同位元素等		A_1値の百分の一
	特別形放射性同位元素等以外のもの		A_2値の百分の一
液体	トリチウム水		――
	その他のもの		A_2値の千分の一
気体	トリチウム		二十キュリー
	その他のもの	特別形放射性同位元素等	A_1値の千分の一
		特別形放射性同位元素等以外のもの	A_2値の千分の一

固体			別表第一から別表第六までの第一欄に掲げる放射性同位元素の種類又は区分に応じ、それぞれ当該各表の第三欄（別表第五にあつては、第二欄）に掲げる数量（以下「A_2値」という。）の千分の一
液体	水トリチウム	一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー未満のもの	千キュリー
		一リットル当たりの放射能が〇・一キュリー以上一キュリー未満のもの	百キュリー
		一リットル当たりの放射能が一キュリー以上のもの	一キュリー
	その他のもの		A_2値の一万分の一
気体	トリチウム		二十キュリー
	その他のもの	特別形放射性同位元素等	A_1値の千分の一
		特別形放射性同位元素等以外のもの	A_2値の千分の一

二　時計等の機器又は装置（以下「機器等」という。）に含まれる放射性同位元素等であつて、次に掲げる要件に適合するもの

イ　機器等が収納され、又は包装されている放射性輸送物一個当たりに含まれる放射性同位元素等の放射能が、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる量を超えないこと

ロ　収納され、又は包装されていない状態で当該機器等の表面から十センチメートル離れた位置における最大放射線量率が十ミリレム毎時を超えないこと。

（A型輸送物として運搬できる放射性同位元素等の量の限度）

第四条　規則第十八条の三第一項第二号の長官の定める量は、次の

表の上欄に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる放射能の量とする。

特別形放射性同位元素等 特別形放射性同位元素等以外のもの	A_1値 A_2値

（許容表面密度）

第五条　規則第十八条の四第六号の長官の定める密度は、次の表の上欄に掲げる放射性同位元素の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる密度とする。

アルファ線を放出する放射性同位元素	十万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル
アルファ線を放出しない放射性同位元素	一万分の一マイクロキュリー毎平方センチメートル

（A型輸送物に係る一般の試験条件）

第六条　規則第十八条の五第四号の長官の定めるA型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第二に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る一般の試験条件）

第七条　規則第十八条の六第二号の長官の定めるBM型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第三に掲げる条件とする。

（BM型輸送物に係る特別の試験条件）

第八条　規則第十八条の六第三号の長官の定めるBM型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第四に掲げる条件とする。

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示

（BM型輸送物に係る漏えい量）

第九条　規則第十八条の六第二号ロの長官の定める量は、A_2値の百万分の一とする。

2　規則第十八条の六第三号ロの長官の定める量は、A_2値とする。ただし、クリプトン八五にあつては、一万キュリーとする。

3　漏えいする放射性同位元素の全部又は一部が希ガスである場合にあつては、当該希ガスについては、前二項のA_2値は、非圧縮状態におけるものとする。

（BU型輸送物に係る一般の試験条件）

第十条　規則第十八条の七第二号の長官の定めるBU型輸送物に係る一般の試験条件は、別記第五に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る特別の試験条件）

第十一条　規則第十八条の七第三号の長官の定めるBU型輸送物に係る特別の試験条件は、別記第六に掲げる条件とする。

（BU型輸送物に係る漏えい量）

第十二条　規則第十八条の七第三号ロの長官の定める量は、A_2値の千分の一とする。

2　第九条第三項の規定は、前項の量について準用する。

（放射性輸送物としないで運搬できる放射性同位元素によつて汚染された物に含まれる放射性同位元素の濃度）

第十三条　規則第十八条の八第二号ロの長官の定める値は、一グラム当たりA_2値の一万分の一とする。

（危険物）

第十四条　規則第十八条の十第三号の長官の定める危険物は、次の各号に掲げるものとする。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体であつて、引火点が摂氏八十二度以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類であつて、酸の含有量が体積比で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、当該放射性同位元素等の安全な運搬を損なうおそれのある物

（運搬物の個数の制限）

第十五条　規則第十八条の十第四号の規定により、二以上の運搬物を一の運搬機器に積載し、又は収納して運搬する場合は、当該運搬機器に積載し、又は収納する運搬物のそれぞれの輸送指数（運搬物の表面から一メートル離れた位置における放射線量率をミリレム毎時単位で表した値の最大値をいう。以下同じ。）を合計した値が五十以下となるよう当該積載し、又は収納する運搬物の個数を制限するものとする。

（標識又は表示）

第十六条　規則第十八条の十第七号の規定による標識の取付け又は表示は、次の各号に定めるところにより行なうものとする。

一　次表の上欄に掲げる放射性輸送物には、それぞれ同表の中欄に掲げる標識又は表示を、それぞれ同表の下欄に掲げる箇所に取り付け、又は行うこと。

一　L型輸送物	「放射性」の文字の表示	放射性輸送物の表面
二　L型輸送物以外の放射性輸送物であつて、その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（別記第七に掲げるもの）	放射性輸送物の表面の二箇所
三　放射性輸送物であつて、その表面の放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五〇ミリレム毎時以下であり、かつ、その輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（別記第八に掲げるもの）	放射性輸送物の表面の二箇所
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	第三類黄標識（別記第九に掲げるもの）	放射性輸送物の表面の二箇所

二　次のイからハまでに掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該イからハまでに掲げる事項を鮮明に表示しておくこと。

イ　総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物　総重量

ロ　A型輸送物　「A型」の文字

ハ　ＢＭ型輸送物及びＢＵ型輸送物　「Ｂ型」の文字

三　ＢＭ型輸送物及びＢＵ型輸送物には、当該放射性輸送物の容器の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（別記第十に掲げるもの）を明確に表示すること。

（従事者以外の者に係る許容被ばく線量）

第十七条　規則第十八条の十第九号の長官の定める許容被ばく線量は、一年間につき一・五レムとする。ただし、皮ふのみに対する被ばくについては、三レムとする。

2　前項の許容被ばく線量については、従事者の被ばくする放射線が中性子線である場合には、別表第七の左の欄に掲げる中性子エネルギーの強さに応じて、それぞれ同表の右の欄に掲げる粒子フルエンスが一ミリレムの放射線量に相当するものとして計算することができる。

3　第一項の許容被ばく線量を算出する場合には、百万電子ボルト未満のエネルギーを有する電子線及びエックス線による被ばくを含め、かつ、診療を受けるための被ばく及び自然放射線による被ばくを除くものとする。

別表第1（第3条関係）

種類が明らかであり、かつ、一種類である放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄		第二欄	第三欄
原子番号	放射性同位元素の種類	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2値） 単位 Ci
1	^{3}H（気体状のもの、放射線発光塗料であるもの、固体に吸収された形状のもの、トリチウム水であるもの）	1,000	1,000
1	^{3}H（その他のもの）	20	20
4	^{7}Be	300	300
6	^{14}C	1,000	100
9	^{18}F	20	20
11	^{22}Na	8	8
11	^{24}Na	5	5
12	^{28}Mg	6	6
14	^{31}Si	100	100
15	^{32}P	30	30
16	^{35}S	1,000	300
17	^{36}Cl	300	30
17	^{38}Cl	10	10
18	^{37}Ar	1,000	1,000
18	^{41}Ar	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）1	20 1
19	^{42}K	10	10
20	^{45}Ca	1,000	40
20	^{47}Ca	20	20
21	^{46}Sc	8	8
21	^{47}Sc	200	200
21	^{48}Sc	5	5
23	^{48}V	6	6
24	^{51}Cr	600	600
25	^{52}Mn	5	5
25	^{54}Mn	20	20
25	^{56}Mn	5	5
26	^{52}Fe	6	6
26	^{55}Fe	1,000	1,000

26	^{59}Fe	10	10
27	^{56}Co	5	5
27	^{57}Co	90	90
27	^{58m}Co	1,000	1,000
27	^{58}Co	20	20
27	^{60}Co	7	7
28	^{59}Ni	1,000	900
28	^{63}Ni	1,000	100
28	^{65}Ni	10	10
29	^{64}Cu	80	80
30	^{65}Zn	30	30
30	^{69m}Zn	40	40
30	^{69}Zn	300	300
31	^{72}Ga	7	7
32	^{71}Ge	1,000	1,000
33	^{73}As	1,000	400
33	^{74}As	20	20
33	^{76}As	10	10
33	^{77}As	300	300
34	^{75}Se	40	40
35	^{82}Br	6	6
36	^{85m}Kr	（非圧縮状態）100 （圧縮状態）3	100 3
36	^{85}Kr	（非圧縮状態）1,000 （圧縮状態）5	1,000 5
36	^{87}Kr	（非圧縮状態）20 （圧縮状態）6×10^{-1}	20 6×10^{-1}
37	^{86}Rb	30	30
37	^{87}Rb	制限なし	制限なし
38	^{85m}Sr	80	80
38	^{85}Sr	30	30
38	^{87m}Sr	50	50
38	^{89}Sr	100	40
38	^{90}Sr	10	4×10^{-1}
38	^{91}Sr	10	10
38	^{92}Sr	10	10
39	^{90}Y	10	10
39	^{91m}Y	30	30
39	^{91}Y	30	30
39	^{92}Y	10	10
39	^{93}Y	10	10
40	^{93}Zr	1,000	200

40	^{95}Zr	20	20
40	^{97}Zr	20	20
41	^{93m}Nb	1,000	200
41	^{95}Nb	20	20
41	^{97}Nb	20	20
42	^{99}Mo	100	100
43	^{96m}Tc	1,000	1,000
43	^{96}Tc	6	6
43	^{97m}Tc	1,000	200
43	^{97}Tc	1,000	400
43	^{99m}Tc	100	100
43	^{99}Tc	1,000	80
44	^{97}Ru	80	80
44	^{103}Ru	30	30
44	^{105}Ru	20	20
44	^{106}Ru	10	7
45	^{103m}Rh	1,000	1,000
45	^{105}Rh	200	200
46	^{103}Pd	1,000	700
46	^{109}Pd	100	100
47	^{105}Ag	40	40
47	^{110m}Ag	7	7
47	^{111}Ag	100	100
48	^{109}Cd	1,000	70
48	^{115m}Cd	30	30
48	^{115}Cd	80	80
49	^{113m}In	60	60
49	^{114m}In	30	20
49	^{115m}In	100	100
50	^{113}Sn	60	60
50	^{125}Sn	10	10
51	^{122}Sb	30	30
51	^{124}Sb	5	5
51	^{125}Sb	40	30
52	^{126m}Te	1,000	100
52	^{127m}Te	300	40
52	^{127}Te	300	300
52	^{129m}Te	30	30
52	^{129}Te	1,000	100
52	^{131m}Te	10	10

52	^{132}Te		7	7
53	^{125}I		1,000	70
53	^{126}I		40	10
53	^{129}I		1,000	2
53	^{131}I		40	10
53	^{132}I		7	7
53	^{133}I		30	30
53	^{134}I		8	8
53	^{135}I		10	10
54	^{131m}Xe	（非圧縮状態）	100	100
		（圧縮状態）	10	10
54	^{133}Xe	（非圧縮状態）	1,000	1,000
		（圧縮状態）	5	5
54	^{135}Xe	（非圧縮状態）	70	70
		（圧縮状態）	2	2
55	^{131}Cs		1,000	1,000
55	^{134m}Cs		1,000	1,000
55	^{134}Cs		10	10
55	^{135}Cs		1,000	100
55	^{136}Cs		7	7
55	^{137}Cs		30	20
56	^{131}Ba		40	40
56	^{133}Ba		40	10
56	^{140}Ba		20	20
57	^{140}La		30	30
58	^{139}Ce		100	100
58	^{141}Ce		300	200
58	^{143}Ce		60	60
58	^{144}Ce		10	7
59	^{142}Pr		10	10
59	^{143}Pr		300	200
60	^{147}Nd		100	100
60	^{149}Nd		30	30
61	^{147}Pm		1,000	80
61	^{149}Pm		100	100
62	^{147}Sm		制限なし	制限なし
62	^{151}Sm		1,000	90
62	^{153}Sm		300	300
63	^{152m}Eu	（物理的半減期が9.2時間のもの）	30	30
63	^{152}Eu	（物理的半減期が13年のもの）	20	20
63	^{154}Eu		10	5

63	^{155}Eu	400	90
64	^{153}Gd	200	100
64	^{159}Gd	300	300
65	^{160}Tb	20	20
66	^{165}Dy	100	100
66	^{166}Dy	1,000	200
67	^{166}Ho	30	30
68	^{169}Er	1,000	300
68	^{171}Er	50	50
69	^{170}Tm	300	40
69	^{171}Tm	1,000	100
70	^{175}Yb	400	400
71	^{177}Lu	300	300
72	^{181}Hf	30	30
73	^{182}Ta	20	20
74	^{181}W	200	100
74	^{185}W	1,000	100
74	^{187}W	40	40
75	^{186}Re	100	100
75	^{187}Re	制限なし	制限なし
75	^{188}Re	10	10
76	^{185}Os	20	20
76	^{191m}Os	200	200
76	^{191}Os	600	400
76	^{193}Os	100	100
77	^{190}Ir	10	10
77	^{192}Ir	20	20
77	^{194}Ir	10	10
78	^{191}Pt	100	100
78	^{193}Pt	200	200
78	^{197m}Pt	300	300
78	^{197}Pt	300	300
79	^{193}Au	200	200
79	^{196}Au	30	30
79	^{198}Au	40	40
79	^{199}Au	200	200
80	^{197m}Hg	200	200
80	^{197}Hg	200	200
80	^{203}Hg	80	80
81	^{200}Tl	20	20

81	^{201}Tl	200	200
81	^{202}Tl	40	40
81	^{204}Tl	300	30
82	^{210}Pb	100	2×10^{-1}
82	^{212}Pb	6	5
83	^{206}Bi	5	5
83	^{207}Bi	10	10
83	^{210}Bi	100	4
83	^{212}Bi	6	6
84	^{210}Po	200	2×10^{-1}
85	^{211}At	200	7
86	^{222}Rn	10	2
88	^{223}Ra	50	2×10^{-1}
88	^{224}Ra	6	5×10^{-1}
88	^{226}Ra	10	5×10^{-2}
88	^{228}Ra	10	5×10^{-2}
89	^{227}Ac	1,000	3×10^{-3}
89	^{228}Ac	10	4
91	^{230}Pa	20	8×10^{-1}
91	^{231}Pa	2	2×10^{-3}
91	^{233}Pa	100	100
93	^{237}Np	5	5×10^{-3}
93	^{239}Np	200	200
95	^{241}Am	8	8×10^{-3}
95	^{243}Am	8	8×10^{-3}
96	^{242}Cm	200	2×10^{-1}
96	^{243}Cm	9	9×10^{-3}
96	^{244}Cm	10	1×10^{-2}
96	^{245}Cm	6	6×10^{-3}
96	^{246}Cm	6	6×10^{-3}
97	^{249}Bk	1,000	1
98	^{249}Cf	2	2×10^{-3}
98	^{250}Cf	7	7×10^{-3}
98	^{252}Cf	2	9×10^{-3}

別表第2（第3条関係）

種類が明らかであつて、一種類であり、かつ、別表第1に掲げる放射性同位元素以外の放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
1. 放出する放射線が一種類の場合（2に該当する場合を除く。）		
イ アルファ線を放出する放射性同位元素の場合		
(1) 半減期が千日未満である場合	1,000（原子番号が82以上のものである場合は、2）	3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(2) 半減期が千日以上百万年以下である場合	50（原子番号が82以上のものである場合は、2）	5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）
(3) 半減期が百万年を超える場合	1,000	3
ロ ベータ線を放出する放射性同位元素の場合		半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
(1) 最大エネルギーが0.5 MeV 未満である場合	1,000	
(2) 最大エネルギーが0.5 MeV以上1MeV未満である場合	300	
(3) 最大エネルギーが1 MeV以上1.5MeV未満である場合	100	
(4) 最大エネルギーが1.5 MeV以上2MeV未満である場合	30	
(5) 最大エネルギーが2 MeV 以上である場合	10	
ハ ガンマ線を放出する放射性同位元素の場合	$\frac{9}{\Gamma}$（1,000を超えるものにあつては、1,000）	$\frac{9}{\Gamma}$とロの第三欄に掲げる数量のうちいずれか小さいもの

ニ　エツクス線を放出する放射性同位元素の場合	1,000（原子番号が56以上のものである場合は、200）	半減期が千日未満である場合は3（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が千日以上百万年以下である場合は5×10^{-2}（原子番号が82以上のものである場合は、2×10^{-3}）、半減期が百万年を超える場合は3
2. 放出する放射線が一種類であり、当該放射性同位元素が原子核の崩壊連鎖を生ずるもの（以下「親核種」という。）であつて、その半減期がその原子核の崩壊によつて生ずる放射性同位元素（以下「娘核種」という。）の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内である場合	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
3. 放出する放射線が二種類以上の場合（4に該当する場合を除く。）	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの
4. 放出する放射線が二種類以上あり、当該放射性同位元素の半減期が娘核種の半減期よりも長く、かつ、娘核種の半減期が十日以内の場合	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第二欄に掲げる数量のうち最小のもの	それぞれの放射線に係る親核種及び娘核種に対する1の第一欄の区分に応じてそれぞれ第三欄に掲げる数量のうち最小のもの

備考　Γは、当該放射性同位元素が1キユリーの場合において、当該放射性同位元素から1メートル離れた位置における最大放射線量率をレントゲン毎時で表した値を示す。

別表第3（第3条関係）

種類が一種類であり、かつ、種類が明らかでない放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
原子番号82以上の放射性同位元素が含まれていない場合	10	4×10^{-1}
原子番号82以上の放射性同位元素が含まれている場合	2	2×10^{-3}

別表第4（第3条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類の全部が明らかでない放射性同位元素の場合又は種類の一部が明らかであつて種類別の数量の全部が明らかでない放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位 Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位 Ci
1. アルファ線を放出する放射性同位元素が含まれている場合	2	2×10^{-3}
2. アルファ線を放出する放射性同位元素が含まれていない場合（3に該当する場合を除く。）	2	4×10^{-1}
3. 核分裂生成物である場合（1に該当する場合を除く。）	10	4×10^{-1}

別表第5（第3条関係）

種類が二種類以上であり、かつ、種類及び種類別の数量の全部又は一部が明らかである放射性同位元素の場合（別表第6に該当する場合を除く。）の数量の限度

第一欄	第二欄
区分	数量 単位　Ci
放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかであつて種類別の数量の一部が明らかでない場合	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_n及びyの数量　$\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\cdots+\frac{x_n}{X_n}+\frac{y}{Y}=1$
放射性同位元素の種類及び種類別の数量の全部が明らかである場合	次の算式を満たすx_1，x_2，…，x_nの数量　$\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\cdots+\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_nは種類及び種類別の数量が明らかな各放射性同位元素の数量（キユリー）を、X_1，X_2，…，X_nはそれぞれx_1，x_2，…，x_nに係る各放射性同位元素に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）を、yは種類又は種類別の数量が明らかでない放射性同位元素の数量（キュリー）を、Yは，yに係る放射性同位元素の種類の全部が明らかな場合にあつてはそれらの種類に対する別表第1又は別表第2に掲げる数量（キユリー）のうち最小のものを、yに係る放射性同位元素の種類の全部又は一部が明らかでない場合にあつてはyに係る放射性同位元素に対する別表第3に掲げる数量（キユリー）を示す。

別表第６（第３条関係）

種類が一連の原子核の崩壊連鎖の系列からなり、かつ、その混合比が天然のものと等しい放射性同位元素の場合の数量の限度

第一欄	第二欄	第三欄
区分	特別形放射性同位元素等である場合の数量（A_1 値） 単位　Ci	特別形放射性同位元素等以外の放射性同位元素等である場合の数量（A_2 値） 単位　Ci
その系列のすべての放射性同位元素（親核種を除く。）の半減期が十日を超えず、かつ、親核種の半減期よりも短い場合	親核種に対する別表第１又は別表第２の第二欄に掲げる数量	親核種に対する別表第１又は別表第２の第三欄に掲げる数量
その系列の娘核種のうち、その半減期が十日を超え、又は親核種の半減期よりも長いものがある場合	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\frac{x_n}{X_n}=1$	次の算式を満たす x_1，x_2，…，x_n の数量 $\frac{x_1}{X_1}+\frac{x_2}{X_2}+\cdots\frac{x_n}{X_n}=1$

備考　x_1，x_2，…，x_n はその原子核の崩壊連鎖の系列に属する各放射性同位元素の数量（キュリー）を、X_1，X_2，…，X_n はそれぞれ x_1，x_2，…，x_n に係る各放射性同位元素に対する別表第１又は別表第２に掲げる数量（キュリー）を示す。

別表第7（第21条関係）

1ミリレムに相当する粒子フルエンス

中性子エネルギー	粒子フルエンス（n／cm²）
0.025eV	936,000
0.1eV	864,000
1eV	792,000
10eV	828,000
100eV	864,000
1KeV	972,000
10KeV	1,008,000
100KeV	172,800
500KeV	50,400
1MeV	30,600
2MeV	25,200
3MeV	25,200
5MeV	24,480
10MeV	24,480
20MeV	23,400
50MeV	21,960
100MeV	20,160
200MeV	18,360
500MeV	12,960
1,000MeV	7,920
2,000MeV	5,760
3,000MeV	5,040

備考　該当値がないときは、内そう法によって計算する。

別記第一（第三条関係）特別形放射性同位元素等に係る試験

一　衝撃試験

試験しようとする放射性同位元素等をできるだけ模擬した供試物（以下「供試物」という。）を九メートルの高さから落下させること。

二　打撃試験

供試物を表面が滑らかな鉛板の上に置き、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鉛板は厚さが二・五センチメートル以下のものとし、鋼製丸棒はその平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

三　曲げ試験

供試物を水平にクランプ面からその二分の一が出るように固定し、一メートルの高さから一・四キログラムの物体を自由落下させた場合と同等の衝撃力により、最大の破損を及ぼすように鋼製丸棒の平端面で打つこと。この場合において、鋼製丸棒は、その平端面の直径が二・五センチメートルであり、かつ、その角の半径が〇・三センチメートルのものとする。

四　加熱試験

供試物を温度八百度の空気中に十分間置くこと。

五　浸漬（せき）試験

イ　固体状の放射性同位元素等（カプセルに封入されたものを除く。）にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　常温の水中に七日間浸漬させること。

(2)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(3)　温度三十度であつて湿度九十パーセントの空気中に七日間置くこと。

(4)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

ロ　カプセルに封入された放射性同位元素等にあつては、供試物について、次に掲げる試験をその順序で行うこと。

(1)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

(2)　温度三十度の空気中に七日間置くこと。

(3)　温度五十度の水中に四時間浸漬させること。

別記第二（第六条関係）A型輸送物に係る条件

一　条件

イ　五十ミリメートル毎時の雨量に相当する水を一時間吹き付けること。

ロ　イの条件の下に置いた後、次の条件の下に置くこと。

(1)　その重量が、五千キログラム以下のものにあつては一・二メートルの高さから、五千キログラムを超え一万キログラム以下のものにあつては〇・九メートルの高さから、一万キログラムを超え一万五千キログラム以下のものにあつては〇・六メートルの高さから、一万五千キログラムを超

えるものにあつては〇・三メートルの高さから、それぞれ、最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) その重量の五倍に相当する荷重又は鉛直投影面積に〇・一三キログラム毎平方センチメートルを乗じて得た値に相当する荷重のうち、いずれか大きいものを二十四時間加えること。

(3) 重量が六キログラムであり、直径が三・二センチメートルの容易に破損しない棒であつて、その先端が半球形のものを一メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

二 液体状又は気体状の放射性同位元素等に係る追加条件

イ 液体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、次の(1)及び(2)の条件の下に置くこと。ただし、当該放射性輸送物に係る容器に収納することができる放射性同位元素等の量の二倍以上の量の放射性同位元素等を吸収することができる吸収材を備えている放射性輸送物であつて、当該吸収材が放射線しやへい材の内側にあるもの又は当該収納若しくは包装することができる放射性同位元素等をすべて吸収することとした場合においても表面の最大放射線量率が二百ミリレム毎時を超えないものは、この限りでない。

(1) 九メートルの高さから最大の破損を及ぼすように落下させること。

(2) 前号ロ(3)に規定する棒を一・七メートルの高さから当該放射性輸送物の最も弱い部分に落下させること。

ロ 気体状の放射性同位元素等が収納され、又は包装されている放射性輸送物にあつては、前号の条件の下に置くほか、イ(1)及び(2)の条件の下に置くこと。

別記第三（第七条関係）BM型輸送物に係る条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二 前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

別記第四（第八条関係） BM型輸送物に係る条件

一 第二号の条件の下で放射性輸送物が最大の破損を受けるような順序で次のイ及びロの条件の下に順次置くこと。

イ 九メートルの高さから落下させること。

ロ 垂直に固定した直径が十五センチメートルであり、長さが二十センチメートルの軟鋼丸棒であつて、その上面が滑らかな水平面であるものに一メートルの高さから落下させること。

二 温度八百度の環境に三十分間置くこと。

三 深さ十五メートルの水中に八時間浸漬させること。

四 野外の温度が三十八度である環境に一週間放置すること。

備考 第一号から第四号までの条件の下には、この順序で置くものとする。

別記第五（第十条関係） BU型輸送物に係る条件

一 別記第二第一号の条件の下に置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第六（第十一条関係）　BU型輸送物に係る条件

一　別記第四第一号から第三号までの条件の下にその順序で置くこと。

二　前号の条件の下に置いた後、野外の温度が三十八度から零下四十度までの環境に一週間放置すること。

別記第七（第十六条関係）

第一類白標識

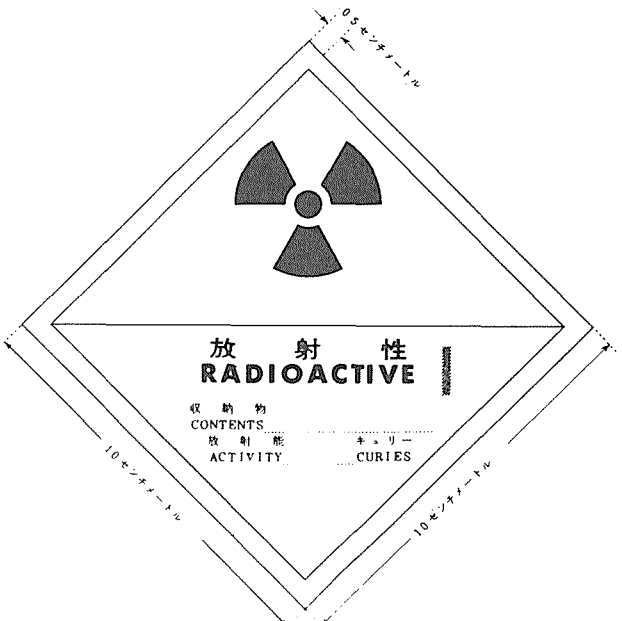

注　1　三葉マークは、別記第十のとおりとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によること。

部　　分	色　　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

別記第八（第十六条関係）

第二類黄標識

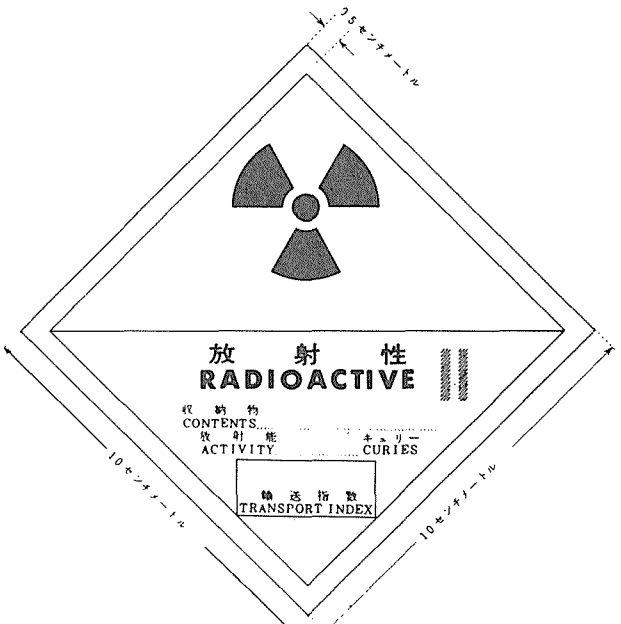

注　1　三葉マークは、別記第十のとおりとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によること。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

別記第九（第十六条関係）

第三類黄標識

注　1　三葉マークは、別記第十のとおりとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内においてのみ運搬されるものにあつては、英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によること。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示
工場又は事業所の外における

別記第十（第十六条関係）

三葉マーク

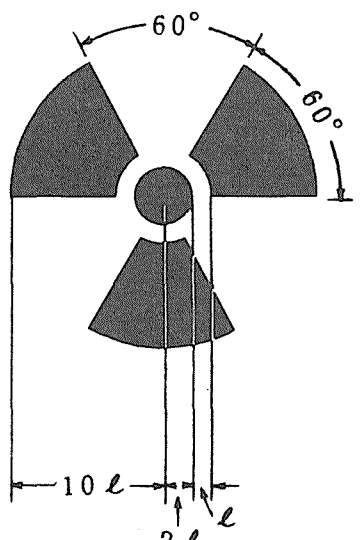

注　1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　2　色彩は黒とする。

○指定機構確認機関等に関する規則（抄）

〔昭和五十五年十一月十八日総理府令第六十一号〕

最終改正　昭和五六年五月一六日総理府令第三二号

第一章　総則

（用語）

第一条　この府令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）において使用する用語の例による。

第二章　指定機構確認機関

（指定の区分）

第二条　指定機構確認機関の指定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第一条の二に規定する放射性同位元素装備機器の種類の区分により行うものとする。

（指定の申請）

第三条　法第三十九条第二項の規定により指定機構確認機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を科学技術庁長官（以下「長官」という。）に提出しなければならない。

一　名称及び住所並びに代表者の氏名

二　機構確認の業務を行う事務所の名称及び所在地

三　行おうとする機構確認の区分

四　機構確認の業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

二　申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四　次の事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴

ロ　機構確認に用いる機械、器具その他の設備の種類及び数

ハ　機構確認員の氏名及び略歴

ニ　主任機構確認員（機構確認員のうち、他の機構確認員を指揮し、及び申請に係る機構確認の業務を統括管理する者をいう。以下同じ。）の氏名

ホ　機構確認の業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

（指定の基準）

第四条　法第三十九条第四項の総理府令で定める技術的能力その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定によ

り設立された法人で、その役員（社団法人にあつては、社員を含む。）の構成が機構確認の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであること。

二　次のいずれかに該当する主任機構確認員が置かれること。

イ　第一種放射線取扱主任者免状を取得した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した後十年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

ハ　機構確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ニ　その他放射線管理に関しイからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　機構確認員の数が申請に係る機構確認の業務を行うために必要な数以上であること。

四　申請に係る機構確認の業務を行うために必要な書類及び数の機械、器具その他の設備があること。

五　機構確認の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有するものであること。

六　機構確認の業務以外の業務を行つているときは、当該業務を行うことにより機構確認が不公正になるおそれのないものであること。

七　その指定をすることによつて、申請に係る機構確認の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。

（指定機構確認機関の名称等の変更の届出）

第五条　指定機構確認機関は、その名称若しくは住所又は機構確認の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を長官に提出しなければならない。

一　変更後の指定機構確認機関の名称若しくは住所又は機構確認の業務を行う事務所の名称若しくは所在地

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　指定機構確認機関は、機構確認の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を長官に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において機構確認の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

（機構確認員の資格）

第六条　法第四十条第二項の総理府令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　第一種放射線取扱主任者免状を有する者。

二　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

三　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有する者

四　学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校　おいて理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、長官が定める放射線研修を修了したもの

五　その他放射線管理に関し前各号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（業務規定の認可の申請）

第七条　指定機構確認機関は、法第四十一条第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを長官に提出しなければならない。

（業務規定の記載事項）

第八条　法第四十一条第二項の総理府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　機構確認の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　機構確認の業務を行う場所に関する事項

三　手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

四　機構確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　機構確認の実施の方法に関する事項

六　機構確認の表示の方法に関する事項

七　機構確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八　その他機構確認の業務の実施に関し必要な事項

（業務規定の変更の認可の申請）

第九条　指定機構確認機関は、法第四十一条第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を長官に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

（機構確認員の選任）

第十条　指定機構確認機関は、法第四十一条の四第一項の規定により機構確認員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を長官に提出しなければならない。

（報告）

第十一条　指定機構確認機関は、機構確認を行つたときは、当該機構確認を行つた月の翌月末日までに別記様式第一による機構確認結果報告書を長官に提出しなければならない。

2　指定機構確認機関は、主任機構確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任機構確認員の氏名及び略歴を記載した報告書

を長官に提出しなければならない。

3　指定機構確認機関は、機構確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した機構確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を長官に提出しなければならない。

（帳簿）

第十二条　指定機構確認機関は、機構確認を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を作成し、記載の日から十年間保存しなければならない。

一　機構確認を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに販売所（表示の有効期間の更新についての機構確認を受けた者に係る場合にあつては、工場又は事業所を含む。）の名称及び所在地

二　機構確認の対象となつた放射性同位元素装備機器の種類及び製造番号並びに当該放射性同位元素装備機器の放射線障害防止機構に係る設計の承認の年月日及び番号

三　機構確認を行つた年月日

四　表示に記載された機構確認の番号

五　機構確認を行つた機構確認員の氏名

六　その他機構確認に関し必要な事項

（機構確認の業務の休廃止の許可の申請）

第十三条　指定機構確認機関は、法第四十一条の二の規定により機構確認の業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を長官に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする機構確認の業務の範囲

二　機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三　機構確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四　機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（機構確認の業務の引継ぎ等）

第十四条　指定機構確認機関は、法第四十一条の八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　機構確認の業務を長官に引き継ぐこと。

二　機構確認の業務に関する帳簿及び書類を長官に引き継ぐこと。

三　その他長官が必要と認める事項

（公示）

第十五条　長官は、次の表の左欄に掲げる場合には、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を官報で告示しなければならない。

一　法第三十九条第一項の規定による指定をしたとき。	一　指定機構確認機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　指定をした年月日 三　行うことができる機構確認の区分
二　法第四十一条の二の規定による許可をしたとき。	一　機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する指定機構確認機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　機構確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 三　休止し、又は廃止する機構確認の業務の範囲 四　機構確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間
三　法第四十一条の六第一項の規定による取消しをしたとき。	一　指定機構確認機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　指定を取り消した年月日
四　法第四十一条の六第二項の規定により指定を取消し、又は機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　指定機構確認機関の名称及び主たる事務所の所在地 二　指定を取り消し、又は機構確認の業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　機構確認の業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあつては、停止を命じた機構確認の業務の範囲及びその期間
五　法第四十一条の八第二項の規定により長官が機構確認の業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　機構確認の業務の全部又は一部を行うものとした年月日 二　行うものとする機構確認の業務の範囲及びその期間
六　法第四十一条の八第二項の規定により長官が自ら行つていた機構確認の業務の全部又は一部を行わないこととしたとき。	一　機構確認の業務の全部又は一部を行わないこととした年月日 二　行わないこととした機構確認の業務の範囲

第四章　指定運搬物確認機関

（指定の区分）

第二十一条　指定運搬物確認機関の指定は、次の区分により行うものとする。

一　二万千キュリーを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認

二　二万千キュリー以下の放射性同位元素の運搬物に係る確認

（業務規定の記載事項）

第二十二条　法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条第二項の総理府令で定める事項は、次のとおりとする。

一　運搬物に係る確認の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　運搬物に係る確認の業務を行う場所に関する事項

三　手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

四　運搬物確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

五　運搬物に係る確認の実施の方法に関する事項

六　運搬確認証の交付に関する事項

七　運搬物に係る確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

八　その他運搬物に係る確認の業務の実施に関し必要な事項

（報告）

第二十三条　指定運搬物確認機関は、運搬物に係る確認を行つたときは、当該運搬物に係る確認を行つた月の翌月末日までに別記様式第三による運搬物確認結果報告書を長官に提出しなければならない。

2　指定運搬物確認機関は、第二十五条において準用する第四条第二号に規定する主任運搬物確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任運搬物確認員の氏名及び略歴を記載した報告書を長官に提出しなければならない。

3　指定運搬物確認機関は、運搬物確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬物確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を長官に提出しなければならない。

（帳簿）

第二十四条　指定運搬物確認機関は、運搬物に係る確認を行つたときは、次の事項を記載した帳簿を作成し、記載の日から十年間保存しなければならない。

一　運搬物に係る確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　運搬物に係る確認の対象となつた放射性輸送物の種類、収納する放射性同位元素等の種類及び数量並びに容器の承認の年月日及び番号

三　運搬物に係る確認の対象となつた放射性輸送物の運搬の目的及び運搬予定期日

四　運搬物に係る確認を行つた年月日

五　運搬確認証の番号

六　運搬物に係る確認を行つた運搬物確認員の氏名

七　その他運搬物に係る確認に関し必要な事項

（準用）

第二十五条　第三条から第七条まで、第九条、第十条及び第十三条から第十五条までの規定は、指定運搬物確認機関について準用す

る。この場合において、これらの規定中「指定機構確認機関」とあるのは「指定運搬物確認機関」と、「機構確認」とあるのは「運搬物に係る確認」と、「機構確認員」とあるのは「運搬物確認員」と、「主任機構確認員」とあるのは「主任運搬物確認員」と、第三条第一項中「法第三十九条第二項」とあるのは「法第四十一条の十第二項」と、第四条中「法第三十九条第四項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第三十九条第四項」と、第六条中「法第四十条第二項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十条第二項」と、第七条中「法第四十一条第一項前段」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条第一項前段」と、第九条中「法第四十一条第一項後段」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条第一項後段」と、第十条中「法第四十一条の四第一項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の四第一項」と、第十三条中「法第四十一条の二」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の二」と、第十四条中「法第四十一条の八第三項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の八第三項」と、第十五条の表中「法第三十九条第一項」とあるのは「法第四十一条の十第一項」と、「法第四十一条の二」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の二」と、「法第四十一条の六第一項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の六第一項」と、「法第四十一条の六第二項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の六第二項」と、「法第四十一条の八第二項」とあるのは「法第四十一条の十第三項において準用する法第四十一条の八第二項」と読み替えるものとする。

第七章　雑則

（立入検査をする職員の証明書）

第四十二条　法第四十三条の三第二項において準用する法第四十三条の二第二項の職員の身分を示す証明書は、別記様式第六によるものとする。

別記様式第三（第23条関係）

整理番号（注1）		

運搬物確認結果報告書

年　月　日

科学技術庁長官　殿

指定運搬物確認機関の名称

代表者の氏名　㊞

指定機構確認機関等に関する規則第23条第1項の規定により次のとおり報告します。

運搬物に係る確認を受けた者	氏名又は名称	
	住所	電話番号（　）
	使用者等の区分（注2）	
事業所等	名称	
	所在地	電話番号（　）
運搬の目的（注3）		
運搬予定時期		
放射性輸送物	放射性輸送物の名称（注4）	
	放射性輸送物の種類（注5）	
	収納する放射性同位元素等の種類及び数量	
	容器の承認の年月日及び番号	
運搬物に係る確認を行つた年月日		
運搬物に係る確認を行つた運搬物確認員の氏名		
運搬確認証の番号		

注1　「整理番号」この欄には、記載しないこと。

2　「使用者等の区分」使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。

3　「運搬の目的」当該運搬に係る出発地及び目的地の事業所等の名称及び所在地を併せて記載すること。

4　「放射性輸送物の名称」放射性輸送物の通称を記載すること。

5　「放射性輸送物の種類」BM型輸送物又はBU型輸送物の別を記載すること。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格B4とすること。

別記様式第６（第42条関係）

（第　１　面）

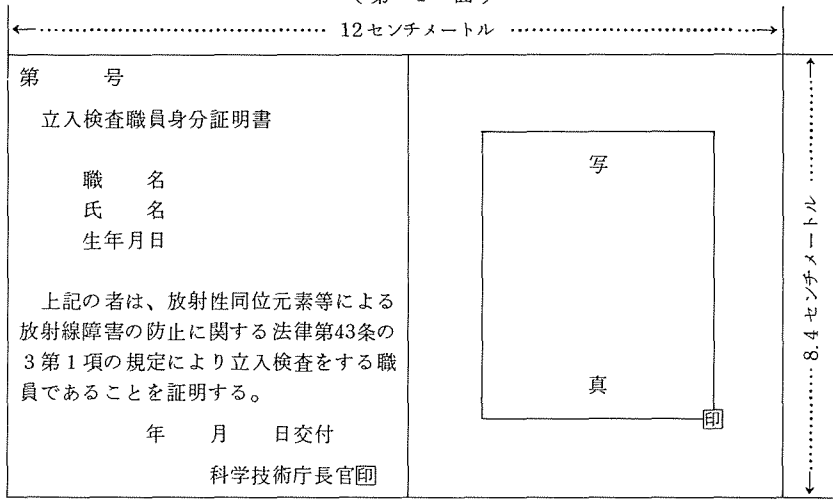

（第　２　面）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

第43条の３　科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

２　前条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第43条の２（第１項略）

２　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（第　３　面）

３　第１項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第56条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、10万円以下の罰金に処する。

(4)　第43条の３第１項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

○指定運搬物確認機関を指定した件

〔昭和五六年六月三十日
科学技術庁告示第十三号〕

最終改正　昭和六一年一一月七日科学技術庁告示第八号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十一条の十第一項の規定に基づき、昭和五六年六月二五日付けをもって次のように指定運搬物確認機関を指定したので、同法第四十五条の二の規定に基づき、告示する。

一　指定運搬物確認機関の名称

財団法人　原子力安全技術センター

二　主たる事務所の所在地

東京都文京区白山五丁目一番三の一〇一号

三　行うことができる運搬物確認の区分

二一、〇〇〇キュリーを超える放射性同位元素の運搬物に係る確認及び二一、〇〇〇キュリー以下の放射性同位元素等の運搬物に係る確認

○放射性同位元素等車両運搬規則

〔昭和五十二年十一月十七日運輸省令第三十三号〕

最終改正　昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十六号改正

（趣旨）

第一条　放射性同位元素等を鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両により、工場又は事業所の外において運搬する場合は、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射性輸送物　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。

二　車両　鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車又は軽車両をいう。

三　コンテナ　運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬器具であつて、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。

四　専用積載　車両が一の荷送人によつて専用され、かつ、運搬する物の積込み及び取卸しが荷送人又は荷受人の指示によつて行われる積載の方法をいう。

（取扱場所）

第三条　放射性輸送物（施行規則第十八条の三第一項第一号に定めるL型輸送物（以下「L型輸送物」という。）を除く。以下この条において同じ。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナは、関係者以外の者が通常立ち入る場所で積込み、取卸し等の取扱いをしてはならない。ただし、なわ張り、標識の設置等の措置を講じた場合は、この限りでない。

（積載方法等）

第四条　放射性輸送物又は放射性輸送物が収納されているコンテナ（この条、次条、第八条から第十五条まで及び第十八条において「放射性輸送物等」という。）の積込み又は取卸しは、放射性輸送物の安全性が損なわれないように行わなければならない。

2　放射性輸送物等は、運搬中において移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように積載しなければならない。

3　放射性輸送物等は、関係者以外の者が通常立ち入る場所に積載してはならない。

（混載制限）

第五条　表面からの平均熱放出率が十五ワット毎平方メートルを超える放射性輸送物等は、熱を除去する装置の設置その他の特別な措置を講じない限り他の貨物と混載してはならない。

2　放射性輸送物等は、次に掲げるものと同一の車両に混載してはならない。

一　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類及び同条第二項に規定するがん具煙火

二　高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス（消火器に封入したものを除く。）

三　揮発油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体で引火点が五十度（専用積載の場合にあつては、八十二度）以下のもの

四　塩酸、硫酸、硝酸その他の強酸類で酸の含有量が体積百分率で十パーセントを超えるもの

五　前四号に掲げるもののほか、放射性輸送物の安全な運搬を損なうおそれのある物質

（コンテナに係る放射線量率等）

第六条　放射性輸送物が収納されているコンテナの最大放射線量率は、表面において二百ミリレム毎時を超えず、かつ、表面から一メートル離れた位置において十ミリレム毎時を超えてはならない。

2　放射性輸送物が収納されているコンテナの表面の放射性同位元素の放射能面密度は、施行規則第十八条の四第六号に定める許容表面密度を超えてはならない。

（輸送指数）

第七条　輸送物（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号。以下「総理府令」という。）第一条第三号に定める核燃料輸送物（以下「核燃料輸送物」という。）及び放射性輸送物をいう。以下この条、第九条並びに第十七条第八項及び第九項において同じ。）及び輸送物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない輸送物であつて、総理府令第八条に規定する核分裂性輸送物（以下「核分裂性輸送物」という。）のうち同条に規定する第二種核分裂性輸送物（以下「第二種核分裂性輸送物」という。）及び第三種核分裂性輸送物（以下「第三種核分裂性輸送物」という。）以外のもの並びにこれらの輸送物のみが収納されているコンテナについては、この限りでない。

2　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　輸送物にあつては、当該輸送物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値。ただし、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物にあつては、当該値と当該核分裂性輸送物の輸送制限個数（総理府

令第十条第一号に定める輸送制限個数をいう。）で五十を除して得た値のうち、いずれか大きい値とする。

二　輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該コンテナに収納された輸送物について前号による値を合計して得た値。ただし、第三種核分裂性輸送物が収納されているコンテナにあつては、当該値と五十のうち、いずれか大きい値とする。

3　前項の規定にかかわらず、第二種核分裂性輸送物及び第三種核分裂性輸送物以外の輸送物のみが収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）を専用積載で運搬する場合にあつては、当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値をもつて当該コンテナの輸送指数とすることができる。

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

（標識又は表示）

第八条　次の表の上欄に掲げる放射性輸送物等には、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識又は表示を同表の下欄に掲げる箇所に付し、又は行わなければならない。

放射性同位元素等車両運搬規則

一　L型輸送物	「放射性」の文字の表示	放射性輸送物の表面
二　L型輸送物以外の放射性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所
三　放射性輸送物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五十ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所
四　前三号に掲げる放射性輸送物以外の放射性輸送物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性輸送物の表面の二箇所
五　第一号若しくは第二号に掲げる放射性輸送物又はこれらの放射性輸送物及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和五十三年運輸省令第七十二号。以下「運搬規則」という。）第九条第一項の	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面

表第一号若しくは第二号に掲げる核燃料輸送物のみが収納されているコンテナ		
六　放射性輸送物が収納されているコンテナ（第三種核分裂性輸送物が収納されているものを除く。）であつて、前号に掲げるもの以外のものであり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面
七　放射性輸送物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

2　放射性輸送物（L型輸送物及びコンテナに収納されているものを除く。）又は放射性輸送物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

3　次に掲げる放射性輸送物には、その表面の見やすい箇所に、それぞれ当該各号に定める事項を鮮明に表示しておかなければならない。

一　総重量が五十キログラムを超える放射性輸送物　総重量

二　施行規則第十八条の三第一項第二号に定めるA型輸送物「A型」の文字

三　施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるBM型輸送物（以下「BM型輸送物」という。）及び同号に定めるBU型輸送物（以下「BU型輸送物」という。）「B型」の文字

4　BM型輸送物及びBU型輸送物には、当該放射性輸送物の容器又は包装の耐火性及び耐水性を有する最も外側の表面に、耐火性及び耐水性を有する三葉マーク（第四号様式）を明確に表示しなければならない。

5　放射性輸送物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

（積載限度）

第九条　放射性輸送物等を積載する場合において一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結された二以上の自動車は、一両とみなす。

（車両に係る放射線量率）

第十条　放射性輸送物等を車両に積載した状態における放射線量率は、次に掲げる場所ごとに、それぞれ当該各号に定める値を超えてはならない。

一　車両の表面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の底面）　最大放射線量率が二百ミリレム毎時

二　車両の前面、後面及び西側面（車両が開放型のものである場合にあつては、その外輪郭に接する垂直面）から一メートル離れた位置　最大放射線量率が十ミリレム毎時

三　車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所　最大放射線量率が二ミリレム毎時

（車両に係る標識）

第十一条　放射性輸送物等（L型輸送物及びL型輸送物のみが収納されているコンテナを除く。この条から第十五条までにおいて同じ。）を積載した車両には、車両標識（第六号様式）をその両側面及び後面（鉄道、新設軌道及び索道にあつては、両側面に限る。）の見やすい箇所に付さなければならない。ただし、開放型の車両で放射性輸送物（L型輸送物を除く。）が収納されているコンテナを積載したものにあつては、第八条第五項の規定に基づき当該コンテナに付された標識が運搬中外部から視認できるときは、当該標識をもつてこれに代えることができる。

2　専用積載により放射性輸送物等を運搬する場合であつて、前項の車両標識に「専用積載」の文字を表示したときは、第八条第二項又は第十八条第四項の規定による表示を行うことを要しない。

3　夜間においては、放射性輸送物等を運搬する併用軌道、無軌条電車、自動車及び軽車両の前部及び後部（軽車両にあつては、後部に限る。）の見やすい箇所に赤色燈を付け、それを点燈しなければならない。

（連結制限）

第十二条　放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、第五条第二項第一号から第三号までに掲げるもの（第三号に掲げるものにあつては、引火点が二十五度以下のものに限る。）を積載した車両と三両以上離して連結しなければならない。この場合において、ボギー車一両は、二両とみなす。

2　放射性輸送物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、放射性輸送物等又は運搬規則第十二条第一項に規定する核燃料輸送物等を積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

（取扱方法等を記載した書類の携行）

第十三条　放射性輸送物等を運搬する場合には、放射性輸送物の種類、量、取扱方法その他運搬に関し留意すべき事項及び事故が発生した場合の措置について記載した書類を携行しなければならない。

（交替運転者等）

第十四条　放射性輸送物等を自動車により長距離にわたり、又は夜間に運搬する場合であつて、運転者が疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、交替するための運転者の配置その他当該自動車の安全な運転の確保のため必要な措置を講じなければならない。

（見張人）

第十五条　放射性輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において、駐車（道路交通法（昭和

三十五年法律第百五号）第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。）する場合には、見張人を配置しなければならない。ただし、コンテナ又は非開放型の車両に施錠等の措置がなされており、そのため関係者以外の者が当該放射性輸送物に容易に近づけない場合を除く。

（ＢＭ型輸送物の運搬に係る措置）

第十六条　ＢＭ型輸送物又はＢＭ型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射線測定器及び保護具を携行しなければならない。

2　ＢＭ型輸送物又はＢＭ型輸送物が収納されているコンテナを運搬する場合には、放射性同位元素の取扱いに関し専門的知識を有する者を同行させ、当該放射性輸送物の保安のため必要な監督を行わせなければならない。

（放射性輸送物としないで運搬できる空容器等の運搬）

第十七条　施行規則第十八条の八第一号に定める空容器（以下「空容器」という。）及び同条第二号に定める放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性汚染物」という。）を放射性輸送物としないで運搬する場合は、次項から第十一項までの規定によらなければならない。

2　汚染物（総理府令第十二条第二号に定める核燃料物質によつて汚染された物（以下「核燃料汚染物」という。）及び放射性汚染物をいう。以下この項、次項及び第七項から第九項までにおいて同じ。）及び汚染物が収納されているコンテナについては、輸送指数を定めるものとする。ただし、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えない汚染物及び当該汚染物が収納されているコンテナについては、この限りでない。

3　前項の輸送指数は、次の各号に定めるところにより決定される数値とする。

一　汚染物にあつては、当該汚染物の表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値

二　汚染物が収納されているコンテナ（最大断面積が百平方メートル以下のものに限る。）にあつては、当該コンテナに収納されている汚染物について前号による値を合計して得た値又は当該コンテナの表面から一メートル離れた位置における最大放射線量率をミリレム毎時単位で表した値に、次の表の上欄に掲げるコンテナの最大断面積に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値

一平方メートル以下の場合	一
一平方メートルを超え、五平方メートル以下の場合	三
五平方メートルを超え、二十平方メートル以下の場合	六
二十平方メートルを超え、百平方メートル以下の場合	十九

4　次の表の上欄に掲げる放射性汚染物又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナには、それぞれ、同表の中欄に掲げる標識を同表の下欄に掲げる箇所に付さなければならない。

一　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超えないもの	第一類白標識（第一号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
二　放射性汚染物であつて、表面の最大放射線量率が〇・五ミリレム毎時を超え五ミリレム毎時以下であり、かつ、輸送指数が一を超えないもの	第二類黄標識（第二号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
三　前二号に掲げる放射性汚染物以外の放射性汚染物	第三類黄標識（第三号様式）	放射性汚染物の表面の二箇所
四　第一号に掲げる放射性汚染物若しくは空容器又はこれらのもの及び総理府令第十二条第一号に掲げる空容器若しくは運搬規則第十八条第四項の表第一号に掲げる核燃料汚染物のみが収納されているコンテナ	第一類白標識（第一号様式）	コンテナの四側面
五　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前号に掲げるもの以外のもの	第二類黄標識（第二号様式）	コンテナの四側面
六　放射性汚染物が収納されているコンテナであつて、前二号に掲げるもの以外のもの	第三類黄標識（第三号様式）	コンテナの四側面

のであり、輸送指数が一を超えないもの

5　放射性汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）又は空容器若しくは放射性汚染物が収納されているコンテナを専用積載で運搬する場合には、前項の規定による標識に「専用積載」の文字を表示しなければならない。

6　空容器又は放射性汚染物が収納されているコンテナには、当該コンテナの四側面にコンテナ標識（第五号様式）を付さなければならない。

7　放射性汚染物が収納されているコンテナには、汚染物以外の物を収納してはならない。

8　放射性汚染物又は放射性汚染物が収納されているコンテナ（以下「放射性汚染物等」という。）を積載する場合において一の車両に積載する汚染物（コンテナに収納されているものを除く。）及び汚染物が収納されているコンテナの輸送指数の合計又は当該値と同一の車両に積載する輸送物（コンテナに収納されているものを除く。）及び輸送物が収納されているコンテナの輸送指数の合計は、五十を超えてはならない。この場合において、連結され

た二以上の自動車は、一両とみなす。

9　放射性汚染物等を積載した鉄道又は軌道の車両は、輸送物（L型輸送物及び総理府令第三条第一項第一号に定めるL型輸送物を除く。）若しくは汚染物又はこれらのものが収納されているコンテナを積載した他の車両と一両以上離して連結しなければならない。

10　第四条から第六条まで及び第十条の規定は、空容器を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「放射性輸送物」とあるのは「空容器」と、「放射性輸送物等」とあるのは「空容器又は空容器が収納されているコンテナ」と読み替えるものとする。

11　第三条から第六条まで、第十条、第十一条、第十二条第一項及び第十三条から第十五条までの規定は、放射性汚染物を運搬する場合に準用する。この場合において、これらの規定中「放射性輸送物」とあるのは「放射性汚染物」と、「放射性輸送物等」とあるのは「放射性汚染物等」と、第十一条第一項中「第八条第五項」とあるのは「第十七条第六項」と、第十一条第二項中「第八条第二項」とあるのは「第十七条第五項」と読み替えるものとする。

（特別措置等）

第十八条　第六条（前条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）、第九条、第十条（前条第十項及び第十一項において準用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第八項の規定に従つて運搬することが著しく困難な場合であつて、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、これらの規定によらないで運搬しても安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けたときは、これらの規定によらないで運搬することができる。

2　施行規則第十八条の九の規定により科学技術庁長官の承認を受けて放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）を運搬しようとする場合は、安全な運搬を確保するために必要な措置を講じ、かつ、安全上支障がない旨の運輸大臣の承認を受けなければならない。

3　前二項の規定により放射性同位元素等、放射性輸送物等又は放射性汚染物等を運搬する場合には、専用積載で運搬しなければならず、また、第八条第一項又は第十七条第四項の規定にかかわらず、それらの表面の二箇所（コンテナにあつては、四側面）に第三類黄標識（第三号様式）を付さなければならない。

4　前項の規定による標識には、「専用積載」の文字を表示しなければならない。

（運搬の安全の確認）

第十九条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）第十七条の放射線障害の防止のための措置が特に必要な放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物として運輸省令で定めるものは、BM型輸送物又はBU型輸送物として運搬される放射性同位元素等とする。

第二十条　法第十八条の二第二項の運輸大臣の確認（以下「運搬の

安全の確認」という。）を受けようとする者は、運搬前に、運搬に関する計画書を運輸大臣に提出しなければならない。

第二十一条　運輸大臣は、運搬の安全の確認をしたときは、確認証を交付するものとする。

（報告徴収）

第二十二条　使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「使用者等」という。）は、法第三十三条第三項の規定により運輸大臣に届出を行う場合を除き、放射性同位元素等の運搬に関し人の障害（放射線障害以外の障害であつて軽微なものを除く。）が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は放射性同位元素等が紛失したときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に運輸大臣に報告しなければならない。

2　前項に規定するもののほか、運輸大臣は、法第十八条の二第一項、第二項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、使用者等に対し、放射性同位元素等の運搬の状況その他の事項について報告させることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　核燃料物質以外の放射性物質等が容器に収納され、又は包装されている放射性輸送物であつて、この省令による改正後の放射性物質等車両運搬規則（以下「新規則」という。）第四条から第七条までに規定する技術上の基準に適合しないものに係る放射性輸送物としての技術上の基準については、これらの規定にかかわらず、この省令の施行の日から昭和五十三年十月三十一日までの間は、なお従前の例による。

3　放射性輸送物であつて、前項の規定による従前の放射性輸送物としての技術上の基準の例によることとしたものについては、昭和五十三年十月三十一日までの間は、新規則第八条の規定は適用しない。

4　この省令の施行の際現に運搬されている放射性物質等については、当該運搬が終了するまでは、なお従前の例による。

附　則

この省令は、原子力基本法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

附　則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

放射性同位元素等車両運搬規則

第1号様式（第8条、第17条関係）

第一類白標識

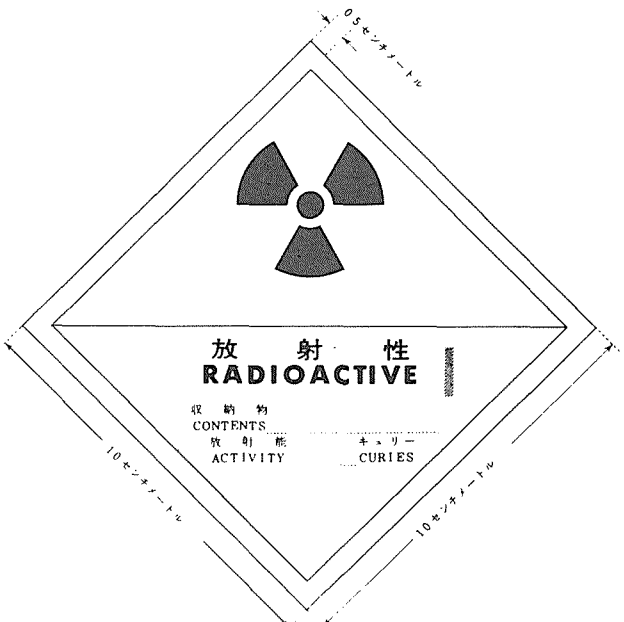

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物及び放射能の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称及び放射能を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　分	色　彩
上半部の地	白
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第２号様式（第８条、第17条関係）

第二類黄標識

注　１　三葉マークは、第４号様式によるものとする。

２　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

３　放射能は、キュリー単位で表すこと。

４　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

５　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第3号様式（第8条、第17条、第18条関係）

第三類黄標識

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　収納物、放射能及び輸送指数の欄には、それぞれ、収納され、又は包装されている放射性同位元素等の名称、放射能及び輸送指数を記入すること。

3　放射能は、キュリー単位で表すこと。

4　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

5　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
上半部の地	黄
三葉マーク	黒
下半部の地	白
文　字	黒
斜線を施した部分	赤
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒
区　分　線	黒

第4号様式（第8条関係）

三葉マーク

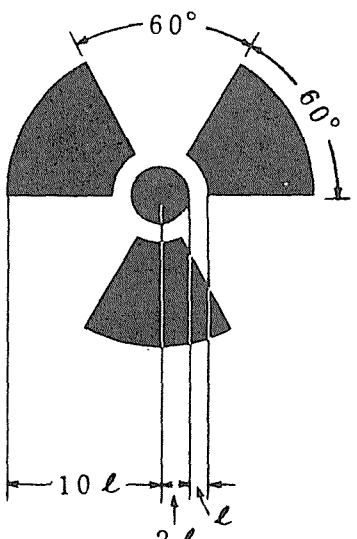

注　1　ℓは、0.2センチメートル以上とする。

　　2　色彩は黒とする。

第5号様式（第8条、第17条関係）

コンテナ標識

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　本邦内のみを運搬されるものにあつては、標識中の英語の部分を削ることができる。

4　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

第6号様式（第11条関係）

車両標識

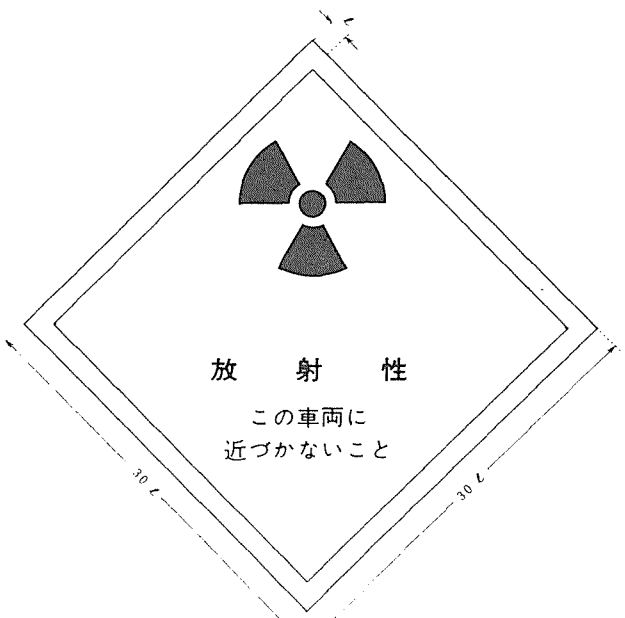

注　1　三葉マークは、第4号様式によるものとする。

2　ℓは、0.5センチメートル以上とする。

3　色彩は、次表によるものとする。

部　　分	色　　彩
地	白
三葉マーク	黒
文　字	黒
ふちの部分	白
ふちの内側の線	黒

○放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令

〔昭和五十六年五月十八日運輸省令第二十四号〕

最終改正　昭和六一年一一月二二日運輸省令三七号

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（指定の区分）

第二条　法第四十一条の十一第一項の規定による指定運搬方法確認機関の指定は、次の区分により行うものとする。

一　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号。以下「施行規則」という。）第十八条の三第一項第三号に定めるＢＭ型輸送物の運搬に係る確認

二　施行規則第十八条の三第一項第三号に定めるＢＵ型輸送物の運搬に係る確認

（運搬方法確認の範囲）

第三条　法第四十一条の十一第一項の運輸省令で定める確認は、承認容器による運搬（運輸大臣があらかじめ承認した積載方法によるものに限る。）に係る確認とする。

（指定の申請）

第四条　指定運搬方法確認機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　名称、住所及び代表者の氏名

二　運搬方法確認の業務を行う事務所の名称及び所在地

三　行おうとする運搬方法確認の区分

四　運搬方法確認の業務を開始しようとする年月日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　定款又は寄附行為及び登記簿の抄本

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における財産目録及び貸借対照表

三　申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画及び収支予算書

四　次の事項を記載した書面

イ　役員の氏名及び略歴

ロ　運搬方法確認の業務に用いる主要な機器（以下「運搬方法確認用機器」という。）の種類及び数

ハ　運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名及び略歴

ニ　主任運搬方法確認員（運搬方法確認の実施を統括する運搬方法確認員をいう。）となるべき者の氏名

ホ　運搬方法確認の業務以外の業務を行っている場合にあっては、その業務の種類及び概要

（指定の基準）

第五条　法第四十一条の十一第三項において準用する法第三十九条第四項の運輸省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が運搬方法確認の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないものであること。

二　次のいずれかに該当する主任運搬方法確認員が置かれること。

イ　第一種放射線取扱主任者免状を有する者で、当該免状を取得した後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

ロ　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後十年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

ハ　運搬方法確認員の業務に五年以上従事した経験を有する者

ニ　その他イからハまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三　運搬方法確認員の数が運搬方法確認の業務を行うために必要な数以上であること。

四　運搬方法確認の業務を行うために必要な種類及び数の運搬方法確認用機器があること。

五　放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物の車両による運搬（運搬する物についての措置を除く。）の調査研究等を行うものであること。

六　運搬方法確認の業務を的確かつ円滑に行うために必要な経理的基礎を有するものであること。

七　運搬方法確認の業務以外の業務を行つているときは、当該業務を行うことにより運搬方法確認が不公正になるおそれのないものであること。

八　その指定をすることによつて、運搬方法確認の的確かつ円滑な実施を阻害することとならないものであること。

（名称等の変更等の届出）

第六条　指定運搬方法確認機関は、その名称若しくは住所又は運搬方法確認の業務を行う事務所の名称若しくは所在地を変更しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　変更しようとする事項

二　変更しようとする年月日

三　変更の理由

2　指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認の業務を行う事務所を新設し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した届出書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　新設し、又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

二　新設し、又は廃止しようとする事務所において運搬方法確認の業務を開始し、又は廃止しようとする年月日

三　新設又は廃止の理由

（運搬方法確認員の資格）

第七条　法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十条第二項の運輸省令で定める資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。

一　第一種放射線取扱主任者免状を有する者

二　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後二年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

三　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後五年以上放射線管理の実務に従事した経験を有するもの

四　その他前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

（業務規定の認可の申請）

第八条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

第九条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項、変更しようとする年月日及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（業務規定で定めるべき事項）

第十条　法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条第二項の運輸省令で定める業務規定で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一　運搬方法確認の方法に関する事項

二　手数料等の額及びその収納の方法に関する事項

三　運搬方法確認員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

四　運搬方法確認に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、運搬方法確認の業務に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第十一条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の二の規定により運搬方法確認の業務の全部又は一部の休止若しくは廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　休止し、又は廃止しようとする運搬方法確認の業務の範囲

二　運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする年月日

三　運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止しようとする場合にあつては、その期間

四　運搬方法確認の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとする理由

（事業計画等の認可の申請）

第十二条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の三第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画及び収支予算を添えて、運輸大臣に提出しなければならない。

第十三条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の三第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（運搬方法確認員の選任の認可の申請）

第十四条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の四第一項の規定により運搬方法確認員の選任の認可を受けようとするときは、運搬方法確認員に選任しようとする者の氏名、生年月日及び履歴を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

（帳簿）

第十五条　指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行つたときは、次に掲げる事項を帳簿に記載し、これを記載の日から十年間保存しなければならない。

一　運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　運搬方法確認の対象となつた放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の種類及び数量

三　放射性輸送物（施行規則第十八条の三第一項に定める放射性輸送物をいう。）の種類及び承認容器の番号

四　第三条の運輸大臣の承認の番号

五　運搬方法確認を行つた年月日

六　運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

七　運搬方法確認を実施した運搬方法確認員の氏名

八　運搬方法確認の方法

九　その他運搬方法確認に関し必要な事項

（運搬方法確認の業務の引継ぎ等）

第十六条　指定運搬方法確認機関は、法第四十一条の十一第三項において準用する法第四十一条の八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を実施しなければならない。

一　運搬方法確認の業務を運輸大臣に引き継ぐこと。

二　運搬方法確認に関する帳簿及び書類を運輸大臣に引き継ぐこと。

三　その他運輸大臣が必要と認める事項

（報告）

指定運搬方法確認機関に関する省令

第十七条　指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認を行つたときは、当該運搬方法確認を行つた月の翌月末日までに、次の事項を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

一　運搬方法確認を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　運搬方法確認の対象となつた放射性同位元素等の種類及び数量

三　放射性輸送物の種類及び承認容器の番号

四　第三条の運輸大臣の承認の番号

五　運搬方法確認を行つた年月日

六　運搬方法確認の対象となつた運搬の経路及び年月日

2　指定運搬方法確認機関は、主任運搬方法確認員を選任したときは、遅滞なく、選任した主任運搬方法確認員の氏名及び履歴を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

3　指定運搬方法確認機関は、運搬方法確認員を解任したときは、遅滞なく、解任した運搬方法確認員の氏名及び解任の理由を記載した報告書を運輸大臣に提出しなければならない。

4　前三項に規定するもののほか、運輸大臣は、法の施行に必要な限度で、指定運搬方法確認機関から報告を求めることができる。

（立入検査をする職員の証明書）

第十八条　法第四十三条の三第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

附　則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

別記様式（第十八条関係）

（表）

六・五センチメートル

六・五センチメートル

番　　号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に
関する法律の規定により指定運搬方法確認機
関に対する立入検査を行う職員の身分証明書

官　職
氏　名

年　月　日　発　行
年　月　日　限り有効
運輸大臣　印

八・五センチメートル

（裏）

六・五センチメートル

六・五センチメートル

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

第四十三条の二

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3　第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十三条の三　科学技術庁長官又は運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度で、その職員に、指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関（科学技術庁長官にあつては指定運搬方法確認機関以外の機関、運輸大臣にあつては指定運搬方法確認機関）の事務所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2　前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十六条　次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定機構確認機関、指定検査機関、指定運搬物確認機関、指定運搬方法確認機関、指定試験機関又は指定講習機関の役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

四　第四十三条の三第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

八・五センチメートル

○運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達（その１）

鉄保第　１５５号
鉄運第　１６２号
自車第１２５５号

昭和５３年１２月２８日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）

先般の「原子力基本法等の一部を改正する法律」（昭和５３年法律第８６号）により「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和３２年法律第１６６号。以下「原子炉等規制法」という。）が改正され、核燃料物質等の車両による運搬についても、その規制体系が変更されました。その主な改正点は、下記1のとおりです。

今般、この改正を受けて、核燃料物質等の車両による運搬に関する規制基準を定める「核燃料物質等車両運搬規則」（昭和53年運輸省令第72号）が新たに制定され、従来の「放射性物質等車両運搬規則」（昭和５２年運輸省令第３３号）及び「放射性物質等車両運搬規則の細目を定める告示」（昭和５２年運輸省告示第５８６号）は、それぞれ、一部改正により放射性同位元素等の車両による運搬に関する規制基準を定める「放射性同位元素等車両運搬規則」及び「放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示」とされたので通知します。

これらの省令及び告示は昭和５４年１月４日から施行されますが、その施行に当たつては下記２のとおり取扱うこととするので、この旨関係者に周知徹底方お願いします。また、これらの省令の主な条項の解釈、その他実施細目は別途通知します。

なお、これらの省令及び告示の制定等に関連して別紙のとおり関係法令の制定等が行われているので念のため申し添えます。

また、「放射性物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和４６年１１月８日付

け鉄保第６１号、鉄運第１８６号、自車第６０１号）、「放射性物質等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）」（昭和５２年１２月２２日付け鉄保第１３４号、鉄運第９５号、自車第１２６５号）及び「放射性物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和５２年１２月２２日付け鉄保第１３５号、鉄運第９６号、自車第１２６６号）は、昭和５４年１月４日限り廃止します。

記

1. 原子炉等規制法の主な改正点

(1) 核燃料物質によつて汚染された物が新たに規制対象に加わつたこと。

(2) 工場又は事業所の外における核燃料物質等の運搬については、運搬主体の如何にかかわらず、輸送物は科学技術庁長官の定める技術基準に、輸送方法は運輸大臣の定める技術基準によることとされたこと。（工場又は事業所の内における運搬については、当該事業所の所管大臣の定める技術基準による。）

(3) 科学技術庁長官又は運輸大臣の定める核燃料物質等を運搬しようとする場合には、その輸送物又は輸送方法が技術基準に適合していることについて、それぞれ、科学技術庁長官又は運輸大臣の確認が必要とされたこと。

(4) 運輸大臣についても、原子炉設置者、加工事業者等の原子力関係事業者に対し、報告の徴収及び事業所への立入検査ができることとされたこと。

2. 運搬の安全の確認等

(1) 原子炉等規制法第５９条の２第２項に規定する運輸大臣の確認

核燃料物質等車両運搬規則第２０条に規定する核燃料物質等の車両による運搬については、「原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（昭和５３年政令第３９６号）の附則第５条の規定により昭和５４年３月５日以後に開始されるものについて、追つて定めるところにより事前に確認申請を行うこと。

(2) 一定の輸送物の運搬に係る届出

核燃料物質等車両運搬規則及び放射性同位元素等車両運搬規則の実効を図るため、核燃料物質等車両運搬規則第９条第３項に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物若しくは同規則第８条第１項に規定する第３種核分裂性輸送物を車両により運搬する場合（昭和５４年３月５日以後運輸大臣の運搬の安全の確認を受ける場合を除く。）又は放射性同位元素等車両運搬規則第３条に規定するＢＭ型輸送物若しくはＢＵ型輸送物を車両により運搬する場合には、従来どおり、追つて定めるところによりその旨を事前に届出すること。

別　紙

1. 原子力基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和５３年１２月２２日政令第３９６号）
2. 核燃料物質の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和５３年１２月２８日運輸省令第６８号）
3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第６９号）
4. 自動車運送事業等運輸規則及び道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７４号）
5. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和５３年１２月２８日総理府令第５７号）
6. 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（昭和５３年１２月２８日科学技術庁告示第１１号）
7. 核燃料物質等の運搬の届出等に関する総理府令（昭和５３年１２月２８日総理府令第４８号）
8. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７１号）
9. 航空法施行規則の一部を改正する省令（昭和５３年１２月２８日運輸省令第７５号）
10. 航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示の一部を改正する告示（昭和５３年１２月２８日運輸省告示第６７９号）

○運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達（その２）

鉄保第　５９号
鉄運第　７０号
自安第１１６号

昭和５６年５月１８日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴う関係政省令の改正等について（依命通達）

「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律」（昭和５５年法律第５２号）の施行等に伴い、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令」（昭和３５年政令第２５９号）、「放射性同位元素等車両運搬規則」（昭和５２年運輸省令第３３号）及び「核燃料物質等車両運搬規則」（昭和５３年運輸省令第７２号）が一部改正され、昭和５６年５月１８日から施行されますが、その施行に当たつては下記のとおり取扱うこととしたので通知します。なお、関係者に対する周知徹底方お願いします。

また、これらの政省令の改正に関連して別紙のとおり関係法令の制定等が行われているので念のため申し添えます。

記

1. 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第１６７号）第１８条の２第２項に規定する車両による運搬の確認（運搬する物に係る確認を除く。）

ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を運搬しようとする場合（昭和５６年７月１７日以降のものに限る。）は、別途通知するところにより、事前に確認の申請を行うこと。

2. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第５９条の２第２項に規定する車両による運搬の確認（運搬する物に係る確認を除く。）

「核燃料物質等車両運搬規制の一部を改正する省令」（昭和５６年運輸省令第２７号）により当該確認を新たに要する核燃料物質等の運搬をしようとする場合（昭和56年７月１７日以降のものに限る。）は、別途通知するところにより、事前に確認の申請を行うこと。

3. 関係通達を次のとおり改正又は廃止する。

(1) 「核燃料物質等車両運搬規則、放射性同位元素等車両運搬規則等の制定等について（依命通達）」（昭和５３年１２月２８日付け鉄保第１５５号、鉄運第１６２号、自車第１２５５号）の一部を次のとおり改正する。

(i) 記２(2)を次のとおり改める。

削除

(ii) (i)の改正にかかわらず、昭和５６年７月１６日までに行われる核燃料物質等又は放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例によること。この場合において、改正前の記２(2)中「第３条」を「第８条第３項」に読み替えるものとする。

(2) 「核燃料物質等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和５３年１２月２８日付け鉄保第１５６号、鉄運第１６３号、自車第１２５６号）及び「放射性同位元素等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和５３年１２月２８日付け鉄保第157号、鉄運第１６４号、自車第１２５７号）を廃止する。

(3) (2)の廃止にかかわらず、昭和５６年７月１６日までに行われる核燃料物質等又は放射性同位元素等の運搬については、なお従前の例によること。この場合において、廃止前の「放射性同位元素等車両運搬規則について（依命通達）」（昭和53年12月２８日付け鉄保第１５７号、鉄運第１６４号、自車第１２５７号）を次表のとおり読替えるものとする。

○運輸省鉄道監督局長、自動車局長通達（その３）

鉄保第　７１号
鉄運第　６０号
自安第１１７号

昭和５６年５月１８日

改正　鉄保第１０３号
鉄運第　９２号
自安第１５８号

昭和５６年７月１７日

殿

運輸省鉄道監督局長

運輸省自動車局長

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領及び放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領について
（依命通達）

今般、核燃料物質等車両運搬規則（昭和５３年運輸省令第７２号）の主な条項の解釈及び取扱い並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律（昭和３２年法律第１６６号）第５９条の２第２項に規定する確認の申請、核燃料物質等車両運搬規則第２２条に規定する運輸大臣の指定の申請及び同令第19条の承認申請についての実施細目については別添１「核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和５２年運輸省令第３３号）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第167号）第１８条の２第２項に規定する確認の申請及び放射性同位元素等車両運搬規則第18条の承認申請についての実施細目については別添２「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領」のとおり、それぞれ定め、昭和５６年７月１７日以後の運搬について適用することとしたので通知します。なお、関係者に対する周知徹底方お願いします。

別添１　（略）　（核燃料物質等の場合に同じ）

別添2

放射性同位元素等車輌運搬規則関係取扱要領

1. 目　的

本要領は、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和５２年運輸省令第３３号。以下「規則」という。）の主な条項の解釈及び取扱い並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和３２年法律第１６７号。「以下「放射線障害防止法」という。）第１８条の２第２項に規定する確認の申請、規則第１８条の承認申請（以下「特別措置運搬承認申請」という。）及び放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第３条の承認（以下「積載方法確認」という。）の申請等について実施細目を定め、もつて、これらの円滑、かつ、適正な実施を図ることを目的とする。

2. 規則中の主な条項の解釈及び取扱い

(1) 第３条、第４条第３項、第１５条関係

「関係者以外の者」は、旅客、通行人等をいうものとする。

(2) 第８条関係

第１項の「放射性」の文字、第３項の総重量、「Ａ型」の文字及び「Ｂ型」の文字は、原則として１平方センチメートル角以上の黒字を白地に表示するものとする。また、「放射性」の文字には「Ｌ型」の文字を追加して表示してもよい。

(3) 第１０条関係

運搬に従事する者に対する放射線被ばく線量が、一般人と同様、0.5レム毎年以下となるよう、車両による運搬に従事する者が通常乗車する場所の最大放射線量率は２ミリレム毎時以下と規定されているが、本規定の実効を担保するため、Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を頻繁に運搬する場合にあつては、運搬に従事する者ごとに次のいずれかの事項を記録し、これを１年間保管すること。

(イ) 放射性同位元素等の運搬に従事した時間及びこのうち運転席、助手席、車室内ベツド等にいた時間

(ロ) ポケツト線量計、フイルムバツジ等による測定結果

(4) 第１１条第３項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方３００メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(5) 第１３条関係

携行する書類は、収納又は包装された放射性同位元素等の主な核種の名称及び放射能強度についても記載されたものであること。

また、当該書類の記載内容については、運搬に従事する者に対し、あらかじめ説明すること。

(6) 第１４条関係

放射性輸送物等の運搬において、運転者の過労等による交通事故を防止して運行の安全を確保するための規定である。本規定の実施に当たつては、次によること。

(イ) ＢＭ型輸送物又はＢＵ型輸送物を運搬する場合にあつては、「危険物の規制に関する規則」（昭和３４年総理府令第５５号）第４７条の２の規定に準ずること。

(ロ) 放射性輸送物等を運搬する場合には、昭和５４年１２月２７日付け労働省基発第６４２号「自動車運転者の労働時間等の改善基準について」に準拠すること。

なお、放射性輸送物等の運搬に従事する運転者には、相当の運転経験を有し、かつ、運転技術のすぐれた者を充てるよう努めること。

(7) 第１６条第２項関係

「専門的知識を有する者」とは、次のいずれかに該当する者とする。

(イ) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和３２年法律第１６６号。以下「原子炉等規制法」という。）第４１条に規定する原子炉主任技術者免状を有する者又は原子炉主任技術者試験筆記試験合格者

(ロ) 原子炉等規制法第２２条の３に規定する核燃料取扱主任者免状を有する者

(ハ) 放射線障害防止法第３５条に規定する第１種放射線取扱主任者免状又は第２種放射線取扱主任者免状を有する者

(ニ) 放射性同位元素の取扱いに関し、(イ)から(ハ)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

3. 放射性輸送物の運搬の確認申請等

規則第１９条に規定する放射性同位元素等を運搬しようとする場合は、次の要領で放射線障害防止法第１８条の２第２項に規定する運輸大臣の確認を受けること（放射線障害防止法第４１条の１１に規定する指定運搬方法確認機関に係るものを除く。）。

(1) 第１号様式による放射性輸送物運搬確認申請書並びに別表第１の第１欄に掲げる記載事項について、同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した運搬に関する計画書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は別表第４の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第２欄に掲げる所管課に提出すること。

(2) 申請書等の記載事項のうち、予定運搬日時、予定運搬経路その他軽微な事項の記載内容を変更しようとする場合には、変更の理由、内容を明らかにし、その旨を遅滞なく届け出ること。

また、確認を受けた場合には、確認に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

4. 特別措置運搬承認申請

規則第１８条の規定に基づき、放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物

を運搬しようとする場合は、第２号様式による特別措置運搬承認申請書本文並びに別表第１の第１欄に掲げる記載事項について同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した承認申請書及びその添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該承認申請書等は、別表第４の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第２欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、承認を受けた内容を変更しようとする場合には、変更の事由、内容を明らかにし、その旨当該手続きに準じて承認を受けること。

また、承認を受けた場合には、承認に係る運搬についての記録を１年間保管すること。

5. 積載方法承認の申請等

(1) 申請

積載方法承認を受けようとする者は、別表第２の第１欄に掲げる記載事項について同表の第２欄の記載要領等に従つて記載した申請書及び別表第３の第２欄の記載要領等に従つて記載した同表の第１欄に掲げる添付書類正副２通を提出すること。

この場合において、当該申請書等は、別表第４の第１欄に掲げる区分に応じ、それぞれ、同表の第２欄に掲げる所管課に提出すること。

なお、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第５６号）第１８条の１１第３項に規定する容器については、一括して申請することができる。

(2) 承認の基準

積載方法承認は、次の各号に掲げる基準に適合しているものについて行うものとする。

(イ) 運搬中、移動、転倒、転落等により放射性輸送物の安全性が損なわれないように保たれていること。

(ロ) 同一積載方法により繰り返し実施できるものであること。

(ハ) 放射線障害防止法第１８条の２第２項に基づく運輸大臣の確認を受けたものであること。

(ニ) 前各号のほか運搬の安全上支障を及ぼすことのないこと。

(3) 承認証の交付

積載方法承認を行つたときは、当該承認に係る積載方法承認証を交付するものとする。

なお、当該承認にあたつては、必要に応じ積載方法等に関し条件を付すことができる。

(4) 変更届

積載方法承認を受けた者は、氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、

３０日以内にその旨を運輸大臣に届け出ること。

また、積載方法承認に係る車両を変更しようとする場合には、積載方法が変更前と同等であることを明らかにし、その旨を届け出ること。

別表第１　運搬計画等記載事項等

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1. 運搬の目的	○運搬する放射性同位元素等の用途、発着地等を簡略に記載すること。
2. 当該規定に従つて運搬することが著しく困難な規定及びその理由並びに安全な運搬を確保するために特に講ずる措置（承認申請のみ）	
3. 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所	○法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
4. 運送人の氏名又は名称及び住所	○法人にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
5. 予定運搬日時	
6. 予定運搬経路	
(1) 発地、着地、経路及び距離	
(2) その他	○(2)については、必要に応じ、道路名又は路線名、通過地点、区間距離、キロ程、所要時間、通過予定時刻、点検、運転者の交替予定等を記載し、運行経路図を添付すること。
7. 運搬しようとする放射性輸送物	○承認申請の場合には、(2)及び(4)を除き、「放射性輸送物」とあるのは「放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) 放射性輸送物の型式又は名称及び主要諸元	○(1)の主要諸元は、長さ、幅、高さ、重量等を記載すること。
(2) 放射性輸送物の種類	○(2)については、Ａ、ＢＭ、ＢＵ型輸送物のように記載すること。
(3) 収納（包装）する放射性同	○(3)については、放射性輸送物ごとに記

位元素等の名称、数量、放射能強度、性状及び収納（包装）方法	載し、性状については物理的、化学的状態を記載すること。
(4) 放射性輸送物の輸送制限個数及び配列方法（核分裂性輸送物のみ）	
(5) 放射性輸送物の放射線量率	○(5)については、その位置を付記又は図示すること。
(6) 放射性輸送物の輸送指数	
(7) 放射性輸送物の個数	
(8) 原子力委員会決定８０４項への該当の有無及びその事由	○(8)については、昭和５０年１月原子力委員会決定「放射性物質等の輸送に関する安全基準」８０４項ａからｆまでについて記載すること。
(9) 放射性輸送物の基準適合状況	○(9)については、科学技術庁長官の運搬確認証の番号及び輸送容器の登録番号を記載し。当該確認証の写を添付すること。 科学技術庁長官の運搬確認申請中のものにあつては、その旨並びに申請書の日付及び番号を記載すること。
(10) 放射性輸送物取扱上の注意事項	
(11) 放射性輸送物の外観図及び構造図	○(11)の外観図は、三面図及び鳥観図によること。
8. コンテナの概要	○承認申請の場合には、(2)の「放射性輸送物」を「放射性同位元素等、放射性輸送物又は放射性汚染物」と読み替えて記載すること。
(1) コンテナの名称又は型式及び主要諸元	○(1)の主要諸元については、長さ、幅、高さ、重量、適合規格等を記載すること。
(2) 収納する放射性輸送物の型式又は名称、個数及びコンテナへの収納方法	○(2)については、コンテナごとに記載すること。

(3) コンテナの放射線量率	○(3)については、その位置を付記又は図示すること。
(4) コンテナの輸送指数	
(5) コンテナの個数	
(6) コンテナの外観図	○(6)については、三面図及び鳥観図によること。
9. 車両及び積載方法	
(1) 車両の概要	○(1)については、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合は当該運搬に使用する車両の許容積載量及び有蓋、無蓋の別を、自動車により運搬する場合は当該運搬に使用する自動車の車名、型式、登録番号及び最大積載量を記載すること。
(2) 車両の外観図並びに積載方法及び固定方法	○(2)については、三面図により示すものとし、積載位置、固定等に使用する用具、固定等の方法、標識の貼付、他の積載物等が明確にわかるように示すこと。
(3) 車両の放射線量率	○(3)については、その位置を付記又は図示すること。
(4) 車両に積載する放射性輸送物及びコンテナの型式又は名称、個数並びに輸送指数及びその合計値	○(4)については、車両ごとに記載すること。
10. 運搬実施体制	
(1) 運搬責任者、運搬実施者、運搬従事者及び同行する専門家	○(1)において運搬責任者については、運搬の実務上の責任者であつて必要な際に連絡のとれる者の氏名と連絡先を、運搬実施者については実際に運搬に従事する者（運搬従事者）の統轄者の氏名を、運搬従事者についてはその人数を、同行する専門家についてはその氏名、所属、資格等を記載すること。
(2) 放射線管理要領	○(2)については車両、放射性輸送物、コ

	ンテナ等の放射線量率の管理、放射線量率、測定機器、保護具等について記載すること。
(3) 運搬要領	○(3)については、運搬時における駐車要領、踏切通過要領、梯団時の隊列による運行体制等を記載すること。
(4) 荷役作業要領	○(4)については、荷役時における作業要領、安全対策、使用する機器又は用具の種類等について記載すること。
(5) 事故時の措置	○(5)については、事故時の応急措置、連絡先等を記載すること。
11. その他	○運搬従事者に対する教育訓練内容その他必要な事項を記載すること。

備考　用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第2

記　載　事　項	記　載　要　領　等
1. 申請書本文	○申請書本文の様式は第3号様式によること。 また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。
2. 運搬しようとする放射性輸送物の基準適合状況	○科学技術庁長官の容器承認の番号を記載すること。
3. 承認を受けようとする積載方法	
(1) 名称	
(2) 外観図	○図面により固定方法、積載位置等を明確に示すこと。なお、必要に応じて部分図を添付すること。 ○主要な箇所には寸法を記入すること。
(3) 固縛に使用する用具、架台等	○固縛に使用されるワイヤ、緊締金具、架台等の名称及び記号等を記載すること。
(4) 運搬に係る車両	○鉄道、軌道、索道又は無軌条電車により運搬する場合は車両の許容積載量及び有蓋、無蓋の別を、自動車により運搬する場合は車名、型式、登録番号を記載すること。
(5) 固縛作業	○固縛作業の手順の詳細を明確に記載すること。 ○固縛作業において、使用するクレーン等機械、器具の内容及び固縛作業に従事する者に対し指示すべき事項を記載すること。

備考　用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとすること。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとすること。

別表第3

添付書類	記載要領等
1. 車両に関する説明	○運搬に使用される車両の主要諸元、車両性能及び積載方法の審査に必要な箇所の構造、装置の内容について説明すること。
2. 予定される運搬に関する説明	○予定される運搬に関し、速度、勾配、最小回転半径、運行の距離等について説明すること。
3. 強度計算書	○予定される運搬等において、運搬容器が容易に移動、転倒、転落等を起こさないことを説明すること。
4. 同一積載方法が繰り返し実施できることの説明	○同一の積載方法が繰り返し実施できることを具体的に説明すること。この場合、積付けに使用される機器、架台等の劣化についても言及すること。
5. 承認容器について	○承認容器の主要諸元、外観図及び承認を受けたことを証する書面を添付すること。
6. その他	○その他必要な事項がある場合はその書面を添付すること。

別表第4　申請先

区分	所管課
(1) 当該運搬が日本国有鉄道の鉄道によつてなされる場合	大臣官房国有鉄道部保安課
(2) 当該運搬が日本国有鉄道以外の鉄道、軌道、索道若しくは無軌条電車又は自動車若しくは軽車両によつてなされる場合	貨物流通局技術課

第１号様式（確認申請書）

放射性輸送物運搬確認申請書

正本には、所定の金額の収入印紙をはり、消印しないこと。

運　輸　大　臣　　殿

文書番号

昭和　　年　　月　　日

届出者の氏名
又は名称　　㊞

住　　所

連　絡　先

別添の運搬計画書に記載する放射性輸送物の運搬につき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第１８条の２第２項の確認をして戴きたく申請いたします。

第２号様式（承認申請書）

特別措置運搬承認申請書

運輸大臣　　殿

文書番号

昭和　年　月　日

申請者の氏名又は名称　　㊞

住所

連絡先

放射性同位元素等車両運搬規則第１８条第１項の規定に基づき、下記の放射性同位元素等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考　申請文中「第１８条第１項」は、当該承認申請が規則第１８条第２項に基づく場合は「第１８条第２項」と、第１８条第１項及び第２項に基づく場合は「第１８条第１項及び第２項」と書き換えること。

また、申請者が法人である場合にあつては、その代表者の氏名を付記すること。

第３号様式（積載方法承認申請書）

積載方法承認申請書

運輸大臣　　殿

文書番号

昭和　年　月　日

申請者の氏名又は名称　　㊞

住所

連絡先

放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令第３条の規定に基づき、下記の積載方法について承認して戴きたく申請いたします。

記

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

〔昭和五十六年五月十八日運輸省令第二二号〕

（応急の措置）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十三条第一項の規定に基づき、使用者、販売業者及び廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「使用者等」という。）は、工場又は事業所の外における放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬（以下「事業所外運搬」という。）中、その所持する放射性同位元素等に関し、地震、火災その他の災害が起こつたことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、次の各号に定める措置（法第十八条の二第一項に規定する運搬にあつては、第四号に掲げる措置を除く。）を講じなければならない。

一　放射性同位元素等の運搬に使用されている鉄道、軌道若しくは無軌条電車の車両、索道の搬器、自動車、軽車両、船舶若しくは航空機に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こつたときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防署若しくは消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十四条の規定により市町村長の指定した場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報すること。

二　放射線障害の発生を防止するために必要があるときは、付近にいる者に避難するよう警告すること。

三　放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者がいるときは、速やかに、その者を救出し、避難させる等緊急の措置を講ずること。

四　放射性同位元素等による汚染が生じたときは、速やかに、汚染の広がりの防止及び汚染の除去を行うこと。

五　放射性同位元素等を他の場所に移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲にはなわ張り、標識の設置等を行い、及び見張人を配置することにより、関係者以外の者が立ち入ることを禁止すること。

六　その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。

2　使用者等は、前項各号に掲げる措置を講ずる場合には、しやへい具、かん子又は保護具を用いること、放射線に被ばくする時間を短くすること等により、当該作業に従事する者の被ばく放射線量を、できる限り少なくするようにしなければならない。この場合において、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第一条第一号に規定する放射線作業従事者のうち男子の者が前項各号に掲げる

作業を行う場合における許容被ばく線量は、同令第二十九条第二項に基づき科学技術庁長官の定める放射線量とする。

（届出）

第二条　使用者等は、前条第一項に規定する事態が生じた場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

一　前条第一項の事態が生じた日時及び場所並びに原因

二　発生し、又は発生するおそれのある放射線障害の状況

三　講じ、又は講じようとしている応急の措置の内容

（報告徴収）

第三条　前条に規定するもののほか、運輸大臣は、法第三十三条第一項及び第四項の規定の施行に必要な限度で、使用者等に対し、事業所外運搬の状況その他の事項について、報告をさせることができる。

附　則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

〔昭和五十六年五月十八日
運輸省令第二十三号〕

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式は、次のとおりとする。（注、下表のとおり）。

附　則

この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

（表）

番号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第43条の2第1項の規定により立入検査を行う職員の身分証明書

官職

氏名

年　月　日生

年　月　日発行

年　月　日限り有効

運輸大臣　印

六センチメートル

六センチメートル

八・五センチメートル

（裏）

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律抜すい

（立入検査）

第四十三条の二　科学技術庁長官、運輸大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（運輸大臣にあつては第十八条の二第一項、第二項及び第四項並びに第三十三条第一項及び第四項の規定、都道府県公安委員会にあつては第十八条の二第六項の規定）の施行に必要な限度で、その職員（科学技術庁長官にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員）に、使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物を収去させることができる。

2　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第五十五条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

七　第四十三条の二第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令

（昭和五十六年五月十六日総理府令第三十号）

（届出を要する放射性同位元素等）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（以下この条において「令」という。）第十七条の二において準用する令第十七条の総理府令で定める放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素等とする。

（届出の手続）

第二条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）第十八条の二第五項の規定による放射性同位元素等の運搬の届出をしようとする者は、別記様式第一の届出書二通を当該放射性同位元素等の発送地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

2　前項の届出は、運搬開始の日の一週間前までにしなければならない。

3　第一項の届出を受理した公安委員会は、提出された届出書二通のうち一通に届出を受理した旨を記載して、これを当該届出をした者に交付するものとする。

4　第一項の届出をした者は、当該届出書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、別記様式第二の変更届出書二通を当該届出をした公安委員会に提出しなければならない。

5　第三項の規定は、公安委員会が前項に規定する変更の届出を受理した場合について準用する。

（指示）

第三条　法第十八条の二第六項の総理府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　放射性同位元素等を積載した車両（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第八号に規定する車両をいう。以下この項において同じ。）の速度

二　伴走車の配置

三　放射性同位元素等を積載した車両及び伴走車その他の運搬に同行する車両の車列の編成並びに当該車列を構成する車両相互間の距離

四　駐車（道路交通法第二条第一項第十八号に規定する駐車をいう。以下この号において同じ。）場所及び駐車時の措置

五　放射性同位元素等の積卸し又は一時保管をする場所

六　見張人の配置その他放射性同位元素等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

七　放射性同位元素等の車両への積載方法

八　警察機関への連絡

九　前条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により交付された届出書及び次項の規定により交付された指示書の携帯

十　放射性同位元素等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行

十一　前各号に掲げるもののほか、運搬中の交通事故、放射性同位元素等の盗取等による放射線障害を防止するために必要な事項

2　法第十八条の二第六項の規定による指示は、前条第一項の届出を受理した公安委員会が別記様式第三の指示書を当該届出をした者に交付して行うものとする。

（公安委員会の通知）

第四条　第二条第一項の届出を受理した公安委員会は、当該届出に係る運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、速やかに、当該他の公安委員会に放射性同位元素等の運搬の日時及び経路、種類、数量その他の必要な事項を通知しなければならない。

2　前項の規定は、公安委員会が第二条第四項に規定する変更の届出を受理した場合について準用する。

3　前条第二項の指示をした公安委員会は、当該指示に係る運搬が他の公安委員会の管轄する区域にわたるときは、当該他の公安委員会に当該指示の内容を速やかに通知しなければならない。

（運搬に関する検査）

第五条　法第十八条の二第八項の規定による検査は、第二条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定により交付された届出書の内容に従つて（第三条第二項の規定により指示書が交付されたときは、その内容に従つて）運搬されているかどうかについて行うものとする。

（報告徴収）

第六条　法第四十二条第一項の規定により公安委員会が法第十八条の二第五項に規定する届出をした使用者、販売業者若しくは廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者に対し報告をさせることができる事項は、工場又は事業所の外における運搬の状況及び当該運搬に関し人の障害が発生し、又は発生するおそれがある事故の状況とする。

附　則

この府令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第五十二号）の施行の日（昭和五十六年五月十八日）から施行する。

別記様式第１　（第２条関係）

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

○○公安委員会 殿

年　月　日

使用者等の区分（注１）

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

連絡担当者　電話番号

運搬日時		年　月　日　時から 年　月　日　時まで			
発送地（注２）					
到着地（注２）					
輸送物	容器の種類及び個数				
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量				
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、その名称）及び住所（注３）					
運搬同行責任者氏名					
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名					
運搬経路（注４）					
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻					
放射性同位元素等積載車両及び運転者		自動車登録番号	最大積載重量	積載重量及び輸送物個数	運転者氏名
積載方法（注５）					
確認又は特別措置の承認の有無（注６）		科学技術庁長官			
		運輸大臣			
携行資器材の名称及び個数					
運搬要領（注７）					
警察機関への連絡要領					
応急措置要領					

注　１　使用者、販売業者、廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の別を記載すること。
　　２　工場又は事業所の名称も併記すること。
　　３　届出者が使用者、販売業者又は廃棄業者であり、かつ、自ら運搬する場合は、記載しないこと。
　　４　路線名、主要な経由地点、通過予定時刻及び車両、船舶、鉄道等の運搬手段の別を記載すること。
　　５　輸送物の積載方法の概要を記載し、積載時の車両の外観図を添付すること。
　　６　法第18条の２第２項の科学技術庁長官又は運輸大臣の確認の有無並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第18条の９及び放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）第18条第１項の特別措置の承認の有無について記載すること。
　　７　車両の速度及び駐車、積卸し又は一時保管をする際に講じる見張人の配置等安全確保のための措置について記載し、車列の編成及び車間距離を記載した図面を添付すること。

備考　１　※印欄には、記載しないこと。
　　２　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第２　（第２条関係）

放射性同位元素等運搬変更届出書

年　月　日

○○公安委員会　殿

住所

氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）　㊞

放射性同位元素等の運搬の届出等に関する総理府令第２条第４項の規定により、年　月　日付けで届け出た放射性同位元素等の運搬について、次のとおり変更したので届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第３　（第３条関係）

放射性同位元素等運搬指示書

第　号
年　月　日

殿

公安委員会　印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の２第６項の規定により、別記１の放射性同位元素等の運搬について、別記２のとおり指示する。

別記１

整理番号	
届出年月日	
運搬予定年月日	

別記２

指示事項	

表　放射性同位元素等の運搬に関する法令の概要

昭和56年5月27日
警察庁保安部公害課

法　　律	政　　令	総　　理　　府　　令
放射性同位元素等の運搬の届出（第18条の2第5項）	○　届け出なければならない場合を定める。（第17条の2で準用する第17条） 放射線障害防止のための措置が特に必要な総理府令で定める放射性同位元素等	○　届出を要する放射性同位元素等を定める（第1条） 科学技術庁長官の定める量を超える放射能を有する放射性同位元素等 ○　届出の手続について定める。（第2条） 届出書、変更届出書（別記様式第1、第2） ○　公安委員会の通知について定める。（第4条）
公安委員会の指示（第18条の2第6項） 日時、経路その他総理府令で定める事項		○　指示事項について定める。（第3条） 速度、伴走車の配置、駐車場所、見張人の配置、届出書等の携行、経験者の同行その他交通事故、盗取等の防止上の必要事項 ○　指示の手続について定める。（第4条） 指示書（別記様式第3）
使用者等の遵守義務（第18条の2第7項）		
運搬に関する検査（第18条の2第8項）（注）		○　検査の方法について定める。（第5条） 届出書、指示書の内容に従つて運搬されているかどうかについて行う。
報告徴収（第42条第1項）		○　報告事項を定める。（第6条） 1　事業所外運搬の状況 2　事業所外運搬に関し、人の障害が発生し又は発生するおそれのある事故の状況
立入検査（第43条の2）		
経　過　措　置	○　届出の規定は法の施行の日から60日を経過する日（7月16日）までに行われる運搬について適用しない。（附則第4条）	

（注）　法第18条の2第8項の規定は、放射性同位元素等を運搬する車両に対する警察官の停止権、検査権、措置命令権を定めている。

図　放射性同位元素等の運搬の届出等に関する作業図

1　運搬届出関係（法第18条の2第5項

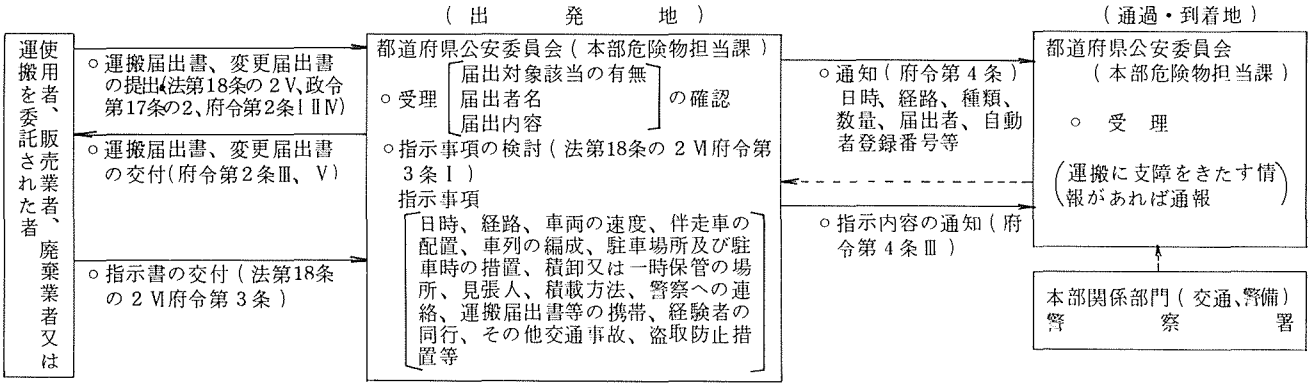

2　報告徴収関係（法第42条）

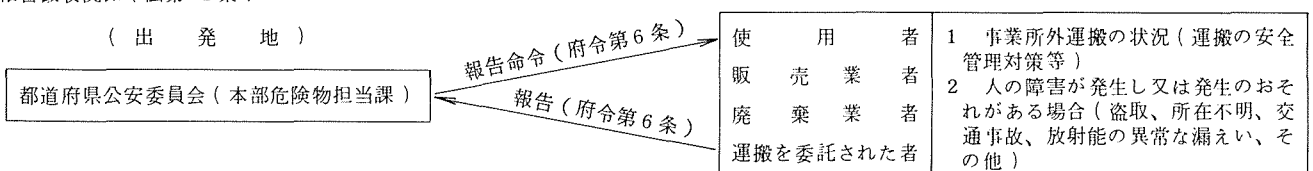

○放射性同位元素等運搬届出書の記載例〔別記様式第1　（第2条関係）〕

※整理番号	
※受理年月日	

放射性同位元素等運搬届出書

昭和56年7月10日

○○県公安委員会　殿

使用者等の区分（注1）
運搬を委託された者
住所　東京都港区××○丁目○番○号
氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
○○○運輸株式会社
代表取締役　○○○○　㊞
連絡担当者○○○○　電話番号03－000－0000

運搬日時		昭和56年7月17日　13時から 昭和56年7月18日　16時まで
発送地（注2）		東京都文京区○○○　○○○○協会
到達地（注2）		大阪府吹田市○○○　○○○○病院
輸送物	容器の種類及び個数	BU型輸送物　1個
	放射性同位元素等の名称、数量及び重量	コバルト－60　3000キュリー（Ci）　10g
委託者又は受託者の氏名（法人にあつては、その名称及び住所）（注3）		大阪府吹田市○○○ ○○○○病院 院長　○　○　○　○
運搬同行責任者氏名		○　○　○　○
知識及び経験を有する者を同行する場合は、その氏名		○　○　○　○　第2種放射線取扱主任者
運搬経路（注4）		別紙記載のとおり。
駐車、積卸し及び一時保管の予定場所並びにその予定時刻		別紙記載のとおり。積卸しは行わない。
放射性同位元素等積載車両及び運転者		自動車登録番号：品11あ 12－34 最大積載重量：11t 積載重量及び輸送物個数：1,800kg 1個 運転者氏名：○○　○○
積載方法（注5）		トラックには、輸送物1個を積載し、ワイヤロープで固定し、輸送物上部にシートをかける。
確認又は特別措置の承認の有無（注6）		科学技術庁長官 運輸大臣
携行資器材の名称及び個数		別紙記載のとおり。
運搬要領（注7）		別紙記載のとおり。
警察機関への連絡要領		別紙記載のとおり。
応急措置要領		別紙記載のとおり。

別記記載については核燃料物質等運搬届出書を参照

○放射性同位元素等運搬指示書例〔別記様式第２　（第３条関係）〕

放射性同位元素等運搬指示書

第　１　号

昭和56年７月15日

○○運輸株式会社

代表取締役　○○○○　殿

○○県公安委員会　印

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第18条の２第６項の規定により、別記１の放射性同位元素等の運搬について、別記２のとおり指示する。

別記１

整理番号	1
届出年月日	昭和56年７月10日
運搬予定年月日	昭和56年７月17日

別記２

指示事項	知識及び経験を有する者を同行させて運行させること。 この指示書及び先に交付した届出書を携帯すること。

図　放射性同位元素等の船舶運送関係法令と体系

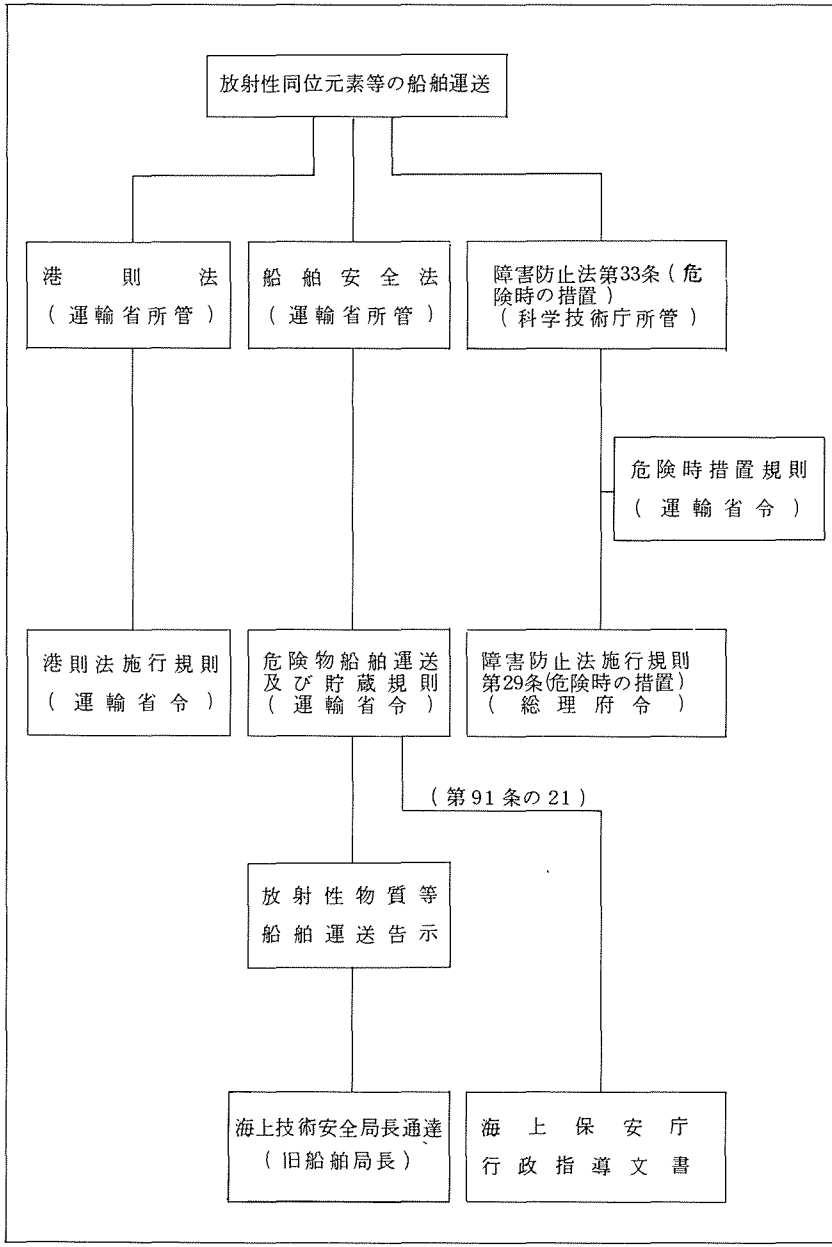

○船舶安全法（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送規則（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○危険物船舶運送告示

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○運輸省海上技術安全局長通達

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書（その一）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○海上保安庁行政指導文書（その二）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○港則法施行規則（抄）

（省略）核燃料物質等の船舶運送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

図　放射性同位元素等の航空機輸送関係法令と体系

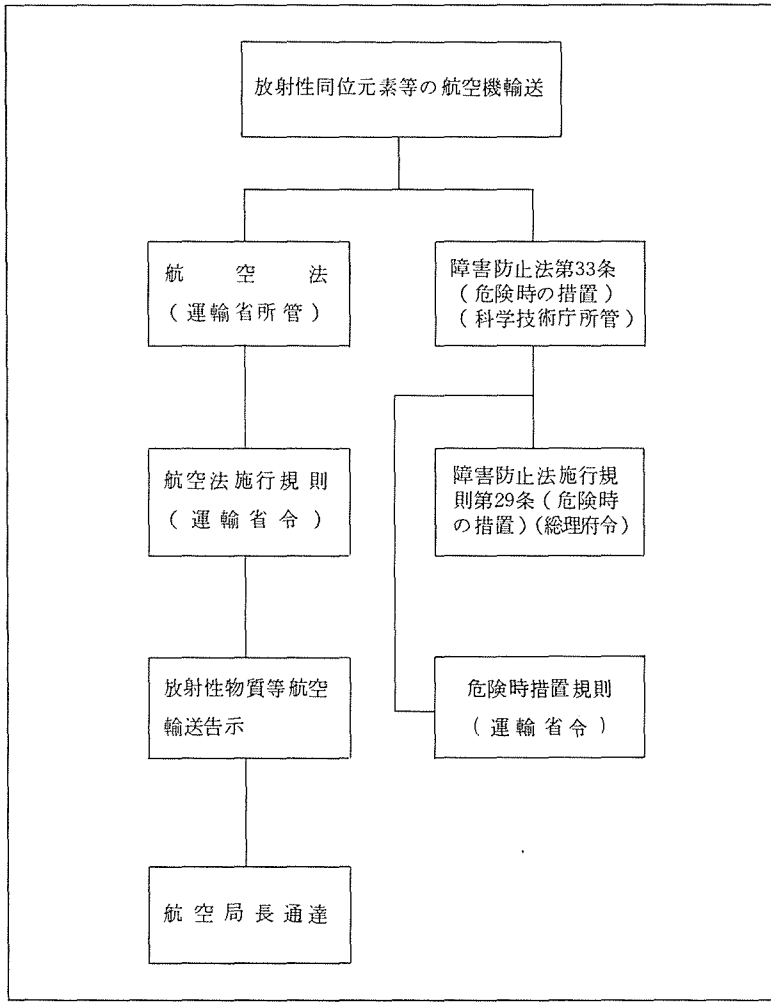

○航　空　法　（抄）

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○航空法施行規則（抄）

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性物質等航空輸送告示

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○運輸省航空局長通達

（省略）核燃料物質等の航空機輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（抄）

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○放射性同位元素等の事業所外運搬に係わる危険時における措置に関する規則

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

○立入検査を行う職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

（省略）陸上輸送の場合に同じ。

III

関連法令及び定義等

が遵守すべき事項を定めることができる。

○薬事法（抄）

〔昭和二十五年八月十日〕
〔法律第百四十五号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八七号

（目的）

第一条　この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具に関する事項を規制し、その適正をはかることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律で「医薬品」とは、次の各号に掲げる物をいう。

一　日本薬局方に収められている物

二　人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、器具器械（歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。以下同じ。）でないもの（医薬部外品を除く。）

三　人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

（医薬品の製造に関する遵守事項）

第十六条　厚生大臣は、生物学的製剤その他その製造に関し特別の注意を必要とする医薬品について、厚生省令で、製造所内外の清潔保持、作業記録の作成その他その医薬品の製造に関し製造業者

○放射性医薬品製造規則（抄）

〔昭和三十六年二月一日厚生省令第四号〕

最終改正　昭和五二年九月一日厚生省令第三九号

（定義）

第一条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　放射性医薬品　放射線（原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を放出する医薬品であつて、別表第一に掲げるもの

二　放射性物質　放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物

三　管理区域　外部放射線の放射線量が厚生大臣が定める許容線量をこえ、空気中若しくは水中の放射性物質の濃度が厚生大臣が定める許容濃度をこえ、又は放射性物質によつて汚染された物の表面の放射性物質の密度が厚生大臣が定める許容表面密度をこえるおそれのある場所

四　放射線作業従事者　放射性物質又は放射性物質によつて汚染された物の取扱い、管理又はこれに附随する業務に従事する者であつて、管理区域に常時立ち入るもの

五　管理区域随時立入者　管理区域に業務上立ち入る者（一時的に立ち入る者を除く。）であつて、放射線作業従事者以外のもの

（製造業者の遵守すべき事項）

第二条　製造業者は、作業を行なうにあたつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

6　製造業者は、放射性物質の運搬を行うにあたつて、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。ただし、放射性物質を作業所等の中において運搬する場合及び放射性物質を運搬する時間がきわめて短く、かつ、放射線障害の発生するおそれがない場合には、この限りでない。

一　運搬は、容器に入れて行なうこと。この場合において、容器の外にある空気を汚染するおそれのある放射性物質については、気密な構造の容器に入れ、液体状の放射性物質については、こぼれにくい構造であり、かつ、浸透しにくい材料を用いた容器に入れること。

二　容器（容器をこん包する場合には、そのこん包）の表面には、放射性物質の種類及び数量を明示すること。

三　液体状又は固体状の放射性物質を入れた容器で、きれつ、破損等の事故の生ずるおそれのあるものは、吸収材その他放射性物質による汚染のひろがりを防止することができる材料で包むこと。

四　放射性物質を入れた容器は、容易に破損しないように措置すること。

五　放射性物質を入れた容器（容器をこん包する場合には、その

こん包。以下この号において同じ。）の表面から一メートルの距離において放射線量率が十ミリレム毎時をこえず、かつ、容器の表面の放射線量率が二百ミリレム毎時をこえないようにすること。ただし、郵送する場合には、容器の表面の放射線量率が十ミリレム毎二十四時をこえないようにすること。

○郵便法（抄）

〔昭和二十二年十二月十二日
法律第百六十五号〕

最終改正　昭和五三年六月一三日法律第七一号

（この法律の目的）

第一条　この法律は、郵便の役務をなるべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする。

（郵便禁制品）

第十四条　左の物は、これを郵便物として差し出すことができない。

一　爆発性、発火性その他の危険性のある物で郵政大臣の指定するもの(1)

二　毒薬、劇薬、毒物及び劇物（官公署、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師又は毒劇物営業者が差し出すものを除く。）

三　生きた病源体及び生きた病源体を含有し、又は生きた病源体が附着していると認められる物（官公署、細菌検査所、医師又は獣医師が差し出すものを除く。）

四　法令に基き移動又は頒布を禁止された物

（省令による差出の禁止）

第十五条　郵政大臣は、郵便の業務に従事する者又は他の郵便物に対する傷害又は損害を避けるため必要があると認めるときは、省令で物を指定して、その物を郵便物として差し出すことを禁止することができる。

(1)　昭和二十二年逓信省告示第三百八十号

○昭和二十二年逓信省告示第三百八十四号（郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物）（抄）

〔昭和二十二年十二月二十九日逓信省告示第三百八十四号〕

最終改正　昭和四〇年二月一一日郵政省告示第九五号

郵便法第十四条第一号の爆発性、発火性その他の危険性のある物は左の通りとし、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

昭和十三年四月逓信省告示第九百八十一号は、昭和二十二年十二月三十一日限りこれを廃止する。

九　放射性物質

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項に規定する核燃料物質（核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）第五条の規定により容器に入れて差し出すものを除く。）並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する放射性同位元素（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条第一項の規定により容器に入れて差し出すものを除く。）

○昭和五十年郵政省告示第八百四十九号（放射性物質を包有する書状をあてることができる国等）

〔昭和五十年十二月十二日郵政省告示第八百四十九号〕

最終改正　昭和五二年九月二九日郵政省告示第七一八号

放射性物質を包有する書状をあてることができる国等は、次のとおりとし、昭和五十一年一月一日から施行する。

番号	国名・地域名
六	アメリカ合衆国
七・一	グアム、プエルト・リコ、サモア及び米領ヴァージン諸島
七・二	信託統治の下にある太平洋の地域（クワジェレイン、エニウェトク及びマジュロを含むマーシャル諸島、クサイ、ホナペ、トラック、ウリスイ、ヤップ及びパラオを含むカロリン諸島並びにサイパン及びティニアンを含みグアムを除くマリアナ諸島）
七・三	パナマ運河地帯
一〇	オーストラリア（ロコス諸島及びロード・ハウ島を含む。）
一〇・一	ノーフォーク（島）
一一	オーストリア
一一の三	バハレーン
一四	ブータン
一五	白ロシア
二一	ブルンディ
三二	大韓民国
三八	ドミニカ共和国
四三	エティオピア
四九	ガンビア
五一	英国
五一・二	ガーンジィ
五一・三	ジャージィ
五二・一	アンティグア
五二・二	アセンション
五二・三	バリセ
五二・五	ブルネイ（保護領）
五二・六	カイマン
五二・一〇	ギルバート
五二・一六	ローデシア
五二・一八	セント・ヘレナ
五二・二一	ソロモン諸島（ショートランド島を含む。）

五二・二八	テュヴアル
五四	グァテマラ
六四	イラン
六六	アイルランド
七〇	ジャマイカ
七四	クウェイト
七六	レソト
七八	リベリア
八〇	リヒテンシュタイン（注1）
八一	ルクセンブルグ
八三	マラウイ
九一	メキシコ（注2）
九七	ニジェール
一〇七	ベルー
一一〇	ホルトガル
一一三	カタル
一一四	エジプト・アラブ共和国
一一八	セネガル
一二〇	シンガポール共和国
一二二の二	スリ・ランカ共和国
一二三	スウェーデン
一二四	スイス（注1）
一二八	チャード
一三一	トーゴー
一三六	ウクライナ
一三七	ソヴィエト社会主義共和国連邦
一四〇	ヴェネズエラ
一四四	ユーゴースラヴィア
一四五	ザンビア

（注1）別配達としたものに限る。

（注2）名あて国の原子力委員会の認可をあらかじめ必要とする。

備考　番号欄の番号は、昭和四十六年郵政省告示第九〇七号（外国あて通常郵便物の送達等に関し外国郵政庁で定める条件）に掲げる国名・地域名の整理番号と同じである。

○原子力基本法（抄）

（昭和三十年十二月十九日法律第百八十六号）

改正　昭和四二年七月二〇日法律第七二号
同　五三年七月五日同第八六号

（目的）

第一条　この法律は、原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的とする。

（基本方針）

第二条　原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

（定義）

第三条　この法律において次に掲げる用語は、次の定義に従うものとする。

一　「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいう。

二　「核燃料物質」とは、ウラン、トリウム等原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する物質であつて、政令[1]で定めるものをいう。

三　「核原料物質」とは、ウラン鉱、トリウム鉱[2]その他核燃料物質の原料となる物質であつて、政令で定めるものをいう。

四　「原子炉」とは、核燃料物質を燃料として使用する装置をいう。ただし、政令[3]で定めるものを除く。

五　「放射線」とは、電磁波又は粒子線のうち、直接又は間接に空気を電離する能力をもつもので、政令[4]で定めるものをいう。

（核原料物質の管理）

第四条　核原料物質の輸入、輸出、譲渡、譲受及び精錬は、別に法律で定めるところにより、政府の指定する者に限つてこれを行わしめるものとする。

（核燃料物質に関する規制）

第十二条　核燃料物質を生産し、輸入し、輸出し、所有し、所持し、譲渡し、譲り受け、使用し、又は輸送しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。

（核燃料物質の譲渡命令）

第十三条　政府は、前条に規定する規制を行う場合において、別に法律で定めるところにより、核燃料物質を所有し、又は所持する者に対し、譲渡先及び価格を指示してこれを譲渡すべきことを命ずることができる。

（放射線による障害の防止措置）

第二十条　放射線による障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、販売、使用、測

定等に対する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める。

附　則

この法律は、昭和三十一年一月一日から施行する。

(1)　核燃料物質等の定義政令　第一条
(2)　〃　第二条
(3)　〃　第三条
(4)　〃　第四条

○核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令（抄）

〔昭和三十二年十一月二十一日政令第三百二十五号〕

最終改正　昭和五六年五月一五日政令第一六六号

内閣は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条の規定に基き、この政令を制定する。

（核燃料物質）

第一条　原子力基本法第三条第二号の核燃料物質は、次に掲げる物質とする。

一　ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率であるウラン及びその化合物

二　ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率に達しないウラン及びその化合物

三　トリウム及びその化合物

四　前三号の物質の一又は二以上を含む物質で原子炉において燃料として使用できるもの

五　ウラン二三五のウラン二三八に対する比率が天然の混合率をこえるウラン及びその化合物

六　プルトニウム及びその化合物

七　ウラン二三三及びその化合物

八　前三号の物質の一又は二以上を含む物質

（核原料物質）

第二条　原子力基本法第三条第三号の核原料物質は、ウラン若しくはトリウム又はその化合物を含む物質で核燃料物質以外のものとする。

（原子炉）

第三条　原子力基本法第三条第四号ただし書の政令で定めるものは、原子核分裂の連鎖反応を制御することができ、かつ、その反応の平衡状態を中性子源を用いることなく持続することができ、又は持続するおそれのある装置以外のものとする。

（放射線）

第四条　原子力基本法第三条第五号の放射線は、次に掲げる電磁波又は粒子線とする。

一　アルファ線、重陽子線、陽子線その他の重荷電粒子線及びベータ線

二　中性子線

三　ガンマ線及び特性エックス線（軌動電子捕獲に伴って発生する特性エックス線に限る。）

四　百万電子ボルト以上のエネルギーを有する電子線及びエックス線

○放射線障害防止の技術的基準に関する法律（抄）

〔昭和三十三年五月二十一日
法律　第百六十二号〕

改正　昭和五一年一月一六日法律第二号

（目的）

第一条　この法律は、放射線障害の防止に関する技術的基準策定上の基本方針を明確にし、かつ、総理府に放射線審議会を設置することによつて、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「放射線」とは、アルファ線、重陽子線、陽子線、ベータ線、電子線、中性子線、ガンマ線、エックス線その他電磁波又は粒子線で直接又は間接に空気を電離する能力を有するものをいう。

（基本方針）

第三条　放射線障害の防止に関する技術的基準を策定するに当つては、放射線を発生する物を取り扱う従業員及び一般国民の受ける放射線の線量をこれらの者に障害を及ぼすおそれのない線量以下とすることをもつて、その基本方針としなければならない。

（略）

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日
法律第百六十六号〕

最終改正　昭和五三年七月五日法律第八六号

（定義）

第二条　この法律において「原子力」とは、原子力基本法第三条第一号に規定する原子力をいう。

5　この法律において「製錬」とは、核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの比率を高めるために、核原料物質又は核燃料物質を化学的方法により処理することをいう。

6　この法律において「加工」とは、核燃料物質を原子炉に燃料として使用できる形状又は組成とするために、これを物理的又は化学的方法により処理することをいう。

7　この法律において「再処理」とは、原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質（以下「使用済燃料」という。）から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済燃料を化学的方法により処理することをいう。

8　この法律において「国際規制物資」とは、原子力の研究、開発及び利用に関する条約その他の国際約束（以下単に「国際約束」という。）に基づく保障措置の適用その他の規制を受ける核原料物質、核燃料物質、原子炉その他の資材又は設備をいう。

9　前項の国際規制物資は、内閣総理大臣が告示する。

（略）

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（抄）

〔昭和三十二年六月十日法律第百六十七号〕

最終改正　昭和四七年六月八日法律第五七号

（定義）

第二条　この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

2　この法律において「放射性同位元素」とは、りん三十二、コバルト六十等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令(1)で定めるものをいう。

3　この法律において「放射性同位元素装備機器」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器で政令で定めるものをいう。

4　この法律において「放射線発生装置」とは、サイクロトロン、シンクロトロン等荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で政令(2)で定めるものをいう。

(1)　障害防止法施行令第一条

(2)　障害防止法施行令第二条

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（抄）

〔昭和三十五年九月三十日政令第二百五十九号〕

最終改正　昭和五六年五月十五日政令第一六七号

（放射性同位元素）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の放射性同位元素は、放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度が科学技術庁長官が定める数量及び濃度[1]をこえるものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

一　原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質及び同条第三号に規定する核原料物質

二　薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品

三　薬事法第二条第四項に規定する医療用具で、科学技術庁長官が厚生大臣又は農林水産大臣と協議して指定するものに装備されているもの。

四　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別の表示を附された鉱工業品又は放射線障害の防止に関してこれと同等に安全と認められる鉱工業品であつて、科学技術庁長官が指定するものに用いられている自発光性の塗料

（放射性同位元素装備機器）

第一条の二　法第二条第三項に規定する政令で定める放射性同位元素装備機器は、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（ニッケル六三を装備しているものに限る。）とする。

（放射線発生装置）

第二条　法第二条第四項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次に掲げる装置（その表面から十センチメートル離れた位置における最大放射線量率が科学技術庁長官が定める[2]放射線量率以下であるものを除く。）とする。

一　サイクロトロン

二　シンクロトロン

三　シンクロサイクロトロン

四　直線加速装置

五　ベータトロン

六　ファン・デ・グラーフ型加速装置

七　コッククロフト・ワルトン型加速装置

八　その他荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置で、放射線障害の防止のため必要と認めて科学技術庁長官が指定[3]するもの。

(1)　放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条

(2)　放射線を放出する同位元素等の数量を定める件第一条の二及びマイクロトロン

(3)　変圧器型加速装置（昭和三十九年科学技術庁告示第四号）

○放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（抄）

〔昭和三十五年九月三十日
科学技術庁告示第二十二号〕

最終改正　昭和五六年五月十六日科学技術庁告示第六号

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百五十九号）及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）の規定に基づき、昭和三十三年科学技術庁告示第四号（放射線を放出する同位元素の数量等を定める件）の全部を改正するこの告示を次のように定め、昭和三十五年十月一日から適用する。

（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度）

第一条　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条に規定する放射線を放出する同位元素の数量及び濃度は、数量については次の各号に掲げるとおりとし、濃度については〇・〇〇二マイクロキュリー毎グラムとする。ただし、自然に賦存する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物で固体状のものに係る濃度については、〇・〇一マイクロキュリー毎グラムとする。

一　放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が一種類のものについては、次の表の上欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数量

二　放射線を放出する同位元素が密封されていないものであつて、その種類が二種類以上のものについては、次の表の上欄に掲げる種類の放射線を放出する同位元素のそれぞれの数量の同表の下欄に掲げる数量に対する割合の和が一となるようなそれらの数量

三　放射線を放出する同位元素で密封されたものについては、百マイクロキュリー

種類	数量
ストロンチウム九十及びアルファ線を放出する同位元素（以下「第一群」という。）	〇・一マイクロキュリー
物理的半減期が三十日をこえる放射線を放出する同位元素（水素三、ベリリウム七、炭素十四、いおう三十五、鉄五十五、鉄五十九及びストロンチウム九十並びにアルファ線を放出するものを除く。以下「第二群」という。）	一マイクロキュリー
物理的半減期が三十日以下の放射線を放出する同位元素（ふっ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一並びにアルファ線を放出するものを除	十マイクロキュリー

く。）並びにいおう三十五、鉄五十五及び鉄五十九（以下「第三群」という。）	
水素三、ベリリウム七、炭素十四、ふっ素十八、クロム五十一、ゲルマニウム七十一及びタリウム二百一（以下「第四群」という。）	百マイクロキュリー

四　放射線を放出する同位元素で時計その他の機器又は装置以外の物に密封されたもの（放電管、煙感知器その他の機器又は装置に装備されたものを除く。）であって、それらの集合したものについては、その集合したものごとに百マイクロキュリー

（放射性発生装置に係る放射線量率）

第一条の二　令第二条各号列記以外の部分に規定する放射線量率は、〇、〇六ミリレム毎時とする。

放射性物質等の輸送法令集（昭和62年版）

定　価　4,900円

発　行　昭和54年8月28日
改訂　昭和56年1月26日
改訂　昭和57年1月20日
増刷　昭和58年3月　1日
改訂　昭和60年1月31日
改　訂　昭和62年3月31日

監　修　科学技術庁原子力安全局　核燃料規制課
核燃料物質輸送対策室
放射線安全課
運輸省運輸政策局技術安全課
警察庁保安部保安課

編　集　日本原子力産業会議
©1987
発　行　〒105 東京都港区新橋1－1－13
東新ビル
電　話　（03）508－2411

印　刷　㈱広済堂

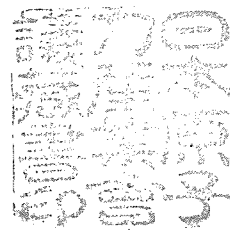

JAIF